第 2 編　ごみ処理基本計画

第１章　ごみ処理の現状と課題

第１節　ごみ処理の現状

1.1　ごみ処理の経緯

(1) 計画の策定状況

本市は、『ごみ処理の広域化計画（平成 9 年 12 月北海道策定)』で、北海道の広域 24 ブロックのうち『中・北空知ブロック』に位置付けされ、この広域化計画を踏まえて平成 10 年（最終計画：平成 21 年度）にブロックで『ごみ処理広域化基本計画』が策定されている。

この計画に基づき中・北空知廃棄物処理広域連合（5 市 9 町）として、民間の焼却処理施設である『(株)エコバレー歌志内』の運転停止に対応するため、広域焼却処理が計画されて平成 25 年 4 月には『中・北空知エネクリーン（以下、「エネクリーン」という。)』が供用を開始している。

表 2.1.1.1　広域連合によるごみ処理広域化

（平成 27 年 4 月 1 日現在：北海道公表）

施設整備等	整備・進捗状況
焼却施設	広域連合：整備済み 芦 別 市：広域処理不参加
資源化施設	北空知衛生センター組合（深川市）・中空知衛生施設組合（滝川市）・砂川地区保健衛生組合（砂川市）でリサイクルプラザ整備済み
最終処分場	各市町、北空知衛生施設組合で整備済み

本市におけるごみ処理基本計画は、生活環境に係る事項を含めると、下記に示す計画指標などが策定されている。

年　　度	計　画　等
平成 14 年度	赤平市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例（全部改正）
平成 15 年度	赤平市ごみ処理基本計画（改訂版）（H15～H30）
平成 23 年度	（H21：ごみ処理広域化基本計画） 赤平市一般廃棄物処理基本計画（H24～H38）
平成 26 年度	あかびらくらしのガイド（2014 保存版）
平成 30 年度	あかびらくらしのガイド（ごみ分別のみ改訂）
	赤平市廃棄物処理施設条例（施行）

このような状況の中、市民をはじめとする各方面の協力を得て、ごみ処理手数料の有料化を実施している。

そして、平成 23 年度には平成 21 年度に中・北空知広域連合による『ごみ処理広域化基本計画』が策定されたこともあり、各種法令の改正や廃棄物に係る諸課題に対応し、平成 24 年度を始期とする『赤平市一般廃棄物処理基本計画』を策定している。

この計画では、更なる廃棄物の発生抑制、循環型社会形成の推進と廃棄物の適正処理により、生活環境の保全を図ることを目的としている。

(2) 現状のごみ処理状況

現在は、これらの諸計画に基づき、

生ごみ	：中空知衛生施設組合リサイクリーン （高速メタン発酵処理施設）	滝川市、芦別市、 赤平市､新十津川町、 雨竜町
燃やせる ごみ	：中空知衛生施設組合リサイクリーン （中継施設） →　中・北空知エネクリーン（焼却処理）	滝川市、赤平市、 新十津川町、 雨竜町
燃やせない ごみ 粗大ごみ	：中空知衛生施設組合リサイクリーン（選別） →　中・北空知エネクリーン（焼却処理） →　赤平市一般廃棄物最終処分場（埋立） →　再資源化（売り払い等）	赤平市
資源ごみ	：中空知衛生施設組合リサイクリーン（選別） →　再資源化（売り払い等）	滝川市、赤平市、 新十津川町、 雨竜町

で、処理・処分・リサイクルされている。

なお、平成 15 年 4 月にはごみ処理手数料を定額制から排出量単純比例型（従量制）に移行しており、併せて分別収集などの排出基準も確立している。

〈定額制〉

ごみの排出量に関係なく、一定の金額が課金される方式

〈排出量単純比例型〉

ごみの排出量に応じて課金される方式

表 2.1.1.2　ごみ収集品目の分別状況（6 分別 9 種類）

分別項目と種類		内容（主なもの）	分別開始 年　月	有料化 状　況
生ごみ		野菜、果物のくず、食べ残し、お茶がら、ペットのふん、ティーバッグ、直径 3 センチ未満の骨、コーヒーの粉、生花　など	平　成 15 年度	有　料 (従量制)
燃やせるごみ		紙類、小枝、布類、吸い殻、大量の草、プラスチック類、ひも、縄、貝殻類、食用油（紙か布に吸わせる）、革類、紙おむつ（汚物は捨てる）、厚さ 5 センチ以下の板類、ビデオテープ、カセットテープ　など	平　成 15 年度	有　料 (従量制)
燃やせないごみ		包丁や鍋などの金属類、小型の電器製品、陶器、電球、ガラス類、びんのふた、ペットの砂、汚れたかんやびん、大きな角缶、園芸用の土、厚さ 5 センチを超える板 など	平　成 15 年度	有　料 (従量制)
粗大ごみ		家具、剪定した枝、ゴルフ用品、煙突（円筒）、タイヤホイール、スキー、布団、パイプ、はしご、戸、畳、衣装ケース、発泡スチロール箱　など	平　成 15 年度	有　料 (従量制)
資源ごみ	びん	ジュース、酒類、栄養剤などの飲料びん、 佃煮などの食品のびん、 しょうゆ・こしょうなどの調味料びん、 リターナブルびん、風邪薬や胃腸薬などのびん、 化粧品のびん（乳白色のびんを除く）　など	平　成 15 年度	無　料
	缶	ジュース、ビールなどの飲料かん、 のり、お菓子、缶詰類などの食品かん、 油、わさびなどの調味料かん、 ペットフードのかん　など		
	ペットボトル	飲料用ペットボトル しょうゆなどの調味料ペットボトル　など		
	古紙	以下の 4 品目に分けて排出する。 1　新聞類 新聞紙、新聞の折り込み広告、チラシ、 ピンで留められた雑誌（のり付けされていないもの） 2　雑誌類 のり付けされている雑誌、封筒、ハガキ、 紙袋、模造紙や包装紙、カレンダー、ポスター、 パンフレット、和紙、西洋紙 3　ダンボール類 ダンボール、ティッシュボックスや お菓子の箱などの厚紙 4　紙パック 牛乳パックなどの紙パック （紙パックマークがあるものが対象）		
特定品目		電池類、水銀体温計、水銀血圧計、蛍光管、ライター、ガス缶（スプレー缶・カセットボンベ）	－	無　料

表 2.1.1.3　収集していない品目

分別項目と種類	内容（主なもの）	分別開始 年　月	有料化 状　況
小型家電	【家庭の電気や電池で動く製品が広く対象】(*1) パソコン、携帯電話、デジタルカメラ、 デジタルオーディオプレーヤー､電子辞書､ゲーム機、 電源アダプタ、電気カミソリ　など	平成 25 年 4 月	無　料 拠　点 回　収 (*3)
家電製品	【家電小売店に依頼する】 テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコンなどの 家電リサイクル法対象品	－	－
収集できないごみ	【販売店やメーカー、専門業者に相談の上処理】 バッテリー、廃タイヤ（自動車用)、消火器、 LP ガスボンベ、オートバイ、ピアノ、農薬、劇薬、 90L 超の石油タンク、ドラム缶（*2）　など	－	－

(*1) 注意事項

・家電リサイクル法の対象品目（ブラウン管／液晶／プラズマテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン）と、デスクトップ型パソコンのブラウン管式モニターは対象とせず。

・ビデオテープ、カセットテープ及び CD、DVD 等のディスク類は対象とせず。

・収集物は確実に処理されるが、電子・電気機器内の個人情報は可能な限り消去してから排出すること。

(*2) ドラム缶は、中空知衛生施設組合リサイクリーン（以下、「リサイクリーン」という。）で受入可能（自己搬入）

(*3) 小型家電：拠点回収場所

①赤平市役所

②茂尻支所

③平岸コミュニティセンター

1.2　ごみの処理区分

家庭系ごみの分別区分は、平成 16 年度を境に広域化による共同処理を前提として確立され統一が図られている。また、事業系ごみについては、家庭系ごみの分別区分に準じて、直接搬入及び一部の許可業者による収集も行われている。

表 2.1.1.4　ごみの処理区分

<table>
<tr><th colspan="2">分別項目と種類</th><th>排出場所</th><th>収集方法</th><th>選別保管・中間処理
・最終処分施設</th></tr>
<tr><td colspan="2">生　ご　み</td><td>ごみステーション</td><td>定期回収</td><td>中空知衛生施設組合
（リサイクリーン）</td></tr>
<tr><td colspan="2">燃やせるごみ</td><td>ごみステーション</td><td>定期回収</td><td>中・北空知廃棄物処理
広域連合：歌志内市
（エネクリーン）</td></tr>
<tr><td colspan="2">燃やせないごみ</td><td>ごみステーション</td><td>定期回収</td><td>中空知衛生施設組合
（リサイクリーン）

赤平市一般廃棄物
最終処分場
（赤平市単独施設）</td></tr>
<tr><td colspan="2">粗大ごみ</td><td>ごみステーション</td><td>定期回収</td><td>中空知衛生施設組合
（リサイクリーン）</td></tr>
<tr><td colspan="2">特定品目</td><td>ごみステーション</td><td>定期回収</td><td>中空知衛生施設組合
（リサイクリーン）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">資源ごみ</td><td>びん</td><td colspan="3" rowspan="4">別表（表 2.1.1.5）に示すとおり</td></tr>
<tr><td>缶</td></tr>
<tr><td>ペットボトル</td></tr>
<tr><td>古　紙</td></tr>
<tr><td>小型家電</td><td>回収ボックス</td><td>拠点回収（随時）</td><td>市、民間業者</td></tr>
</table>

表 2.1.1.5　資源ごみに係る分別収集実施主体

容器包装（*1）廃棄物の種類		収集に係る分別の種類	収集・運搬の段階	保管選別等の段階
金属	アルミ	缶	市による定期回収 市民団体による集団回収	市 中空知衛生施設組合 民間業者
	スチール			
ガラス	無色	びん	市による定期回収 市民団体による集団回収	市 中空知衛生施設組合 民間業者
	茶色			
	その他の色			
紙	紙パック（*2）	紙パック	市による定期回収 市民団体による集団回収	市 民間業者
	段ボール	段ボール	市による定期回収 市民団体による集団回収	
	その他の紙製容器包装	雑がみ（*5）	市による定期回収 市民団体による集団回収	市 民間業者
プラスチック	ペットボトル（*3）	ペットボトル	市による定期回収 市民団体による集団回収	市 中空知衛生施設組合 民間業者
	その他のプラスチック製容器包装（*4）	燃やせるごみ	市による定期回収	中空知衛生施設組合

（*1）容器包装リサイクル法の分別収集の対象となる容器包装

（*2）アルミニウムを使用したものを除く

（*3）食料品（しょうゆ、乳飲料等、その他調味料）、清涼飲料、酒類

（*4）「ペットボトル」に含まれるものを除く

（*5）汚れ、臭い、アルミ箔の接着があるなど、リサイクルできない紙ごみは燃やせるごみ

表 2.1.1.6　ごみの分別収集方法

分別品目		排　出　方　法	備　　考
生 ご み		有料の指定ごみ袋に入れて、 ごみステーションに排出する。	
燃やせるごみ			
燃やせないごみ			
粗大ごみ		ごみ処理券を貼って、ごみステーションに出す。	
資源ごみ	びん	有料の指定ごみ袋に入れて、 ごみステーションに排出する。	(*1) 別途
	缶		
	ペットボトル		
	古　紙	ひもで結束（紙パックは中をきれいにゆすぎ、 平面に切り開き、完全に乾燥させる）し、 ごみステーションに排出する。	
	小型家電	市役所等回収拠点の回収ボックスに入れる。 燃やせないごみとしても排出できる。	
特定品目		品目ごとに、中身が見える袋に入れて、 ごみステーションに排出する。	

（*1）別途
　町内会等の団体が実施している資源回収に出す場合は、指定のごみ袋を利用する必要はない。

◇　収集できないごみ

家電リサイクル法指定 5 品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)、廃タイヤ、バッテリー、LP ガスボンベ、ピアノ、消火器などは、収集できないごみとして各種取扱方法に準じて処理するよう周知している。

第 2 節　ごみ排出量の実績及び性状

本市における家庭系ごみ及び事業系ごみの分別区分は、以下のとおりである。

また、事業系ごみは、家庭系ごみの分別区分に準じて直接搬入（排出者）により排出されている。

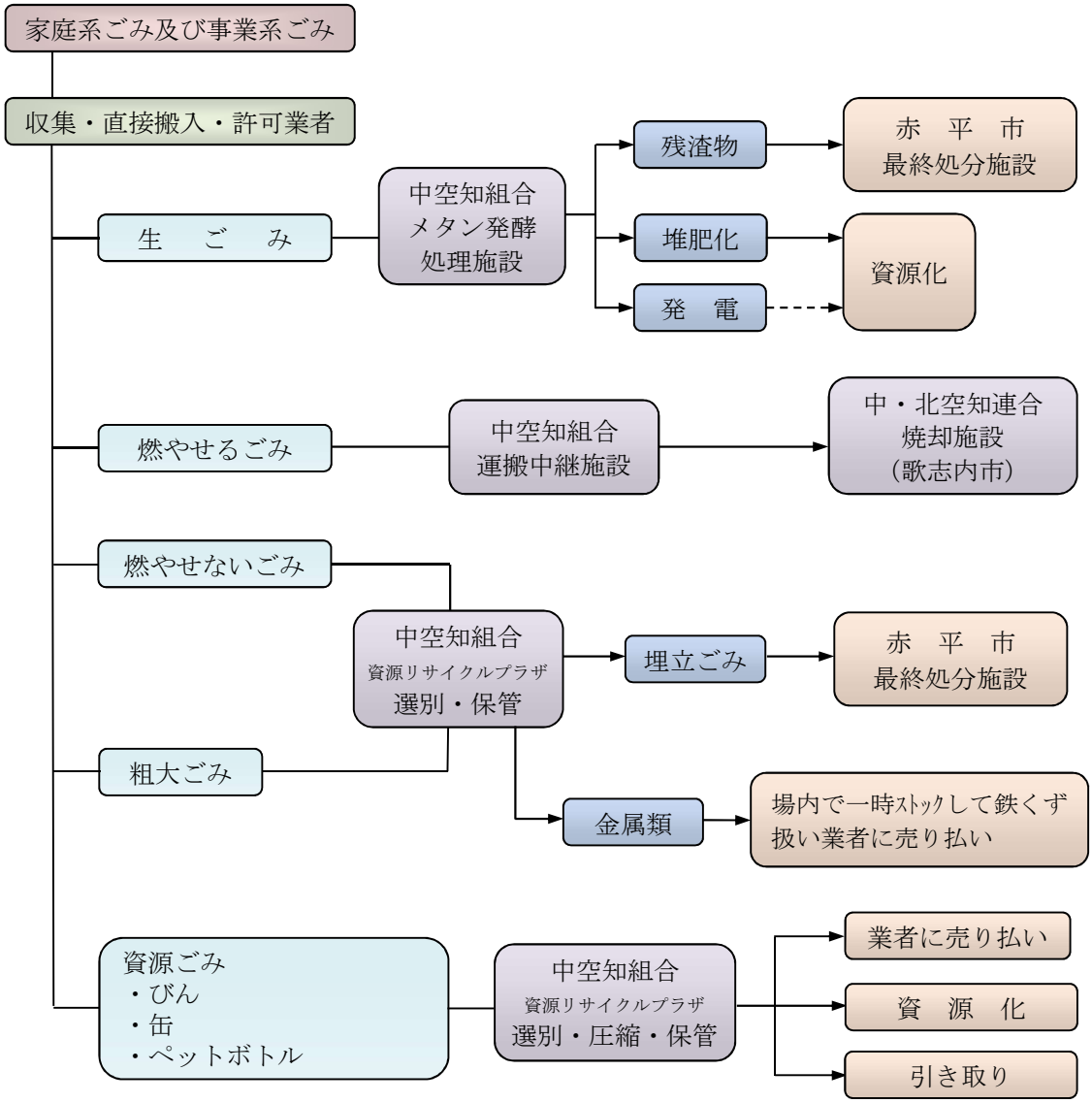

＊．事業系ごみは、計画収集していないため直接搬入となっている。

＊．中空知組合：リサイクリーン

＊．中・北空知連合：エネクリーン

図 2.1.2.1　ごみ処理の流れ

2.1　ごみの種類別排出量

2.1.1　ごみ総排出量

(1) ごみ総排出量の実績

本市におけるごみの分別区分は、平成 15 年度を境に広域処理を前提としたごみ処理体系で統一化されて、この 10 年間では種類別のごみ量も安定した推移となっており、平成 29 年度の総排出量は平成 20 年度比で約 94%（＝3,590／3,839）となっている。

一般廃棄物の排出状況では、行政人口の減少傾向（約 78%＝10,538／13,485）に比べて、減少傾向は鈍化状況にある。

次ページに、過去 10 年間のごみ排出量の実績詳細を整理する。

＊. 収集人口は、人口変動が少ないと思われる住民基本台帳(9.30)によるものとしている。なお、収集人口下段の( )内は外国人人口を示している。
また、平成 20～24 年度人口は市民生活課提供の住民基本台帳人口によるもので、平成 25～29 年度人口は北海道総合政策部情報統計局統計課生活統計グループ調査による。

＊. ごみ排出量は、中空知衛生施設組合のごみ受入量実績、および市の資源回収量実績による。合計数値は端数処理により上表単純集計と不整合となっている個所がある。

＊. 特定品目について、中空知衛生施設組合は平成 26 年度から統計を取り始めている。

＊. 資源回収は「集団回収」と「拠点回収」に分かれている。

・集団回収とは、町内会・学校等が実施している資源物の回収活動である。

・拠点回収とは、指定された排出場所への持ち込みにより回収する方式で、本市では、小型家電・ノートパソコン・デスクトップパソコンをこの方式で回収している。

＊. 資源回収量について、集団回収量は平成 20、24、25 年度のデータが市民生活課に存在せず、拠点回収量は平成 29 年度から統計を取り始めている。

表 2.1.2.1　ごみ総排出量の推移

（単位：人、t/年）

区分＼年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
収集人口 (各年 9 月末)	13,485 (－)	13,077 (48)	12,728 (44)	12,375 (58)	12,088 (57)	11,807 (54)	11,438 (51)	11,124 (57)	10,850 (64)	10,538 (51)
家庭系	2,846	2,708	2,775	2,912	2,725	2,663	2,534	2,544	2,352	2,294
生ごみ	799	740	728	641	677	642	569	549	503	487
収集	799	740	728	641	677	642	569	549	503	487
直接搬入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
燃やせるごみ	1,328	1,294	1,337	1,308	1,343	1,299	1,213	1,179	1,163	1,163
収集	1,287	1,252	1,291	1,269	1,299	1,255	1,158	1,124	1,096	1,090
直接搬入	41	42	46	39	44	44	54	55	67	73
燃やせないごみ	189	179	194	494	265	243	275	339	192	168
収集	176	167	184	173	182	174	138	126	115	120
直接搬入	13	12	10	12	15	18	12	8	9	5
直接搬入(市)	－	－	－	309	68	52	125	204	68	43
特定品目	－	－	－	－	－	－	0	8	8	7
収集	－	－	－	－	－	－	0	8	8	7
直接搬入	－	－	－	－	－	－	0.00	0.00	0.03	0.01
粗大ごみ	166	144	169	138	129	158	137	131	155	146
収集	89	81	99	84	78	92	68	64	62	57
直接搬入	77	63	70	55	51	66	69	67	93	89
資源ごみ	364	350	347	330	311	321	341	338	331	322
収集	201	182	192	172	155	163	164	169	167	154
収集(売却)	158	163	149	153	150	150	170	162	157	162
直接搬入	5	5	6	5	6	8	6	7	7	6
事業系	993	1,013	1,023	977	1,008	1,053	1,025	1,069	1,036	1,091
生ごみ	268	288	254	259	255	280	246	242	216	233
許可	252	271	238	242	237	260	231	226	207	227
直接搬入	17	17	16	17	18	20	15	16	9	6
燃やせるごみ	624	617	641	630	651	677	687	718	725	763
許可	593	587	611	605	623	597	666	699	693	731
直接搬入	31	31	30	25	28	79	21	19	32	31
燃やせないごみ	7	9	8	5	2	5	1	0	0	2
許可	4	4	5	3	1	2	1	0	0	1
直接搬入	3	6	3	2	2	3	0	0	0	1
粗大ごみ	71	79	102	67	80	74	77	94	78	70
許可	53	64	76	45	53	36	58	71	62	49
直接搬入	18	16	26	23	27	38	19	23	16	22
資源ごみ	23	19	18	16	19	17	14	15	17	23
許可	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
直接搬入	23	19	18	16	19	17	14	15	17	23
資源回収	－	350	395	368	－	－	256	303	260	256
集団回収	－	350	395	368	－	－	256	303	260	255
拠点回収	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1

合　計	3,839	4,070	4,193	4,257	3,733	3,716	3,815	3,917	3,648	3,640
生ごみ	1,067	1,028	981	901	932	922	815	791	718	721
収集・許可	1,050	1,010	966	884	914	902	800	775	709	714
直接搬入	17	17	16	17	19	20	15	16	9	7
燃やせるごみ	1,952	1,911	1,979	1,938	1,994	1,976	1,900	1,897	1,888	1,926
収集・許可	1,880	1,839	1,903	1,874	1,922	1,853	1,825	1,823	1,789	1,821
直接搬入	72	73	76	64	72	123	75	74	99	105
燃やせないごみ	196	189	202	499	268	249	275	339	192	169
収集・許可	181	171	189	176	183	176	139	126	115	121
直接搬入	16	18	13	14	16	21	12	9	9	6
直接搬入(市)	－	－	－	309	68	52	125	204	68	43
特定品目	－	－	－	－	－	－	0	8	8	7
収集	－	－	－	－	－	－	0	8	8	7
直接搬入	－	－	－	－	－	－	0.00	0.00	0.03	0.01
粗大ごみ	237	223	271	206	209	232	214	224	233	216
収集・許可	141	145	175	129	131	128	126	134	124	106
直接搬入	96	78	96	77	78	104	88	90	109	111
資源ごみ	387	369	366	345	330	338	355	353	348	345
収集・許可	201	182	192	172	155	163	164	169	167	154
収集(売却)	158	163	149	153	150	150	170	162	157	162
直接搬入	28	25	24	21	25	25	21	22	23	29
資源回収	－	350	395	368	－	－	256	303	260	256

＊．「直接搬入(市)」は市の処分場への直接搬入を示しており、平成 22 年度以前は実績未整理となっている。また、内訳には「清掃業者による道路清掃ごみ」および「直搬ごみ（一般)」が含まれている。
なお、「直搬ごみ（一般)」は内訳が不明であるため、便宜上、全量を家庭系直接搬入不燃ごみとして計上している。
＊．特定品目の直接搬入量については微量のため、小数第 2 位まで表示している。
＊．「収集(売却)」は有価物の売却量を示している。

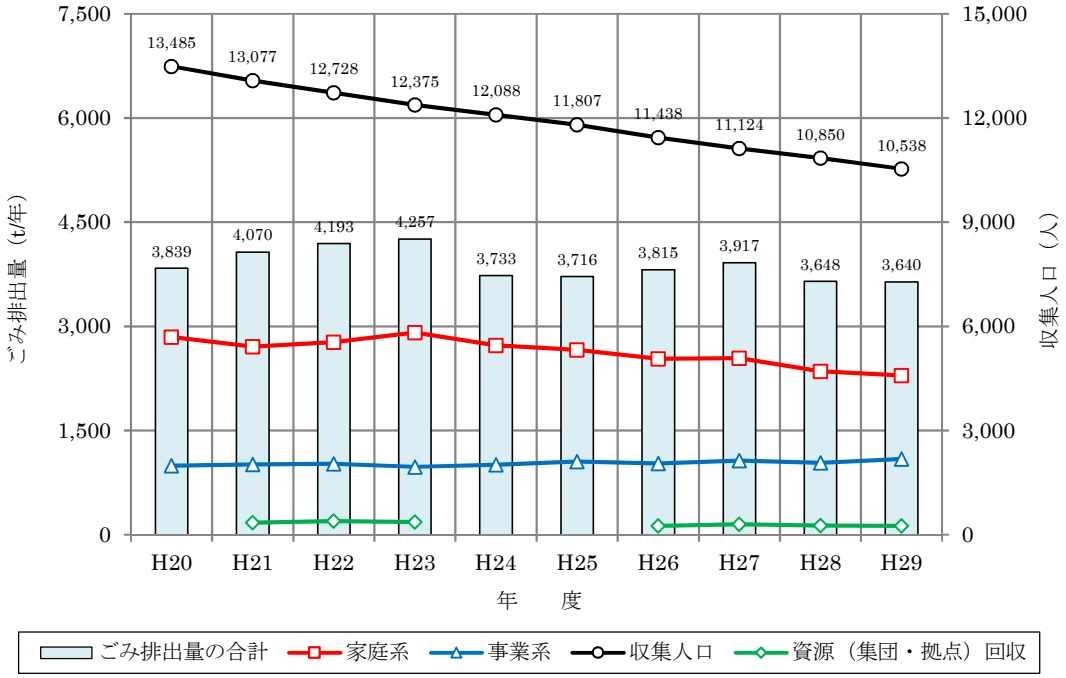

図 2.1.2.2　ごみ排出量の実績推移

(2) 排出先別の割合

区分別では、家庭系ごみの割合が微減し、事業系ごみの割合が微増で推移している。家庭系は H29／H23 比（平成 22 年度以前の処分場実績が含まれていないため）で約 92%（＝63.0／68.4)、事業系は H29／H20 比で約 116%（＝30.0／25.9）となっている。

資源回収（集団・拠点）の量・割合は一部年度で不明ではあるが、各年 8%前後で推移している状況である。

表 2.1.2.2　家庭系・事業系・資源回収の実績割合

区分＼年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
家庭系ごみ量（t/年）	2,846	2,708	2,775	2,912	2,725	2,663	2,534	2,544	2,352	2,294
事業系ごみ量（t/年）	993	1,013	1,023	977	1,008	1,053	1,025	1,069	1,036	1,091
資源回収量（t/年）	－	350	395	368	－	－	256	303	260	256
排出ごみ量の総量（t/年）	3,839	4,070	4,193	4,257	3,733	3,716	3,815	3,917	3,648	3,640
家庭系ごみの割合（%）	74.1	66.5	66.2	68.4	73.0	71.7	66.4	64.9	64.5	63.0
事業系ごみの割合（%）	25.9	24.9	24.4	23.0	27.0	28.3	26.9	27.3	28.4	30.0
資源回収の割合（%）	－	8.6	9.4	8.6	－	－	6.7	7.7	7.1	7.0

＊．資源回収は、集団回収及び拠点回収に係る排出量である。

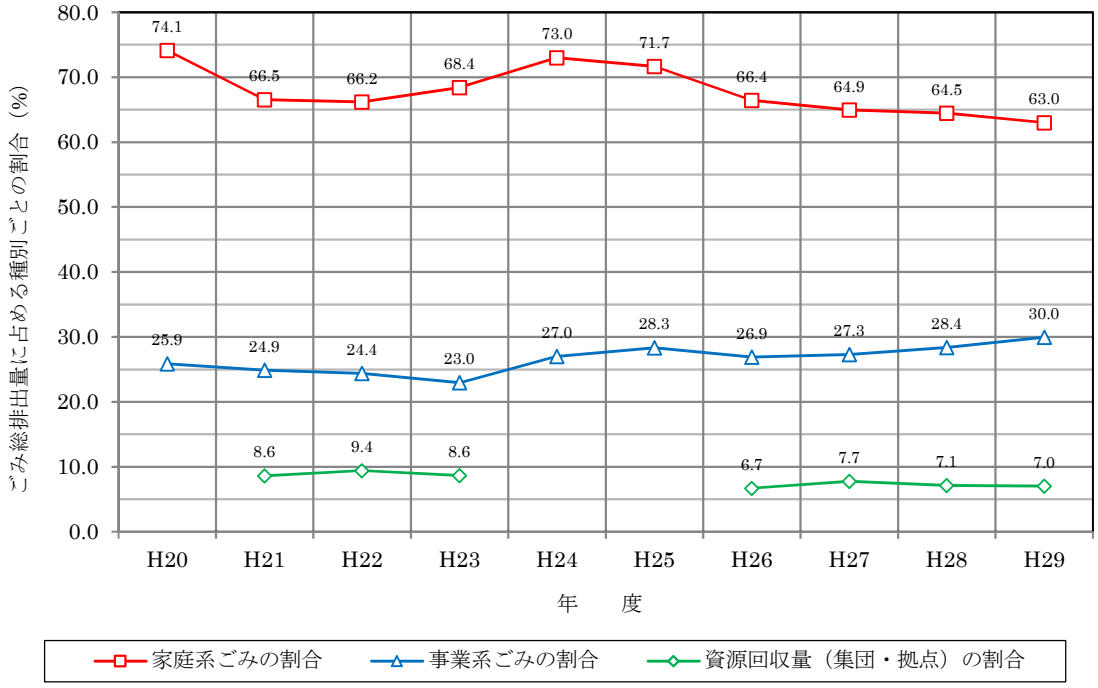

図 2.1.2.3　家庭系・事業系・資源回収の年度ごと割合の推移

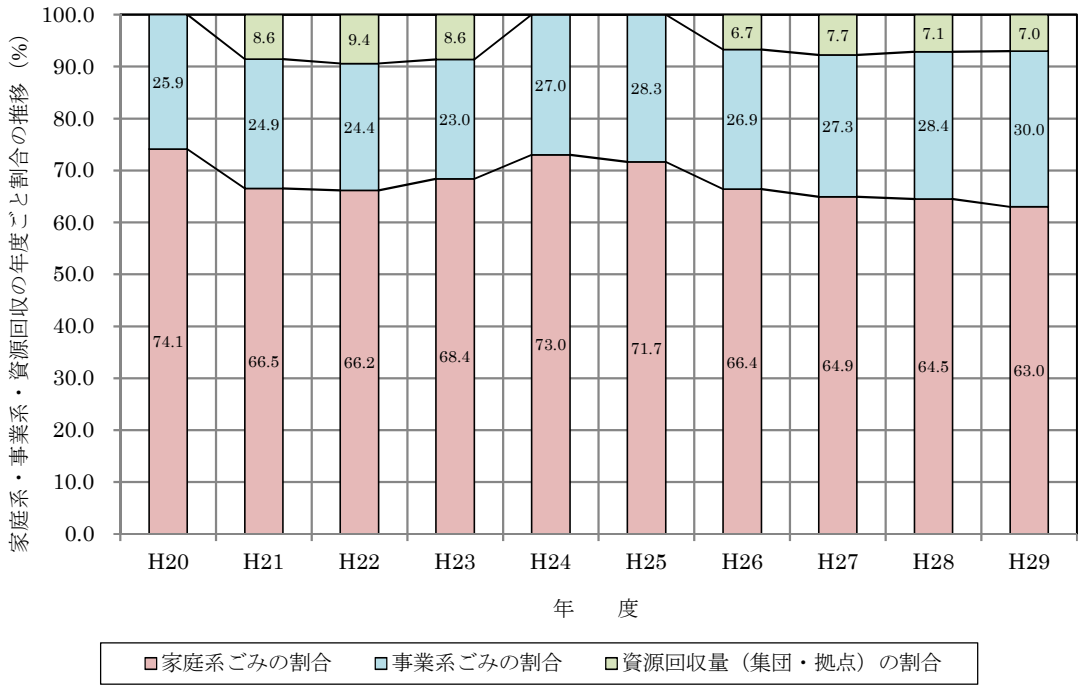

図 2.1.2.4　家庭系・事業系・資源回収の年度ごと割合の推移

(3) ごみ排出量における収集・直接搬入・資源（集団・拠点）回収の状況

本市の収集（事業系許可含む）・直接搬入・資源（集団・拠点）回収の割合は、収集ごみ量が概ね 80%以上を占めており、直接搬入・資源（集団・拠点）回収量の割合も大きな変動もなく横ばいで推移している。

表 2.1.2.3　収集・直接搬入・資源（集団・拠点）回収の排出量実績割合

区分＼年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
収集・許可ごみ量（t/年）	3,612	3,509	3,573	3,387	3,455	3,371	3,224	3,198	3,070	3,085
直接搬入ごみ量（t/年）	228	211	225	502	278	345	335	415	317	299
資源回収量（t/年）	－	350	395	368	－	－	256	303	260	256
排出ごみ量の総量（t/年）	3,839	4,070	4,193	4,257	3,733	3,716	3,815	3,917	3,648	3,640
収集・許可ごみの割合（%）	94.07	86.22	85.23	79.57	92.56	90.73	84.52	81.66	84.17	84.76
直接搬入ごみの割合（%）	5.93	5.19	5.36	11.79	7.44	9.27	8.78	10.59	8.70	8.22
資源回収の割合（%）	－	8.59	9.41	8.65	－	－	6.70	7.75	7.13	7.02

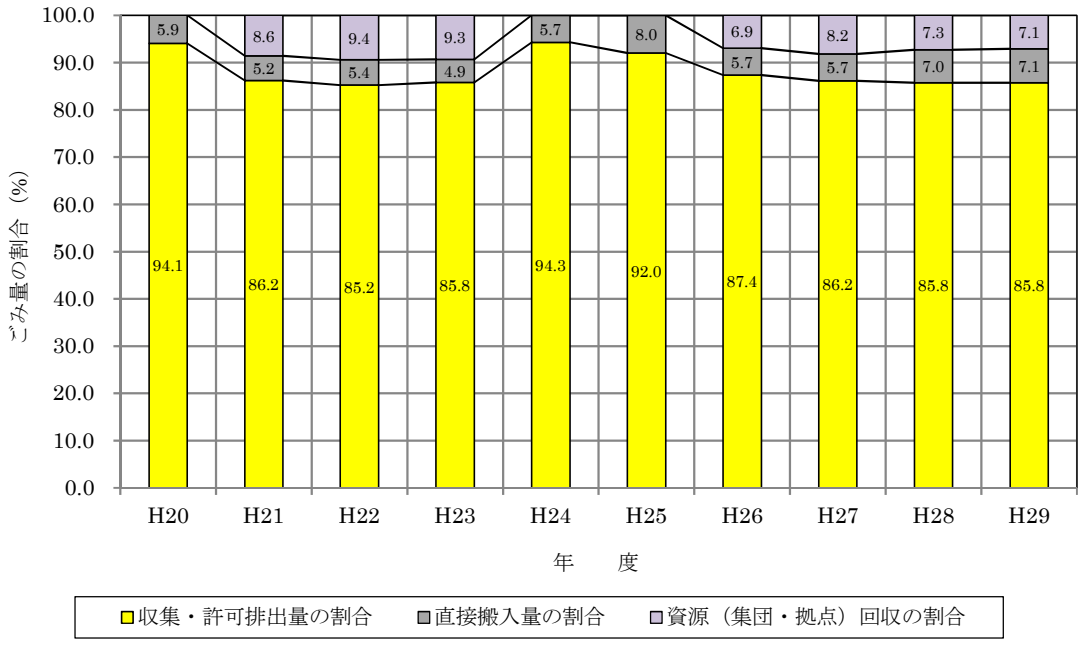

図 2.1.2.5　収集・直接搬入・資源（集団・拠点）回収の排出量実績割合

（4） ごみの区分別排出量の状況

ごみの区分別排出量の状況では、燃やせるごみ、粗大ごみ、資源ごみが概ね横ばいとなっており、生ごみ、資源回収では微減傾向にある。特定品目は実績が近年のみであるが横ばいとなっており、燃やせないごみは処分場への直接搬入量の変化で増減が大きくなっている。

割合では、燃やせるごみが総排出量の 50%前後を占め、次いで生ごみ量が 20%前後で近年微減傾向にある。

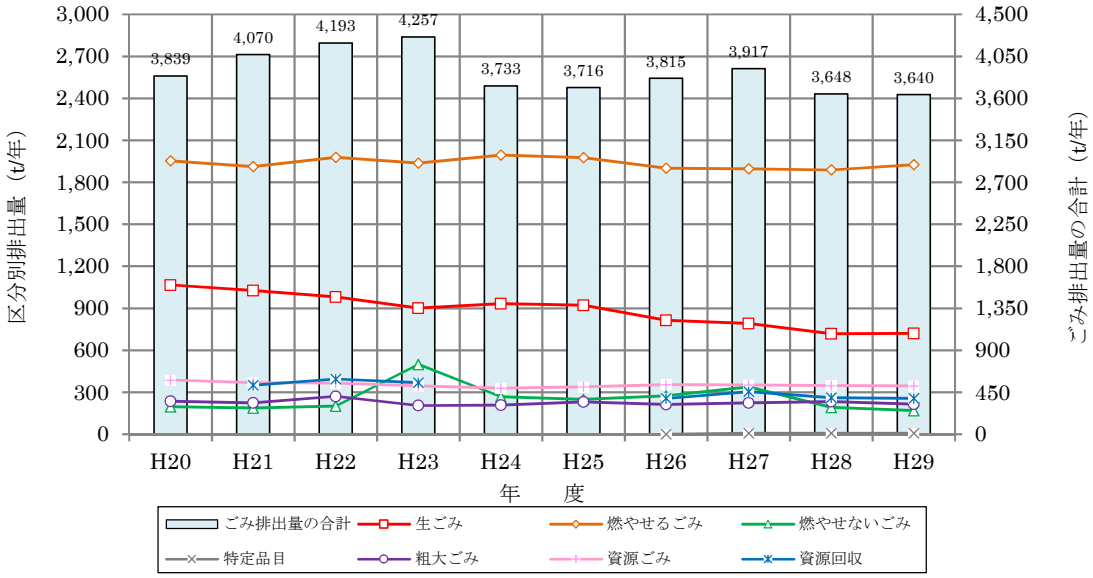

図 2.1.2.6　区分別ごみ排出量の実績推移

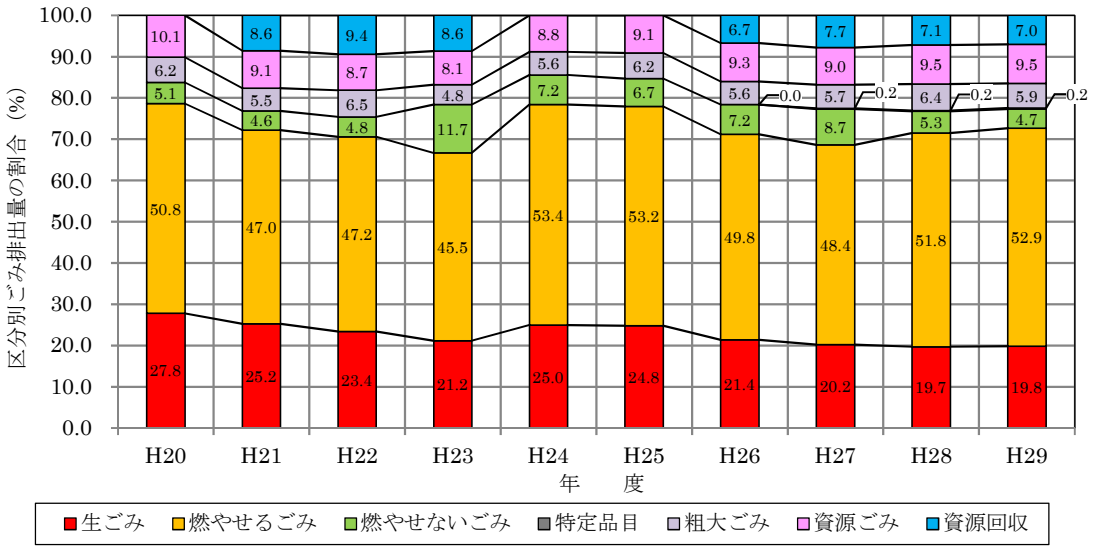

図 2.1.2.7　区分別ごみ排出量割合の推移

(5) ごみ排出量の原単位

ごみの排出量原単位は、「1 人 1 日平均排出量（原単位)」として、ごみの総排出量を収集人口で除した値を日量で示したもので、次式により算出される。

原単位(g/人・日) ＝ 年間総排出量(t/年) ÷ 収集人口(人) ÷ 365(日) × 10^6

上式により算出されるごみの「1 人 1 日平均排出量」を、次表・図で整理する。

なお、本計画では住民基本台帳人口のうち、比較的人口移動の少ないと思われる各年 9 月末時点の数値を参考として、外国人を含んだ収集人口として算出している。

算出の結果としては、893g/人・日前後を平均排出量として、近年で微増傾向にあると判断される。

表 2.1.2.4　ごみ排出量原単位の実績

区分＼年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
収集人口（人）各年 9 月末	13,485 (−)	13,077 (48)	12,728 (44)	12,375 (58)	12,088 (57)	11,807 (54)	11,438 (51)	11,124 (57)	10,850 (64)	10,538 (51)
ごみ総排出量（t/年）	3,839	4,070	4,193	4,257	3,733	3,716	3,815	3,917	3,648	3,640
ごみ量原単位（g/人・日）	780	853	903	940	846	862	914	962	921	946

＊．原単位の算出にあたって、平成 23・27 年度は 366 日で計算している。

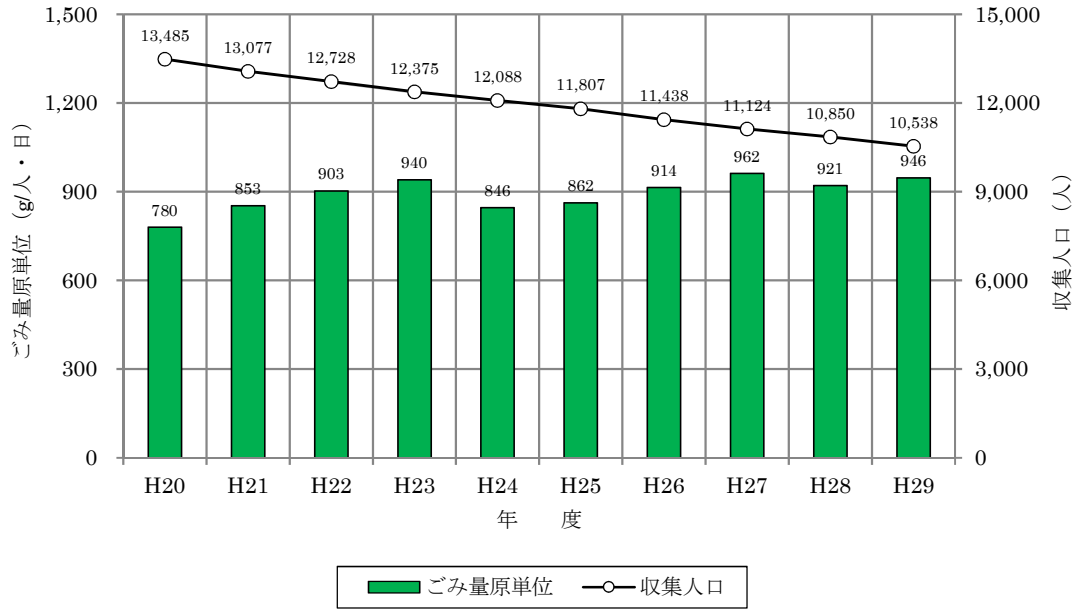

図 2.1.2.8　ごみ排出量原単位の実績推移

2.1.2　家庭系ごみの排出量

(1) 家庭系ごみ排出量の実績

家庭系ごみ量の排出量は減少傾向を示しており、平成 29 年度排出量は、処分場への直接搬入量が計上され始めた平成23年度比で約78%(＝2,549／3,280)となっている。

同様に、収集人口の H29／H23 比は約 85%（＝10,538／12,375）となっており、人口減少と比較して家庭系ごみ量は減量化が進んでいると考えられる。

表 2.1.2.5　家庭系ごみの収集・直接搬入・資源（集団・拠点）回収の実績

（単位：人、t/年）

区分＼年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
収集人口 (各年 9 月末)	13,485 (－)	13,077 (48)	12,728 (44)	12,375 (58)	12,088 (57)	11,807 (54)	11,438 (51)	11,124 (57)	10,850 (64)	10,538 (51)
家庭系	2,846	2,708	2,775	2,912	2,725	2,663	2,534	2,544	2,352	2,294
生ごみ	799	740	728	641	677	642	569	549	503	487
収集	799	740	728	641	677	642	569	549	503	487
直搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
燃やせるごみ	1,328	1,294	1,337	1,308	1,343	1,299	1,213	1,179	1,163	1,163
収集	1,287	1,252	1,291	1,269	1,299	1,255	1,158	1,124	1,096	1,090
直搬	41	42	46	39	44	44	54	55	67	73
燃やせないごみ	189	179	194	494	265	243	275	339	192	168
収集	176	167	184	173	182	174	138	126	115	120
直搬	13	12	10	12	15	18	12	8	9	5
直搬(市)	－	－	－	309	68	52	125	204	68	43
特定品目	－	－	－	－	－	－	0	8	8	7
収集	－	－	－	－	－	－	0	8	8	7
直搬	－	－	－	－	－	－	0	0	0	0
粗大ごみ	166	144	169	138	129	158	137	131	155	146
収集	89	81	99	84	78	92	68	64	62	57
直搬	77	63	70	55	51	66	69	67	93	89
資源ごみ	364	350	347	330	311	321	341	338	331	322
収集	201	182	192	172	155	163	164	169	167	154
収集(売却)	158	163	149	153	150	150	170	162	157	162
直搬	5	5	6	5	6	8	6	7	7	6
資源回収	－	350	395	368	－	－	256	303	260	256
集団回収	－	350	395	368	－	－	256	303	260	255
拠点回収	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1
家庭系総量	2,846	3,057	3,170	3,280	2,725	2,663	2,789	2,847	2,612	2,549

＊．本計画では、資源回収は全量が家庭系から発生しているものと考えて整理する。

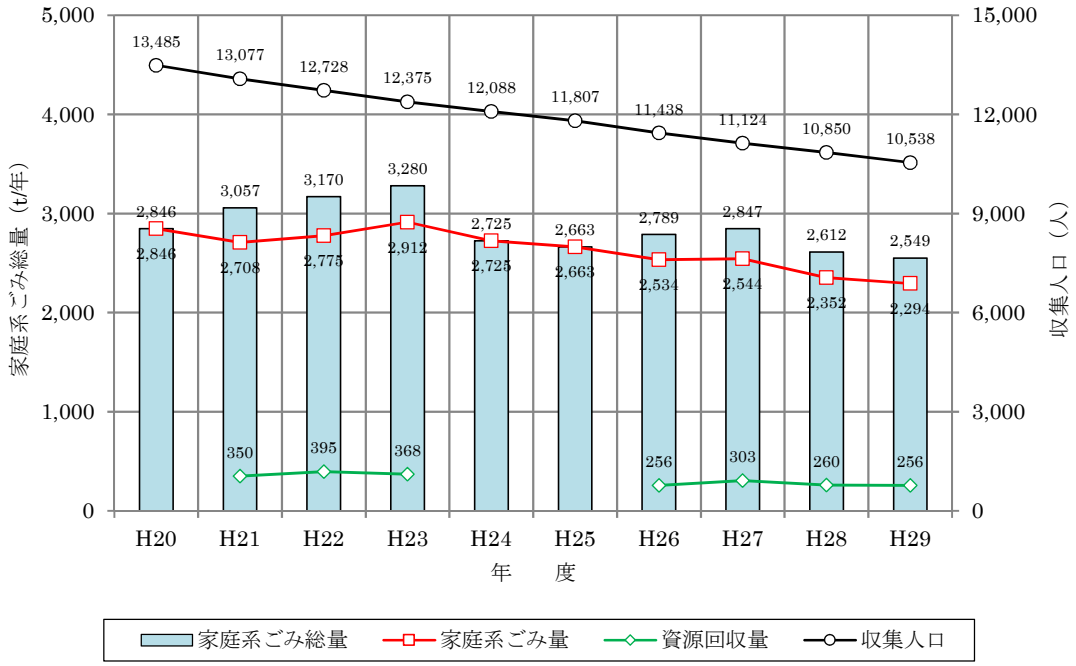

図 2.1.2.9　家庭系ごみ排出量の実績推移

(2) 家庭系ごみの収集・直接搬入・資源（集団・拠点）回収の状況

家庭系ごみの収集・直接搬入・資源回収の状況は、収集ごみの割合が概ね 80%以上で推移し、直接搬入では年度ごとに搬入量・割合にばらつきがある。資源回収は実績不明の年度もあるが、回収量が近年 250～400t/年で推移しており、割合は 9～12%程度となっている。

表 2.1.2.6　家庭系ごみの収集・直接搬入・資源（集団・拠点）回収量の実績と割合

区分＼年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
収集ごみ量（t/年）	2,710	2,585	2,643	2,492	2,541	2,476	2,268	2,203	2,108	2,078
直接搬入ごみ量（t/年）	136	123	132	420	185	187	266	341	244	216
資源回収量（t/年）	－	350	395	368	－	－	256	303	260	256
排出ごみ量の総量（t/年）	2,846	3,057	3,170	3,280	2,725	2,663	2,789	2,847	2,612	2,549
収集ごみの割合（%）	95.22	84.53	83.38	75.98	93.22	92.98	81.31	77.37	80.71	81.50
直接搬入ごみの割合（%）	4.78	4.03	4.17	12.80	6.78	7.02	9.53	11.97	9.33	8.47
資源回収の割合（%）	－	11.44	12.45	11.23	－	－	9.16	10.66	9.96	10.03

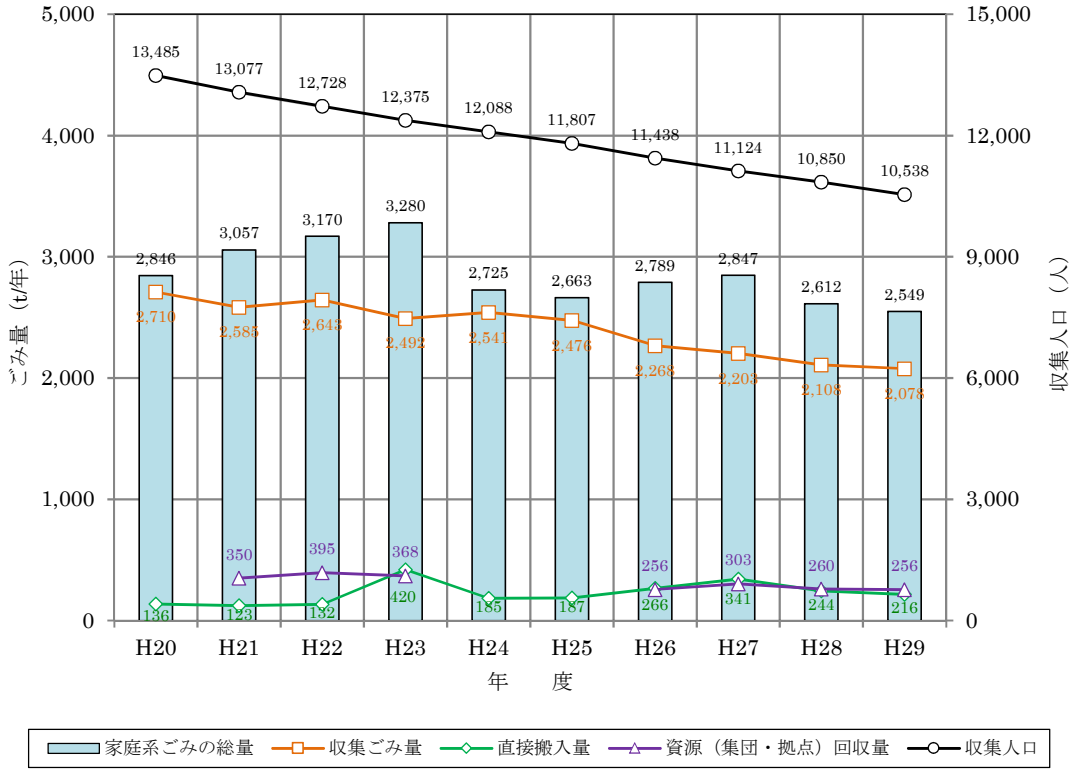

図 2.1.2.10　家庭系ごみの収集・直接搬入・資源（集団・拠点）回収量の実績推移

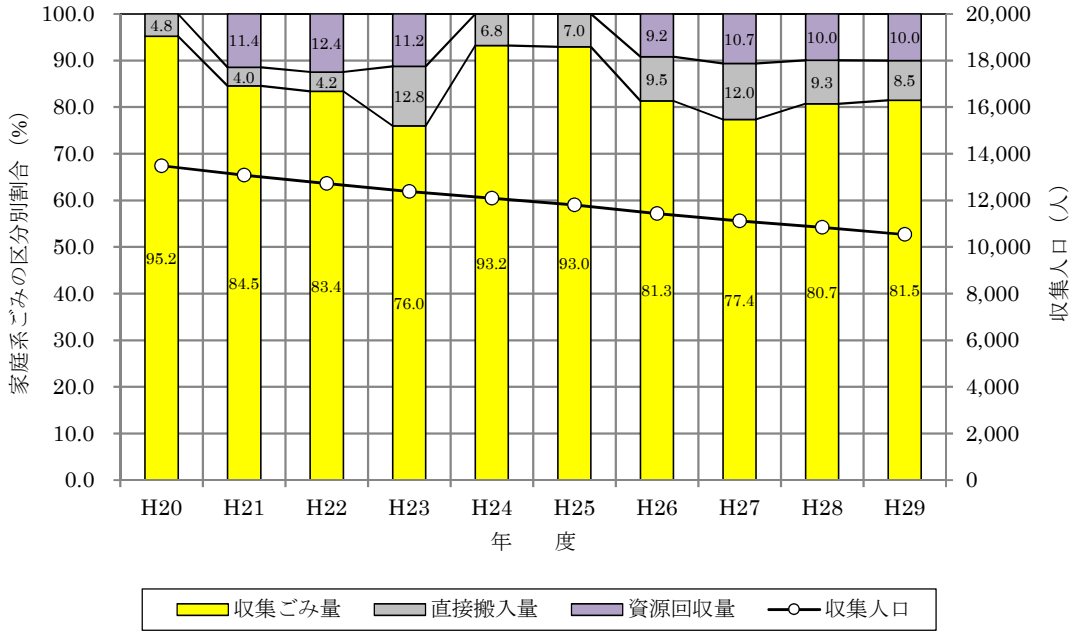

図 2.1.2.11　家庭系ごみの収集・直接搬入・資源（集団・拠点）回収割合の実績推移

(3) 家庭系ごみの区分別排出量の状況

家庭系ごみの区分別排出量の割合では、燃やせるごみが 40～50%を占めており、次いで生ごみが約 20%で微減傾向となっている。搬入区分では収集ごみで、燃やせるごみが約 50%で微増傾向となっており、直接搬入では燃やせないごみの処分場搬入量の増減によって割合に大きな変動がある。

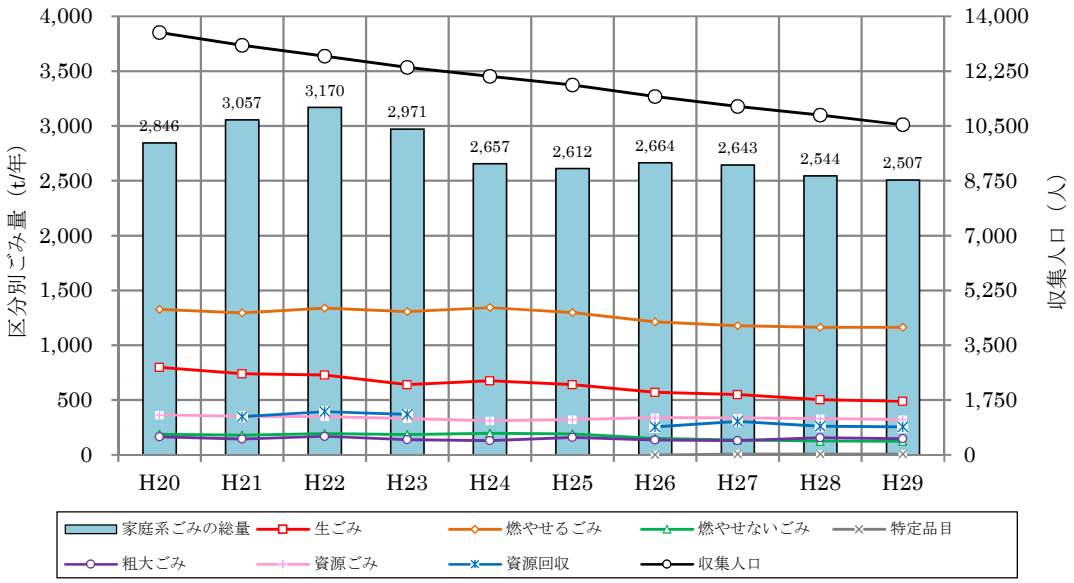

図 2.1.2.12　区分別家庭系ごみ量の推移

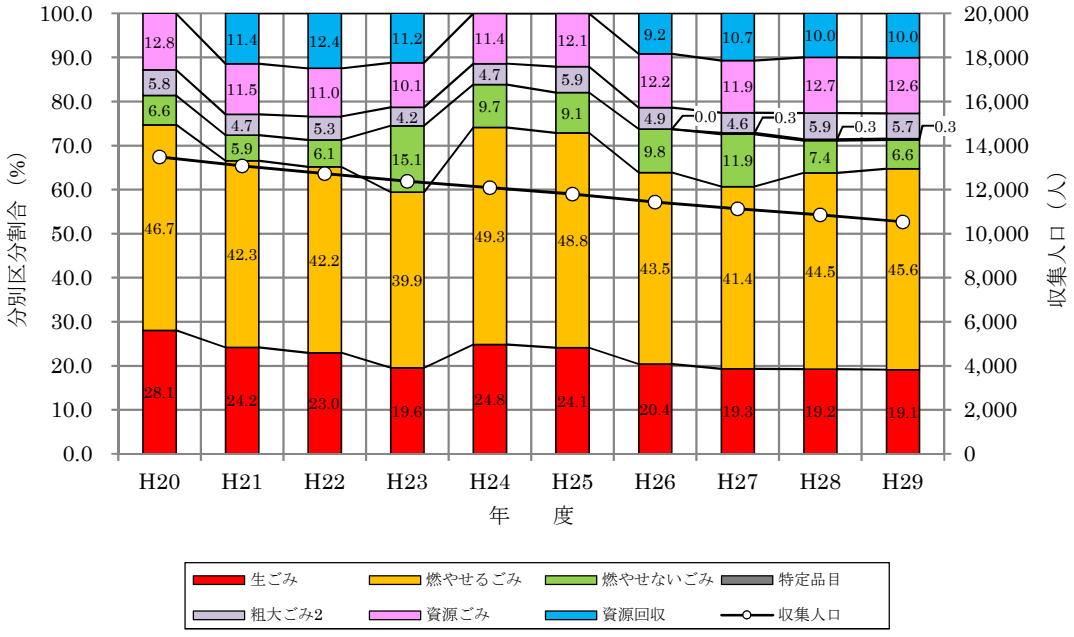

図 2.1.2.13　区分別家庭系ごみ量割合の推移

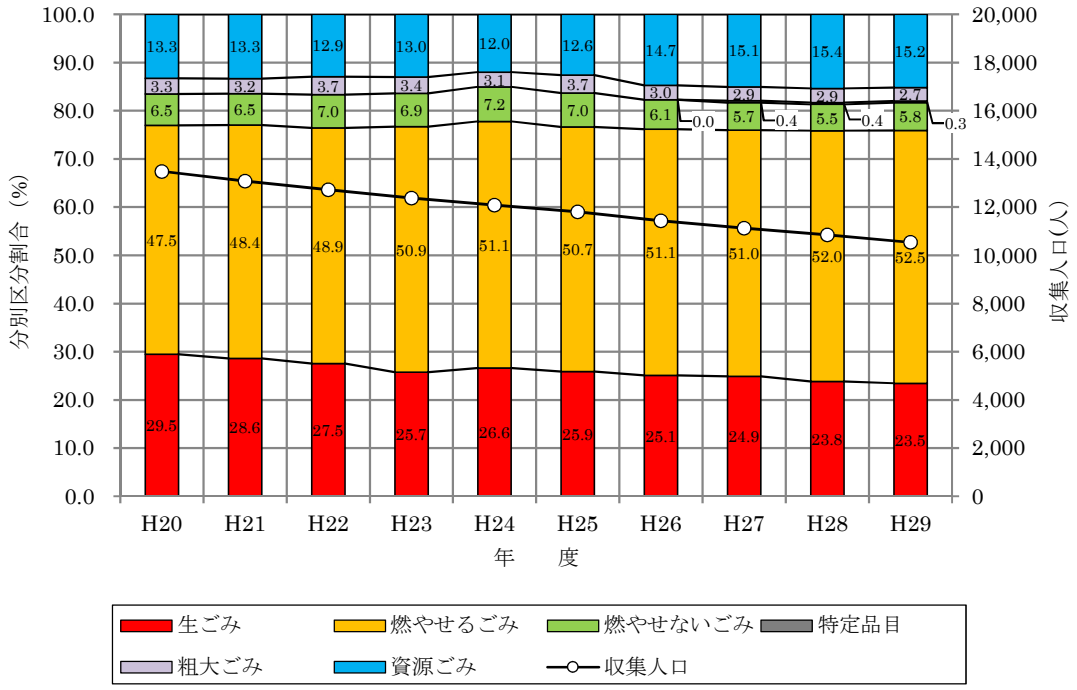

図 2.1.2.14　区分別家庭系ごみ量割合の推移（収集ごみ）

＊．資源ごみは、組合搬入分と有価物売却分の合計としている。

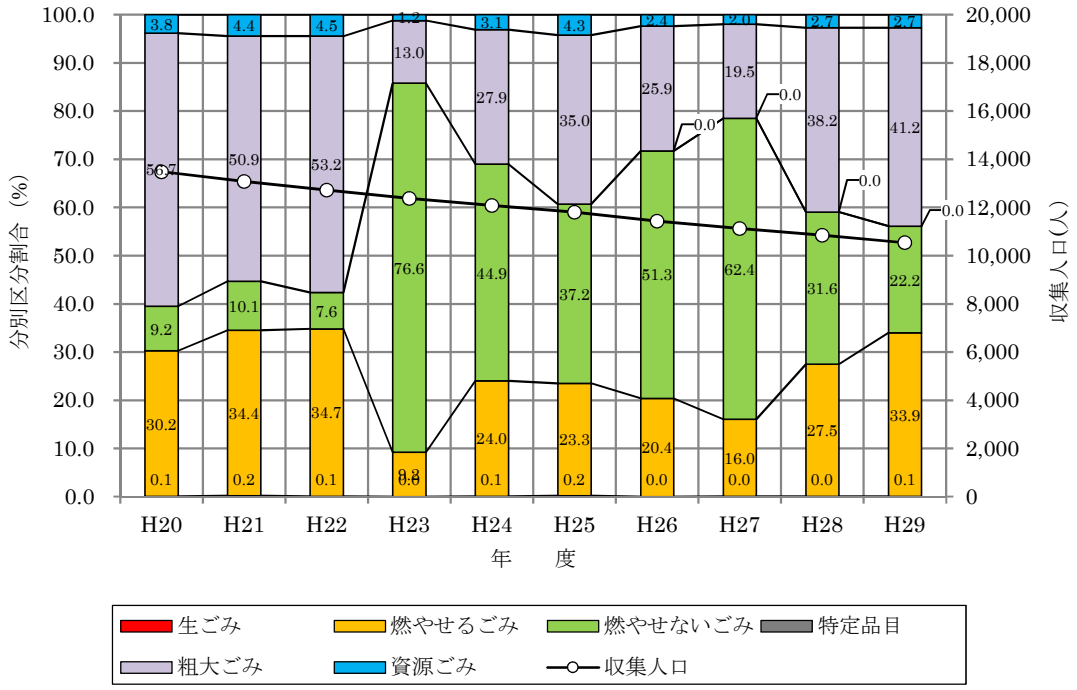

図 2.1.2.15　区分別家庭系ごみ量割合の推移（直接搬入ごみ）

＊．燃やせないごみは、組合直接搬入分と処分場直接搬入分の合計としている。

(4) 家庭系ごみ排出量の原単位

家庭系ごみの排出量原単位は、「1 人 1 日平均排出量（原単位)」として、家庭系ごみの総排出量を収集人口で除した値を日量で示したもので、次式により算出される。

原単位(g/人・日) ＝ 年間総排出量(t/年) ÷ 収集人口(人) ÷ 365(日) × 10^6

上式により算出されるごみの「1 人 1 日平均排出量」を、次表・図で整理する。

なお、本計画では住民基本台帳人口のうち、比較的人口移動の少ないと思われる各年 9 月末時点の数値を参考として、外国人を含んだ収集人口として算出している。

算出の結果としては、655g/人・日を平均排出量として、近年では微増減しながら横ばいとなっており、直近 2 年間では約 661g/人・日の原単位となっている。

ごみの区分でみた原単位では、H29／H20 比で生ごみ（約 78%＝127／162）が大幅に減量化されている。

表 2.1.2.7　家庭系ごみの 1 人 1 日平均排出量

（単位：人、t/年、g/人・日）

区分＼年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
収集人口 (各年 9 月末)	13,485 (−)	13,077 (48)	12,728 (44)	12,375 (58)	12,088 (57)	11,807 (54)	11,438 (51)	11,124 (57)	10,850 (64)	10,538 (51)
家庭系	2,846	2,708	2,775	2,912	2,725	2,663	2,534	2,544	2,352	2,294
生ごみ	799	740	728	641	677	642	569	549	503	487
燃やせるごみ	1,328	1,294	1,337	1,308	1,343	1,299	1,213	1,179	1,163	1,163
燃やせないごみ	189	179	194	494	265	243	275	339	192	168
特定品目	−	−	−	−	−	−	0	8	8	7
粗大ごみ	166	144	169	138	129	158	137	131	155	146
資源ごみ	364	350	347	330	311	321	341	338	331	322
資源回収	−	350	395	368	−	−	256	303	260	256
家庭系総量	2,846	3,057	3,170	3,280	2,725	2,663	2,789	2,847	2,612	2,549
ごみ量原単位	578	641	682	724	618	618	668	699	660	663
生ごみ	162	155	157	142	153	149	136	135	127	127
燃やせるごみ	270	271	288	289	304	301	290	290	294	302
燃やせないごみ	38	38	42	109	60	56	66	83	49	44
特定品目	−	−	−	−	−	−	0	2	2	2
粗大ごみ	34	30	36	31	29	37	33	32	39	38
資源ごみ	74	73	75	73	70	75	82	83	84	84
資源回収	−	73	85	81	−	−	61	75	66	66

＊．原単位の算出に当たって、平成 23・27 年度は 366 日で計算している。

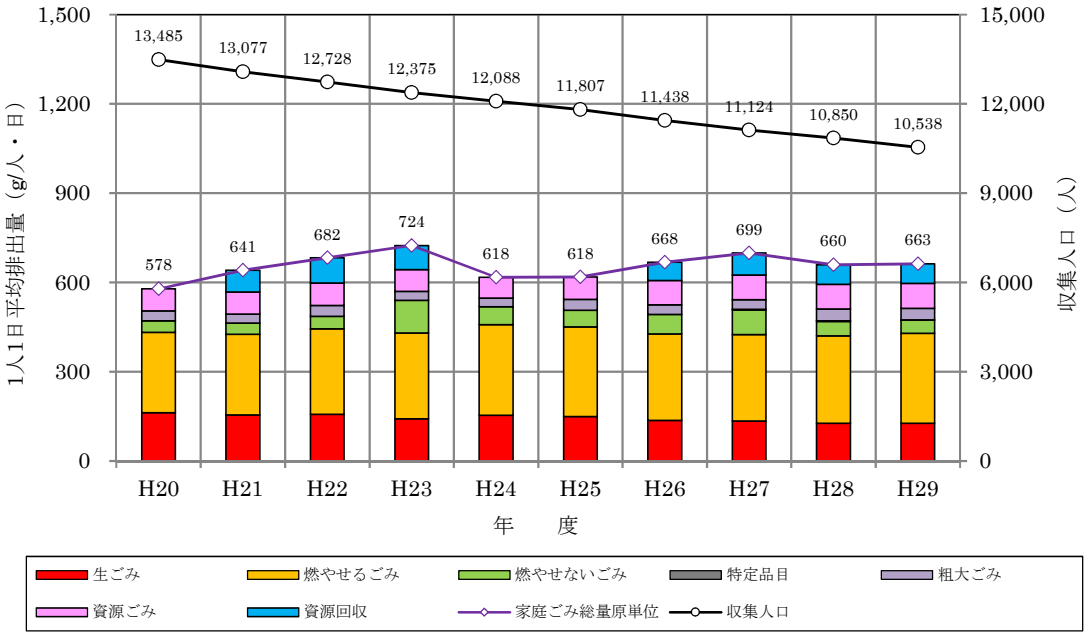

図 2.1.2.16①　家庭系の 1 人 1 日平均排出量

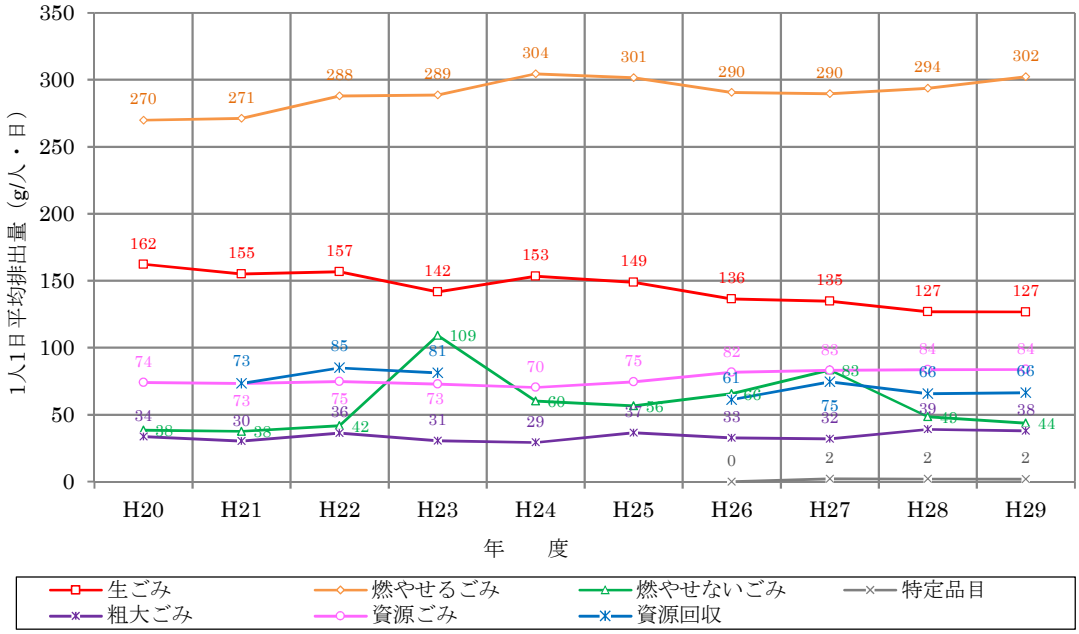

図 2.1.2.16②　家庭系の 1 人 1 日平均排出量

2.1.3　事業系ごみの排出量

(1) 事業系ごみの排出量実績

事業系ごみの排出量は、各年約 1,000t/年でほぼ横ばいとなっており、収集人口との比較でも、人口が減少しているのに反して事業系ごみ排出量が近年で微増となっていることから、本市の事業系廃棄物の排出量は経済状況により、排出量の増減が発生するものと推測される状況にある。

表 2.1.2.8　事業系ごみの許可・直接搬入の実績

（単位：人、t/年）

区分＼年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
収集人口 (各年 9 月末)	13,485 (－)	13,077 (48)	12,728 (44)	12,375 (58)	12,088 (57)	11,807 (54)	11,438 (51)	11,124 (57)	10,850 (64)	10,538 (51)
事業系	993	1,013	1,023	977	1,008	1,053	1,025	1,069	1,036	1,091
生ごみ	268	288	254	259	255	280	246	242	216	233
許可	252	271	238	242	237	260	231	226	207	227
直搬	17	17	16	17	18	20	15	16	9	6
燃やせるごみ	624	617	641	630	651	677	687	718	725	763
許可	593	587	611	605	623	597	666	699	693	731
直搬	31	31	30	25	28	79	21	19	32	31
燃やせないごみ	7	9	8	5	2	5	1	0	0	2
許可	4	4	5	3	1	2	1	0	0	1
直搬	3	6	3	2	2	3	0	0	0	1
粗大ごみ	71	79	102	67	80	74	77	94	78	70
許可	53	64	76	45	53	36	58	71	62	49
直搬	18	16	26	23	27	38	19	23	16	22
資源ごみ	23	19	18	16	19	17	14	15	17	23
許可	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
直搬	23	19	18	16	19	17	14	15	17	23

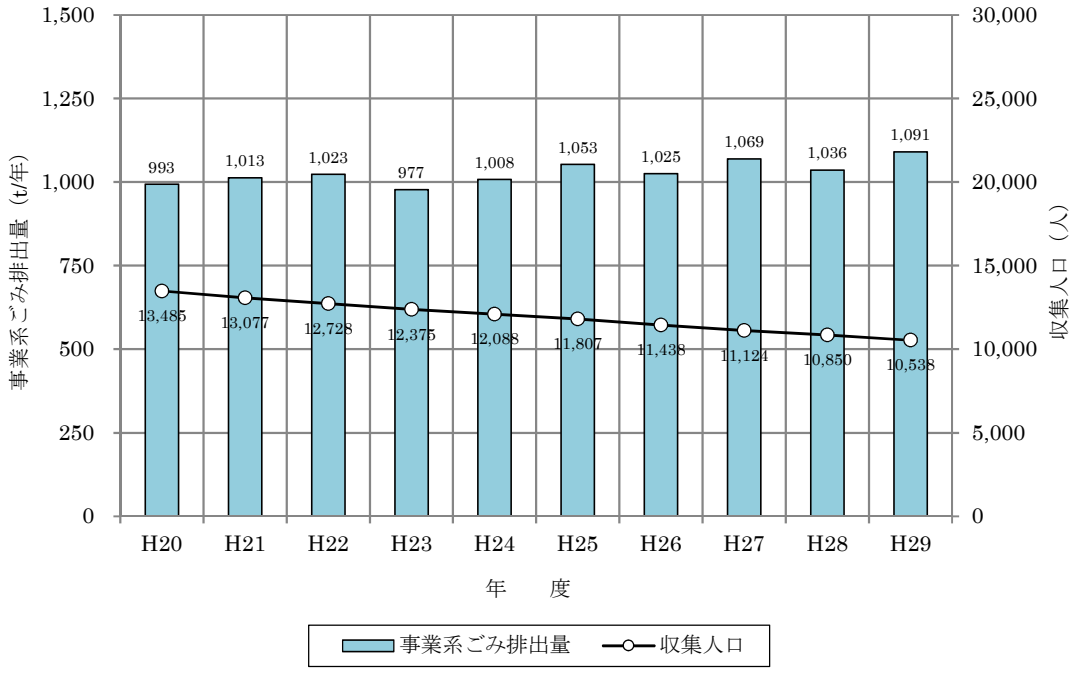

図 2.1.2.17　事業系ごみ排出量の実績推移

(2) 事業系ごみの許可搬入と直接搬入の状況

事業系ごみの許可・直接搬入の状況は、搬入割合が平成 24 年度までは概ね許可搬入約 91%、直接搬入約 9%という比であったが、平成 25 年度には直接搬入の割合が 15%まで増加した。その後は再び直接搬入の割合は減少し、平成 26 年度以降には許可搬入約 93%、直接搬入約 7%という比になっている。

搬入量では、許可搬入が微増傾向であるのに対し、直接搬入は平成 24 年度までが約 90t/年で、平成 25 年度に約 158t/年まで増加したのち大きく減少、その後微増傾向で推移している。

表 2.1.2.9　事業系ごみの許可搬入・直接搬入の実績と割合

区分＼年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
許可搬入ごみ量（t/年）	902	925	930	895	915	895	956	995	962	1,007
直接搬入ごみ量（t/年）	92	88	93	82	93	158	69	74	74	83
排出ごみ量の総量（t/年）	993	1,013	1,023	977	1,008	1,053	1,025	1,069	1,036	1,091
許可搬入ごみの割合（%）	90.77	91.32	90.95	91.61	90.75	85.04	93.24	93.07	92.90	92.37
直接搬入ごみの割合（%）	9.23	8.68	9.05	8.39	9.25	14.96	6.76	6.93	7.10	7.63

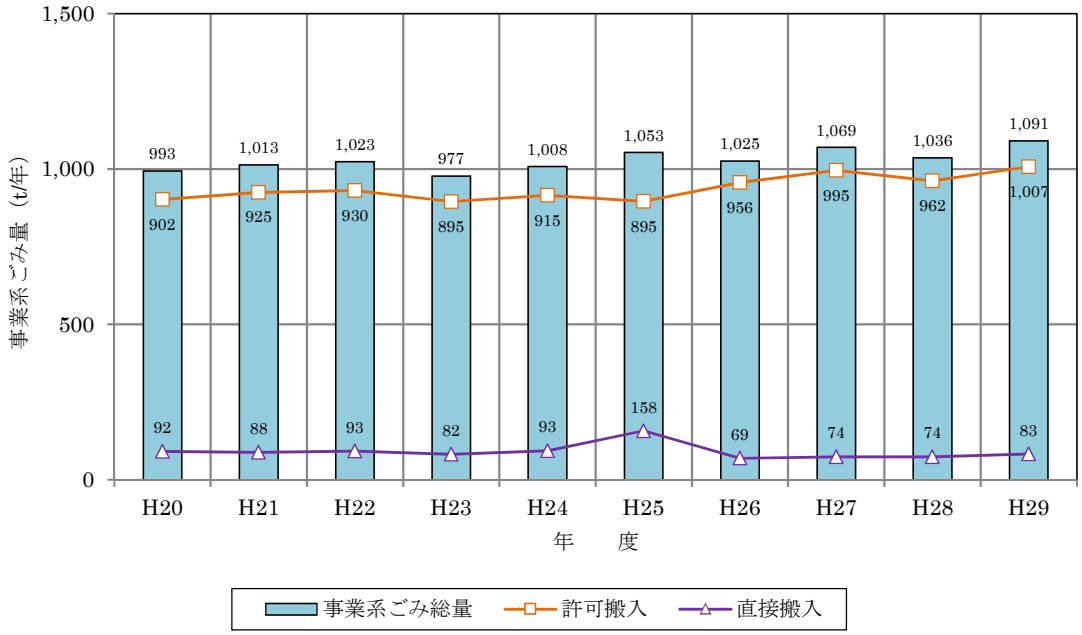

図 2.1.2.18　事業系ごみの許可・直接搬入量の実績推移

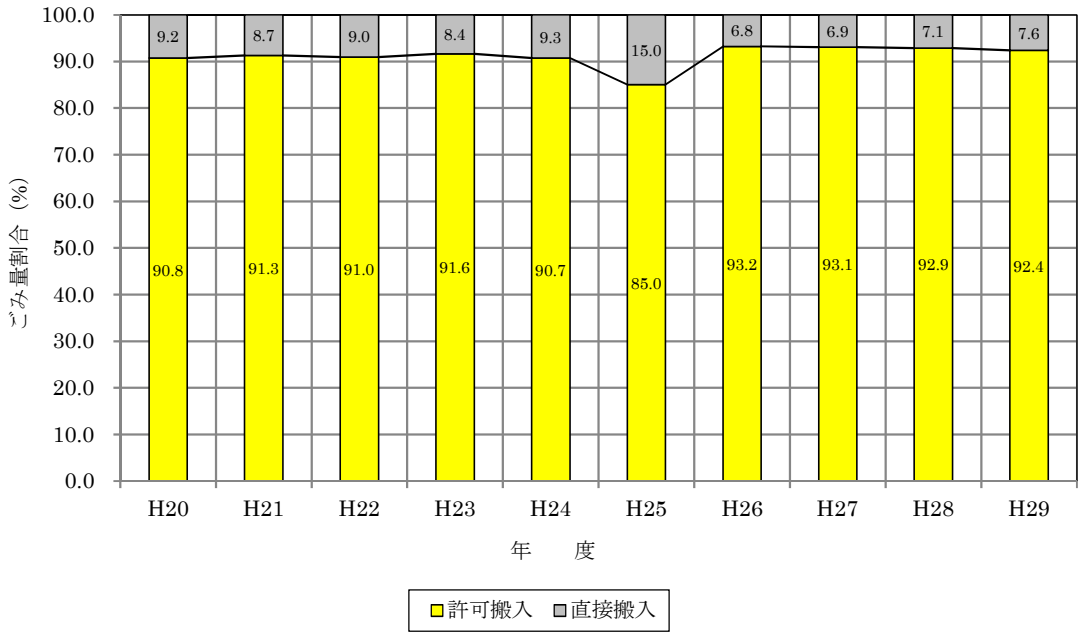

図 2.1.2.19　事業系ごみの許可・直接搬入割合の実績推移

(3) 事業系ごみの区分別排出量の状況

事業系ごみの区分別排出量の割合では、燃やせるごみが微増しつつ近年で約 70%を占めており、次いで生ごみが約 20%となっている。また、事業系資源ごみは全量が直接搬入となっている。搬入区分では許可搬入の割合が全体量と同様の割合傾向を示し、直接搬入では、各年度で割合にばらつきがあるが、近年では生ごみの割合が減少傾向にある。

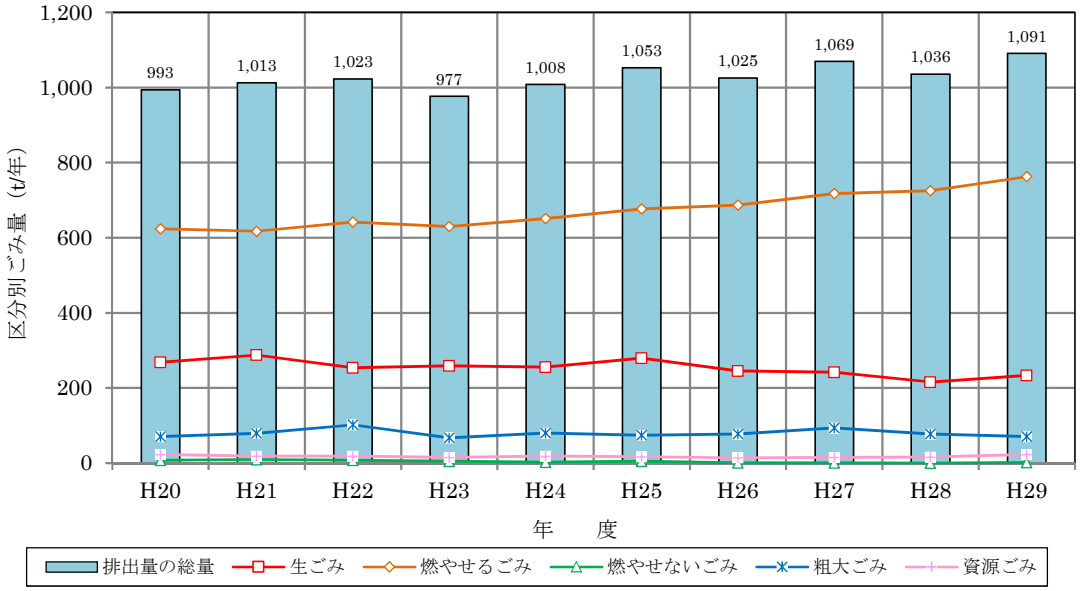

図 2.1.2.20　区分別事業系ごみ量の推移

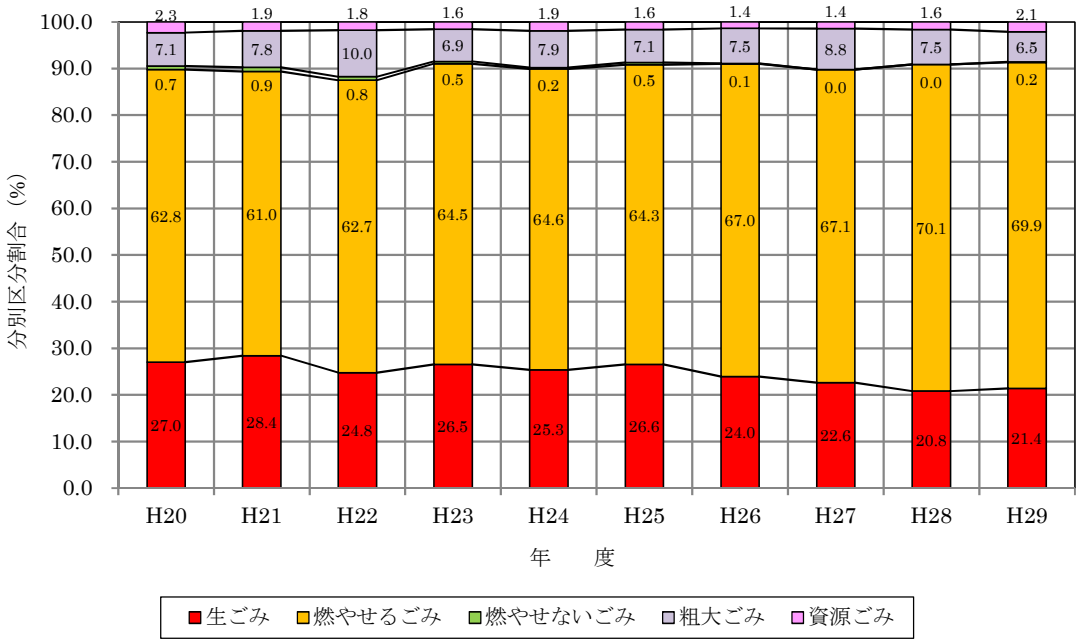

図 2.1.2.21　区分別事業系ごみ量割合の推移

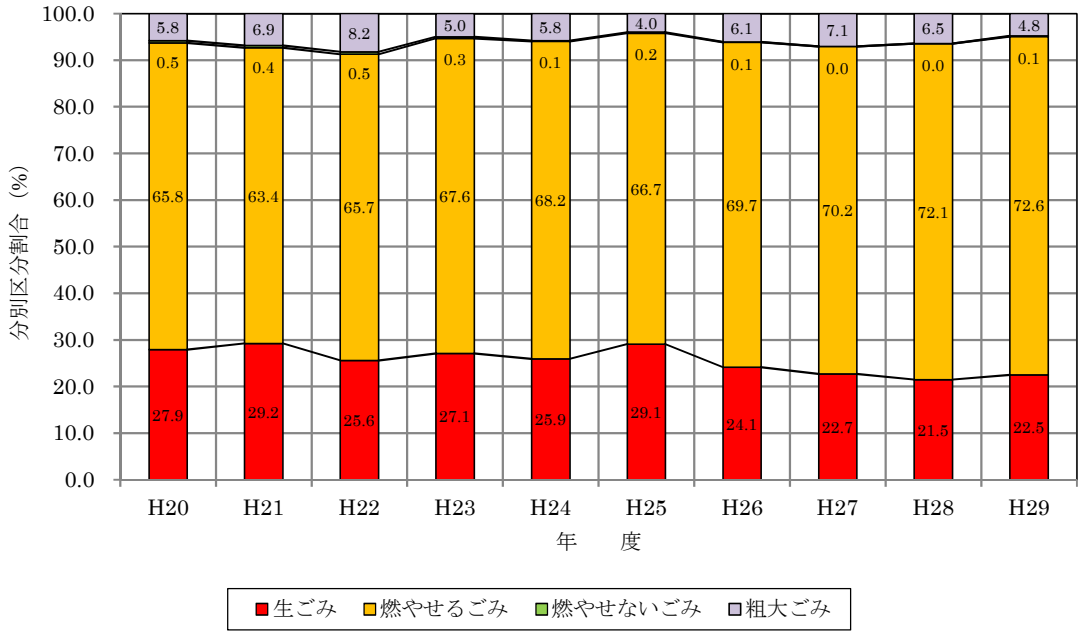

図 2.1.2.22　区分別事業系ごみ量割合の推移（許可搬入）

＊．事業系資源ごみは全量が直接搬入となっている。

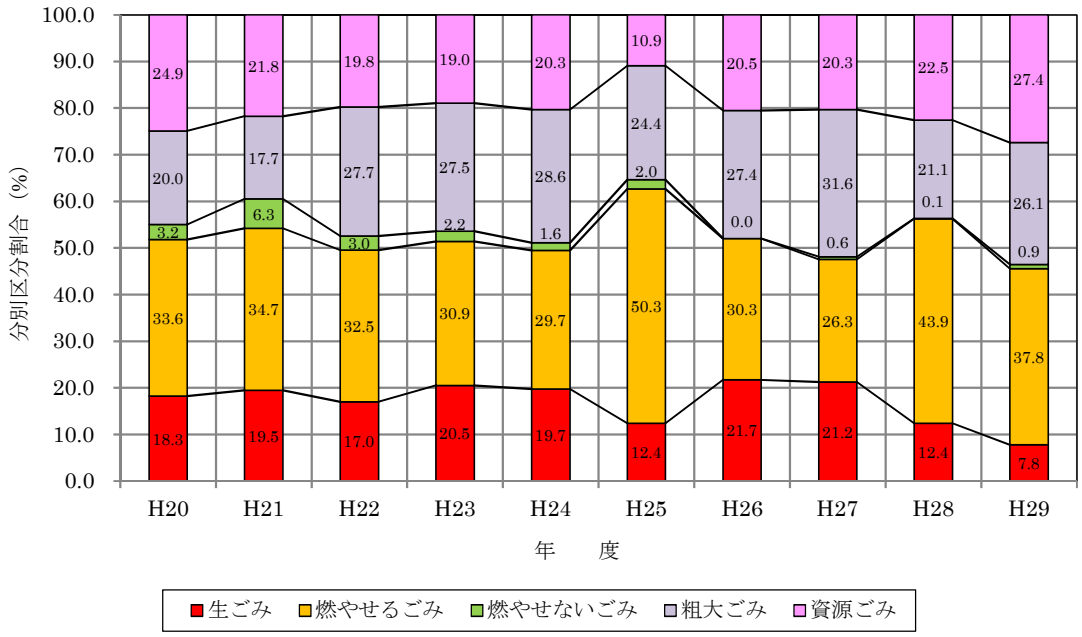

図 2.1.2.23　区分別事業系ごみ量割合の推移（直接搬入）

(4) 事業系ごみ排出量の原単位

事業系ごみ量は、次に示す図表に示すとおり収集人口（＝行政人口）との相関性が薄く、近年では収集人口の減少に反してごみ量が微増している状況から、経済動向などに影響されやすいものだと考えられる。

原単位についても、事業系排出量が横ばいの中で人口だけが減少しているため、原単位としては増加し続けている状況である。

表 2.1.2.10　事業系ごみ量と収集人口当たりの排出量

区分＼年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
収集人口（人）	13,485 (−)	13,077 (48)	12,728 (44)	12,375 (58)	12,088 (57)	11,807 (54)	11,438 (51)	11,124 (57)	10,850 (64)	10,538 (51)
事業系ごみ量（t/年）	993	1,013	1,023	977	1,008	1,053	1,025	1,069	1,036	1,091
収集人口当たりの原単位	202	212	220	216	228	244	246	263	261	284
生ごみ	55	60	55	57	58	65	59	59	54	61
燃やせるごみ	127	129	138	139	148	157	165	176	183	198
燃やせないごみ	1	2	2	1	1	1	0	0	0	0
粗大ごみ	14	17	22	15	18	17	19	23	20	18
資源ごみ	5	4	4	3	4	4	3	4	4	6

＊．原単位の算出に当たって、平成 23・27 年度は 366 日で計算している。

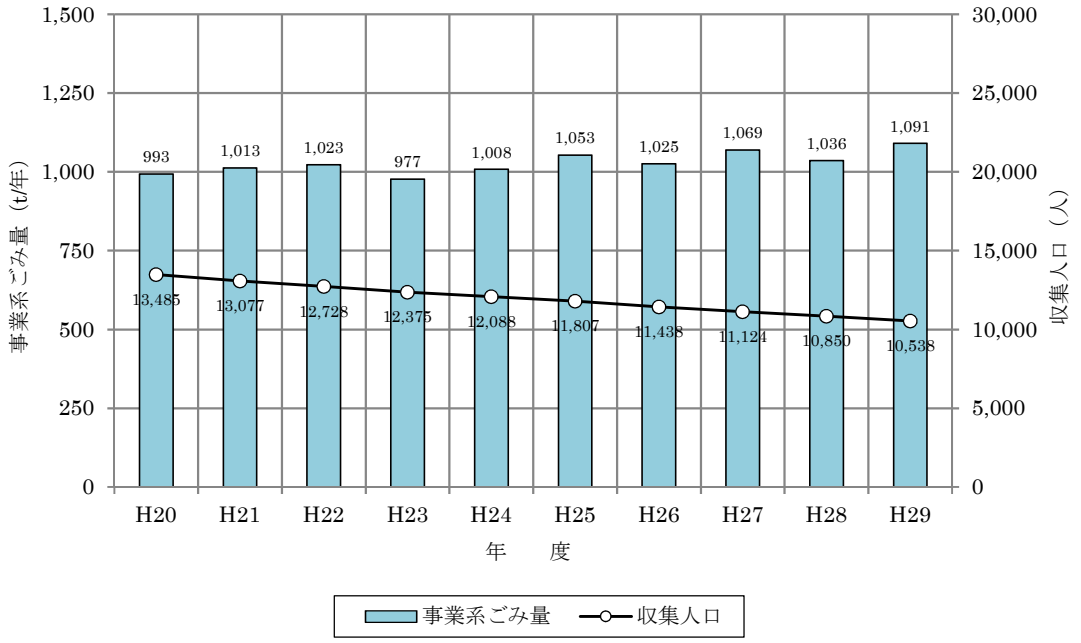

図 2.1.2.24　収集人口と事業系ごみ量の推移

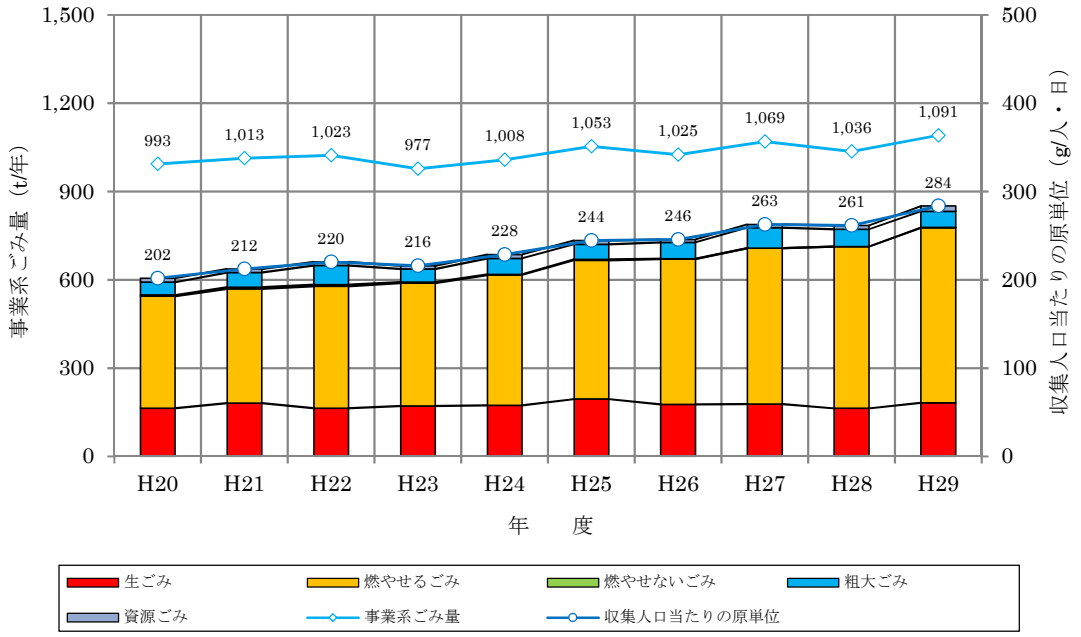

図 2.1.2.25　事業系ごみ量と収集人口当たりの原単位

2.1.4　資源ごみ（資源回収含む）の排出実績

(1) 資源ごみ量（資源回収含む）の状況

資源ごみの状況は、各年度 150～170t/年程度で推移している。

回収方法による区分では、家庭系として計上される資源ごみが 300～360t/年前後で推移しており、H29／H20 比で約 89%（＝345／387）となっている。事業系は各年度 20t/年程度の排出となっている。資源（集団・拠点）回収では一部の年度で実績不明であるが、全体としては 250～400t/年で推移している。

①　家庭系資源ごみの状況

家庭系資源ごみは、収集による量が約 98%（＝(154+162)／322）を占めている。

なお、家庭系収集資源ごみのうち約半数は、組合には搬入されずに有価物として直接民間業者に売り払われている。

表 2.1.2.11　家庭系収集資源ごみ（有価物）の内訳

（単位：t/年）

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
新聞紙	77	84	76	74	75	76	84	84	87	88
雑誌	47	46	40	46	42	38	46	41	35	34
ダンボール	34	32	32	33	32	35	40	36	34	39
紙パック	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1
計	158	163	149	153	150	150	170	162	157	162

資料；市民生活課「有価物引渡し状況」より

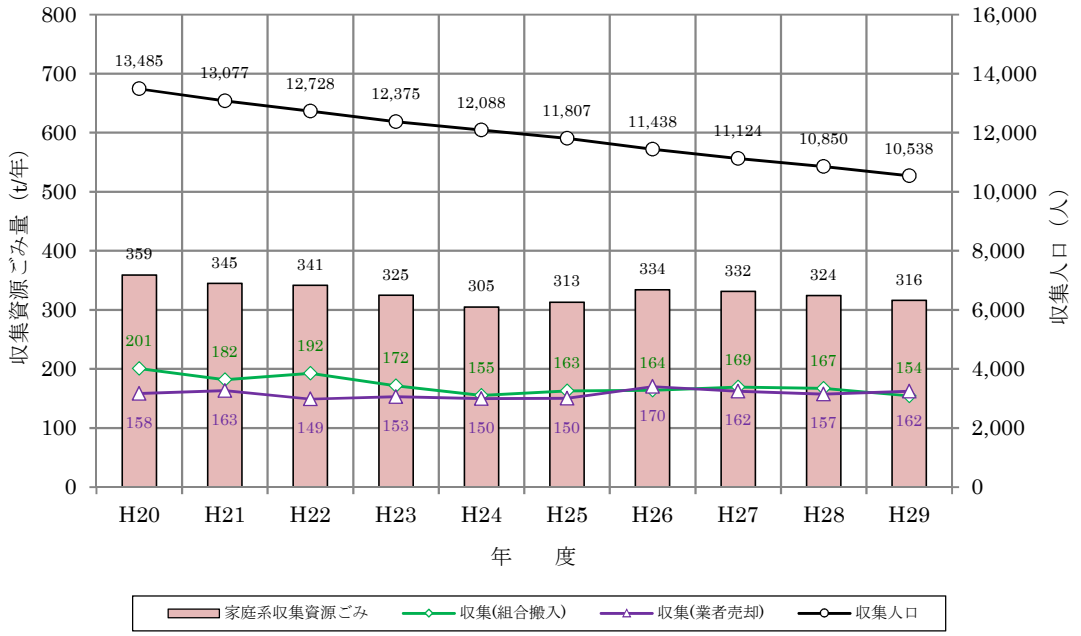

図 2.1.2.26　家庭系収集資源ごみの内訳（量）

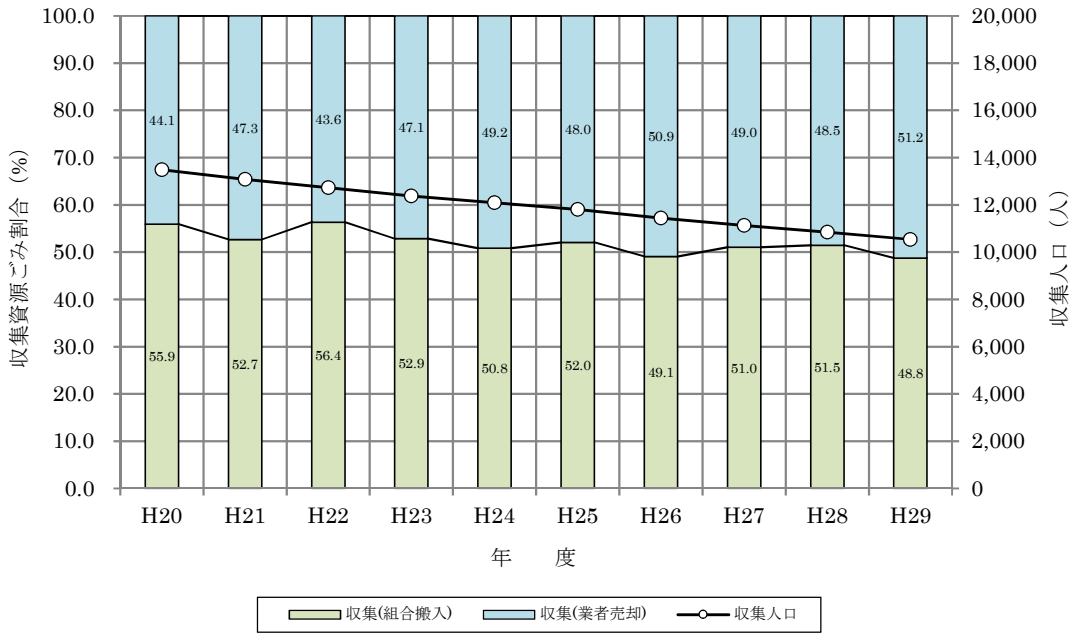

図 2.1.2.27　家庭系収集資源ごみの内訳（比率）

② **事業系資源ごみの状況**

事業系資源ごみは、全量が直接搬入されている。

③ **資源回収の状況**

資源回収では、集団回収実績が一部年度で不明であり、拠点回収の実績は平成 29 年度から記録されている。

表 2.1.2.12　資源ごみ総排出量の推移

（単位：人、t/年）

区分＼年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
収集人口 (各年 9 月末)	13,485 (－)	13,077 (48)	12,728 (44)	12,375 (58)	12,088 (57)	11,807 (54)	11,438 (51)	11,124 (57)	10,850 (64)	10,538 (51)
家庭系	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
資源ごみ	364	350	347	330	311	321	341	338	331	322
収集	201	182	192	172	155	163	164	169	167	154
収集(売却)	158	163	149	153	150	150	170	162	157	162
直搬	5	5	6	5	6	8	6	7	7	6
事業系	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
資源ごみ	23	19	18	16	19	17	14	15	17	23
許可	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
直搬	23	19	18	16	19	17	14	15	17	23
資源回収	－	350	395	368	－	－	256	303	260	256
集団回収	－	350	395	368	－	－	256	303	260	255
拠点回収	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1
合　計	387	719	760	714	330	338	610	657	608	601
資源ごみ	387	369	366	345	330	338	355	353	348	345
収集・許可	359	345	341	325	305	313	334	332	324	316
直接搬入	28	25	24	21	25	25	21	22	23	29
資源回収	－	350	395	368	－	－	256	303	260	256

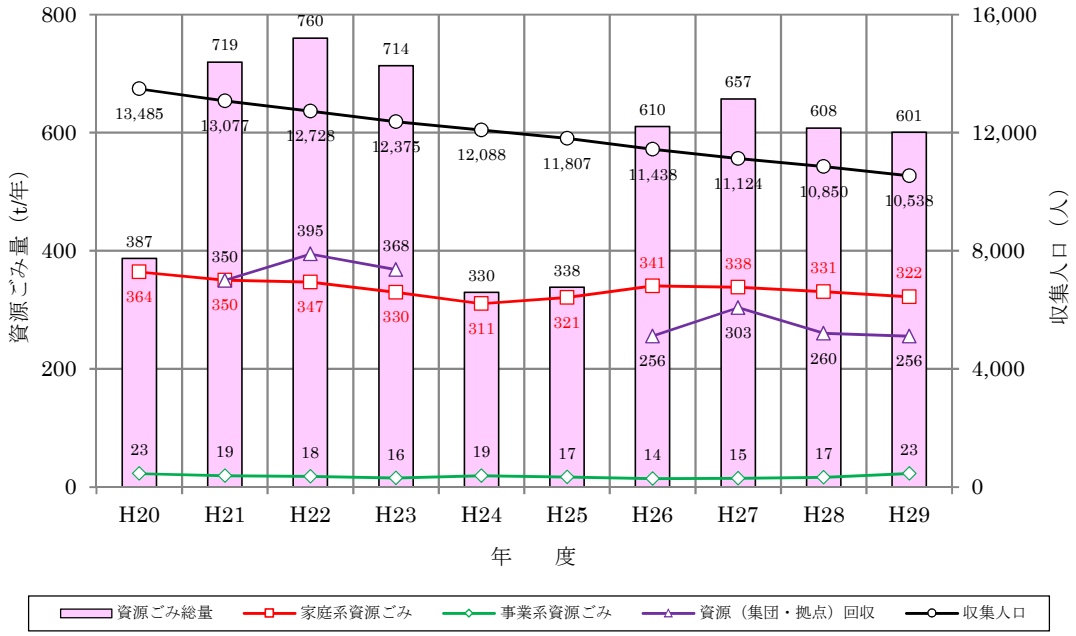

図 2.1.2.28　資源ごみ量の実績推移

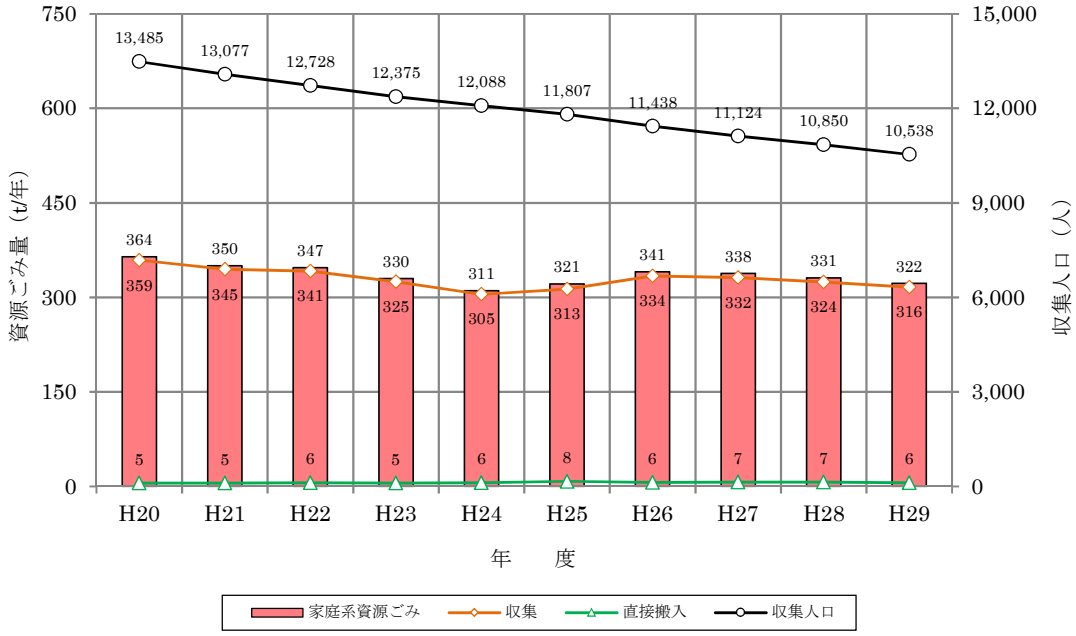

図 2.1.2.29　家庭系資源ごみにおける収集・直接搬入量の実績推移

＊．家庭系収集資源ごみは、組合搬入分と有価物売却量の合計となっている。

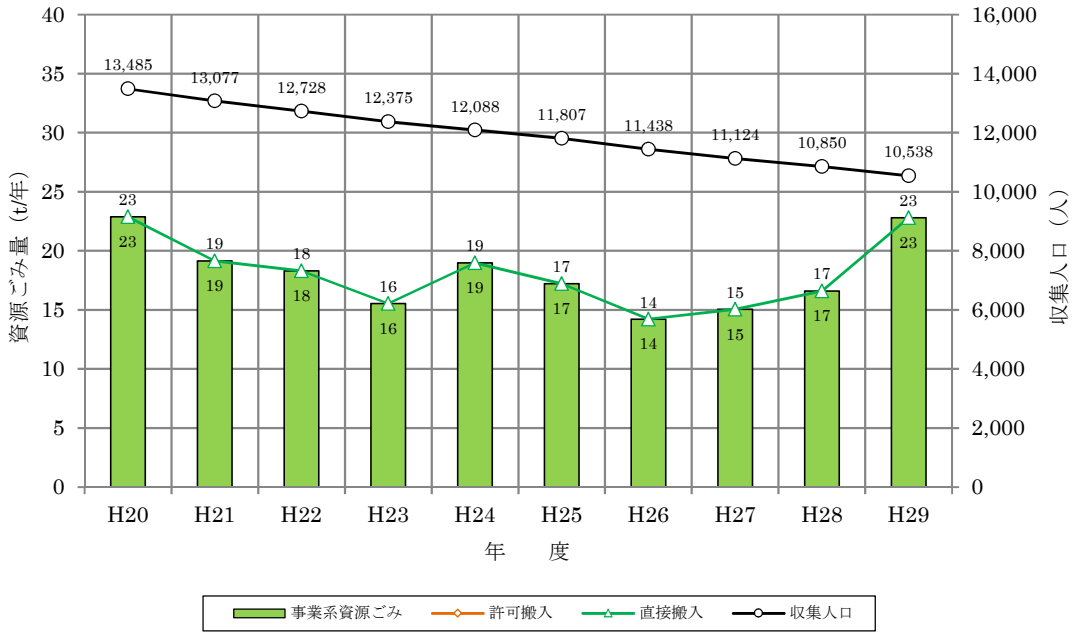

図 2.1.2.30　事業系資源ごみにおける許可・直接搬入量の実績推移

＊．事業系収集資源ごみは、全量が直接搬入となっている。

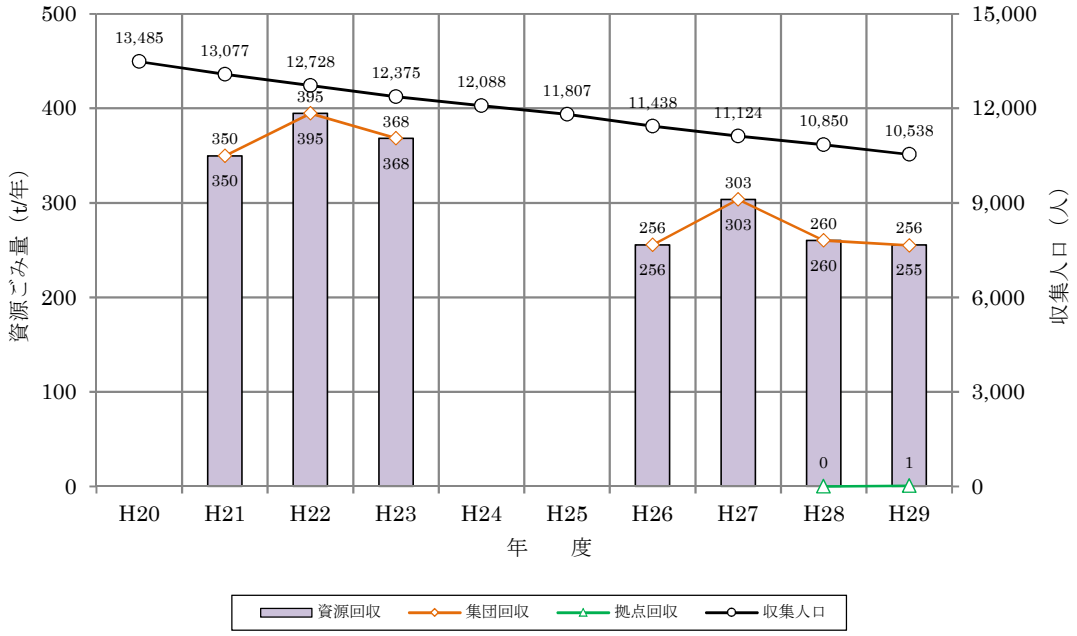

図 2.1.2.31　資源回収における集団回収・拠点回収量の実績推移

(2) 資源ごみ種類別の状況

以下に、資源（集団・拠点）回収における資源種別ごとの回収量の実績を整理する。

なお、実績量推移のグラフについては、資源ごみ量に大きな差があるため同等量となっている種別ごとに整理する。

また、平成 20・24・25 年度の実績は市民生活課にデータが存在していない。

① 集団回収の実績

集団回収の実績では、年度ごとに各種回収量の変動が大きい。また、ペットボトルは平成 28 年度より実績を記録し始めている。

表 2.1.2.13　集団回収における資源種別ごとの回収量の実績

（単位：資源ごみ t/年）

区分＼年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
収集人口（人）	13,485 (−)	13,077 (48)	12,728 (44)	12,375 (58)	12,088 (57)	11,807 (54)	11,438 (51)	11,124 (57)	10,850 (64)	10,538 (51)
新　聞	−	235.6	273.7	201.2	−	−	159.4	200.3	154.5	150.4
ダンボール	−	66.9	74.9	114.5	−	−	56.8	65.9	64.2	56.4
雑　誌	−	26.9	27.9	31.3	−	−	21.3	19.7	25.3	25.2
紙パック	−	1.9	2.3	2.0	−	−	1.6	1.3	1.4	1.3
スチール缶	−	4.8	4.5	4.8	−	−	5.3	3.2	3.1	2.6
アルミ缶	−	7.8	7.3	8.1	−	−	4.7	9.7	5.8	13.7
ビール瓶（大）	−	2.8	0.1	3.3	−	−	2.4	1.1	1.3	0.9
ビール瓶（中）	−	0.0	1.1	0.4	−	−	0.1	0.0	0.0	0.0
ビール瓶（小）	−	0.0	0.3	0.0	−	−	0.0	0.0	0.0	0.0
一升瓶	−	2.4	2.4	2.2	−	−	2.2	2.3	1.2	1.5
焼酎瓶	−	0.0	0.0	0.2	−	−	0.9	0.0	0.1	0.2
ジュース瓶	−	0.0	0.0	0.1	−	−	0.0	0.0	0.0	0.0
ビールケース	−	0.1	0.1	0.1	−	−	0.0	0.0	0.0	0.0
ジュース ケース	−	0.0	0.0	0.0	−	−	0.0	0.0	0.0	0.0
アルミサッシ	−	0.6	0.0	0.0	−	−	0.8	0.0	0.0	0.0
ペットボトル	−	−	−	−	−	−	−	−	3.1	2.6

資料：市民生活課

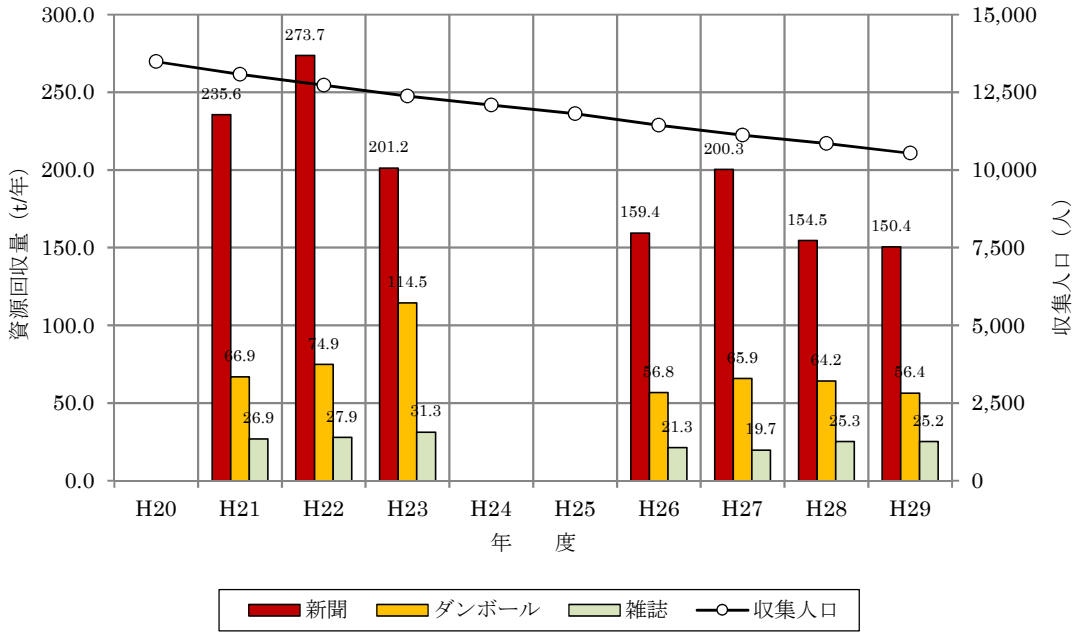

図 2.1.2.32　集団回収による新聞・ダンボール・雑誌の資源回収の実績推移

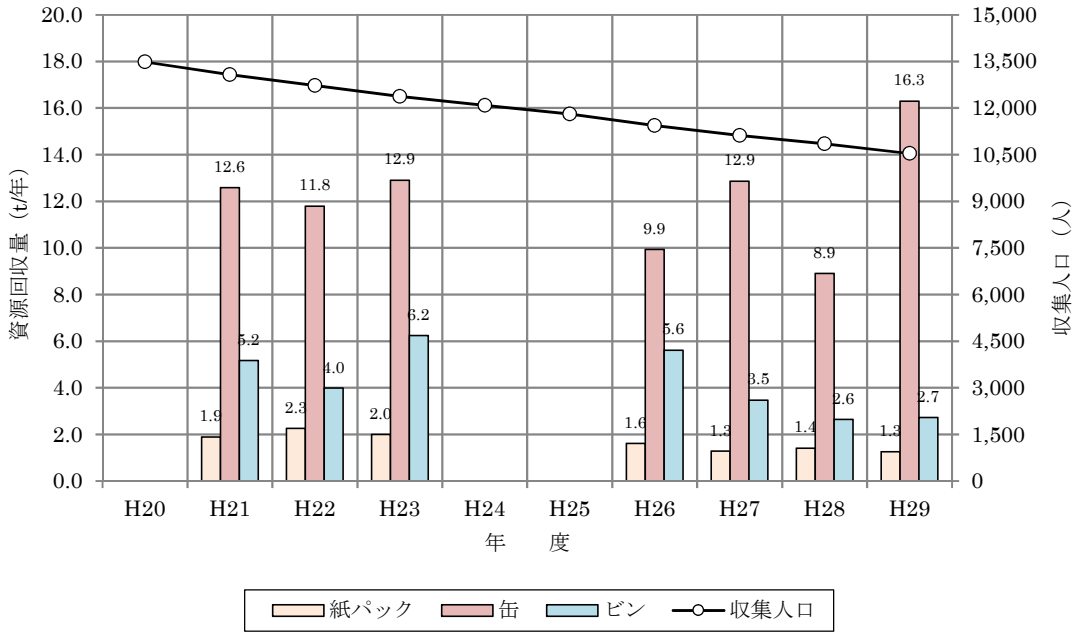

図 2.1.2.33　集団回収による紙パック・缶・ビンの資源回収の実績推移

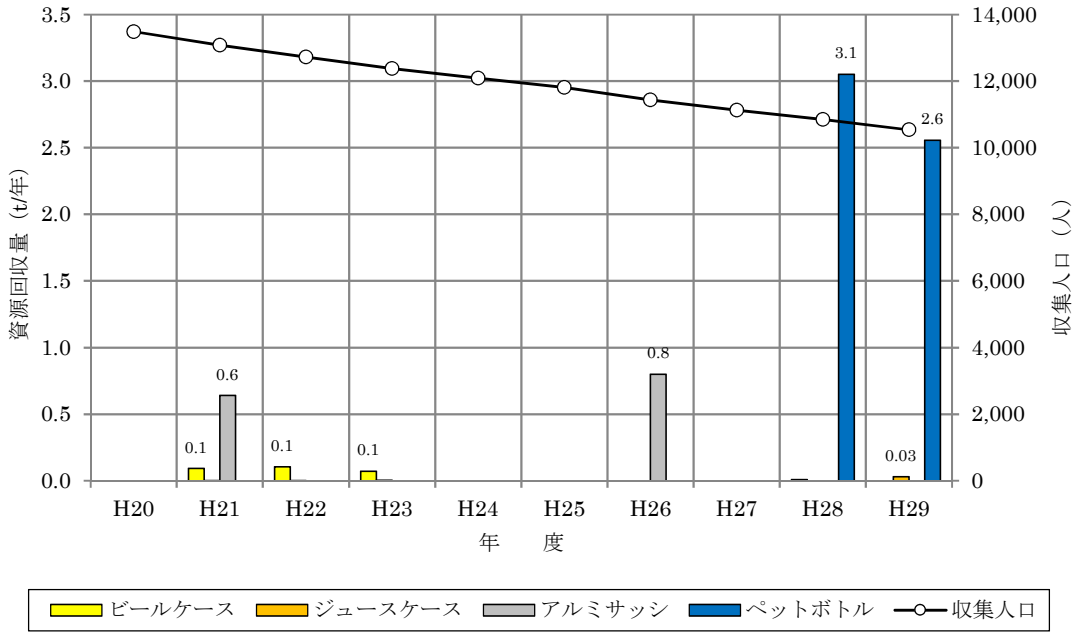

図 2.1.2.34　集団回収によるビールケース・ジュースケース・アルミサッシ
・ペットボトルの資源回収の実績推移

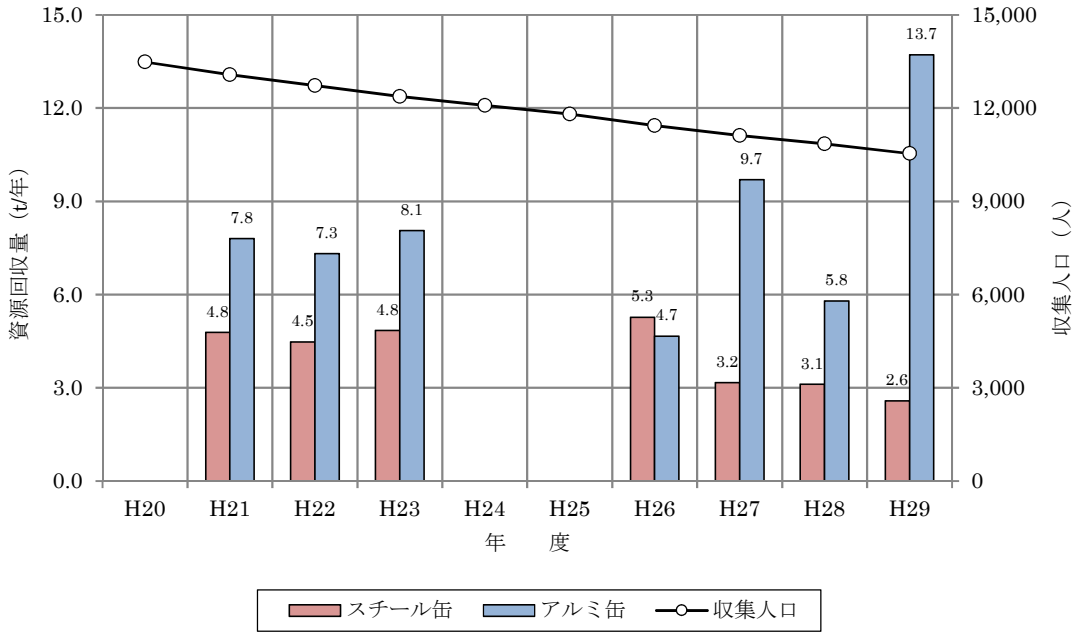

図 2.1.2.35　集団回収による缶（種別）の資源回収の実績推移

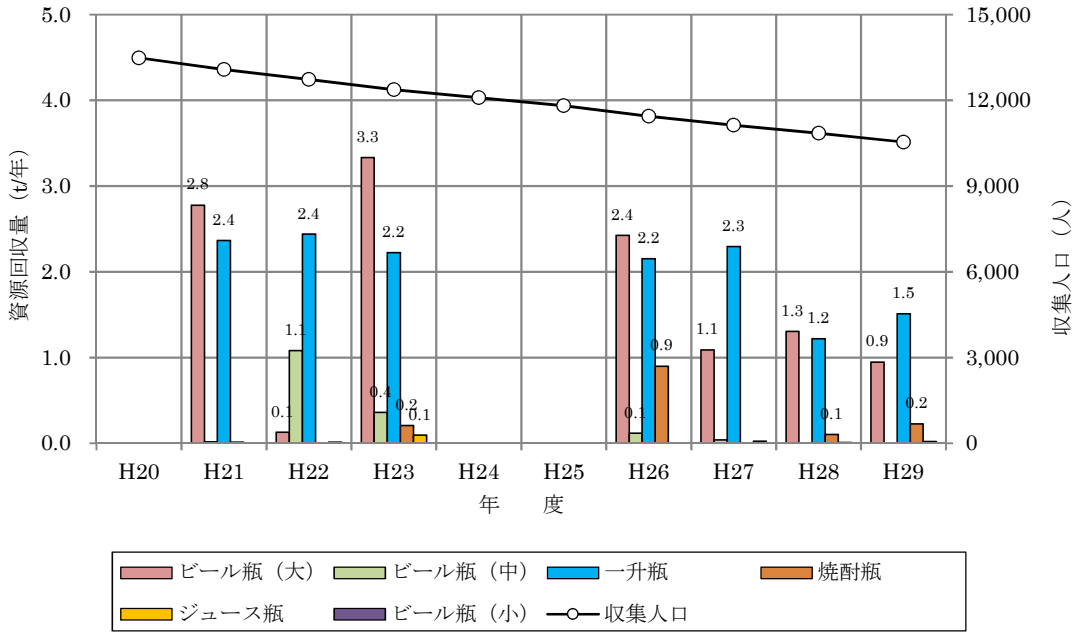

図 2.1.2.36　集団回収によるビン（種別）の資源回収の実績推移

① 拠点回収の実績

拠点回収の実績では、平成 29 年度より小型家電・ノートパソコン・デスクトップパソコンの回収量を記録しているが、その量は微量であり、今後の経過によっては何らかの傾向が見えてくるものと思われる。

表 2.1.2.14　拠点回収における資源種別ごとの回収量の実績

（単位：資源ごみ t/年）

区分＼年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
収集人口（人）	13,485 (−)	13,077 (48)	12,728 (44)	12,375 (58)	12,088 (57)	11,807 (54)	11,438 (51)	11,124 (57)	10,850 (64)	10,538 (51)
小型家電	−	−	−	−	−	−	−	−	−	0.576
ノート PC	−	−	−	−	−	−	−	−	−	0.026
デスクトップ PC	−	−	−	−	−	−	−	−	−	0.07

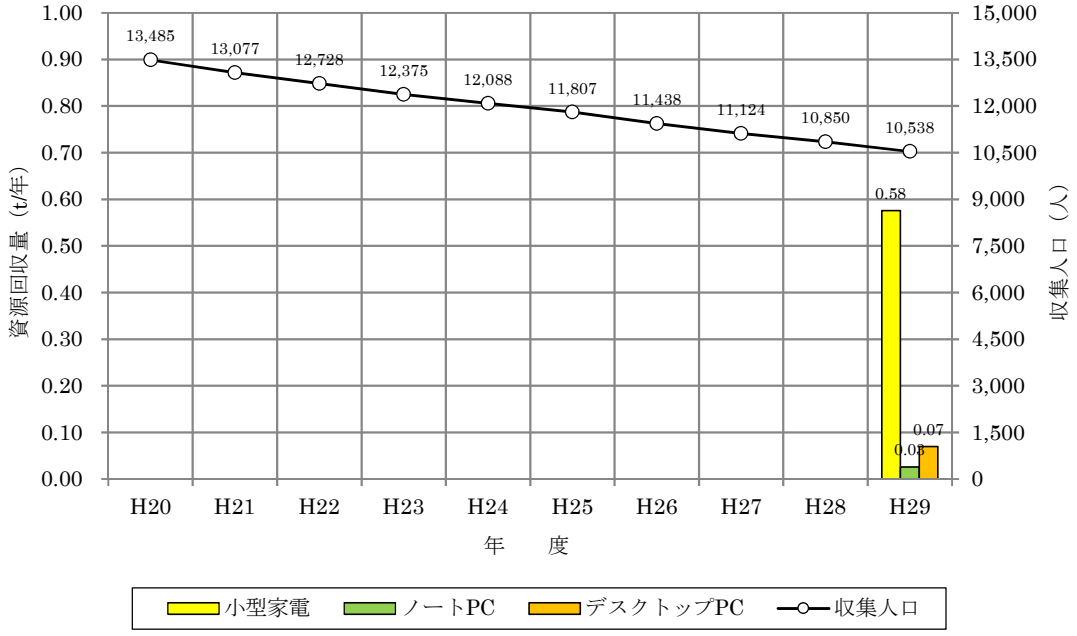

図 2.1.2.37　拠点回収による種類別の資源回収の実績推移

(3) 資源ごみ量の原単位

資源ごみの排出量原単位は、「1 人 1 日平均排出量（原単位)」として、資源の総排出量を収集人口で除した値を日量で示したもので、次式により算出される。

原単位(g/人・日) ＝ 年間総排出量(t/年) ÷ 収集人口(人) ÷ 365(日) × 10^6

上式により算出されるごみの「1 人 1 日平均排出量」を、次表・図で整理する。

資源排出量に係る原単位は、ごみと資源の区分に対する住民理解などから、150～160g/人・日で推移している（資源回収量実績のない平成 20・24・25 年度を除く)。

表 2.1.2.15　資源ごみ・回収量の 1 人 1 日平均排出量

（単位：人、t/年、g/人・日）

区分＼年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
収集人口 (各年 9 月末)	13,485 (−)	13,077 (48)	12,728 (44)	12,375 (58)	12,088 (57)	11,807 (54)	11,438 (51)	11,124 (57)	10,850 (64)	10,538 (51)
合　計	387	719	760	714	330	338	610	657	608	601
資源ごみ	387	369	366	345	330	338	355	353	348	345
資源回収	−	350	395	368	−	−	256	303	260	256
資源ごみ総量原単位	79	151	164	158	75	79	146	161	153	156
資源ごみ	79	77	79	76	75	79	85	87	88	90
資源回収	−	73	85	81	−	−	61	75	66	66

＊．原単位の算出に当たって、平成 23・27 年度は 366 日で計算している。

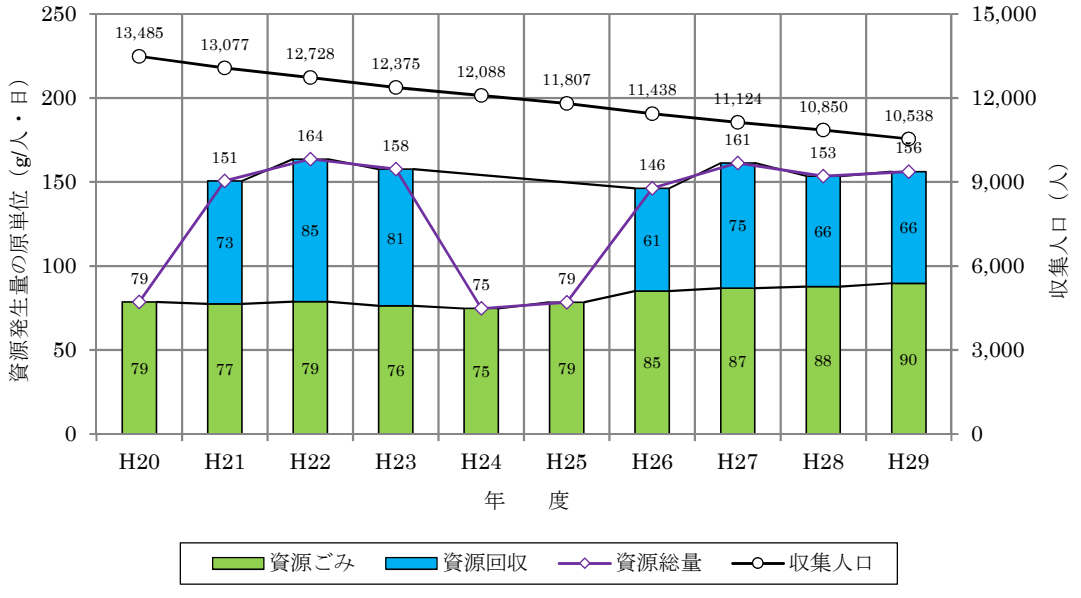

図 2.1.2.38　資源ごみ・回収量の 1 人 1 日平均排出量

第 3 節　ごみ処理体制と処理の実績

3.1　ごみ処理体制の現状

ごみの分別収集は、平成 15 年 4 月にごみ処理手数料を定額制から従量制に移行され、その後分別収集などの排出基準も確立されている。

本市内で排出される廃棄物の処理は、『焼却～埋立』・『埋立』・『資源化』に大別されており、これらの処理処分は下表に示すとおりとなっている。

表 2.1.3.1　家庭系・事業系ごみの分別区分と処理方法

分別区分	処理方法	処理施設等
生ごみ	高速メタン発酵処理	リサイクリーン
燃やせるごみ	焼却処理	リサイクリーン（中継施設） →エネクリーン（焼却処理）
燃やせないごみ	埋立 （焼却処理・資源化）	リサイクリーン（選別） →エネクリーン（焼却処理） →赤平市一般廃棄物最終処分場（埋立） →再資源化（売り払い等）
粗大ごみ		
資源ごみ	資源化	リサイクリーン（選別） →再資源化（売り払い等）

3.2　収集・運搬

収集・運搬については、家庭系ごみを計画収集（委託）及び直接搬入（排出者）している。また、事業系ごみは家庭系ごみの分別区分に準じており、許可業者による収集または、排出事業者が直接搬入している。

表 2.1.3.2　ごみの収集・運搬状況

ごみ区分	収集・運搬	
家庭系	計画収集・許可業者による収集及び直接搬入	委託、排出者
事業系		許可業者、排出事業者

(1) 収集対象地域

収集対象地域は、赤平市行政区域全域としている。

(2) 家庭系ごみの収集頻度及び分別区分

収集は委託により実施しており、排出者に対して排出の際に有料の指定ごみ袋の使用や、粗大ごみについてはシール（処理券）を貼るなどしてもらい、収集指定場所に出してもらっている。また、直接搬入されたごみについては、搬入重量に対して課金して処理費用を徴収している。

表 2.1.3.3　排出方法

<table>
<tr><th colspan="2">ごみの種類</th><th>収集回数</th><th>費　　用</th><th>収集方式</th></tr>
<tr><td>生 ご み</td><td>野菜、果物のくず、食べ残し、
お茶がら、ペットのふん、
ティーバッグ、
直径 3 センチ未満の骨、
コーヒーの粉、
生花　など</td><td rowspan="2">週 2 回</td><td>有　　料
(指定ごみ袋)</td><td rowspan="8">ごみステーション</td></tr>
<tr><td>燃やせるごみ</td><td>紙類、小枝、布類、吸い殻、
大量の草、プラスチック類、
ひも、縄、貝殻類、食用油、革類、
紙おむつ、
厚さ 5 センチ以下の板類、
ビデオテープ、カセットテープ
など</td><td>有　　料
(指定ごみ袋)</td></tr>
<tr><td>燃やせないごみ</td><td>包丁や鍋などの金属類、
小型の電器製品、陶器、電球、
ガラス類、びんのふた、
ペットの砂、汚れたかんやびん、
大きな角缶、園芸用の土、
厚さ 5 センチを超える板　など</td><td rowspan="5">月 2 回</td><td>有　　料
(指定ごみ袋)</td></tr>
<tr><td>粗大ごみ</td><td>家具、剪定した枝、ゴルフ用品、
煙突（円筒）、タイヤホイール、
スキー、布団、パイプ、はしご、
戸、畳、衣装ケース、
発泡スチロール箱　など</td><td>有　　料
(指定ごみ袋)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">資源ごみ</td><td>びん、缶、ペットボトル</td><td>有　　料
(指定ごみ袋)</td></tr>
<tr><td>古紙類</td><td rowspan="2">無　　料</td></tr>
<tr><td>特定品目</td><td>乾電池、ボタン電池、
水銀体温計、水銀血圧計、
蛍光管、使い捨てライター、
ガス缶　など</td></tr>
</table>

表 2.1.3.4　ごみ収集・処理に係る車両の現状

（平成 29 年度末現在）

用　途		形　状	車　種	積 載 量
委託業者	粗大・資源ごみ回収	平ボデー	三　菱	3,000kg
		軽トラック	ス　ズ　キ	350kg
		平ボデー	ト　ヨ　タ	3,000kg
		ダンプ	マ　ツ　ダ	2,000kg
		平ボデー	日　野	2,500kg
	塵 芥 収 集	塵芥車	日　野	2,050kg
		塵芥車	日産ディーゼル	1,550kg
(＊)	塵 芥 収 集	塵芥車	日　野	4,050kg
		塵芥車	日　野	3,950kg

（＊）市所有：委託業者に貸与

資料：市民生活課

3.3　ごみ処理実績

平成 29 年度末現在における処理実態と、各施設の処理実績は次のとおりである。

(1) 生ごみ

リサイクリーンに集められた生ごみは、施設内にある高速メタン発酵処理施設で処理され、メタンガスというエネルギーを得ており、そのエネルギーを以下に示すものに利用している。

・発電：場内利用、売電
・熱　：冷暖房、ロードヒーティング
・汚泥残渣：肥料（美 ola）として利用
・汚水処理：処理後に放流

(2) 燃やせるごみ

中継施設であるリサイクリーンに集められた燃やせるごみは、運搬効率や環境負荷への配慮のため、各市町から集められたごみを圧縮してコンテナに集約積み替えしてエネクリーン（歌志内市）で焼却処理される。

(3) 燃やせないごみ・粗大ごみ・特定品目

リサイクリーンに集められた燃やせないごみ・粗大ごみは、施設内で選別・破砕されて、付着したプラスチックや木片などの可燃物はエネクリーンに搬出されて焼却処理される。選別により再資源化（金属類、アルミなど）できるものは、売り払いされる。これらの処理に該当しないごみは、赤平市一般廃棄物最終処分場で埋立処分される。

なお、特定品目は資源化業者により、その大部分が資源化されている。

(4) 資源ごみ

リサイクリーンに集められた資源ごみは、施設内で選別されて売り払い・再資源化・引き取り（有料）などの処分が行われる。

びんについては、リターナルびんは回収業者から飲料メーカーへ、ワンウェイびんでは白色・茶色・その他に分別された上で、それぞれリサイクル業者に引き取りされている。缶はスチールとアルミに選別され、それぞれのリサイクル先に売り払いされる。また、ペットボトルについてはリサイクリーンでキャップなどの異物を除いたうえで圧縮梱包され売り払いされている。

(5) 産業廃棄物

本市の最終処分場は条例（*1）上、法第 11 条第 2 項（*2）の規定により一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物の受入れを可能としており、実績のある平成 23 年度以降で 950～1,850t/年程度の受入れとなっている。

（*1）「赤平市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例」

（*2）廃棄物の処理及び清掃に関する法律

表 2.1.3.5　一般廃棄物最終処分場への産業廃棄物受入実績

（単位： t/年）

区　分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
産業廃棄物受入量	－	－	－	1,184	1,850	1,269	1,413	1,405	950	1,050

資料；赤平市最終処分場維持管理状況報告書より

3.3.1　高速メタン発酵処理施設の処理実績

リサイクリーンの高速メタン発酵処理施設は、滝川市・芦別市・赤平市・新十津川町・雨竜町の 3 市 2 町から排出される生ごみを処理している。

各市町から排出される処理量は、下表・図に示すように本市の生ごみ量が約 10%を占める状況となっている。

表 2.1.3.6　高速メタン発酵処理施設の搬入処理量・割合実績（生ごみ）

（単位：処理量 t/年、割合%）

区分＼年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
滝　川　市	3,983	3,920	3,922	3,878	4,007	3,831	3,642	3,643	3,521	3,570
芦　別　市	1,232	1,193	1,116	1,066	1,055	1,009	916	825	934	801
赤　平　市	798	799	766	685	738	710	632	610	547	721
新十津川町	499	484	477	455	472	465	445	457	434	440
雨　竜　町	172	164	162	152	161	167	161	128	109	144
処理量合計	6,684	6,560	6,443	6,236	6,433	6,182	5,796	5,663	5,545	5,676
滝　川　市	59.59	59.76	60.87	62.19	62.29	61.97	62.84	64.33	63.50	62.90
芦　別　市	18.43	18.19	17.32	17.09	16.40	16.32	15.80	14.57	16.84	14.11
赤　平　市	11.94	12.18	11.89	10.98	11.47	11.48	10.90	10.77	9.86	12.70
新十津川町	7.47	7.38	7.40	7.30	7.34	7.52	7.68	8.07	7.83	7.76
雨　竜　町	2.57	2.50	2.51	2.44	2.50	2.70	2.78	2.26	1.97	2.53

資料：平成 28 年度までは、総務省「一般廃棄物処理実態調査結果」による
平成 29 年度は、「中空知衛生施設組合」資料による

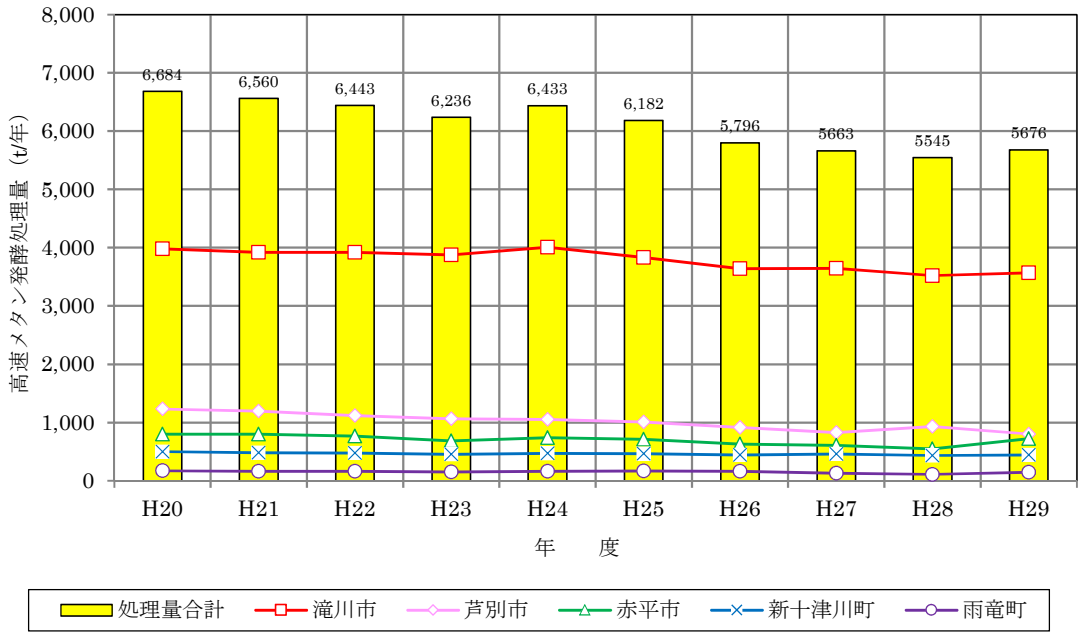

図 2.1.3.1　高速メタン発酵の自治体別処理量の実績推移

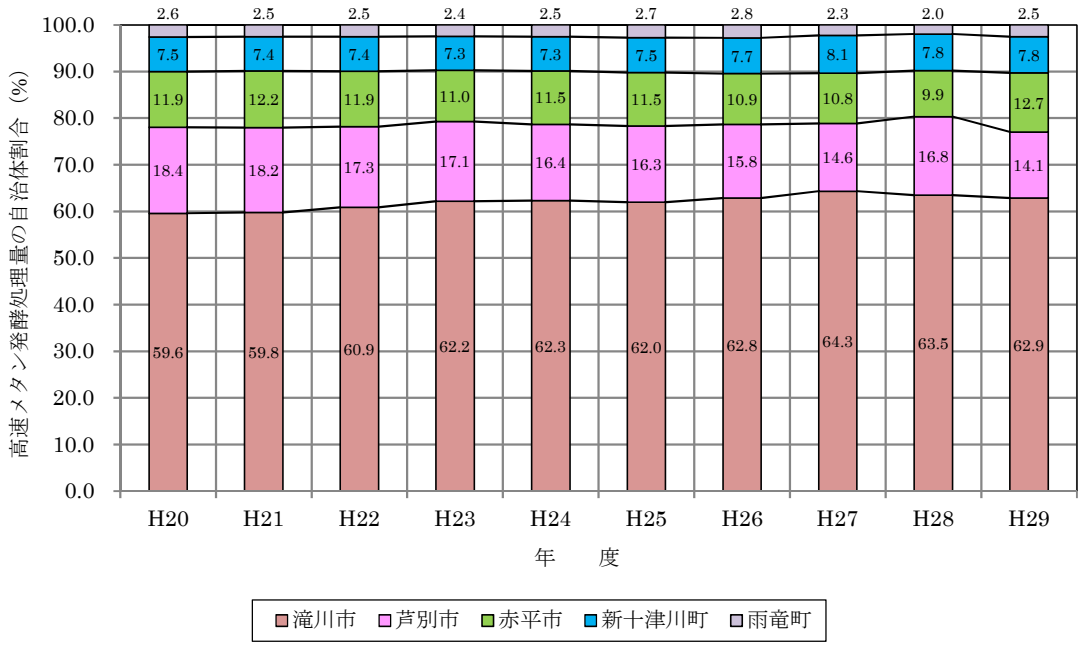

図 2.1.3.2　高速メタン発酵の自治体別処理量割合の実績推移

3.3.2　焼却施設の処理実績

本市の燃やせるごみなどを焼却する施設は、平成 24 年度末まで管内の 5 市 9 町から発生する一般廃棄物の燃やせるごみを歌志内市にある(株)エコバレー歌志内が所有するガス化溶融炉施設で処理を行っていた。

平成 25 年度からは、(株)エコバレー歌志内の処理停止に合わせて中・北空知廃棄物処理広域連合（*1）が整備を進めてきたエネクリーンが供用開始し、広域連合 5 市 9 町の燃やせるごみを焼却処理している。

(1) 中・北空知廃棄物処理広域連合の処理状況

下表・図に、広域連合の組合別焼却処理量と中空知衛生施設組合の 2 市 2 町の焼却処理量の実績を整理するが、本市を含む中空知衛生施設組合の処理量が全体量に対して約 50%以上を占めている。

（*1）

中空知衛生施設組合	：滝川市、赤平市、新十津川町、雨竜町
北空知衛生センター組合	：深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町
砂川地区保健衛生組合	：砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町

表 2.1.3.7　広域連合の組合別焼却処理量の実績推移

（単位：処理量 t/年、割合%）

区分＼年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
中空知衛生施設組合	12,369	12,310	12,672	12,070	12,314	12,478	11,883	12,090	12,061	12,322
北空知衛生センター組合	5,452	5,591	5,527	5,153	5,302	5,322	5,325	5,217	5,199	5,461
砂川地区保健衛生組合	5,404	5,956	6,118	6,019	6,243	6,542	5,935	6,128	5,978	5,838
処理量合計	23,225	23,857	24,317	23,242	23,859	24,341	23,143	23,435	23,238	23,621
中空知衛生施設組合	53.26	51.60	52.11	51.93	51.61	51.26	51.35	51.59	51.90	52.16
北空知衛生センター組合	23.47	23.44	22.73	22.17	22.22	21.86	23.01	22.26	22.37	23.12
砂川地区保健衛生組合	23.27	24.97	25.16	25.90	26.17	26.88	25.64	26.15	25.73	24.72

資料：平成 28 年度までは、総務省「一般廃棄物処理実態調査結果」による
平成 29 年度は、「平成 29 年度　広域連合の概要」による

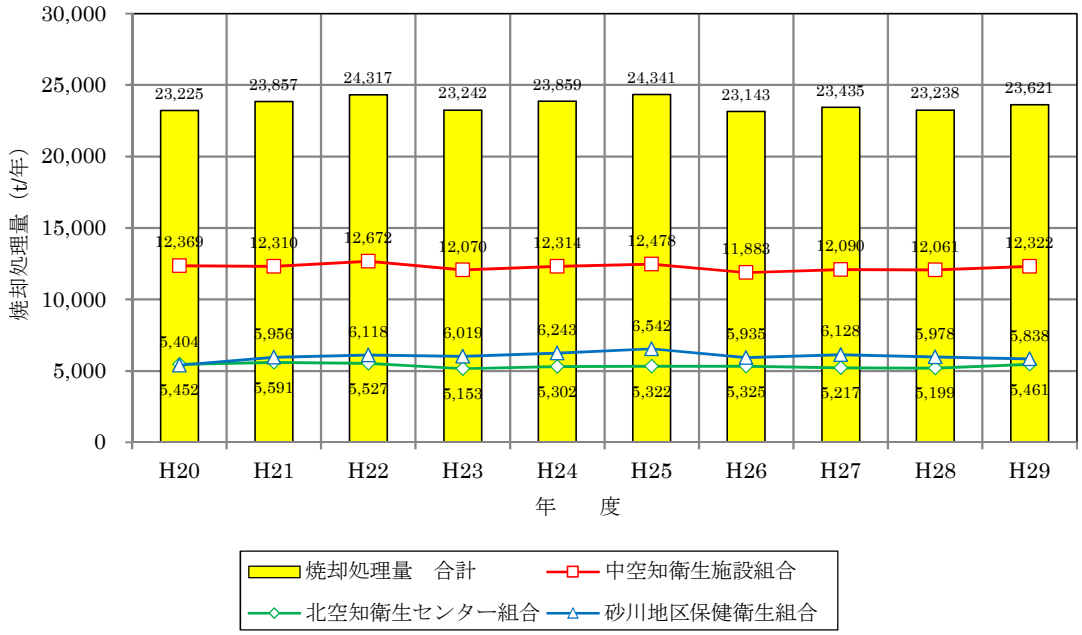

図 2.1.3.3　広域連合の組合別焼却処理量の実績推移

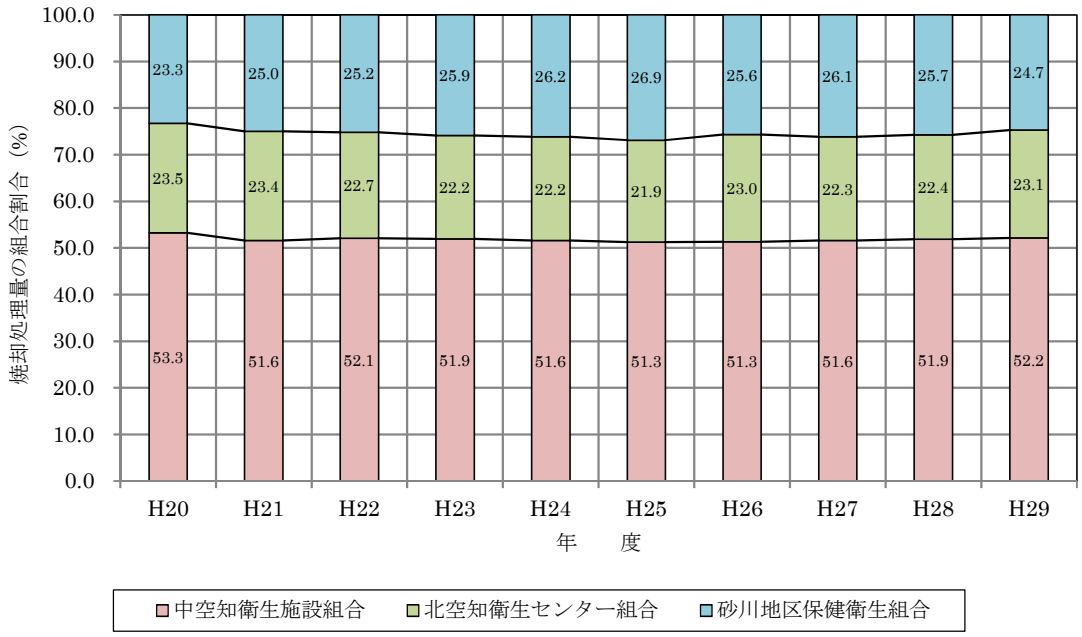

図 2.1.3.4　広域連合の組合別焼却処理量割合の実績推移

(1) 中空知衛生施設組合の処理状況

本市が属する中空知衛生施設組合は、2 市 2 町の燃やせるごみ（芦別市は参画していない）を広域連合のエネクリーンで焼却処理している。焼却処理される構成市町のごみはリサイクリーンに集約され、広域施設に搬出されるが本市のごみが占める割合は組合総量の約 17%を占めている。

焼却処理量・割合の推移では、各市町ともほぼ横ばいで推移している。

表 2.1.3.8　中空知衛生施設組合の市町村別焼却処理量の実績推移

（単位：処理量 t/年、割合%）

区分＼年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
滝川市	8,735	8,789	9,049	8,592	8,740	8,831	8,445	8,661	8,656	8,841
赤平市	2,268	2,159	2,216	2,104	2,195	2,214	2,112	2,102	2,073	2,127
新十津川町	989	987	1,011	995	983	993	906	921	953	937
雨竜町	377	375	396	379	396	440	420	406	379	417
処理量合計	12,369	12,310	12,672	12,070	12,314	12,478	11,883	12,090	12,061	12,322
滝川市	70.62	71.40	71.41	71.18	70.98	70.77	71.07	71.64	71.77	71.75
赤平市	18.34	17.54	17.49	17.43	17.83	17.74	17.77	17.39	17.19	17.26
新十津川町	8.00	8.02	7.98	8.24	7.98	7.96	7.62	7.62	7.90	7.61
雨竜町	3.05	3.05	3.13	3.14	3.22	3.53	3.53	3.36	3.14	3.38

資料：平成 28 年度までは、総務省「一般廃棄物処理実態調査結果」による
平成 29 年度は、「平成 29 年度　広域連合の概要」による

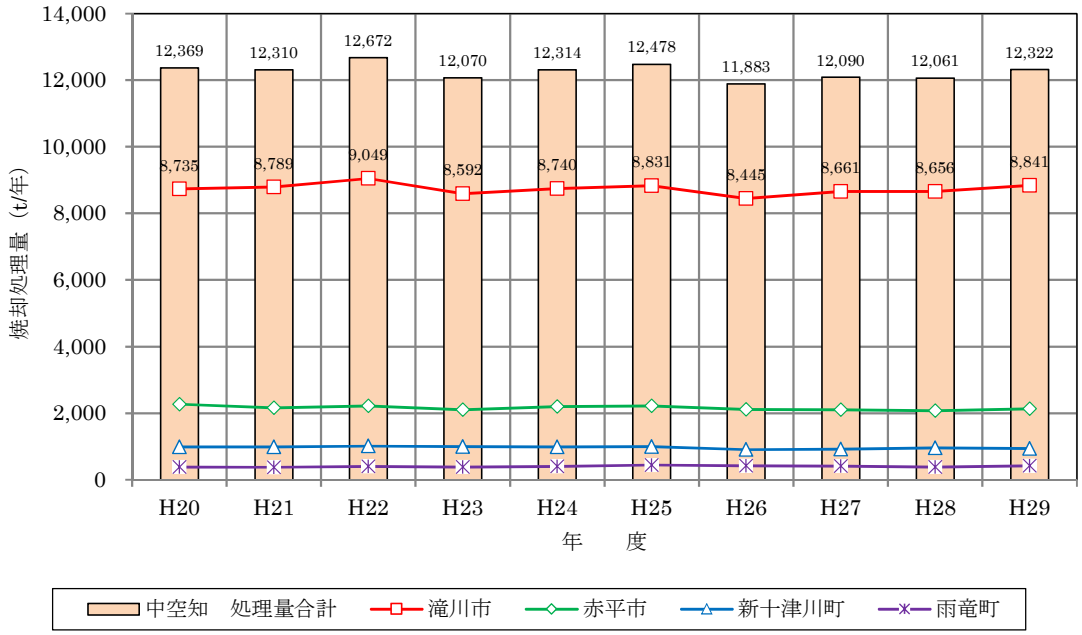

図 2.1.3.5　中空知衛生施設組合の市町別焼却処理量の実績推移

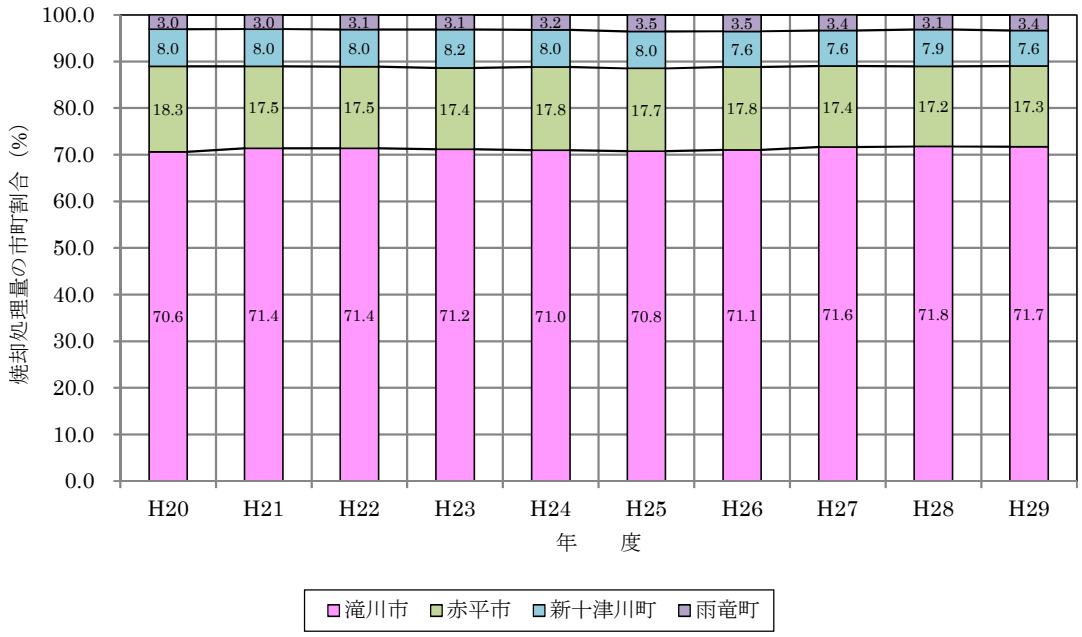

図 2.1.3.6　中空知衛生施設組合の市町別焼却処理量割合の実績推移

3.3.3　ごみの資源化の実績

本市におけるごみの資源化量は、

①生ごみのリサイクリーンにおける高速メタン発酵処理量

②生ごみの一部を堆肥化する量

③燃やせないごみ、粗大ごみ、特定品目の選別による資源化量

④収集資源ごみから残渣物を除いたものの資源化量

⑤資源（集団・拠点）回収したものと、有価物として売却したものの直接資源化量に分けられる。

各資源化量は、組合全体の各種ごみ量のうちの資源化量の割合（当年度）を求め、そこに各ごみ量を掛けることで算出している。

よって「資源回収量及び有価物売却量（直接資源化量）」を除く各資源化量の値は、以下の計算式により算出される。

$$\text{生ごみガス化量} = \text{市の生ごみ組合搬入量} - \text{市の生ごみ堆肥化量} - \text{市の生ごみ処理後残渣量} - \text{市の生ごみ分別後可燃物（袋）量}$$

$$\text{生ごみ堆肥化量} = \frac{\text{組合全体堆肥化量}}{\text{組合全体生ごみ量}} \times \text{市の生ごみ組合搬入量}$$

$$\text{不燃・粗大ごみ・特定品目選別資源化量} = \frac{\text{組合全体不燃・粗大・特定品目資源化量}}{\text{組合全体不燃・粗大・特定品目ごみ量}} \times \text{市の不燃・粗大・特定品目組合搬入量}$$

$$\text{資源ごみ(残渣物等除く)} = \frac{\text{組合全体資源ごみ資源化量}}{\text{組合全体資源ごみ量}} \times \text{市の資源ごみ組合搬入量}$$

なお、市の各処理後残渣量および可燃物（袋）量は、以下の式から算出される。

$$\text{残渣量} = \frac{\text{組合全体当該ごみ処理後残渣量}}{\text{組合全体当該ごみ量}} \times \text{市の当該ごみ組合搬入量}$$

$$\text{可燃物（袋）量} = \frac{\text{組合全体当該ごみ処理後可燃物（袋）量}}{\text{組合全体当該ごみ量}} \times \text{市の当該ごみ組合搬入量}$$

計算に使用する各数値は、中空知衛生施設組合マスバランスシートおよび組合各市町ごみ搬入量実績から用いた。

市内で発生するごみのうち、資源化される量は減少傾向を示しており、資源回収量実績のある H21／H29 で比較すると、収集人口の H29／H21 比が約 81%（＝10,538／13,077）、資源化量の H29／H21 比が約 78%（＝1,302／1,667）と、資源化量の方が減少率が大きくなっている。

生ごみのガス化については減少傾向を示しており、H29／H21 比が約 69%（＝552／798）となっているが、これは排出される生ごみ量も減少しており排出者のごみ減量化の意識により、減少しているものと推測される。

また、（平成 20・24・25 年度を除く）ガス化を除く資源化の傾向としては、総量が微減傾向を示しているが、H29／H21 比で直接資源化量が約 81%（＝418／513）と大きく減少しており、不燃・粗大・特定品目の選別資源化量は H29／H21 比で約 110%（＝127／115）と増加し、資源ごみは H29／H21 比で約 88%（＝176／199）と減少傾向を示している。

表 2.1.3.9　ごみの資源化量の実績推移

（単位：人、t/年）

区分＼年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
収集人口 (各年 9 月末)	13,485 (－)	13,077 (48)	12,728 (44)	12,375 (58)	12,088 (57)	11,807 (54)	11,438 (51)	11,124 (57)	10,850 (64)	10,538 (51)
生ごみガス化	797	798	765	686	737	711	632	611	547	552
生ごみ堆肥化	43	41	39	35	37	37	33	32	29	29
不燃・粗大 ・特定品目 選別資源化量	108	115	143	142	139	119	98	116	133	127
資源ごみ (残渣物等除く)	221	199	210	186	173	181	177	183	183	176
資源回収量 ・有価物売却量 (直接資源化)	158	513	544	521	150	150	426	466	417	418
資源化量合計	1,327	1,667	1,700	1,571	1,236	1,198	1,365	1,408	1,309	1,302

＊.各資源化量は、組合構成市町のごみ排出割合に基づき、中空知衛生施設組合総資源化量から算出している。

＊.平成 20、24、25 年度は資源回収量実績データが欠落しているため、資源化総量は評価対象としない。

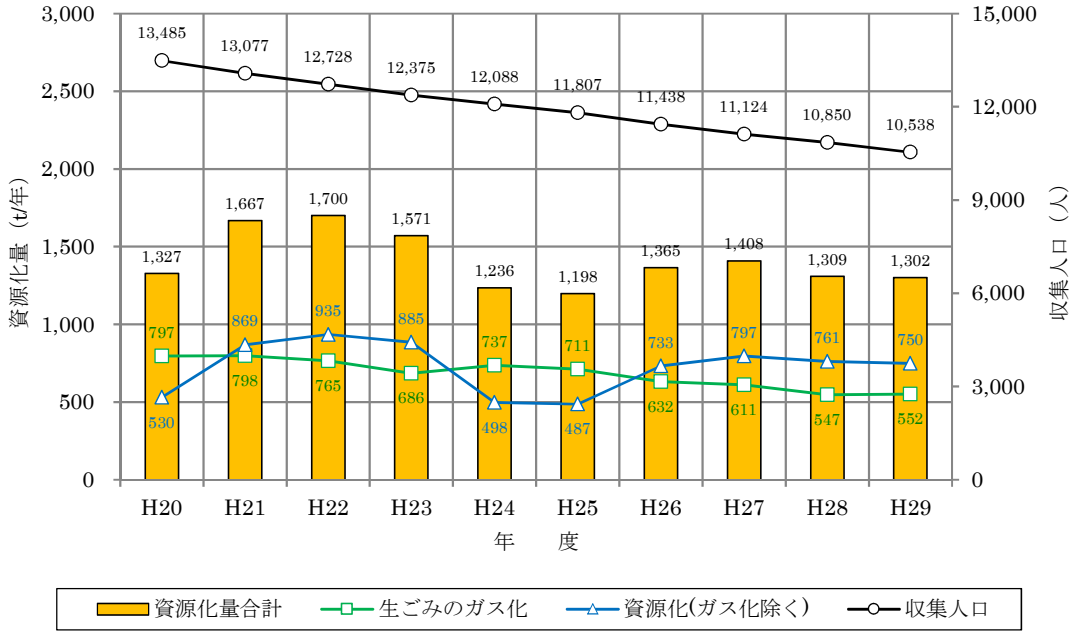

図 2.1.3.7　ごみの資源化量の実績推移

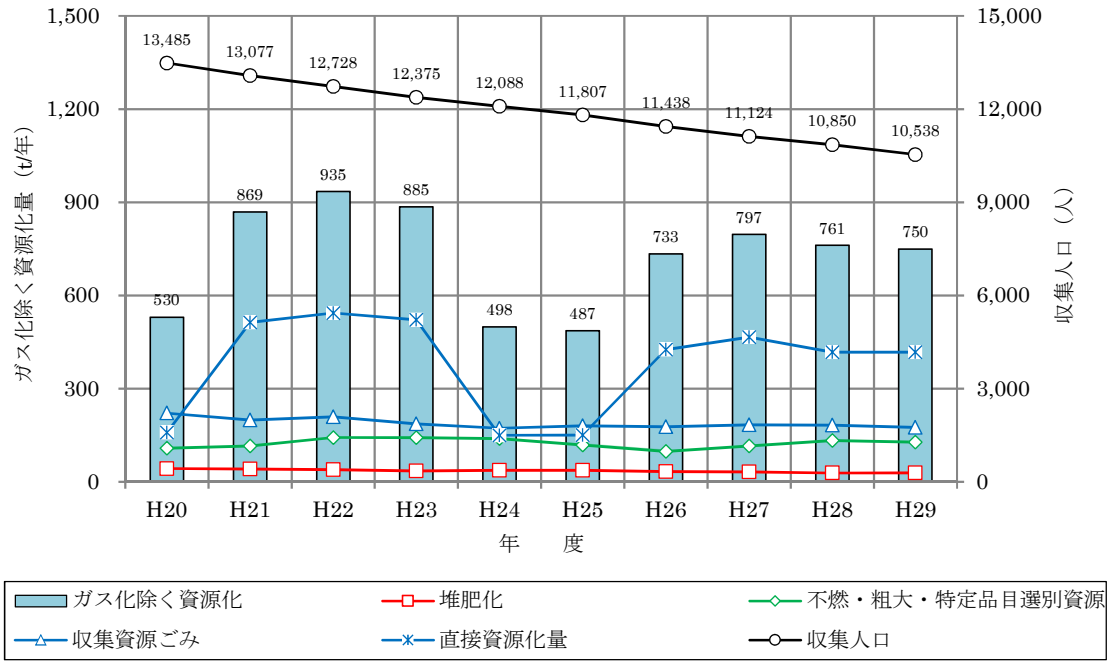

図 2.1.3.8　ガス化を除くごみの資源化量の実績推移

3.4　ごみの減量化と再生利用に関する現状

本市は、中空知衛生施設組合が平成 15 年 4 月から供用開始したリサイクリーンで、適正なごみの分別収集及び処理・処分を行っている。

また、焼却処理は平成 24 年度末までは『(株)エコバレー歌志内』、平成 25 年度からは中・北空知廃棄物処理広域連合施設であるエネクリーンで燃やせるごみの焼却処理により、ごみの減量化が図られている。

表 2.1.3.10　ごみの減量化と再生利用施設の状況

事　業　主　体	施　　設	供用開始年月日
中空知衛生施設組合 （リサイクリーン）	管理棟中継施設	平成 15 年 4 月 1 日
	リサイクルプラザ （資源選別部門）	
	高速メタン発酵処理施設	
中・北空知廃棄物処理広域連合	エネクリーン	平成 25 年 4 月 1 日

表 2.1.3.11　減量化と再生利用に関する現状

（現状：平成 29 年度実績とする）

区分		ごみ処理量（t/年）	割合（%）
家庭系ごみ排出量		2,294	63.02
事業系ごみ排出量		1,091	29.96
資 源 回 収 量		256	7.02
総　排　出　量		3,640	100.00
再生利用量	ガス化（生ごみ）	552	15.17
	堆肥化（生ごみ）	29	0.79
	資源化（不燃・粗大・特定品目）	127	3.50
	資源化（資源ごみ）	176	4.82
	直接資源化（有価物・資源回収）	418	11.48
中間処理による減量化処理量		2,107	57.89
中間処理後残渣量		188	5.17
直接最終処分量		43	1.17

《指標の定義》

排　出　量　　：市内で排出されたごみ量
再生利用量　　：排出ごみ量のうち、再生利用のために処理されたごみ量
減量化処理量　：焼却処理施設で処理されるごみ量
　＝搬入生ごみ中可燃物(袋)量＋搬入不燃・粗大ごみ中可燃物(袋)量
　＋搬入可燃ごみ量＋搬入資源ごみ中可燃物(袋)量
中間処理後残渣量　：中間処理後、市の処分場に戻る残渣按分量
直接最終処分量　：市の処分場に直接埋立処分されたごみ量

(1) ごみの減量化と再生利用に関する各種取組について

① 環境学習・環境保全活動の促進

本市では、市民にとって身近な公共空間である道路・公園等を地域・ボランティアにより美化する活動を活発化するため「赤平スクラムプラン」に基づいて、平成 18 年 9 月より「アダプトプログラム（赤平市環境美化ボランティア事業）」を実施している。

アダプトプログラムとは、住民と行政が協働で進める新しいまち美化プログラムである。道路、公園等の公共施設の一定の範囲について住民や事業者等の団体が自発的なボランティア活動を行い、住民と行政がパートナーとなり、住民自ら責任をもって適正な維持管理を行い、美しい生活環境を創り出していこうとする新しい取り組みである。

内容

赤平市が管理をする公園、道路、河川の一定の範囲について自らの「養子」と見なし、市民等団体の自発的ボランティアが「里親」となって、美化（清掃等）を行い、それを市が支援するものである。

ごみの処理

清掃等により収集したごみ等は、市が交付したボランティア収集ごみ袋に入れ、当該区域の属する収集場所へ収集日に搬出する。ただし、収集場所へ搬出できない場合は、市役所建設課へ連絡する。

② リサイクル推進員の配置

リサイクル推進員とは、一般廃棄物の資源化・再利用等を推進するために、市長が市民の中から委嘱して置くものである。

③ 清掃指導員の配置

清掃指導員は、「赤平市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例」の定める事項について指導させるものであり、市長が任免するものである。

④ 拠点回収の推進

本市では、ごみの減量化・リサイクルを目的として、市役所・茂尻支所・平岸コミュニティセンターに拠点回収先を設け、小型家電の拠点回収の推進に取り組んでいる。

⑤ 集団資源回収の推進

本市では、資源物の有効利用及び分別収集の推進を図るべく、町内会、学校及び市民活動団体などが自主的に実施する資源物の集団回収が行われている。

⑥　ごみ処理施設の視察・見学の受入れ

学校・各種団体等の申込みを受けて、ごみ処理施設の案内と、ごみの現状や処理方法などの説明を行っている。

⑦　マイバッグ持参運動

買い物袋（マイバッグ）を持参し、レジ袋をもらわない買い物習慣を徹底する運動に取り組んでいる。

⑧　リサイクリーンにおける資源回収

燃やせないごみ・粗大ごみとして中継施設に集められたごみから、選別により資源物を抽出するなど、ごみの減量化・再生利用を推進している。

また、生ごみの一部については、再生利用として堆肥化も行っている。

⑨　COOL CHOICE ５つ星家電買換えキャンペーン

本市では、環境省の推進する「COOL CHOICE」のひとつ、「５つ星家電買換えキャンペーン」に取り組んでいる。

「COOL CHOICE」とは、2030 年度までに温室効果ガスを 2013 年度比で 26%削減することを目指し、低炭素型製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する、あらゆる「賢い選択」を促す国民運動である。そのうちの「5 つ星家電買換えキャンペーン」は、「統一省エネルギーラベルの星の数の多い家電への買換え」や「LED 照明への買換交換」を呼びかける活動」である。冷蔵庫、エアコンは 10 年を目安に星の数の多いものに、照明は LED に交換するなど、温室効果ガスの排出削減を推進している。

(2) 容器包装のリサイクル

本市では、平成 15 年 4 月より本格的に資源ごみの分別収集が開始した。それまでは、一部公共施設における空き缶回収や町内会等での集団資源回収を除き、全市を対象とした行政による分別収集は行われてこなかった。

そのような中で、平成 7 年に容器包装リサイクル法が制定され、平成 12 年 4 月から法が完全施行されているが、本市では平成 15 年度より資源ごみを含むごみの分別収集をスタートし、資源ごみに対する取り組みに着手している。そして現在では、ごみの分別に係る施策を展開し、資源リサイクルに取り組んでいる。

表 2.1.3.12　赤平市における容器包装リサイクル法などへの主な対応

	法の流れ	赤平市の対応
平成 7 年	容器包装リサイクル法が制定される。	
平成 9 年 4 月	容器包装リサイクル法が本格施行される。	
平成 12 年 4 月	容器包装リサイクル法が完全施行される。	
平成 15 年 4 月		ごみの分別開始
		リサイクリーン　供用開始 回収された資源ごみの選別・圧縮・保管を行う。
平成 26 年		「あかびらくらしのガイド（2014 年版）」作成
平成 27 年 4 月		ごみ処理手数料の改定
平成 30 年		「あかびらくらしのガイド（2014 年版）」ごみ分別の部分のみ改訂

【再商品化義務の対象となる容器・包装とは】

商品の容器及び包装（商品容器及び包装自体が有償である場合を含む）であって、商品が消費されたり、または商品と分離された場合には不要となるものであり、以下に示す素材である。

1　ガラス製容器（ほうけい酸ガラス製及び乳白色ガラス製のものを除く）

2　PET ボトル（食料品(しょうゆ、乳飲料等〈ドリンクタイプの発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料〉、その他調味料〈しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料、(*1)〉)、清涼飲料、酒類を充てんするためのもの）

3　紙製容器包装（段ボールを主とするものとアルミ不使用の飲料容器を除く）

4　プラスチック製容器包装（PET ボトル以外）

（*1）平成 29 年 4 月 1 日から「アルコール発酵調味料」が追加される。

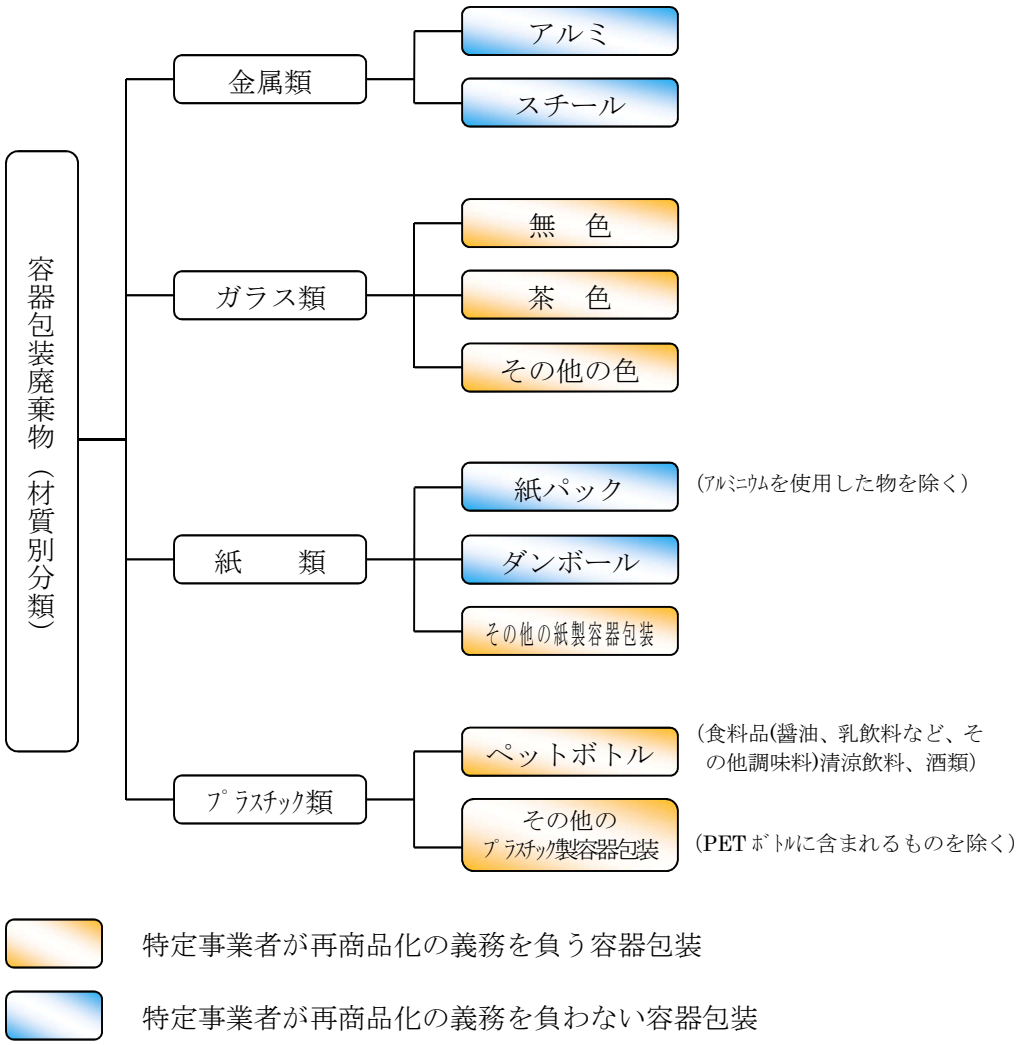

図 2.1.3.9　再商品化義務のある容器包装区分

(3) 家電製品及びパソコンのリサイクル

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）の施行により、平成 13 年 4 月 1 日から家電 4 品目（洗濯機、冷蔵庫、エアコン、テレビ）と、家電リサイクル法の一部改正により平成 16 年 4 月 1 日から冷凍庫も追加された。

更には、平成 21 年 4 月 1 日の改正により、家電 3 品目（液晶テレビ、プラズマ式テレビ、衣類乾燥機）が追加になったことから、以上の家電製品については、法に基づいた製造業者などによる適正な再生品化などを目的に、排出者から販売業者や指定取引場所などへ引き渡しが図られるよう周知徹底に努めている。

また、資源有効利用促進法により、平成 15 年 10 月 1 日から家庭で使用していたパソコンについても家電製品と同様に、製造業者などへ引き渡しが図られるよう周知徹底に努めており、本市においても

表 2.1.3.13　家電リサイクル法

	法の流れ
平成 13 年 4 月	家電リサイクル法が施行される。 対象品目を、「エアコン」、「ブラウン管テレビ」、「冷蔵庫」、「洗濯機」の 4 品目とする。
平成 15 年 10 月	資源有効利用促進法により、家庭で使用していたパソコンについても家電製品と同様に、製造業者などへの引き渡しが図られるようになる。
平成 16 年 4 月	家電リサイクル法が改正され、「冷凍庫」が追加となり 5 品目となる。
平成 21 年 4 月	家電リサイクル法が改正され、「液晶テレビ」、「プラズマテレビ」、「衣類乾燥機」が追加となり 8 品目となる。（現行）
平成 25 年 4 月	小型家電リサイクル法が施行され、「携帯電話端末」、「パソコン」、「デジタルカメラ」など、使用済み小型家電 28 品目が対象となる。

3.5　ごみ処理フロー

以下に、本市における平成 29 年度末現在の広域連合関係ごみ処理フローと、本市の分別種別に係る処理フローを以下に示す。

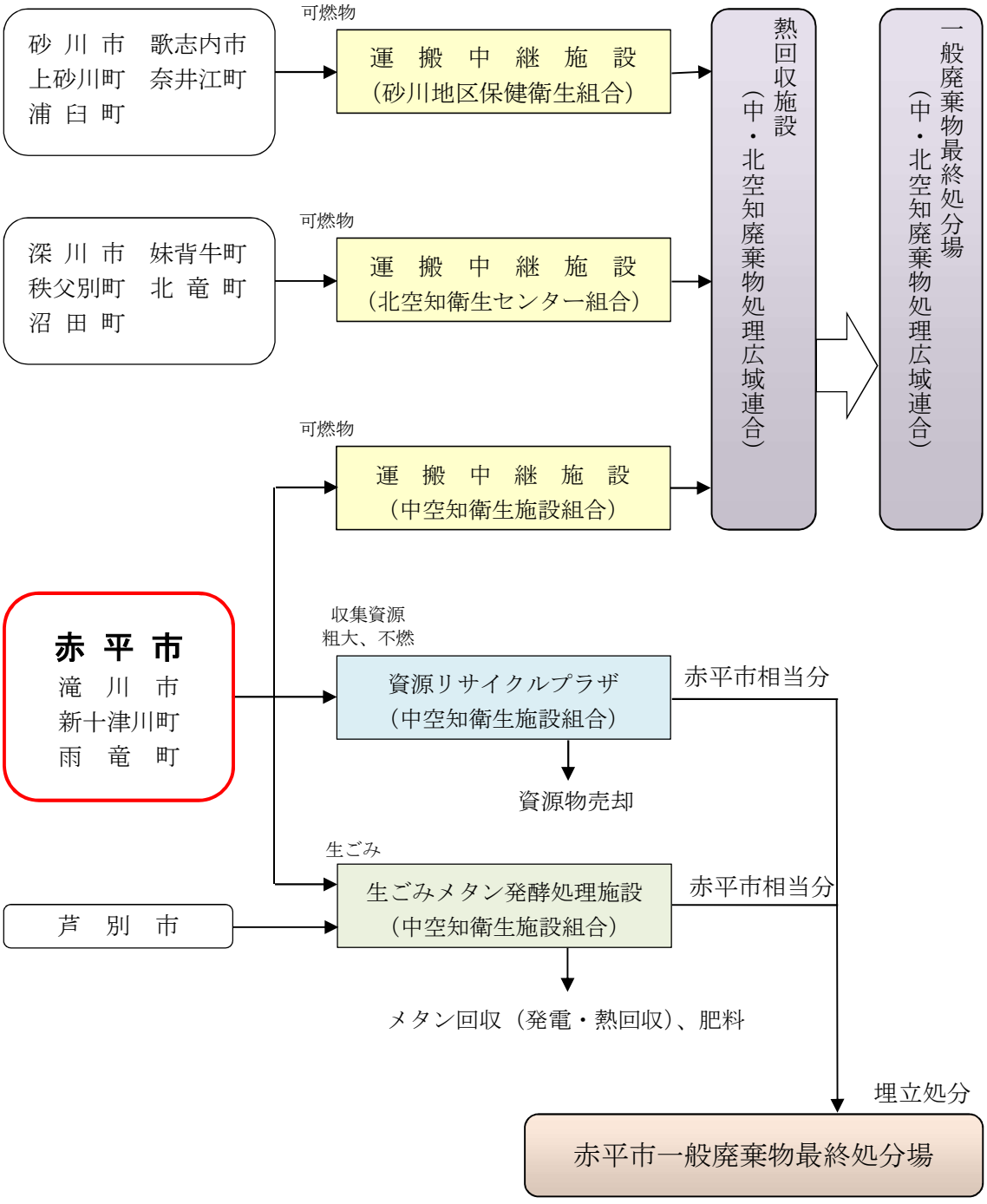

図 2.1.3.10　ごみ処理フロー（広域連合・衛生施設組合）

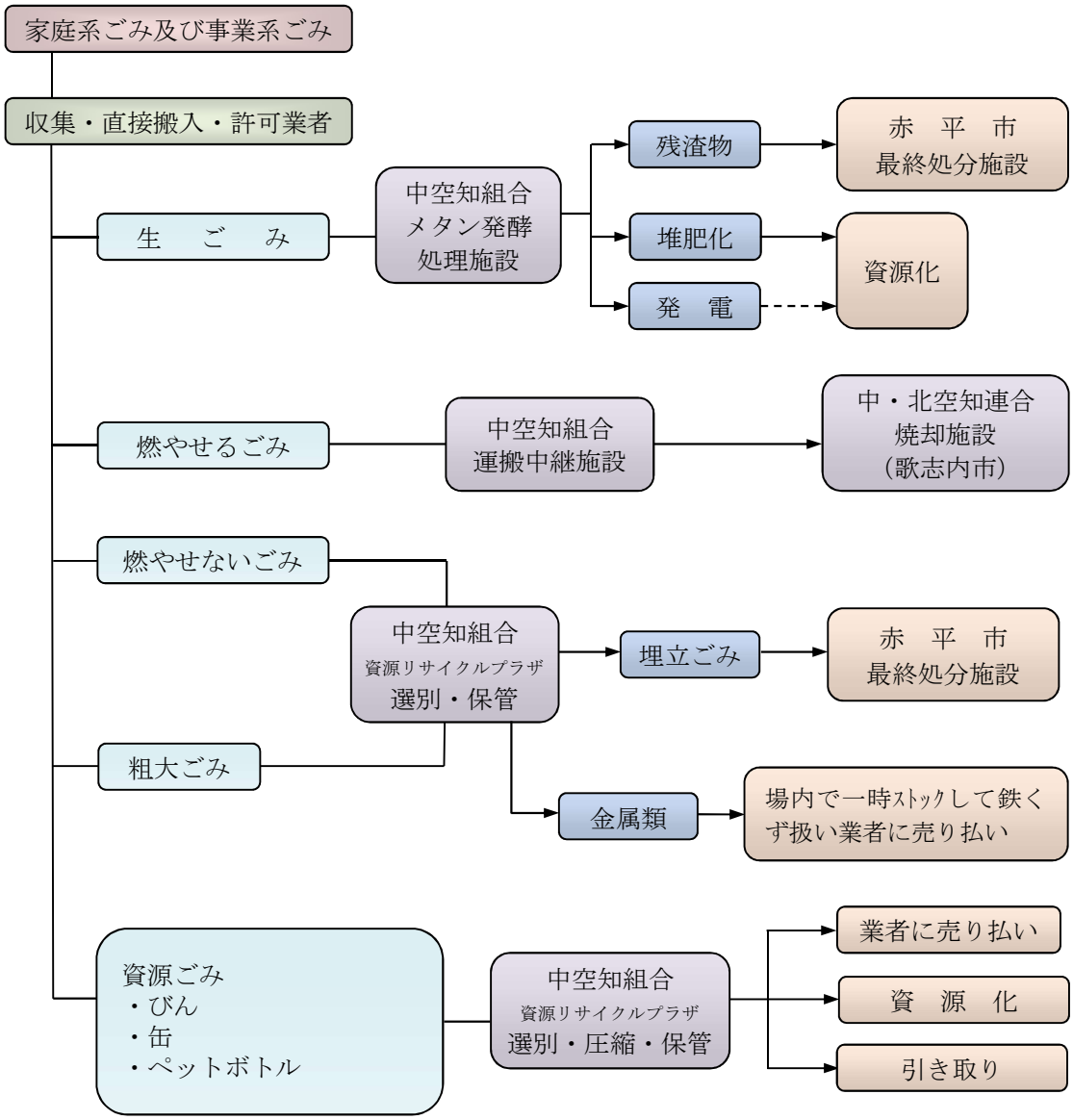

＊．事業系ごみは、計画収集していないため直接搬入となっている。

＊．中空知組合：リサイクリーン

＊．中・北空知連合：エネクリーン

図 2.1.3.11　ごみ処理フロー（赤平市）

3.6　現有ごみ処理施設の状況

本市で収集・直接搬入された廃棄物は、リサイクリーンに集約され、区分ごとに処理・搬出処理されている。

一般廃棄物処理施設としては、生ごみはリサイクリーンの高速メタン発酵処理施設で処理され、資源ごみは選別・圧縮・保管されて民間再生業者の基に搬出される。粗大・燃やせないごみは、選別により再資源化・埋立処分・焼却処理に分けられる。燃やせるごみは、2 市 2 町の集約ごみをエネクリーンで焼却処理するために、生ごみ、粗大ごみ・燃やせないごみ、資源ごみの選別ごみと併せて搬出処理される。

以下に、本市（連合、組合含む）が有する一般廃棄物処理施設の概要を示す。

(1) 中・北空知廃棄物処理広域連合

中・北空知廃棄物処理広域連合は、空知管内 3 組合（中空知衛生施設組合、北空知衛生センター組合、砂川地区保健衛生組合）の燃やせるごみの焼却処理を行っていた(株)エコバレー歌志内が、平成 21 年 2 月に平成 25 年 3 月 31 日で事業撤退する意向が示されたことから設立された連合体である。

事業撤退の意向を受け、可燃物を処理委託していた 3 組合の 5 市 9 町では、平成 22 年 2 月 2 日に「中・北空知廃棄物処理広域連合」を設立（北海道許可）し、ごみの焼却施設の設置・運営に関する事務を行うこととなった。

そして、下表に示す処理能力等を有するエネクリーンが整備されている。

表 2.1.3.14　エネクリーン（焼却処理施設）

項　　目	焼　却　処　理　施　設
施 設 名	中・北空知エネクリーン
設置主体	中・北空知廃棄物処理広域連合
所 在 地	歌志内市字東光 30-3　ほか
処理能力	85t/日（42.5t/日×2 炉）
処理方式	全連続焼却式ストーカ炉
発電能力	1,770kW
構　　造	鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造　4 階 高さ　29.65m（煙突の高さ：45m） 建築面積　2,506.01m^2 延床面積　4,828.42m^2
供用開始	平成 25 年 4 月 1 日
処理対象品目	連合 5 市 9 町から排出される『燃やせるごみ』を対象とする。

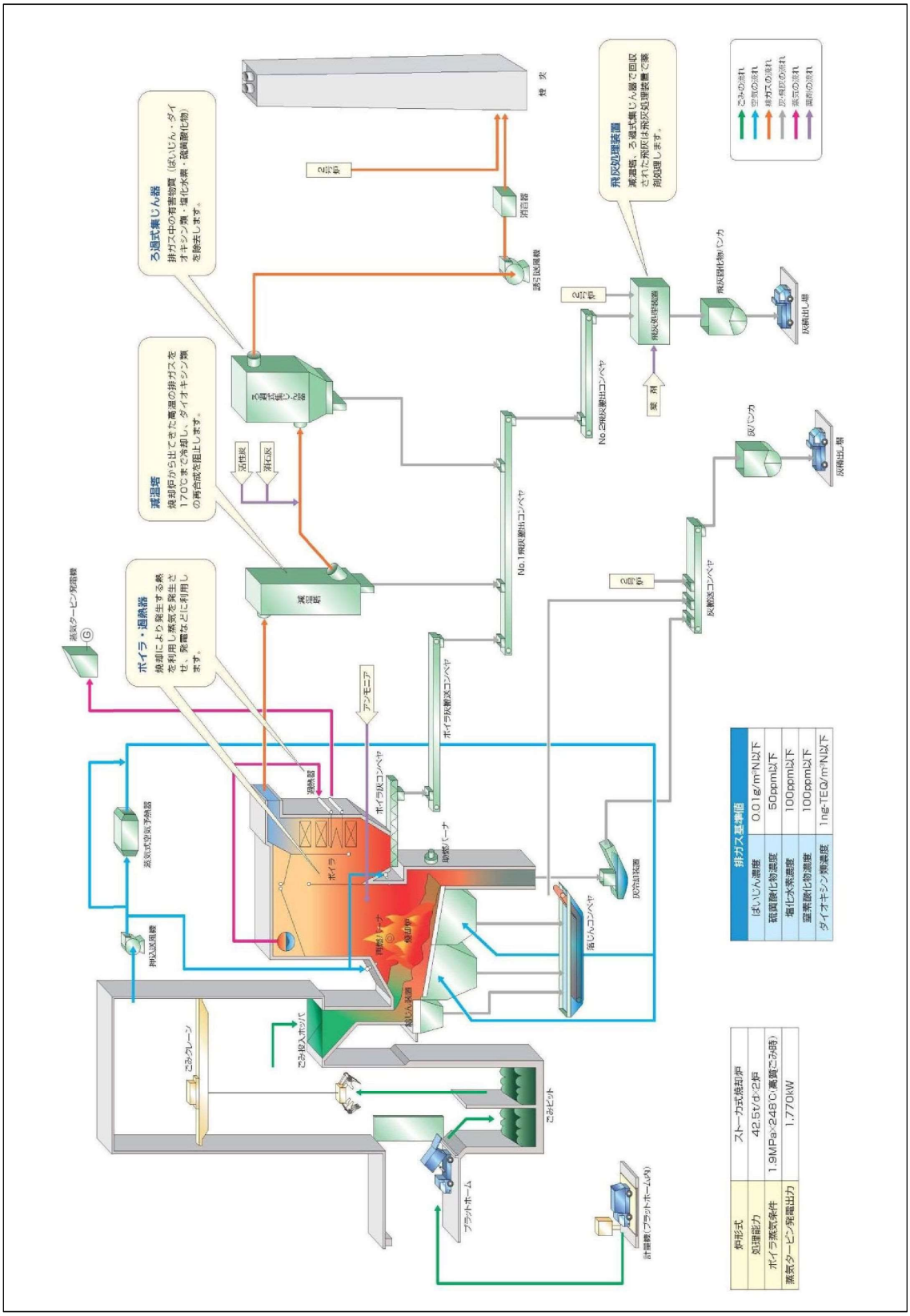

図 2.1.3.12　エネクリーンのごみ処理フロー

(2) 中空知衛生施設組合

中空知衛生施設組合は、昭和 44 年 7 月に「滝川市ほか 3 町衛生センター組合」として設立され、昭和 46 年 4 月・昭和 50 年 9 月の改称を経て、平成 13 年 11 月に現名称の組合となっている。

組合構成市町は、滝川市・芦別市・赤平市・新十津川町・雨竜町の 3 市 2 町で、ごみ処理に関しては、芦別市が生ごみ処理のみ参画している。

以下に、中空知衛生施設組合が有する一般廃棄物処理施設の概要を示す。

【リサイクリーン建設費】

・工事費全体約 33 億円、工場使用車両 7 台・8 千万円
（工事費内訳：国費 7 億円、起債 24 億円、一般財源 2 億円）
・用地は滝川市から借地（敷地面積約 3 万平方メートル）
・国庫補助事業（環境省）廃棄物処理施設整備費
《廃棄物循環型社会基盤施設整備事業》補助率 25%

① リサイクルプラザ

リサイクルプラザは、リサイクリーン内のリサイクル施設（選別・圧縮・梱包）及び破砕施設の集合施設で、分別収集された廃棄物をそれぞれのライン工程で処理している。

対象構成市町は、滝川市・赤平市・新十津川町・雨竜町の 2 市 2 町となっている。

表 2.1.3.15　中空知衛生施設組合　リサイクルプラザの概要

項　　目	中　間　処　理　施　設
施 設 名	中空知衛生施設組合　中間処理施設
設置主体	中空知衛生施設組合
所 在 地	滝川市東滝川 760 番地 1 リサイクリーン内
リサイクルプラザ棟 構　　造	鉄筋造　2 階建（合計：4,748.37m^2）
処理能力及び 竣工年月	リサイクル施設（資源選別）18t/日　　平成 15 年 3 月 破砕施設（不燃・粗大）　　12t/日　　平成 15 年 7 月
対象品目	缶類、びん類、ペットボトル、古紙類、燃やせないごみ、粗大ごみ
処理方法	選別、圧縮、梱包、破砕、保管

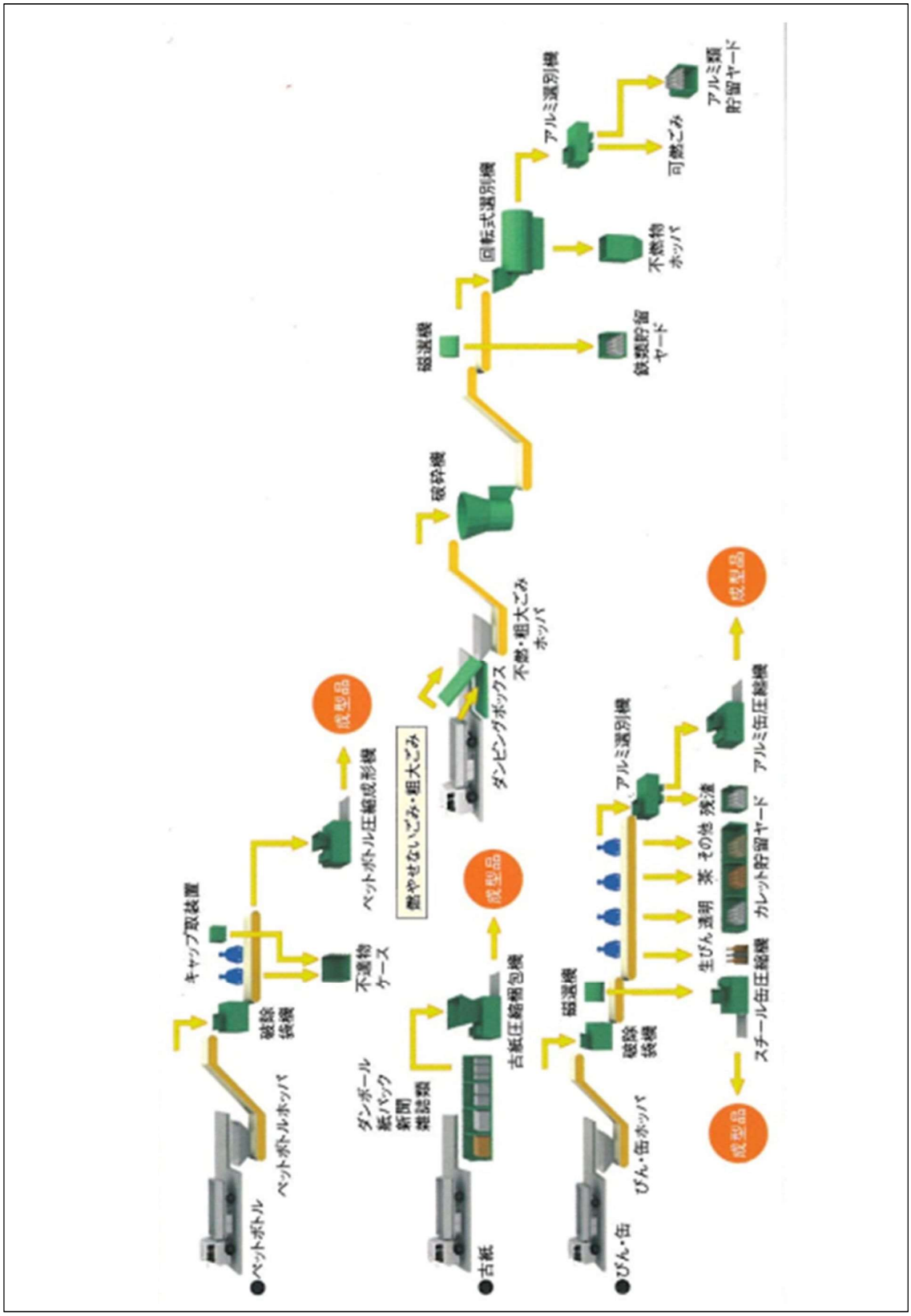

図 2.1.3.13　中空知衛生施設組合　リサイクルプラザの処理フロー

② **運搬中継施設**

運搬中継施設は、リサイクリーン内で構成市町から収集された燃やせるごみ、メタン発酵施設及びリサイクルプラザから出る燃やせるごみをコンテナに圧縮し、エネクリーン（焼却処理施設）に搬送している。

対象構成市町は、滝川市・赤平市・新十津川町・雨竜町の 2 市 2 町となっている。

表 2.1.3.16　中空知衛生施設組合　運搬中継施設の概要

項　　目	運　搬　中　継　施　設
施 設 名	中空知衛生施設組合　運搬中継施設
設置主体	中空知衛生施設組合
所 在 地	滝川市東滝川 760 番地 1 リサイクリーン内
処理能力	58t/年日
竣工年月	平成 15 年 3 月
対象品目	燃やせるごみ
処理方法	圧縮、保管

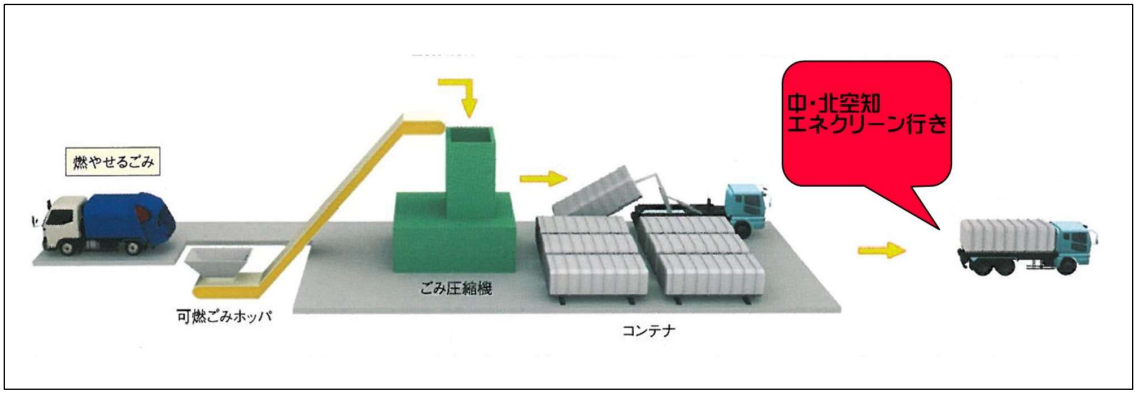

図 2.1.3.14　中空知衛生施設組合　中継施設の処理フロー

③　メタン発酵処理施設

メタン発酵処理施設は、リサイクリーンに分別収集された生ごみを、メタン発酵処理による発電利用と農地還元を目的とする堆肥化を行っている。

対象構成市町は、滝川市・芦別市・赤平市・新十津川町・雨竜町の 3 市 2 町となっている。

表 2.1.3.17　中空知衛生施設組合　メタン発酵処理施設の概要

項　　目	メ　タ　ン　発　酵　処　理　施　設
施 設 名	中空知衛生施設組合　メタン発酵処理施設
設置主体	中空知衛生施設組合
所 在 地	滝川市東滝川 760 番地 1 リサイクリーン内
高速メタン棟構造	鉄骨造一部 RC 造　地上 1 階地下 2 階建（合計：5,318.11m^2）
処理能力	55t/日
竣工年月	平成 15 年 7 月
対象品目	生ごみ
処理方法	前処理 → メタン発酵処理 → 発電利用 → 水処理 → 堆肥
資 源 化	農地還元を目的とする堆肥化
発電以外の余熱利用	熱供給

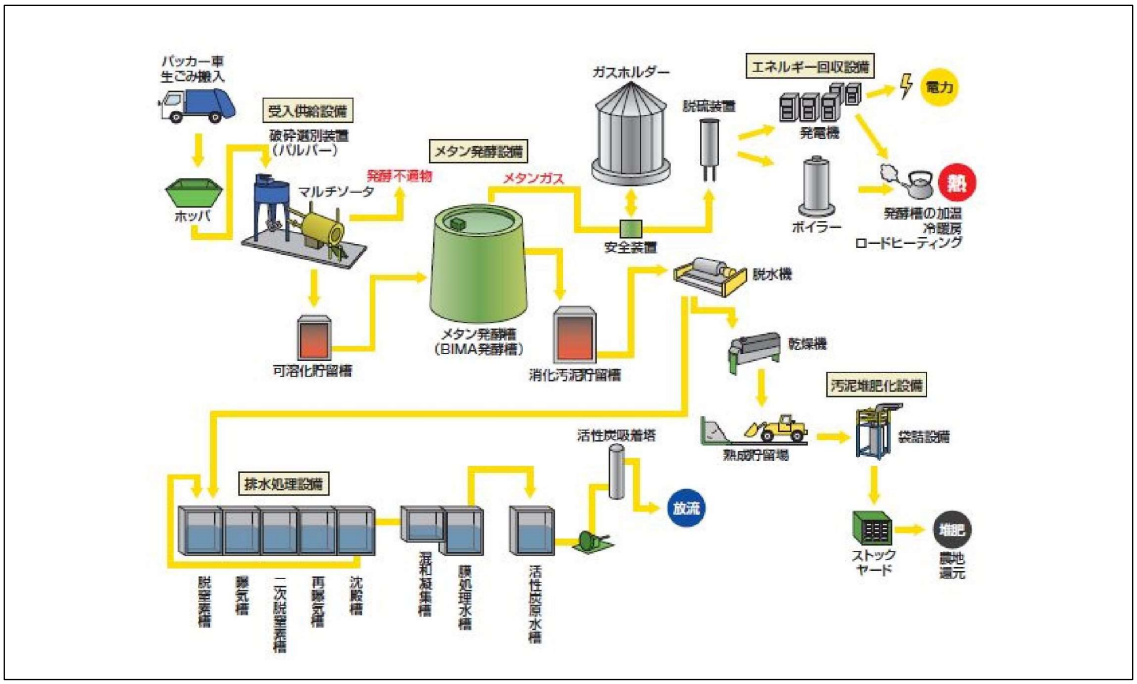

図 2.1.3.15　中空知衛生施設組合　高速メタン発酵処理施設の処理フロー

④ 動物用小型焼却施設

動物用小型焼却施設は、道路や社有地及び民地で発生した犬や猫・キツネ・カラスなどの処理を行う施設である。

おおむね30kg以下の小動物で､家庭で飼育されていた動物も対象としている｡なお､この施設はペット霊園（火葬場）などではないので、供養や遺骨の引き渡しは行っていない。

対象構成市町は、滝川市・赤平市・新十津川町・雨竜町の 2 市 2 町となっている。

表 2.1.3.18　中空知衛生施設組合　動物用小型焼却施の概要

項　　目	動　物　用　小　型　焼　却　施　設
施 設 名	中空知衛生施設組合　動物用小型焼却施設
設置主体	中空知衛生施設組合
所 在 地	赤平市西豊里町 315 番地
敷地面積 建築面積	7,270.68m²（赤平市からの借地） 452.40m²
処理対象	小型動物（30kg 以下）
建設年次	平成 16 年 8 月　赤平市旧火葬場購入（28,548 千円） 平成 16 年 9 月　設置工事完了　　（ 2,447 千円）
建 設 費	30,995 千円
使用開始	平成 16 年 10 月
処理能力	0.99t/日
処理施設	旧赤平市火葬場（昭和 48 年 5 月完成）を購入し施設整備により 2 炉を焼却炉として使用 ①火葬炉　2 炉　火床面積　1.52m²×2 炉 ②冷蔵庫　1 基　容　　量　9.72m³
死体の搬入先 (住民・事業所利用)	中空知衛生施設組合（リサイクリーン） 滝川市東滝川 760 番地 1
搬入日及び時間	平日・土曜日　午前 8 時 45 分から午後 4 時 30 分
休　　日	日曜日、年末年始（12 月 31 日から 1 月 2 日)、5 月 3・4・5 日
処理手数料	120 円／1kg

(3) 赤平市一般廃棄物最終処分場

赤平市一般廃棄物最終処分場は、本市の単独施設として平成 7 年度に供用開始した埋立処分場である。

表 2.1.3.19　赤平市一般廃棄物最終処分場施設の概要

項　　目	最　終　処　分　場　施　設
施 設 名	赤平市じん芥処理場
設置主体	赤平市
所 在 地	赤平市字茂尻 180 番地 5
処分対象	一般廃棄物・産業廃棄物（燃え殻、汚泥、廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鉱さい、建設廃材、ばいじん）
計画埋立期間	平成 7 年～平成 21 年（15 年間）
処理能力	埋立地面積：29,000m^2、埋立地容量：140,193m^3 浸出水処理施設：最大 150m^3/日　平均 30m^3/日
浸出水処理方法	回転円板法＋凝集沈殿

3.7　ごみ処理経費

以下に、直近 5 年間のごみ処理に係る歳入と歳出の状況を示す。

表 2.1.3.20　ごみ処理の歳入に係る費用の状況（直近 5 年間）

歳　　入	平　成 24 年度	平　成 25 年度	平　成 26 年度	平　成 27 年度	平　成 28 年度
国庫支出金	0	0	0	0	0
都道府県支出金	0	0	0	0	0
地方債	0	0	0	0	0
使用料・手数料	48,140	64,601	48,291	51,904	47,138
（市区町村分担金）	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
小計（分担金含む）	48,140	64,601	48,291	51,904	47,138
分担金除く	48,140	64,601	48,291	51,904	47,138
一般財源	249,580	106,511	130,512	112,659	123,547
合計	297,720	171,112	178,803	164,563	170,685
分担金除く	297,720	171,112	178,803	164,563	170,685

歳入の市区町村分担金	0	0	0	0	0
歳出の組合分担金	219,627	87,153	94,299	88,929	103,161

資料：総務省「一般廃棄物処理実態調査結果」より

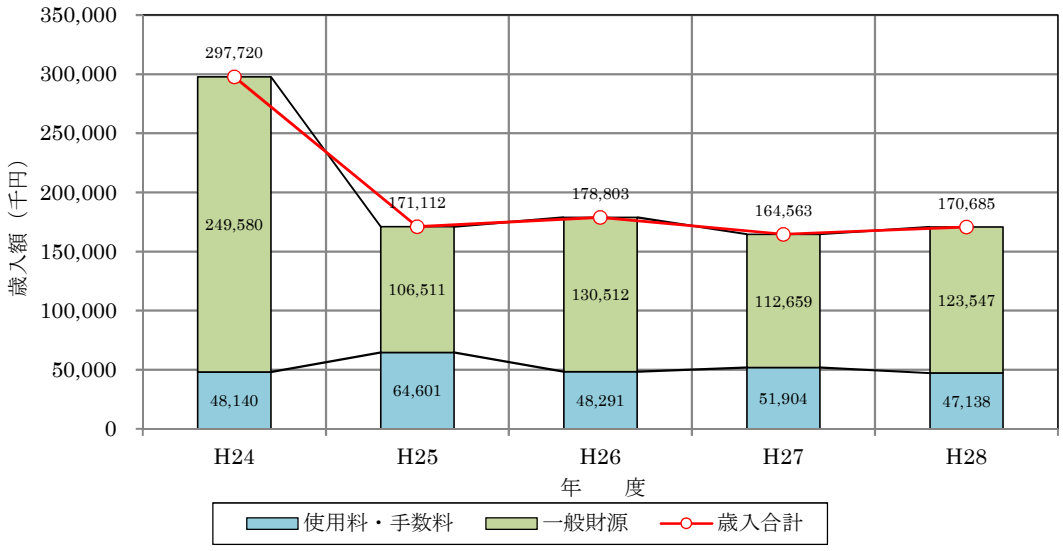

図 2.1.3.16　直近 5 年間のごみ処理に係る歳入の実績推移

表 2.1.3.21　ごみ処理経費の状況（直近 5 年間）

歳出			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
建設・改良費	工事費	収集運搬施設	0	0	0	0	0
		中間処理施設	0	0	0	0	0
		最終処分場	210	210	540	3,441	396
		その他	0	0	0	0	0
	調査費		1,743	0	0	0	0
	（組合分担金）		121,171	0	0	0	0
	小計		123,124	210	540	3,441	396
		分担金除く	1,953	210	540	3,441	396
処理及び維持管理費	人件費	一般職	0	0	0	0	0
		技能職 収集運搬	0	0	0	0	0
		技能職 中間処理	0	0	0	0	0
		技能職 最終処分	0	0	0	0	0
	処理費	収集運搬費	0	0	0	0	0
		中間処理費	0	0	0	0	0
		最終処分費	0	0	0	0	0
	車両等購入費		0	0	0	0	0
	委託費	収集運搬費	53,320	54,773	58,469	58,748	58,723
		中間処理費	0	0	0	0	0
		最終処分費	8,678	8,432	8,607	8,644	8,405
		その他	0	0	0	0	0
	（組合分担金）		98,456	87,153	94,299	88,929	103,161
	調査研究費		0	0	0	0	0
	小計		160,454	150,358	161,375	156,321	170,289
		分担金除く	61,998	63,205	67,076	67,392	67,128
その他			14,142	20,544	16,888	4,801	0
合計			297,720	171,112	178,803	164,563	170,685
		分担金除く	78,093	83,959	84,504	75,634	67,524

資料：総務省「一般廃棄物処理実態調査結果」より

表 2.1.3.22　ごみ処理原価の推移

区　　分	平　成 19 年度	平　成 20 年度	平　成 21 年度	平　成 22 年度	平　成 23 年度	平　成 24 年度	平　成 25 年度	平　成 26 年度	平　成 27 年度	平　成 28 年度
収集人口（人）	13,969	13,485	13,077	12,728	12,375	12,088	11,807	11,438	11,124	10,850
ごみ処理量（t/年）	4030	3681	3557	3649	3426	3515	3514	3264	3246	3162
ごみ処理経費 （千円/年）	213,099	210,601	213,202	248,843	298,797	297,720	171,112	178,803	164,563	170,685
1 人当たり処理原価 （千円/人・年）	15.255	15.617	16.304	19.551	24.145	24.629	14.492	15.632	14.794	15.731
1t 当たりの処理原価 （千円/t・年）	52.878	57.213	59.939	68.195	87.215	84.700	48.694	54.780	50.697	53.980

＊．上表のごみ処理量は、資源回収量を含んでいない。

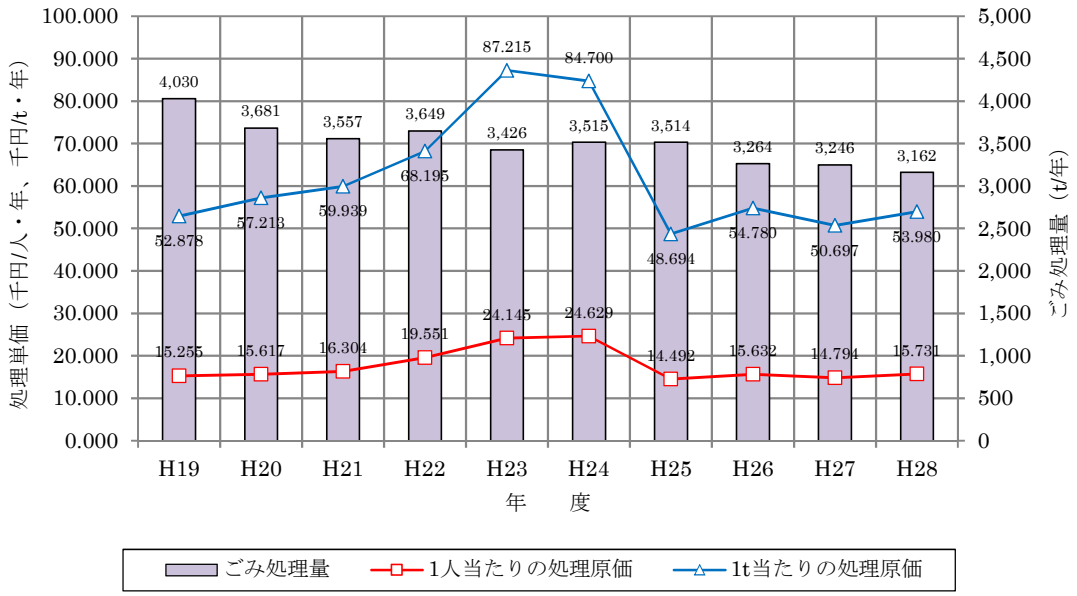

図 2.1.3.17　ごみ処理原価の実績推移

上図表より、本市におけるごみ処理原価の推移は次の状況にあると推測される。

①　ごみ処理量は、人口と同様に減少傾向にある。

②　1 人当たりの処理原価は、平成 24 年度までは増加傾向にあったが、平成 24 年度に行った設備の建設・改良工事により減少を始め、平成 25 年度にはそれ以前を下回る水準まで減少して、その後増加傾向となっている。

③　1t 当たり処理原価も概ね同上の傾向を示しており、平成 24 年度の建設・改良工事が処理原価の減少に寄与している状況となっている。

第 4 節　ごみ処理の施策

4.1　排出抑制と再利用の推進

本市では、ごみの排出抑制と再利用の促進に向けて、次の施策に取り組んでいる。

①　ごみの発生を減らす

平成 15 年度から燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源ごみ（びん、缶、ペットボトル）・生ごみの分別収集を開始するのに合わせて、ごみ処理手数料の全面有料化を開始している。

②　容器包装を減らす

◆マイバッグの普及促進

普及促進ポスターなどにより意識の向上を図るとともに、市内商店と連携したレジ袋の有料化、マイバッグ持参者への優遇措置の取り組みを行い、マイバッグの普及を促進することによりレジ袋を削減している。

◆適正包装の推進

商店、事業者への過剰包装抑制の協力要請や消費者への意識啓発を通じて、適正包装を推進している。

③　生ごみを減らす

◆生ごみの排出抑制

買い過ぎや、作り過ぎなどにより食品を生ごみにすることは「もったいない」という意識啓発を行い、一般家庭や事業者からの生ごみ排出を抑制している。

◆広域的な生ごみ処理の推進

周辺 3 市 2 町（滝川市、芦別市、赤平市、新十津川町及び雨竜町）で中空知衛生施設組合を構成し、バイオガスプラントの運営を行っている。

④　事業系ごみを減らす

◆事業系ごみの減量の推進

事業系ごみの排出量の抑制などの指導を行い、減量を推進している。

⑤　資源物の回収を促進する

◆資源分別回収の促進

リサイクル意識の向上などにより、容器包装リサイクル法による缶、びん、ペットボトルやプラスチック製の容器包装などの資源物の回収を積極的に推進している。また、リサイクル推進員制度により、一般廃棄物の減量及び資源ごみの分別回収を推進している。

◆集団資源回収の促進

PTA や町内会地域での資源回収は、資源分別回収を補完するものであり、市民の意識啓発を促すため、広報誌などにより周知を行っている。

⑥ 再利用を促進する

再生品や再使用が可能な詰め替え製品の普及促進のため、継続的に再使用に関する情報の提供を行っている。

⑦ 再資源化を促進する

（財）日本容器包装リサイクル協会の指定法人などへ回収した資源物を引き渡し、再資源化を促進している。

⑧ 家庭ごみの適正処理を促進する

◆適正な分別の推進

広報誌や出前講座により、ごみの分別方法をわかりやすく伝えることにより、適正な分別を促進している。

◆有害ごみなどの適正処理の推進

法律により回収方法が定められている有害ごみ（使用済み乾電池及び蛍光管）、家電リサイクル品（エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機・薄型テレビ）については、情報提供などを通じて適正な回収・処理を行っている。

⑨ 事業系ごみの適正処理を推進する

事業系における廃棄物の適正な処理方法の助言・指導を行い、事業系ごみの適正処理を推進している。

⑩ 不法投棄対策を推進する

◆不法投棄は犯罪であることの広報誌などを通じた周知の徹底及び不法投棄禁止看板を設置し、不法投棄の抑止に努めている。

◆清掃指導員及びリサイクル推進員などによる監視・指導体制の充実とパトロールを強化し、不法投棄の未然防止に努めている。

⑪　グリーン購入・調達を推進する

市における環境に配慮した物品購入を推進するとともに、グリーン商品に関する情報やグリーン購入の啓発を行い、市民や事業者のグリーン購入、グリーン調達を促進している。

⑫　環境教育への取り組み

◆環境問題について関心を高めるための標語、ポスター、作文などに積極的に応募してもらえるように取り組んでいる。

◆環境問題についての出前講座・学習会を開催している。

◆環境問題に取り組む市民などを積極的に支援している。

◆ごみ処理施設の見学会を開催している。

(1) ごみ処理の有料化

本市では、平成 15 年 4 月からごみ処理手数料の全面有料化を開始している。

表 2.1.4.1　ごみ処理手数料の状況

（平成 26 年 4 月 1 日から～消費税込み）

手数料の種類	手数料を徴収する事務	手数料の額
ごみ処理手数料 (家庭系廃棄物)	1 家庭系廃棄物のうち、次に掲げるものの収集、運搬及び処分	
	(1) 生ごみ	次の容量の指定ごみ袋を使用した物 ア　12 リットル 100 円 イ　6 リットル 50 円 ウ　3 リットル 25 円
	(2) 燃やせるごみ	次の容量の指定ごみ袋を使用した物 ア　40 リットル 100 円 イ　20 リットル 50 円
	(3) 燃やせないごみ	次の容量の指定ごみ袋を使用した物 ア　40 リットル 100 円 イ　20 リットル 50 円 ウ　10 リットル 25 円
	(4) 家庭系資源ごみ	
	ア　びん	20L の指定ごみ袋を使用した物 10 円
	イ　缶	40L の指定ごみ袋を使用した物 10 円
	ウ　ペットボトル	50L の指定ごみ袋を使用した物 10 円
	(5) 粗大ごみ	指定ごみ処理券を貼付した物であって、次の寸法のもの ア　最大の辺または径が 1m 以上の物であって、重さが 20kg 以上の物　500 円 イ　アに掲げる物以外の物　250 円
	2 家庭系廃棄物(家庭系資源ごみを除く。)のうち、市の処理施設に直接搬入されるものの処分	10kg につき　120 円
ごみ処理手数料 (事業系廃棄物)	事業系廃棄物(事業系資源ごみを除く。)の処分	10kg につき　120 円

産業廃棄物処理費用

費用を徴収する事務	費用の額
産業廃棄物の処分	10kg につき　150 円

第 5 節　ごみ処理の評価

5.1　ごみ処理評価の基準

本市におけるごみ処理の実態を北海道平均値を基準に評価する。評価基準は、全道公表値（総務省『一般廃棄物処理実態調査結果』）の直近データが平成 28 年度実績である。これと比較する本市の実績についても、平成 28 年度値を用いることとする。

また、評価手法は 3 つのガイドラインである「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」及び「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に準拠（平成 25 年 4 月に一部改訂）し、このうち評価可能な項目と一部参考値を評価計算する。

指針に基づく評価数値の算出方法などと指数の見方は、次のとおりとなっている。

表 2.1.5.1　評価数値の算出方法

指標の名称		単位	計算方法
①	人口 1 人 1 日当たりのごみ総排出量	kg/人・日	ごみ総排出量(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)/計画収集人口÷365 日
②	廃棄物からの資源回収率	t/t	(資源化量－RDF 資源化量(及びその他エネルギー利用を主目的とした生成物量))÷ごみ総排出量×100
③	廃棄物からのエネルギー回収量	MJ/t	民間の焼却施設で余熱の場内利用を実施しているが、正確なデータがないため算出していない。
④	廃棄物のうち最終処分される割合	t/t	最終処分量/ごみ総排出量
⑤	廃棄物処理に伴う温室効果ガスの 1 人 1 日当たり排出量	kg/人・日	埋立組成実態が不明であり、正確なデータがないため算出していない。
⑥	住民満足度	－	アンケート調査に基づく住民満足度調査を実施していないため算出していない。
⑦	人口 1 人当たり年間処理経費	円/人・年	廃棄物処理に要する総費用×(経常費用－経常収益)/計画収集人口
⑧	資源回収に要する費用	円/t	資源回収のみに要する費用を区分していないので算出していない。
⑨	エネルギー回収に要する費用	円/MJ	エネルギー回収のみに要する費用を区別していないので算出していない。
⑩	最終処分減量に要する費用	円/t	最終処分減量に要する費用/(ごみ総排出量－最終埋立処分量)
参考	減量率	%	(直接資源化量+直接焼却量+焼却以外の中間処理量)/ごみ処理量×100
	リサイクル率	%	(直接資源化量+中間処理後再生利用+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)×100

表 2.1.5.2　評価手法の見方

指標の名称		指標の見方
①	人口１人１日当たりのごみ総排出量	指標が大きいほどごみ排出量は少なくなる
②	廃棄物からの資源回収率	指数が大きいほど資源回収率は高くなる
③	廃棄物からのエネルギー回収率	指数が大きいほどエネルギー回収率は多くなる
④	廃棄物のうち最終処分される割合	指数が大きいほど最終処分される割合は小さくなる
⑤	廃棄物処理に伴う温室効果ガスの１人１日当たり排出量	指数が大きいほど温室効果ガスの排出量は少なくなる
⑥	住民満足度	指数が大きいほど住民満足度は高くなる
⑦	人口１人当たり年間処理経費	指数が大きいほど１人当たり処理費は少なくなる
⑧	資源回収に要する費用	指数が大きいほど費用対効果は高くなる
⑨	エネルギー回収に要する費用	指数が大きいほど費用対効果は高くなる
⑩	最終処分減量に要する費用	指数が大きいほど費用対効果は高くなる
参考	減量率	指数が大きいほど減量率は高くなる
	リサイクル率	指数が大きいほどリサイクル率は高くなる

(2) ごみ処理評価の結果

ごみ処理の評価は、前表①、②、④、⑦及び〔参考〕減量率、リサイクル率についての６項目の評価を行った。

この結果、本市のごみ処理状況は全項目で全道平均を上回る結果となっており、特に１人１日当たりの総排出量､1 人当たりの処理経費で全道平均値を大きく上回る良好な結果を示している。

なお、資源回収率とリサイクル率の違いは、分母となるごみ種別の違いであり、資源回収率がごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋資源回収量）であるのに対し、リサイクル率はごみ処理量（直接焼却量＋直接最終処分量＋焼却以外の中間処理量＋直接資源化量）＋資源回収量となっている。

以下に、各項目の評価結果を示す。

表 2.1.5.3　評価指数の算出結果

	全道値	赤平市	評価結果
1 人 1 日当たりの総排出量（kg/人・日）	0.972	0.798	1.217
資源回収率の評価（%）	24.3	28.0	1.150
最終処分量の評価（%）	18.3	15.4	1.189
1 人当たり処理経費（円/人・年）	19,426	15,731	1.235
〔参考〕減量率（%）	90.8	93.7	1.032
〔参考〕リサイクル率（%）	24.3	28.0	1.150

＊．評価に用いた数値は、総務省『一般廃棄物処理実態調査結果（H28）』による。

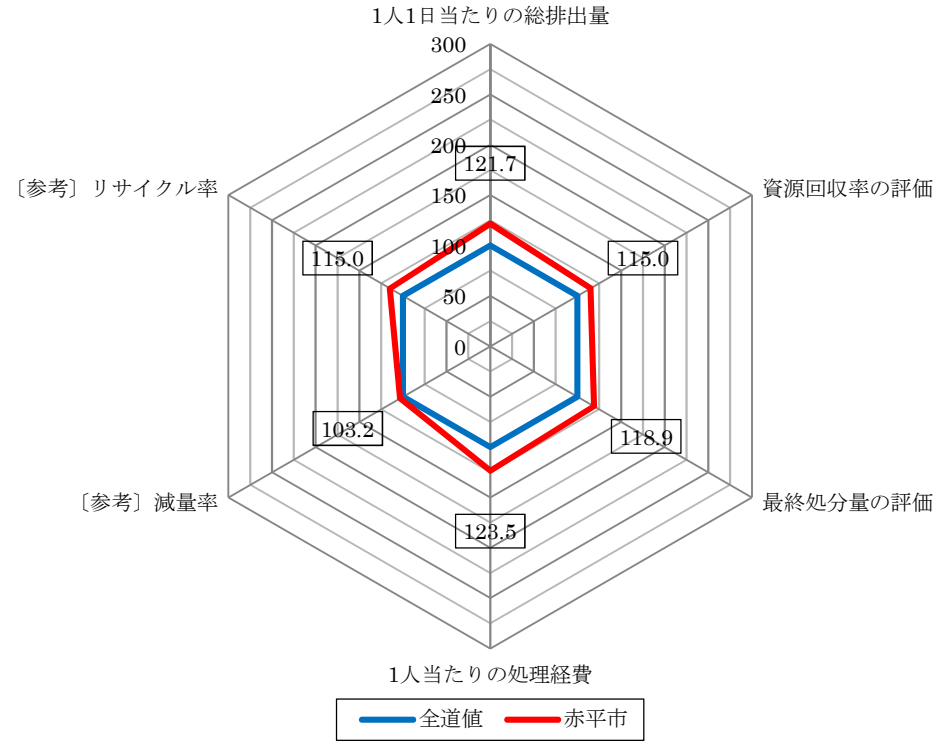

図 2.1.5.1　ごみ処理評価の結果

【評価指数の算出】

〈北海道〉H28

1人1日当たりの総排出量	＝ ＝	1,902,079 t/年÷5,363,769 人÷365 日×1000 0.972kg/人・日
資源回収率の評価	＝ ＝	（33,207＋294,366＋134,660）t/年 ÷1,902,079 t/年 24.3%
最終処分量の評価	＝ ＝	348,347 t/年÷1,902,079 t/年 18.3%
1 人当たり処理経費	＝ ＝	104,198,014 千円/年÷5,363,769 人×1000 19,426 円/人・年
〔参考〕減量率	＝ ＝	（33,207＋1,114,013＋456,783）t/年 ÷1,766,452t/年 90.8%
〔参考〕リサイクル率	＝ ＝	（33,207＋294,366＋134,660） ÷（1,766,452 + 134,660） 24.3%

〈赤平市〉H28

1人1日当たりの総排出量	＝ ＝	3,162t/年÷10,850 人÷365 日×1000 0.798kg/人・日
資源回収率の評価	＝ ＝	（182+702+0）t/年÷3,162t/年 28.0%
最終処分量の評価	＝ ＝	487t/年÷3,162t/年 15.4%
1 人当たり処理経費	＝ ＝	（396＋170,289＋0）千円/年÷10,850 人×1000 15,731 円/人・年
〔参考〕減量率	＝ ＝	（182+2,073+709）t/年÷3,162t/年 93.7%
〔参考〕リサイクル率	＝ ＝	（182+702+0）t/年÷（3,162+0）t/年 28.0%　＊拠点回収量を含んでいない。

＊．1 人 1 日当たりの総排出量
　＝ごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）÷計画収集人口÷365 日
＊．資源回収率の評価
　＝（直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量）÷ごみ総排出量
　＝総資源化量÷ごみ総排出量
＊．最終処分量の評価＝最終処分量÷ごみ総排出量
＊．1 人当たり処理経費＝（建設改良費＋処理及び維持管理費＋その他）÷計画収集人口
＊．減量率＝（直接資源化量＋直接焼却量＋焼却以外の中間処理量）÷ごみ処理量
＊．リサイクル率＝（直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量）
　÷（ごみ処理量＋集団回収量）

第 6 節　ごみ処理関連法とごみ処理の目標

6.1　ごみ処理関連法

ごみ処理に関連する法律は、環境基本法を基に、下図に示す体系となっている。

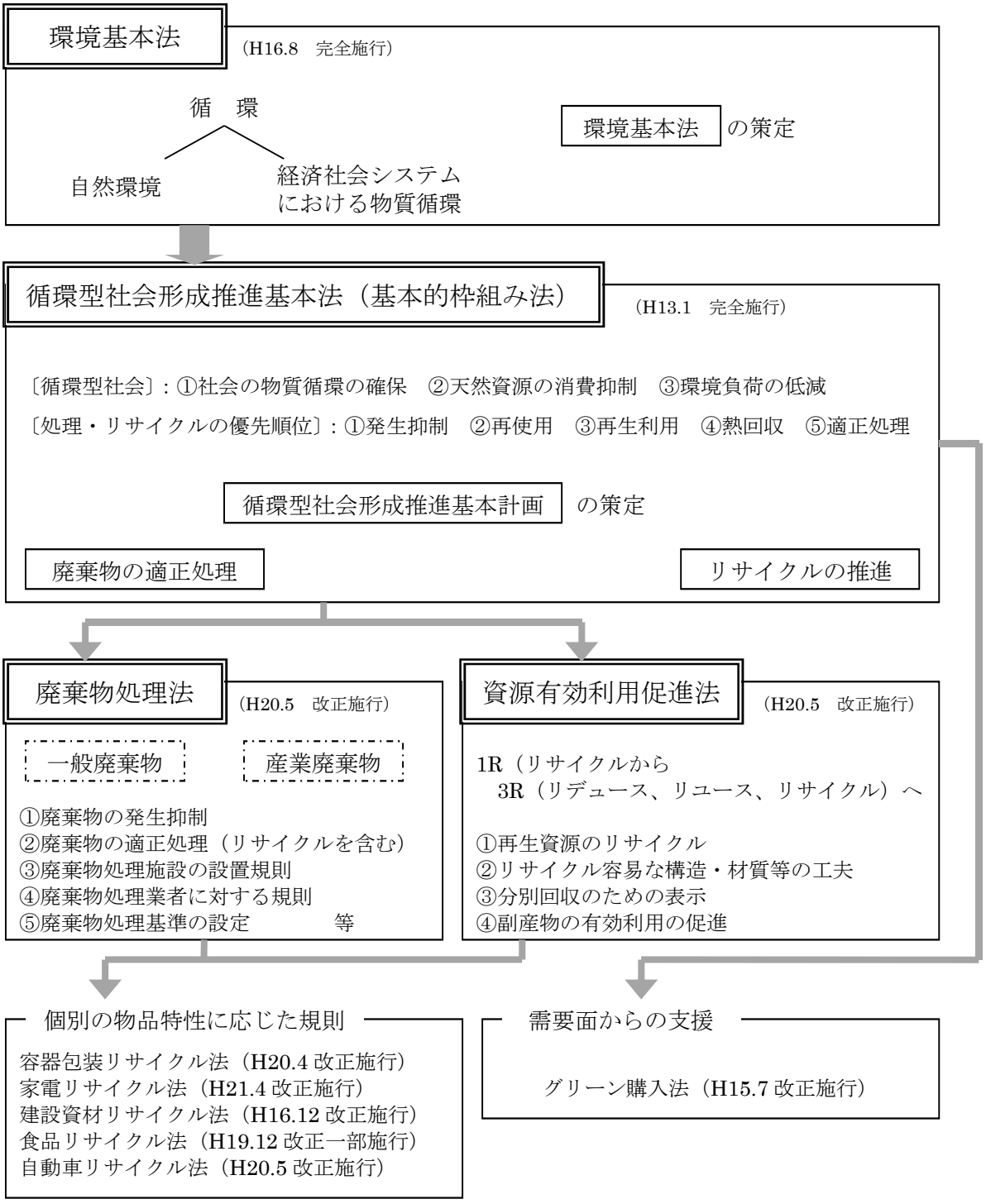

図 2.1.6.1　ごみ関連法の体系図

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法)】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、昭和 45 年の制定（施行は昭和 46 年 9 月）以来、廃棄物の種類や発生に係る常に新しい問題などが出現する状況にあるため、頻繁に改正（施行令や施行規則を含む）が行われてきている。

① 廃棄物政策の変遷（廃棄物処理法改正の経緯など）

廃棄物政策の変遷の状況は、以下に示す背景に基づき法改正が行われてきた。

・廃棄物処理政策は、公衆衛生の向上・生活環境の保全の目的に加え、1990 年代以降循環型社会を形成するため 3R の推進をも含めた政策にかじ取りしている。
・また、不法投棄や産業廃棄物問題が社会問題化し、適正処理の徹底や廃棄物由来の環境被害の防止が急務となってきた。
・さらに、温暖化対策・災害廃棄物対策に対する要請が高まっている。
・このため、各種リサイクル法等の制定と相まって、平成 9 年、12 年、15～18 年、22 年、27 年に廃棄物処理法が改正されている。

＊．参考資料
「廃棄物政策の変遷及びこれまでの取組等について」平成 28 年 5 月 19 日
第 1 回廃棄物処理制度専門委員会

次ページ以降に、廃棄物政策の変遷と、2010 年以降における廃棄物処理法改正の概要を整理する。

表 2.1.6.1　我が国における廃棄物政策の変遷

年　代	内　　容	法律の制定
戦後 ～1950 年代	・環境衛生対策としての廃棄物処理 ・衛生的で、快適な生活環境の保持	・清掃法(1954)
1960 年代 ～1970 年代	・高度成長に伴う産業廃棄物等の増大と「公害」の顕在化 ・環境保全対策としての廃棄物処理	・生活環境施設整備緊急措置法(1963) ・廃棄物処理法(1970) ・廃棄物処理法改正(1976)
1980 年代	・廃棄物処理施設整備の推進 ・廃棄物処理に伴う環境保全	・広域臨海環境整備センター法(1981) ・浄化槽法(1983)
1990 年代	・廃棄物の排出抑制、再生利用 ・各種リサイクル制度の構築 ・有害物質(ダイオキシン類含む)対策 ・廃棄物の種類・性状の多様化に応じた適正処理の仕組みの導入	・廃棄物処理法改正(1991) ・産業廃棄物処理特定施設整備法(1992) ・環境基本法(1993) ・容器包装リサイクル法(1995) ・廃棄物処理法改正(1997) ・家電リサイクル法(1998) ・ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類対策特別措置法(1999)
2000 年～	・循環型社会形成を目指した 3R の推進 ・産業廃棄物処理対策の強化 ・不法投棄対策の強化 ・災害廃棄物対策の強化	・循環型社会形成推進基本法(2000) ・建設リサイクル法 ・食品リサイクル法(2000) ・廃棄物処理法改正(2000) ・PCB 特別措置法(2001) ・自動車リサイクル法(2002) ・産業廃棄物支障除去特別措置法(2003) ・廃棄物処理法改正(2003～06、10) ・小型家電リサイクル法(2012) ・廃棄物処理法及び災害対策基本法改正(2015)

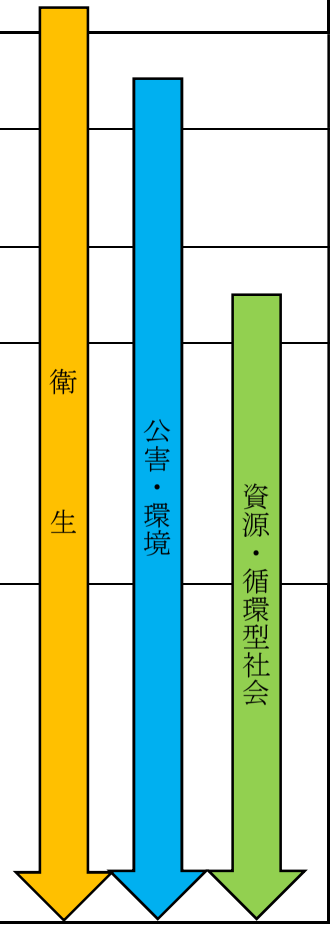

【平成 22 年　廃棄物処理法改正の概要】

〈廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化〉

・産業廃棄物の事業所の外で保管する際の事前届出制度を創設

・建設工事に伴い生ずる廃棄物について、元請け業者に処理責任を一元化

・不適正に処理された廃棄物を発見した時の土地所有者等の通報努力義務を規定

〈廃棄物処理施設の維持管理対策の強化〉

・廃棄物処理施設の設置者に対し、都道府県知事による当該施設の定期検査を受けることを義務付け

・設置許可が取り消された管理者が不在となった最終処分場の適正な維持管理を確保するため、設置許可が取り消された者にその維持管理を義務付ける等の措置を講ずる

〈廃棄物処理業の優良化の推進等〉

・優良な産業廃棄物処理業者を育成するため、事業の実施に関する能力及び実績が一定の要件を満たす産業廃棄物処理業者について、許可の更新期間の特例を創設

・廃棄物処理業の許可に係る欠格要件を見直し、廃棄物処理法上特に悪質な場合を除いて、許可の取り消しが役員を兼務する他の業者の許可の取消しにつながらないように措置

〈排出抑制の徹底〉

・多量の産業廃棄物を排出する事業者に対する産業廃棄物の減量等計画の作成・提出義務について、違反した場合の罰則規定を創設

〈適正な循環的利用の確保〉

・廃棄物を輸入することができる者として、国内において処理することにつき相当な理由があると認められる国外廃棄物の処分を産業廃棄物処理業者等に委託して行う者を追加

〈焼却時の熱利用の促進〉

・廃棄物の焼却時に熱回収を行う者が一定の基準に適合するときは、都道府県知事の認定を受けることのできる制度を創設

【平成 27 年　廃棄物処理法改正の概要】

〈非常災害により生じた廃棄物の処理の原則等（廃棄物処理法)〉

・非常災害により生じた廃棄物の処理の原則を新たに規定

・国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、適切に役割分担をするとともに、相互に連携を図りながら協力する責務を新設

・環境大臣が定める基本方針及び都道府県知事が定める廃棄物処理計画に、非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する施策等に関する事項を追加

〈手続きの簡素化（廃棄物処理法)〉

・災害時における廃棄物処理施設の迅速な新設または柔軟な活用のための手続きを簡素化

〈災害廃棄物処理に関する指針の策定（災害対策基本法)〉

・特定の大規模災害の被災地域のうち、廃棄物処理の特例措置が適用された地域から要請があり、かつ、一定の要件を勘案して必要と認められる場合、環境大臣は災害廃棄物の処理を代行することができる規定を新設

② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律におけるダイオキシン類の規制

一般廃棄物関連の主な改正内容は、「廃棄物の減量化・リサイクルの促進」、「最終処分場の廃止」、「焼却に伴うダイオキシン類規制」等に係る基準強化が上げられ、特に焼却施設については、下表のとおり維持管理の技術上の基準が設定されており、維持管理におけるダイオキシン類の規制値を遵守する必要がある。

表 2.1.6.2　ダイオキシン類の規制値

（単位：ng-TEQ/m^3N）

区　　分	施設規模（焼却能力）	新設施設基準	既設施設基準
焼却施設 1 時間当たりの処理能力が 200kg 以上または火格子面積 $2m^2$ 以上	4t/hr 以上	0.1	1
	2t/hr～4t/hr	1	5
	2t/hr 未満	5	10

(2) ダイオキシン類対策特別措置法

廃棄物の処理に伴い発生するダイオキシン類を削減するために廃棄物処理法が改正され、さらに総合的且つ計画的にダイオキシン類対策を進めるため、ダイオキシン類対策特別措置法及び、同施行令が平成 12 年 1 月 15 日から施行されている。

ダイオキシン類の排出抑制施策の基本となる基準では、継続的に摂取しても健康に影響を及ぼすおそれがない耐容 1 日摂取量（TDI）を、人の体重 1kg 当たり 4pg-TEQ/日としている。

また、焼却施設については、排出ガス・排出水に関する規制の他、ばいじん・焼却灰の処理基準や最終処分場についての維持管理基準が強化されている。

なお、大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準は、次表のとおり定められている。

表 2.1.6.3　ダイオキシン類の環境基準

媒　　体	基　　準　　値
大　　気	0.6　pg-TEQ/m^3 以下
水　　質	1.0　pg-TEQ/L 以下
土　　壌	1,000　pg-TEQ/g 以下

①　大気及び水質の規制

廃棄物焼却炉(*)については、大気及び水質に係るダイオキシン類の排出基準が定められている。大気の排出基準は、廃棄物処理法で規制する規模要件「火格子面積が 2m^2 以上または焼却能力が毎時 200kg の焼却施設」より拡大され、「火床面積が 0.5m^2 以上または焼却能力が 1 時間当たり 50kg 以上」が対象となり、次表に示す大気排出基準が適用される。

(*)同法では、“焼却施設”を“廃棄物焼却炉”と記している。

表 2.1.6.4　廃棄物焼却炉に係る大気排出基準

（単位：ng-TEQ/m^{3}N）

区　　分	施設規模 （焼却能力）	新設施設基準	既設施設基準
廃棄物焼却炉 （火床面積が 0.5m2 以上 または焼却能力が 50kg/hr 以上）	4t/hr 以上	0.1	1
	2t/hr～4t/hr	1	5
	2t/hr 未満	5	10

＊．既に大気汚染防止法において、新設の指定物質抑制基準が適用されていた廃棄物焼却炉（火格子面積が 2m^2 以上、または焼却能力 200kg/hr 以上）及び製鋼用電気炉については、」上表の新設施設の排出基準が適用されている。

また、水質排出基準は、廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち、排ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水または廃液を排出する灰の貯留施設が対象となり、次表に示す水質排出基準が適用される。

表 2.1.6.5　廃棄物焼却炉に係る水質排出基準

（単位：ng-TEQ/L）

既　設　施　設　基　準	新設施設基準	既設施設基準
廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設　等	10	10

＊．廃棄物の最終処分場の放流水に関する基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理基準を定める命令により 10pg-TEQ/L

②　ばいじん等の規制

廃棄物焼却炉から排出されるばいじん・焼却灰・その他燃え殻（以下「ばいじん等」という。）は、それらに含まれるダイオキシン類の含有量を 3ng-TEQ/g 以下となるよう処理することが定められているとともに、これを超える場合は廃棄物処理法上の特別管理廃棄物として取り扱うこととなっている。

なお、ばいじん等は重金属が溶出しないようセメント固化や、キレート剤などの薬剤処理で化学的に溶出を防止する処理を行う限り基準は適用されない。

③　最終処分場施設の維持管理基準

一般廃棄物最終処分場施設及び産業廃棄物管理型最終処分場施設については、周辺地下水のダイオキシン類の測定と地下水汚染時の措置を義務付けるとともに、放流水のダイオキシン類濃度の排出基準を 10pg-TEQ/L 以下とするよう定められている。

(3) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

平成 7 年 6 月に「容器包装リサイクル法」として制定され、家庭からの一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物のリサイクルシステムを構築することとなった。この制度は、平成 9 年 4 月から段階的に施行され、平成 12 年 4 月には完全施行された法律である。

表 2.1.6.6　容器包装リサイクル法の沿革

年　　度	概　　要
平成　7 年　6 月	容器包装リサイクル法　制定
平成　9 年　4 月	容器包装リサイクル法　一部施行（びん、缶、ペットボトルなど）
平成 12 年　4 月	完全施行（紙製容器包装、プラスチック製包装）
平成 18 年　6 月	改正容器包装リサイクル法　成立
平成 18 年 12 月	改正容器包装リサイクル法 一部施行（罰則強化、基本方針改正等）
平成 19 年　4 月	改正容器包装リサイクル法 本施行「容器包装廃棄物の排出抑制（リデュース）等」
平成 20 年　4 月	改正容器包装リサイクル法 完全施行（事業者から市町村に資金を拠出する仕組み等）

(4) 特定家庭用機器再商品化法

特定家庭用機器再商品化法（以下、「家電リサイクル法」という。）は、平成 10 年 6 月に制定され、平成 13 年 4 月から施行された。

一般家庭から排出される使用済みの廃家電製品は、破砕処理後に鉄などの一部の金属のみ回収が行われている場合があるものの、約半数はそのまま埋め立てされている状況であった。このような状況を踏まえ、廃棄物の減量と再生資源の利用等を通じて廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用を図り、循環型社会を実現していくため、製造業者等及び小売業者に対して新たに義務を課すことを基本とする新しい再商品化の仕組みを定めた法律である。

表 2.1.6.7　家電品目一覧表

家　　電　　製　　品
家庭用エアコン
テレビ（ブラウン管式、液晶式、プラズマ式）
電気冷蔵庫・電気冷凍庫
電気洗濯機・衣類乾燥機

(5) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下、「食品リサイクル法」という。）は、平成 12 年 6 月に制定され、平成 19 年 12 月から改正法が施行された。

この法律は、食品の売れ残りや食べ残しにより、または食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進することを目的として制定された。

この法律では、業種別（食品製造業、食品小売業、食品卸売業、外食産業）に目標値（事業所毎ではなく、その業種全体で）を定めている。国はその達成のために、取組円滑化措置となる制度の策定や、食品関連事業者への指導・助言、勧告・命令等を行う。

平成 27 年 7 月には新たな基本方針が公表され、平成 31 年度までに業種全体で下表の目標値を達成することを、食品関連事業者に求めている。

表 2.1.6.8　再生利用等実施率の目標

業　　種	これまでの目標	新たな目標 （平成 31 年度目標）
食品製造業	85%	95%
食品卸売業	70%	70%
食品小売業	45%	55%
外食産業	40%	50%

6.2 国が定める目標など

(1) 減量化目標等

国では、「循環型社会（廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会)」を実現するための循環型社会形成推進基本法に基づき『循環型社会形成推進基本計画』を策定している。近年では、平成 25 年 5 月 30 日に第 3 次計画が閣議決定され、続く平成 30 年 6 月 19 日には第 4 次計画が閣議決定されている。これらの計画では、取組指標として一般廃棄物の減量化に関する目標を、以下のように設定している。

さらに、平成 28 年 1 月 21 日の環境省告示第 7 号では、第 3 次計画を踏まえて一般廃棄物の排出量を、現状（平成 24 年度）に対して目標（平成 32 年度）で約 12%削減、排出量に対する再生利用量の割合を平成 24 年度：約 21%から平成 32 年度：27%に増加させるとともに、最終処分量を約 14%削減する目標を掲げている。

表 2.1.6.9　国の減量化目標

区　　分	第 3 次循環型社会 形成推進基本計画	第 4 次循環型社会 形成推進基本計画
基　準　年　度	平成 12 年度	－
目　標　年　度	平成 32 年度	平成 37 年度
一般廃棄物総排出量の 1 人 1 日当たりのごみ排出量	25%（*1）	約 850g/(人・日)　(*1)
1 人 1 日当たりの 家庭ごみ排出量	25%（*2）	約 440g/(人・日)　(*2)
1 日当たりに事業所から 排出するごみ量	35%（*3）	－
事業系総排出量	－	約 1,100 万トン　(*3)
再 生 利 用 量	－	約 28%　(*4)
最 終 処 分 量	おおむね 7 割減	約 320 万トン　(*5)

(*1) 計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む排出量
(*2) 集団回収、資源ごみ等を除く
(*3) 事業所数の変動が大きいこと、事業所規模によってごみの排出量に顕著な差がみられることなどから、1 事業所当たりではなく、事業系ごみの「総量」について指標とする
(*4) 一般廃棄物の出口側の循環利用率
(*5) 一般廃棄物の最終処分量

表 2.1.6.10　国の一般廃棄物の排出及び処理実績

区　　分	平成 28 年度実績値
一般廃棄物総排出量の 1 人 1 日当たりのごみ排出量	約 925g/人・日
1 人 1 日当たりの 家庭系ごみ排出量	約 646g/人・日
1 人 1 日当たりの 事業系ごみ排出量	約 278g/人・日
事業系総排出量	約 1,300 万トン
リサイクル率	約 20.3%
最終処分量	約 398 万トン

＊．環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より

なお、北海道が示している指標の目標値は、次のとおりである。

【北海道の指標の目標値】

北海道では、国の基本方針（*1）に即して、北海道の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画として「北海道廃棄物処理計画（第 4 次）平成 27 年 3 月」（北海道）を策定している。

この計画において、廃棄物排出量に係る減量目標を設定している。

（*1）国の基本方針

廃棄物処理法第 5 条の 2 に規定される「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」

表 2.1.6.11　廃棄物の処理に関する目標値

区　　分	目標値（平成 31 年度） 現状との比較	現　　状 （平成 24 年度）
一般廃棄物の排出量	1,800 千 t 以下 約 11%削減	2,013 千 t
一般廃棄物の排出量		
一人一日当たりの排出量	940g/人・日以下 約 6.4%削減	1,004g/人・日
一人一日当たりの家庭から排出するごみの量	590g/人・日 (450g/人・日) 約 5.1%削減 (約 5.9%削減)	622g/人・日 (478g/人・日)(*1)
産業廃棄物の排出量 （動物のふん尿除く）	39,000 千 t 以下 （18,000 千 t 以下） 現状(H24)と同程度とする	38,752 千 t （17,666 千 t）
一般廃棄物のリサイクル率	30.0%以上	23.6%
産業廃棄物の再生利用率 （動物のふん尿除く）	57.0%以上 （36.0%以上）	55.9% （34.0%）
一般廃棄物の最終処分量	290 千 t 以下 約 28%削減	402 千 t
産業廃棄物の最終処分量	570 千 t 以下 約 21%削減	721 千 t
廃棄物系バイオマス利活用率 (排出量ベース(炭素換算量))	88.0%以上	86.0%

(*1)括弧内の数値は、国に合わせて資源ごみを除いて算出した値。

第 7 節　ごみ処理の課題

7.1　ごみ排出抑制の課題

7.1.1　ごみ排出量原単位

（1）ごみ排出量原単位の現状

本市におけるごみの 1 人 1 日当たりの排出量（収集ごみ＋直接搬入ごみ＋集団回収及び拠点回収）は、平成 26 年度は全国・北海道の平均値を下回る排出量であったが、平成 27 年度で大きく増加して全国平均を上回った。その後平成 28 年度には減少して全国・北海道平均を下回ったものの、平成 29 年度には再び増加が見られる。

また、家庭系原単位にも同様の増減傾向が見られる。

表 2.1.7.1　ごみ総排出量原単位（1 人 1 日当たり）

（単位：g/人・日）

区　分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
赤平市	－	－	－	940	－	－	914	962	921	946
北海道	1,072	1,037	1,020	1,006	1,004	1,013	990	986	970	－
全　国	1,033	994	976	976	964	958	947	939	925	－

＊．本市の排出量は、中空知衛生施設組合資料および市民生活課資料による。
＊．平成 20、24、25 年度は資源回収量データ欠落のため未評価とする。
＊．平成 20～22 年度は最終処分場データ欠落のため未評価とする。
＊．北海道・全国は、「一般廃棄物処理実態調査結果」（総務省）によるもので、平成 29 年度値は現時点（H30.10 末）で未公表となっている。

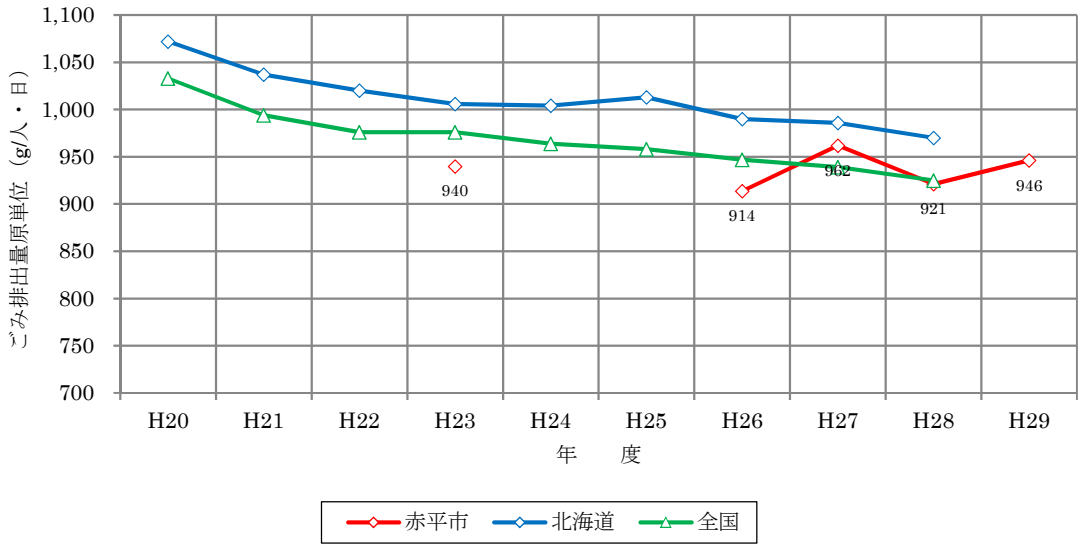

図 2.1.7.1　ごみ総排出量原単位の推移

表 2.1.7.2　家庭系ごみ排出量原単位（1 人 1 日当たり）

（単位：g/人・日）

区　分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
赤平市	－	－	－	724	－	－	668	699	660	663
北海道	731	714	698	696	696	706	685	678	665	－
全　国	733	709	697	696	685	678	668	660	646	－

＊．本市の排出量は、中空知衛生施設組合資料および市民生活課資料による。
＊．平成 20、24、25 年度は資源回収量データ欠落のため未評価とする。
＊．平成 20～22 年度は最終処分場データ欠落のため未評価とする。
＊．北海道・全国は、「一般廃棄物処理実態調査結果」（総務省）によるもので、平成 29 年度値は現時点（H30.10 末）で未公表となっている。

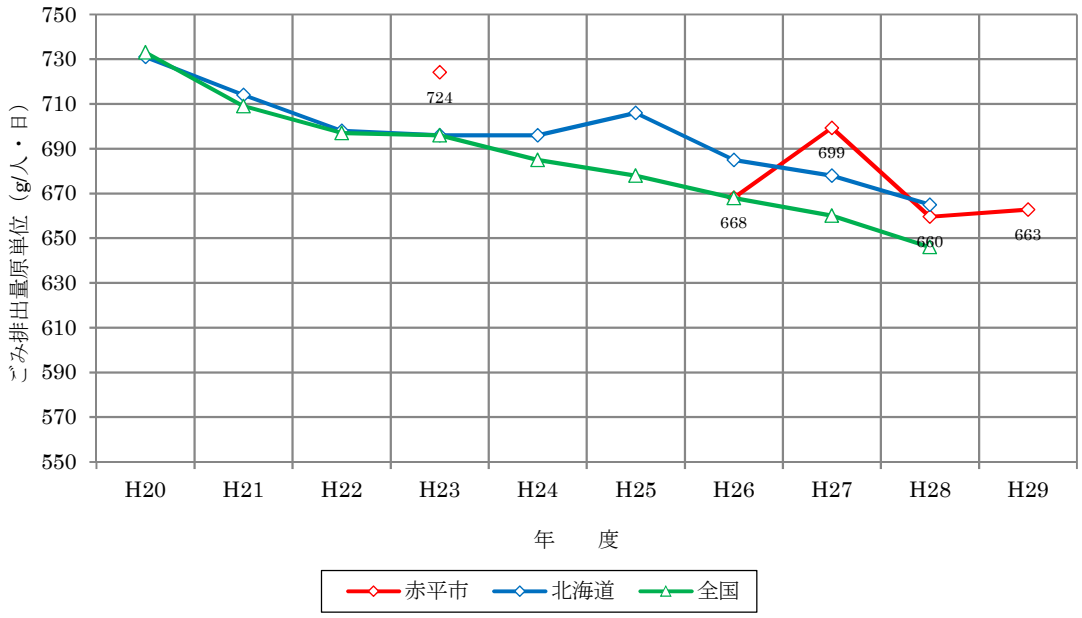

図 2.1.7.2　家庭系ごみ排出量原単位の推移

（2）ごみ排出量原単位の課題

ごみ総排出量原単位は、上述したように平成 27 年度に大きく増加し、平成 28 年度で減少、平成 29 年度で再び増加する結果となっている。また、家庭系ごみ排出量原単位は実績 10 年間の H28／H21 比で全国が約 91%（＝646／709）、北海道が約 93%（＝665／714）となっているが、本市では資源回収量実績や最終処分量実績などに欠落があるため、減量化状況については未評価としている。

また、直近 2 カ年でそれぞれの原単位に増加傾向が見られるため、今後は北海道および全国の値を上回る可能性がある。

7.1.2　ごみ処理状況

(1) ごみ処理の現状

「ごみの総処理量」に対する「直接最終処分量」は、焼却処理・中間処理及び直接資源化の状況により表される数値である。全国の状況では、最終処分場用地の取得・確保の状況によるものと思われるが、北海道に比べて「直接最終処分量」の比率が非常に低いことがわかる。

なお、本市では広域の焼却や、組合のリサイクル施設により最終処分量を減量化を図っている背景もあり、「直接埋立率」は北海道内の平均と比較すると小さくなっている。

表 2.1.7.3　直接埋立率

（単位：%）

区　分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
赤平市	－	－	－	7.9	－	－	3.5	5.7	2.0	1.3
北海道	12.7	11.9	11.8	11.1	10.4	10.7	9.8	9.1	9.2	－
全　国	1.8	1.6	1.5	1.4	1.3	1.4	1.3	1.1	1.0	－

＊．本市の排出量は、中空知衛生施設組合資料および市民生活課資料による。
＊．平成 20、24、25 年度は資源回収量データ欠落のため未評価とする。
＊．平成 20～22 年度は最終処分場データ欠落のため未評価とする。
＊．北海道・全国は、「一般廃棄物処理実態調査結果」（総務省）によるもので、平成 29 年度値は現時点（H30.10 末）で未公表となっている。
＊．直接埋立率＝〔直接最終処分量÷ごみの総処理量〕×100

〈赤平市の直接埋立率算出値（単位：t/年、%)〉

区　分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
直接最終処分量	－	－	－	309	－	－	125	204	68	43
ごみの総処理量	－	－	－	3,889	－	－	3,559	3,613	3,388	3,384
直　接埋立率	－	－	－	7.9	－	－	3.5	5.7	2.0	1.3

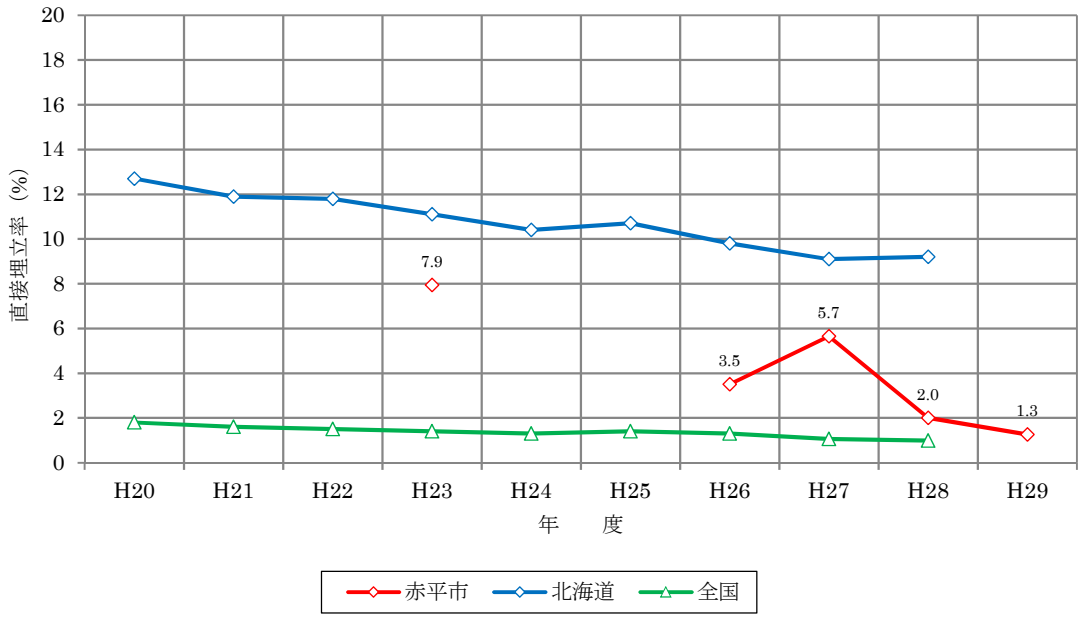

図 2.1.7.3　直接埋立率の推移

(2) ごみ処理の課題

直接埋立率が大きくなればなるほど、埋立処分場に係る負担は増すことになるが、本市では焼却炉及び資源リサイクルに係る施設が整備されており、直接最終処分量を減量化する施策を講じている。今後もこれらの中間処理施設を活用しながら処理・処分を継続するとともに、燃やせないごみなどの直接最終処分量の減量化に向けた施策の検討も課題となっている。

7.1.3　ごみのリサイクル率

(1) リサイクル率の現状

本市のリサイクル率は、近年で全国・北海道平均値を大きく上回る約 34%のリサイクル率であり、国及び北海道が目標として定めるリサイクル率の目標を達成できている。

〔ごみのリサイクル率（指標の目標値)〕

国が定める基本方針　　：　27%（平成 34 年度）(*1)

(*1) 廃棄物処理施設整備計画（平成 30 年 6 月 19 日 閣議決定）

北海道が定める基本方針　　：　30%（平成 31 年度）

表 2.1.7.4　リサイクル率

（単位：%)

区　分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
赤平市	－	39.4	39.2	35.6	－	－	34.3	34.5	34.4	34.2
北海道	19.4	20.4	20.8	23.8	23.6	24.0	24.6	24.3	24.3	－
全　国	20.3	20.5	20.8	20.6	20.5	20.6	20.6	20.4	20.3	－

＊．本市の排出量は、中空知衛生施設組合資料および市民生活課資料によるものとし、集団回収量には拠点回収量を含めている。
＊．平成 20、24、25 年度は資源回収量データ欠落のため未評価とする。
＊．北海道・全国は、「一般廃棄物処理実態調査結果」（総務省）によるもので、平成 29 年度値は現時点（H30.10 末）で未公表となっている。
＊．リサイクル率＝〔資源化量合計+集団回収量+有価物売却量〕
÷〔ごみ処理量+集団回収量+有価物売却量〕
＝〔総資源化量〕÷〔総排出量〕

赤平市の資源化量合計
＝生ごみガス化＋生ごみ堆肥化＋不燃・粗大・特定品目の資源化＋資源ごみ資源化

〈赤平市の資源化量算出値（単位：t/年)〉

区　分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
ガス化	797	798	765	686	737	711	632	611	547	552
堆肥化	43	41	39	35	37	37	33	32	29	29
不燃資源	108	115	143	142	139	119	98	116	133	127
資　源	221	199	210	186	173	181	177	183	183	176
資源化計	1,169	1,154	1,157	1,050	1,086	1,047	939	942	891	884

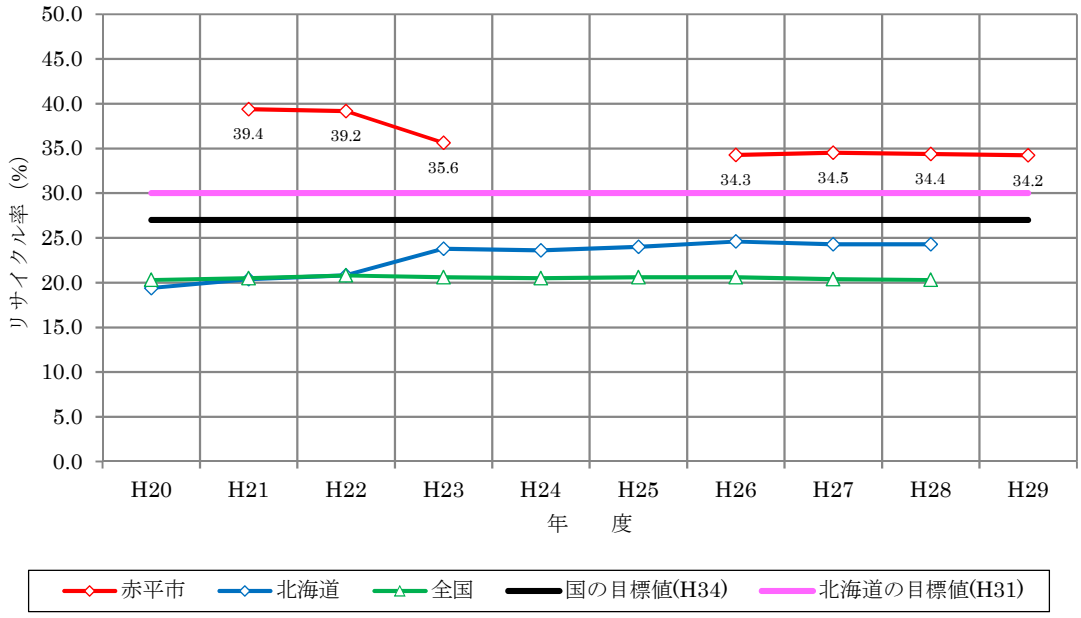

図 2.1.7.4　リサイクル率の推移

(2) リサイクル率の課題

上記の実績整理結果から、本市のリサイクル率は国・北海道の目標を達成できている状況にあり、今後はこのリサイクル率を維持・向上させていくことが肝要である。

7.1.4　資源化量

(1) 資源化量の現状

本市の資源化量は、(平成 20・24・25 年度を除く) 実績 10 年間で微減傾向となっている。全国的にも平成 20 年度以降微減傾向となっており、北海道も平成 25 年度以降で同様の傾向を示している。この資源化量の推移では、H28／H21 の人口比約 83% (＝10,850／13,077) に対して、資源化量は H28／H21 で約 78% (＝1,302／1,667) と上回る減少率であり、人口 1 人当たりに換算した資源化量は 10 年間実績で、減量化が進んでいることが分かる。

表 2.1.7.5　資源化量

(単位　赤平市：t/年、北海道・国：千 t/年)

区　分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
赤平市	－	1,667	1,700	1,571	－	－	1,365	1,408	1,309	1,302
北海道	422	445	468	482	473	485	476	471	462	－
全　国	9,776	9,502	9,446	9,375	9,263	9,269	9,129	9,002	8,793	－

＊．本市の資源化量は、中空知衛生施設組合資料および市民生活課資料によるものとし、集団回収量には拠点回収量を含めている。
＊．平成 20、24、25 年度は資源回収量データ欠落のため未評価とする。
＊．北海道・全国は、「一般廃棄物処理実態調査結果」(総務省) によるもので、平成 29 年度値は現時点 (H30.10 末) で未公表となっている。
＊．資源化量＝直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量

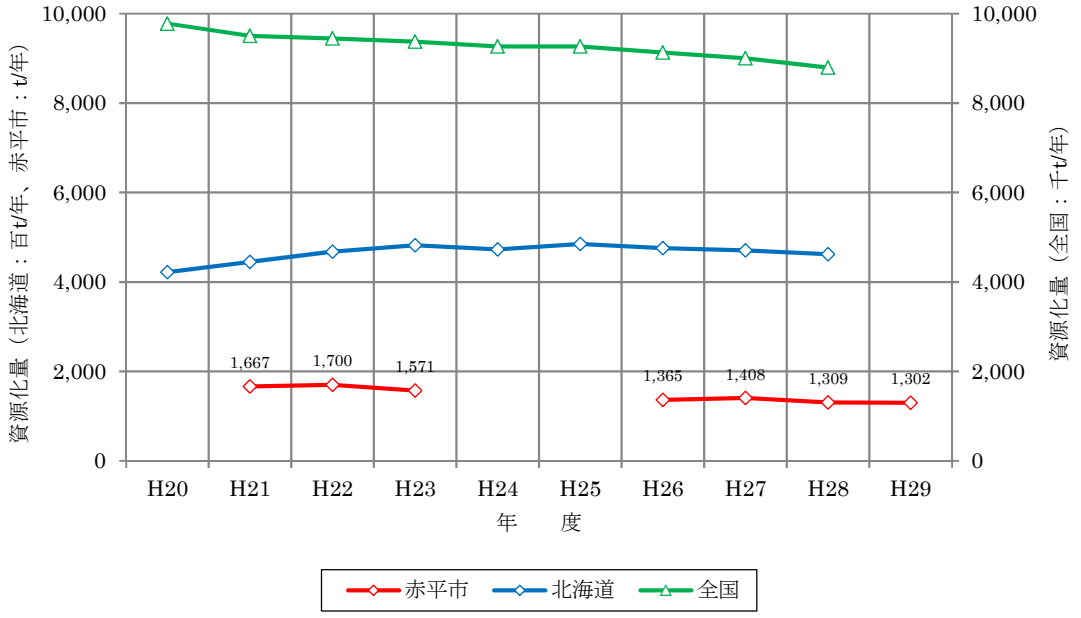

図 2.1.7.5　資源化量の推移

(2) 資源化量の課題

本市の資源化量における推移は、全国・北海道と同様の推移状況を示しており、リサイクルに係る住民意識の浸透や、ごみ処理の施策により一定の成果を達成している状況である。

今後は、現状を維持するとともに、更なるリサイクル意識の向上が必要となっている。

7.1.5 最終処分量

(1) 最終処分量（1 人 1 日当たり）の現状

本市におけるごみ排出量に対する 1 人 1 日当たりの最終処分量は、北海道平均値を大きく下回り、一部の年度では全国平均値も下回っている。

本市の値では、平成 23 年度に約 68g/人・日と例年より高い値を示して以後、10～50 g/人・日程度で推移している。

なお、本市の最終処分場は産業廃棄物の受け入れも行っているが、ここでは産業廃棄物搬入量を除いた値で評価を行っている。

表 2.1.7.6　最終処分量（1 人 1 日当たり）

（単位：g/人・日）

区　分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
赤平市	－	－	－	68	16	12	30	50	17	11
北海道	251	232	216	211	200	206	181	177	178	－
全　国	119	109	104	104	99	97	92	89	85	－

＊．本市の資源化量は、中空知衛生施設組合資料および市民生活課資料によるものとする。
＊．平成 20～22 年度は最終処分量データ欠落のため未評価とする。
＊．北海道・全国は、「一般廃棄物処理実態調査結果」（総務省）によるもので、平成 29 年度値は現時点（H30.10 末）で未公表となっている。
＊．最終処分量（1 人 1 日当たり）＝最終処分量÷収集人口÷365(366)×1000000

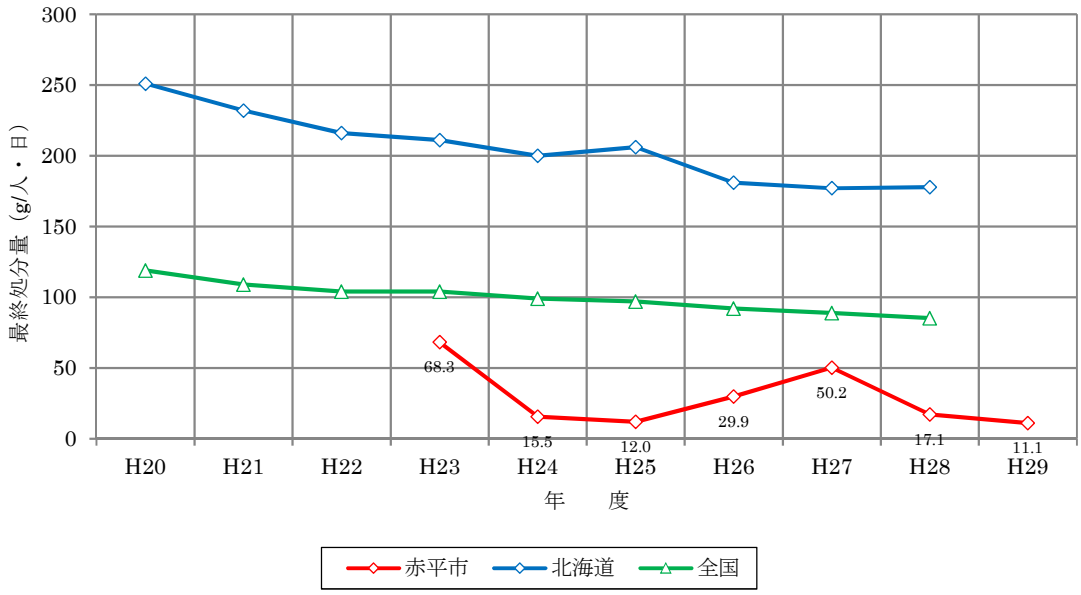

図 2.1.7.6　最終処分量（1 人 1 日当たり）の推移

(2) 最終処分量（1 人 1 日当たり）の課題

本市では北海道平均を大きく下回っており、直近 3 カ年では微減傾向を示していることから、ごみの排出者に対して 3R（Reduce　：減らす、Reuse：繰り返し使う、Recycle：再資源化する）の一層の推進を、周知・徹底していくための施策の検討も必要となっている。

7.2 収集・運搬

(1) 収集・運搬の現状

本市では、平成 15 年 4 月より家庭系から排出されるごみについて、「指定ごみ袋」若しくは「粗大ごみ処理券」による収集を行っており、ごみの減量化に効果を発揮している。

表 2.1.7.7　ごみの有料化状況

（平成 30 年 4 月 1 日時点）

一般廃棄物処理の有料化開始時期			平成 15 年 4 月					
区分			生ごみ	燃やせるごみ	燃やせないごみ	資源ごみ	粗大ごみ	その他収集ごみ
家庭系ごみ		手数料	有　料	有　料	有　料	有　料	有　料	収集していない
		料金設定	単　純 従量制	単　純 従量制	単　純 従量制	単　純 従量制	その他	－
		徴収方法	指定ごみ袋	指定ごみ袋	指定ごみ袋	指定ごみ袋	シール・ ステッカー制	－
		徴収料金	100 円/12L 50 円/6L 25 円/3L	100 円/40L 50 円/20L	100 円/40L 50 円/20L 25 円/10L	びん 10 円/20L 缶 10 円/40L ペットボトル 10 円/50L	500 円(*1) 250 円(*2)	－
	直接搬入ごみ	手数料	有　料	有　料	有　料	無　料	有　料	収集していない
		料金設定	単　純 従量制	単　純 従量制	単　純 従量制	－	単　純 従量制	－
		徴収方法	現金納付	現金納付	現金納付	－	現金納付	－
		徴収料金	120 円/10kg	120 円/10kg	120 円/10kg	－	120 円/10kg	－
事業系ごみ		手数料	収集していない	収集していない	収集していない	収集していない	収集していない	収集していない
		料金設定	－	－	－	－	－	－
		徴収方法	－	－	－	－	－	－
		徴収料金	－	－	－	－	－	－
	直接搬入ごみ	手数料	有　料	有　料	有　料	無　料	有　料	収集していない
		料金設定	単　純 従量制	単　純 従量制	単　純 従量制	－	単　純 従量制	－
		徴収方法	現金納付	現金納付	現金納付	－	現金納付	－
		徴収料金	120 円/10kg	120 円/10kg	120 円/10kg	－	120 円/10kg	－

(*1) ア　最大の辺または径が 1m 以上の物であって、重さが 20kg 以上の物（500 円）

(*2) イ　アに掲げる物以外の物（250 円）

資料；北海道環境政策部環境局循環型社会推進課「一般廃棄物処理の有料化の状況」より

(2) 収集・運搬の課題

① 少子化・高齢化がまちづくりの課題となっており、様々な場面での子育て支援、介護支援が求められている。特に乳幼児を持つ家庭や在宅介護世帯では、その生活に関わるごみの排出も課題となっている。

② 事業所は減少しているものの、事業系ごみは増える傾向にある。このため事業所に対しても、ごみの削減に向けた指導を進める必要がある。

③ プラスチック製容器包装については、現在の収集・処理システムや環境への負荷、新たな処理技術の動向を見据える必要がある。

④ 資源回収については、町内会・団体等による集団資源回収、拠点回収を行っているところであるが、今後は更なる資源回収率の向上を目指す必要がある。

⑤ 不法投棄については、市民及び事業者に対して啓発を行うとともに、市民や各種団体の協力を得ながら不法投棄パトロールを実施するなど、監視体制を強化する必要がある。

⑥ 生ごみ処理については、リサイクリーンで高速メタン発酵処理を行い資源化に取り組んでいるが、収集・運搬の効率化を推進する上では、家庭内で通年処理できるディスポーザーの導入による生ごみの下水道投入を推進していくことについて、検討する必要がある。

⑦ 分別収集の多様化により、収集効率の低下や経費の増大も予想されるため、収集体制の見直しについても検討する必要がある。

7.3　中間処理

7.3.1　リサイクリーン

(1) リサイクリーンの現状

本市から排出されるごみは、中空知衛生施設組合が運営するリサイクリーン（粗大・燃やせないごみの破砕・減容・資源ごみの分別・圧縮などを行う資源リサイクルプラザと、生ごみのメタン発酵処理施設、燃やせるごみの運搬中継施設）で処理を行っており、現在はごみの搬入量も大きな変化は無く、安定した稼働状況にある。

(2) リサイクリーンの課題

現状で示したとおり、本施設は本市のごみ処理システムの中で重要な役割を持っており、資源物のリサイクルや最終処分量の減量化に寄与している。

よって、現状ではリサイクリーンにおいて課題となるものはない。

7.3.2　エネクリーン

(1) エネクリーンの現状

本市を含む中空知衛生施設組合（芦別市を除く）から排出される燃やせるごみは、中継施設であるリサイクリーンに集積され歌志内市に整備されたエネクリーンで焼却・減容化されている。

この施設は、平成 25 年 4 月に供用開始しており現時点（H30.10 末）で 6 年目の施設であり、平成 29 年度実績の「組合別歴日当たり搬入量（*1)」は下表・図に示すとおり、施設計画の能力に近似しており、施設運転で課題のないことが報告されている。

(*1)「平成 29 年度広域連合の概要」（中・北空知廃棄物処理広域連合）
平成 30 年 5 月 17 日初版発行

次ページ以降に、エネクリーンの実績を図表に示す。

(2) エネクリーンの課題

当施設は供用開始から 5 年の処理運転期間で、焼却されているごみ量も施設計画に近似する状況である。

よって、現状ではエネクリーンにおいて課題となるものはない。

表 2.1.7.8　組合別歴別日当たり搬入量

（単位：t/日）

	中 空 知	砂川地区	北 空 知	合　　計
H29.4 月	35.00	16.28	15.04	66.31
5 月	36.81	18.05	16.60	71.46
6 月	37.04	17.18	17.71	71.94
7 月	34.92	16.72	15.62	67.26
8 月	37.19	18.91	17.94	74.04
9 月	35.50	17.51	16.91	69.92
10 月	35.21	18.03	16.73	69.97
11 月	33.43	15.17	15.00	63.60
12 月	31.15	13.87	12.71	57.73
H30.1 月	29.20	13.31	11.57	54.08
2 月	27.07	12.15	10.67	49.89
3 月	32.13	14.46	12.77	59.36
平　均	33.76	15.99	14.96	64.71
施設計画	31.7	17.4	13.4	62.5

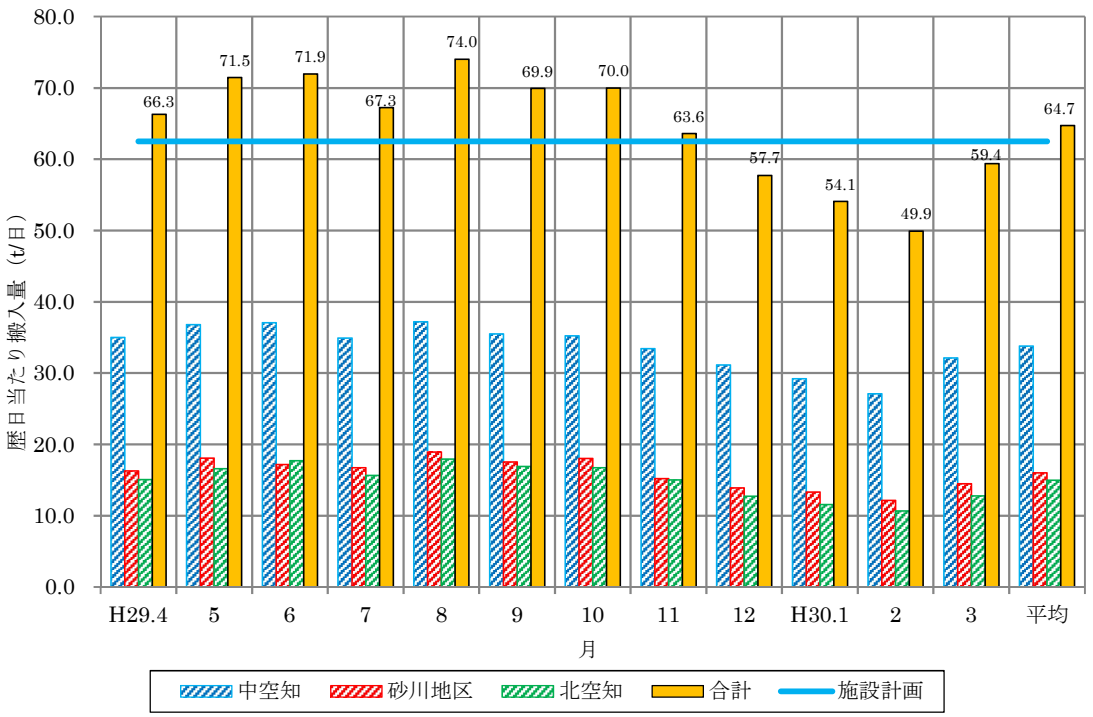

図 2.1.7.7　組合別歴日当たり搬入量の実績

7.4　最終処分場

(1) 最終処分場の現状

平成元年 6 月に供用開始した赤平市じん芥処理場は、一般廃棄物（可燃物、不燃物）及び産業廃棄物を埋め立てしてきたが、平成 31 年度末を以て産業廃棄物の受け入れを終了する計画としている。

今後は、現有埋立地において一般廃棄物を継続して埋め立てるものとしている。

(2) 最終処分場の課題

現有埋立地は、平成 7 年度に供用開始し、平成 30 年度末で 23 年間の埋め立てを続けてきた。この埋立期間中に、リサイクリーン（中間処理施設）の整備・供用により最終処分量は減少してきたが、近い将来の可能性として最終処分場の埋立終了の時期が来ると予想される。

ここでは、その時に実施すべき事項について、参考として下記に整理する。

①　埋め立て処理場の廃止までの流れ（参考）

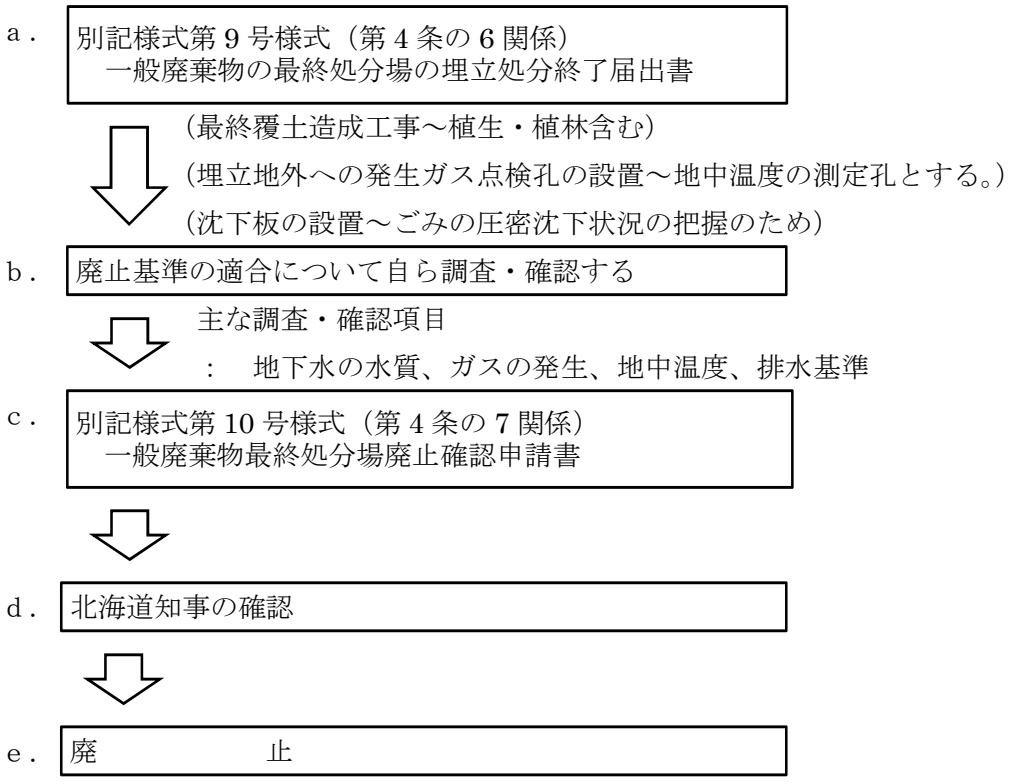

廃止まで：廃棄物処理法の規制下

廃止後　：土壌汚染防止法のもとで管理される

a	廃棄物の処理及び清掃に関する法律　（変更の許可等）第 9 条 4 　第 8 条第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設が一般廃棄物の最終処分場である場合において、当該最終処分に係る埋立処分（地中にある空間を利用する処分の方法を含む。以下同じ。）が終了したときは、その終了した日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、その旨及びその他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 （一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出）第 5 条の 5 　法律第 9 条第 4 項の規定による最終処分場に係る埋立処分の終了の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。
b	次表の「廃止基準」参照
c	廃棄物の処理及び清掃に関する法律　（変更の許可等）第 9 条 5 　第 8 条第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設が一般廃棄物の最終処分場である場合においては、環境省令で定めるところにより、あらかじめ当該最終処分場の状況が環境省令で定める技術上の基準に適合していることについて都道府県知事の受けたときに限り、当該最終処分場を廃止することが出来る。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 （一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請）第 5 条の 5 の 2 　法律第 9 条第 5 項の規定による一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
d	廃止後の法律上の位置付け 　最終処分場の廃止により「廃棄物処理法」の規制が解除された場合、土壌の汚染に係る環境基準（以下「土壌環境基準」という。）の適用が考えられるが、廃止後の最終処分場の跡地に対する土壌環境基準の適用等については平成 10 年 7 月 16 日、環水土第 51 号、環境庁水質保全局長土壌農薬課長通知により、引き続き一般環境から区別されていない状態、すなわち掘削等による遮水工の破損や埋め立てされた廃棄物の散乱等により一般環境から区別する機能を損なうような利用が行われる場合には、土壌環境基準が適用される。

表 2.1.7.9　廃止基準～最終処分場の廃止基準の概要

<table>
<tr><th></th><th>安定型処分場</th><th>管理型処分場
(一般廃棄物最終処分場)</th><th>遮断型処分場</th></tr>
<tr><td>共通基準</td><td colspan="3">1　最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。
2　火災発生を防止するために必要な措置が講じられていること。
3　ネズミが発生し、ハエその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。
4　地下水の水質検査の結果、次のいずれにも該当していないこと。ただし、水質の悪化が認められない場合においては、この限りではない。
イ．現在の地下水質が基準に適合していないこと。
ロ．検査結果の傾向に照らし、基準に適合しなくなる恐れがあること。
5　現在、生活環境保全上の支障が生じていないこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個別基準</td><td colspan="2">6　埋立処分地からのガスの発生がほとんど認められない、またはガス発生量の増加が 2 年以上にわたり認められないこと。
7　埋立処分地の内部が、周辺の地中温度に対して異常な高温になっていないこと。
8　概ね 50（100）cm 以上の覆いにより開口部が閉鎖されていること。</td><td>－</td></tr>
<tr><td>9　地すべり及び沈下防止、雨水排水設備について構造基準に適合していないと認められないこと。
10　浸出水が次の要件を満たすこと。
イ．地下水等検査項目：適合
ロ．BOD：20mg/l 以下</td><td>11　囲い、立て札、調整池、浸出水処理施設を除き、構造基準に適合していないと認められないこと。
12　保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質が次に掲げる項目・頻度で 2 年以上にわたり行った水質検査の結果、排水基準に適合していると認められること。
(1)排水基準等:6 月に 1 回以上
(2)BOD、COD、SS
：3 月に 1 回以上
13　雨水が入らず、腐敗せず保有水が生じない廃棄物を埋め立てる処分場の覆いについては、沈下、亀裂その他の変形が認められないこと。</td><td>14　地すべり及び沈下防止、外周仕切設備が構造基準に適合していないと認められないこと。
15　外周仕切設備と同等の効力を有する覆いにより閉鎖されていること。
16　埋め立てられた廃棄物又は外周仕切設備について、環境大臣の定める措置が講じられていること。</td></tr>
</table>

参考資料：「廃棄物最終処分場廃止基準の調査評価方法　平成 14 年 3 月」

（廃棄物学会　廃棄物埋立処理処分研究部会）

7.5　ごみ処理経費

ごみ処理経費は、ごみ処理手数料と密接に関係しており、処理に係る経費の分析・評価と効率的なごみ処理が求められている。

これまで、ごみ処理経費は各自治体が様々な方法で計算していたが、平成 19 年 6 月に環境省より、コスト計算の標準的手法として「一般廃棄物会計基準」が示されている。

(1) ごみ処理経費の現状

本市におけるごみ処理原価の現状は、前述する「3.7　ごみ処理経費」（p2-74）で整理されているとおりで、次に示す状況となっている。

① 1t 当たりの処理原価は、ごみ処理量の減少と整合せず経年的に増減し、平成 25 年度のエネクリーン供用後は、それ以前に比べて安価となっている。
② また、1 人当たりの処理原価も 1t 当たりの処理原価と同じ傾向である。

(2) ごみ処理経費の課題

今後は、既存ごみ処理施設に係る施設修繕費の増加や資源リサイクルの推進によるごみの減量化に伴い、環境への負荷低減に配慮した安全・安心で、適正なごみ処理に取り組むための経費の増加も考えられる。

本市としても、市民や事業者と一体となって効果的なごみの排出抑制や、リサイクルに取り組むとともに民間の処理業者を活用するなど、今まで以上に効率的な処理を行うことで、経費の削減に努めることが課題となっている。

7.6　小動物の処理

(1) 小動物処理の現状

本市内で発生する処理を要する小動物については、30kg 以下の場合にリサイクリーンで一般廃棄物とは別に、小動物の遺体を受入れして（有料 120 円/kg）複数の動物と合同で、赤平市にある「動物用小型焼却施設」で火葬している。なお、火葬後に個別で骨壺に納めて持ち帰ることができないため、個別に火葬・供養を希望する方については、近隣の「ペット霊園」等に火葬等を依頼することとしている。

また、30kg を超える小動物の処理における現状は、本市近郊の民間業者に委託・処分している。

表 2.1.7.10　小動物処理の実績

（単位：千円）

項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第 1 期	57	67	73	88	107
第 2 期	149	158	163	179	196
第 3 期	56	66	72	89	107
第 4 期	28	84	75	78	93
計	290	375	383	434	503

＊.第 1 期＝4～6 月、第 2 期＝7～9 月、第 3 期＝10～12 月、第 4 期＝翌 1～3 月。

資料；中空知衛生施設組合より

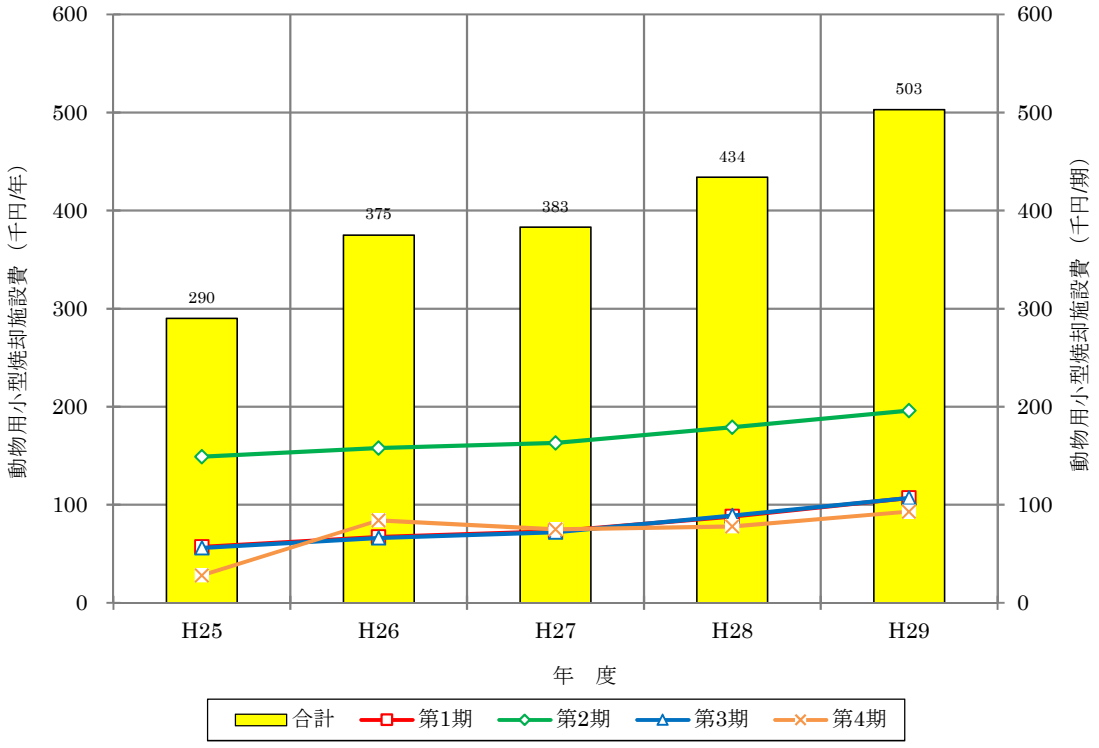

図 2.1.7.8　小動物処理の実績推移

【飼い主不明な動物が死んでいるのを見つけた場合の連絡先】

①国道の場合　・・・・・・・・・・・・・・　札幌開発建設部滝川道路事務所

②道道の場合　・・・・・・・・・・・・・・　北海道空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所

③市道や公園の場合　・・・・・・・・・・・　赤平市建設課土木係

④民有地や管理者不明な道路の場合　・・・　赤平市市民生活課生活環境交通係

(2) 小動物処理の課題

小動物の処分は、中空知衛生施設組合が平成 16 年度に『旧赤平市火葬場（昭和 48 年 5 月完成)』を購入し、施設整備により 2 炉を焼却炉として使用して今日に至っている。処分状況は、実績推移から近年増加する傾向となっているが、焼却施設には冷凍庫（1 基：容量 9.72m^3）もあり、現在のところ処理困難な状況とはなっていないことから、今後もこの施設を活用して小動物の処理を行っていく計画である。

7.7　その他廃棄物（産業廃棄物）の処理・処分

本市では、『その他廃棄物』として、次の廃棄物を受け入れ処理できることとしている。

(1) 産業廃棄物

本市が、『一般廃棄物最終処分場で受け入れることができる』としている産業廃棄物は、「赤平市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例（*1)」及び「赤平市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例施行規則（*2)」で定められている。

以下に、関係する内容を抜粋して記述する。

(*1)「赤平市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例」

（改正　平成 14 年 12 月 12 日条例第 30 号）

第 3 節　産業廃棄物の処理

（事業者の処理）

第 28 条　事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

（市の処理施設を利用できる産業廃棄物）

第 29 条　法第 11 条第 2 項の規定により市が一般廃棄物と併せて処分することができる産業廃棄物は、一般廃棄物の適正な処理に支障がないものと認められるものに限る。

2　前項の規定により市の処理施設を利用できる産業廃棄物は、規則で定める。

（準用）

第 30 条　産業廃棄物の受入れについては、第 27 条の規定を準用する。

第 4 節　手数料等

（産業廃棄物の処分費用）

第 32 条　第 29 条の規定により、市が産業廃棄物を処分する場合は、別表第 2 に定める費用を徴収する。

(*2)「赤平市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例施行規則」

（市の処理施設を利用できる産業廃棄物）

第 9 条　条例第 20 条第 4 項に規定する市の処理施設を利用できる産業廃棄物は、次のとおりとする。

(1)　燃えがら，汚でい，廃プラスチック類，ゴムくず，金属くず，ガラスくず及び
　　陶磁器くず，鉱さい，建設廃材，ばいじん

(2)　紙くず，木くず，繊維くず，動植物性残渣

【参考：産業廃棄物】

産業廃棄物とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（同法第 2 条第 4 項）では、次に掲げる廃棄物をいう。

1　事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物。
2　輸入された廃棄物（船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄（政令で定めるものに限る））並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令に定めるものに限る。）

家庭から排出される『一般ごみ（一般廃棄物）』は市町村に処理責任があるのに対し、産業廃棄物は排出事業者に処理責任がある。このように法的に取扱いが異なるため、廃棄については市町村など一般廃棄物用の処理施設における処理・処分はできない。そのため、これら廃棄物は産業廃棄物を処理・処分できる許可を受けた『産業廃棄物事業者』へ処理・処分を委託することとなっている。

なお、産業廃棄物に該当しない事業活動に伴う廃棄物（事業系一般廃棄物）は、事業者自らが処理するか、市町村または市町村の許可を受けた一般廃棄物処理業者に処理・処分を委託しなければならない。よって、一般廃棄物処理業の許可を受けていない産業廃棄物処理事業者への処理・委託は違法行為となる。

〈参考表〉あらゆる事業活動に伴う産業廃棄物

産業廃棄物	廃棄物の例
燃え殻	灰かす、石炭ガラ、コークス灰
汚泥	ケミカルスラッジ（製紙スラッジ、めっき汚泥）、下水道汚泥、ベントナイト汚泥、浄水場沈殿汚泥
廃油	潤滑油系廃油、切削油系廃油、洗浄油廃油、絶縁油系廃油
廃酸	廃硫酸、廃塩酸
廃アルカリ	石灰廃液、アンモニア廃液、写真現像廃液、苛性ソーダ廃液
廃プラスチック類	廃発泡スチロール、廃合成繊維、廃写真フィルム、廃ポリ容器
ゴムくず	天然ゴムの切断・裁断くず
金属くず	古鉄、スクラップ、ブリキ、トタンくず、鉛管くず
ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	板ガラスくず、破損ガラスくず、廃空きびん類、陶器くず 耐火煉瓦、コンクリート二次製品、石膏ボード
鋼さい	高炉などからの残渣、不良鉱石
がれき類	工作物の新築・改築または、除去に伴って生じたコンクリート破片、レンガ破片
ばいじん	電気集じん機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダスト

〈参考〉特定の事業活動に伴う産業廃棄物

①パルプ、紙または紙加工品の製造業・新聞業・出版業・印刷物加工業者から生ずる紙くず

②建設業から生ずる紙くず

（工作物の新築、改築または除去に伴って生ずるものに限る。）

③建設業から生ずる木くず

（工作物の新築、改築または除去に伴って生ずるものに限る。）

④木材・木製品製造業等から生ずる木くず

⑤繊維工業（衣類などの繊維製品製造業を除く）から生ずる繊維くず

⑥建設業から生ずる繊維くず

（工作物の新築、改築または除去に伴って生ずるものに限る。）

⑦食料品製造業・医薬品製造業・香料製造業において原料として使用した動物または植物に係る固形状の不要物

⑧と畜場においてとさつし、または解体した獣畜及び食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物（動物系固形不要物）

⑨畜産農業から生ずる動物のふん尿

⑩畜産農業から生ずる動物の死体

⑪以上の産業廃棄物を処理するために処分したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの

〈参考〉産業廃棄物の処理責任

〔排出者責任の原則〕

「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない（3 条)」と定める法律により、産業廃棄物は排出者に処理責任がある。これを『排出者責任』または『排出事業者責任』という。

産業廃棄物は排出者自ら処理（事故処理）するを原則とし、都道府県の「産業廃棄物収集運搬業」・「産業廃棄物処理業」の許可を受けた業者に処理を委託することができるとしている。ただし、産業廃棄物業者に委託する場合は排出者の責任において、法定の事項を盛り込んだ委託契約を書面で締結するとともに、処理完了を確認するための処理伝票（マニフェスト）を発行・回収・照合しなければならない。

(2) その他廃棄物（産業廃棄物）処理の現状と課題

本市の最終処分場では、産業廃棄物の受け入れを行っているが、平成 32 年度末を以て受け入れを終了する計画としている。

産業廃棄物の受け入れ終了に伴う対応としては、近隣自治体には産業廃棄物最終処分場を有する施設もあり、市内で発生した産業廃棄物は可能な限り地域内処理が行われるものと考えている。

また、本市としては、今後も産業廃棄物処理を管轄する北海道や近隣自治体及び産業廃棄物処理業者などと連携し、廃棄物の排出抑制や循環的利用、適正利用の推進に継続して取り組む必要がある。

第 2 章　ごみ処理基本計画

第 1 節　基本理念

1.1　ごみ処理の基本理念

大量生産・大量消費・大量廃棄物の社会の在り方や国民のライフスタイルが見直され、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する「循環型社会」を形成するため、平成 12 年 5 月に「循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号)」（以下、「循環基本法」という。）が制定された。

本市では、生活環境の基本的な問題であるごみの分別や資源のリサイクルなどについて、循環型社会を構築するために従来の発生したごみを埋めるという処理・処分の方法を改め、ごみの排出量を可能な限り削減するとともに、環境への負荷を最小にするという考え方に市民一人ひとりが理念から実行へと歩み出している。

さらに、国の「環境基本法」及び「循環基本法」の理念である『発生抑制（リデュース：Reduce)』、『再使用（リユース：Reuse)』、『再生利用（リサイクル：Recycle)』の 3R に取り組んでいるが、今後は「不要なものは買わない・断る（リフューズ：Refuse)」という積極的な考え方を含め、資源を有効に活用した環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指すものとする。

※なお将来推計に係る年度表記は、年号と西暦を併記する。

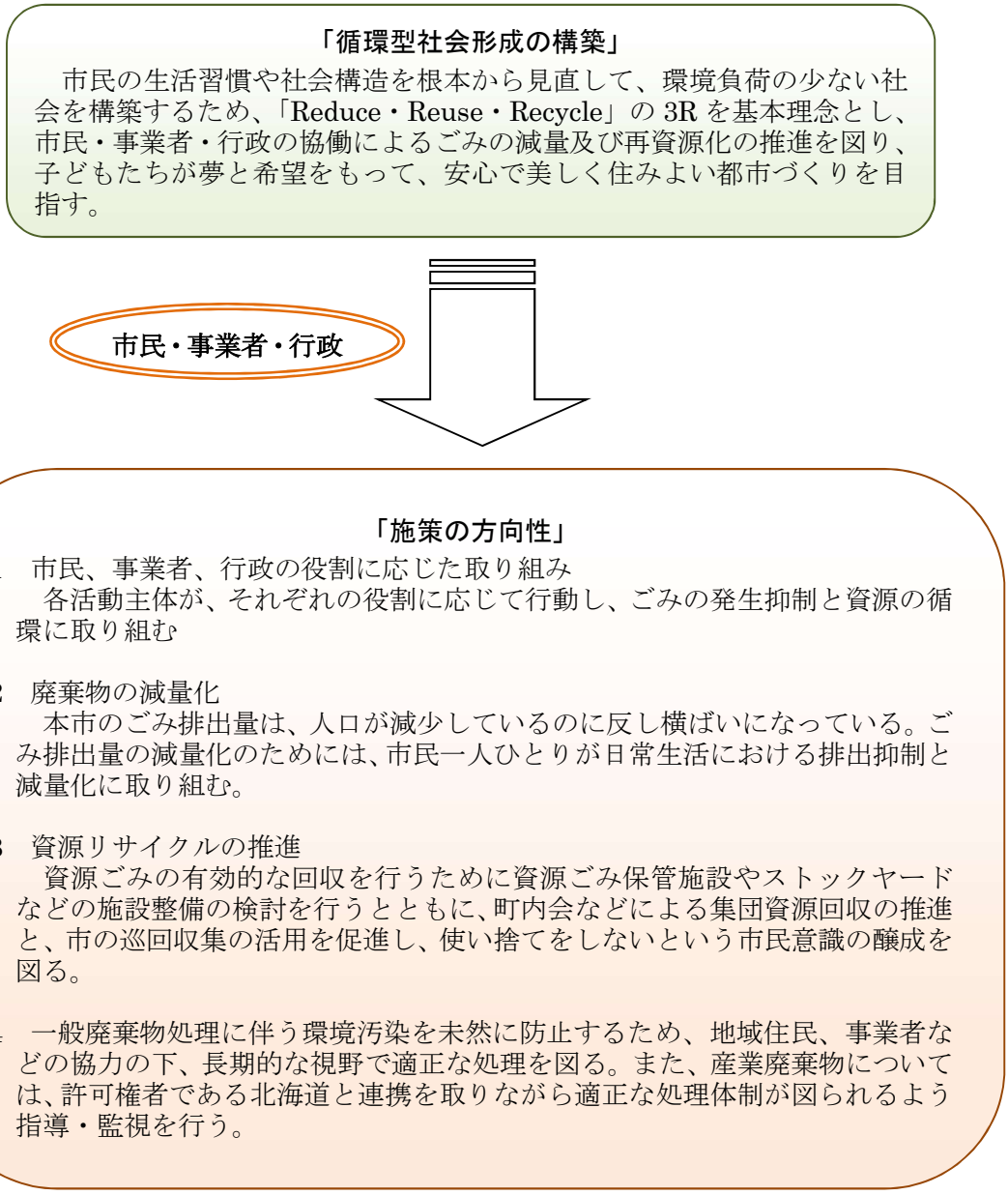

図 2.2.1.1　基本計画の概念図

＊．3R

リデュース（Reduce　発生抑制）　→　ごみが出ない方法を考えながらごみを減らす。

リユース（Reuse　再使用）　→　形を変えずにもう一度利用する。

リサイクル（Recycle　再生利用）

→　ごみを再資源化する。一般家庭で行う分別は、このリサイクルのお手伝い。

第 2 節　基本方針

2.1　ごみ処理の基本方針

循環型社会形成の推進に向け、市民・事業者・行政が一体となり、それぞれの役割と責任において、ごみの減量化や資源化並びに適正な廃棄物処理に取り組み、3R を推進すべく基本方針に沿った施策を行う。

① ごみ処理の推進

ごみになるような不要なものは、買わない・売らない・作らないがごみの発生を抑制するものであり、生産段階からごみを出さないようにするとともに、不要になったごみについては、再資源化に向けて市民・事業者・行政の協働の下、発生抑制の推進に努める。

② ごみ排出の抑制

発生したごみについては、市民や事業者が責任をもって減量化に努め、「リユース」・「リサイクル」に取り組む。

③ 資源化の推進

可能な限り分別し、巡回収集、拠点回収及び集団回収のほか、店頭回収・法定リサイクル（家電リサイクル法）資源物の分別収集などの再資源化を図る。

④ 環境負荷の軽減

ごみとして排出されたものについては、温室効果ガスの削減に配慮するなど、環境への負荷を軽減する安全かつ適正な処理・処分を行うためのシステム構築に努める。

⑤ 広域的共同処理

中空知衛生施設組合の運営の下、広域処理を効率的に行うため、本市のごみ処理における分別の徹底指導の強化に向けて、市民・事業者・行政が一体となって取り組む。

⑥ 効率的なごみ処理

安定した収集・運搬を維持し、快適で安全な生活環境を保全するとともに、効率的な収集・運搬・処理に向けて、ごみを排出するためのルールづくりの見直しと指導の徹底を行う。

⑦ 最終処分

ごみの排出抑制と資源化を推進し、最終処分量を削減する。また、衛生的で安定した最終処分場施設を維持していくために、徹底した分別と減容化対策に努め、既存施設の延命化に取り組む。

第 3 節　ごみの発生量及び処理量の見込み

3.1　ごみ処理計画の目標

目標年度は通常、概ね 10 年から 15 年先において設定することとされているため、本計画においても 15 年間の平成 45（2033）年度までに設定する。

また、概ね 5 年毎に改定するものとし、中間目標年度を平成 35（2023）年度及び 40（2028）年度として設定する。なお、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うものとする。

○ 計 画 期 間 ； 平成 31（2019）年度～平成 45（2033）年度（15 年間）
○ 中間目標年度 ； 平成 35（2023）年度、平成 40（2028）年度（5 年毎の見直し）

(1) 人口推計

ごみ処理基本計画における人口推計は、「赤平市人口ビジョン」に基づき、平成 45（2033）年度人口を『8,790 人』と推計する。

(2) ごみ発生量の予測

ごみ発生量の予測は、平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間におけるごみ排出量実績を基に、家庭系一般廃棄物（収集ごみ、直接搬入ごみ）は 1 人 1 日排出量原単位を、事業系一般廃棄物（許可搬入ごみ、直接搬入ごみ）は年間のごみ発生量を統計的手法より、それぞれ推計する。

(3) ごみ処理量の予測

ごみの区分別処理量は、直近年度の区分別処理量がこのまま推移するものと考え、平成 29 年度の実績を基に発生量に対する各ごみ処理割合を算出し、生ごみ・一般ごみ・粗大ごみ・資源ごみの処理量を設定する。

(4) 資源回収量の予測

リサイクル率において、国が示す目標値及び北海道が定める基本方針は、既に達成されており、既に資源ごみに対する区分意識が確立されている状況にある。よって、本市ではこの分別意識の継続を市民に促す活動を続けながら、平成 45（2033）年度に向けては、資源回収率の維持に努めるものとする。

3.2　人口の将来予測

ごみ処理計画の人口は、以下に示す推計方法の決定方針に基づき、平成 45（2033）年度人口を『8,790 人』と推計する。

表 2.2.3.1　一般廃棄物処理基本計画における人口

（単位：人）

年　　度	計画人口	備　　考
平成 29 年度 （2017）	10,538	現状（9 月 30 日）
35 （2023）	10,420	中間目標
40 （2028）	9,570	中間目標
45 （2033）	8,790	目標年度

＊．平成 29 年度現状人口は、「北海道総合政策部地域振興局市町村課調」の 9 月 30 日現在の人口を示す。

＊．平成 35・40・45 年度の推計人口は、赤平市人口ビジョンの市独自推計値を比例按分して 10 人単位で整理した人口とする。

【人口ビジョンの推計人口を採用する理由】

① 人口ビジョンは、各地方公共団体における人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するものである。

② 人口ビジョンは、地方版総合戦略において、まち・ひと・しごと創生の実現に向けて効果的な施策を企画立案する上で重要な基礎と位置付けられることを十分に認識して、策定する必要があるとされている。

③ よって、まちの施策の基礎となっている人口ビジョンの推計人口がもっとも信頼性のある推計であると判断し、これを採用こととする。

表 2.2.3.2　一般廃棄物処理基本計画における人口推計結果

（単位：人）

年　　度	推計計画人口	備　　考
平成29（2017）年度	10,538	現状(住民基本台帳　9 月 30 日)
30（2018）	11,290	
31（2019）	11,120	
32（2020）	10,950	人口ビジョン 10,948 人
33（2021）	10,770	
34（2022）	10,600	
35（2023）	10,420	中間目標
36（2024）	10,250	
37（2025）	10,070	人口ビジョン 10,070 人
38（2026）	9,900	
39（2027）	9,740	
40（2028）	9,570	中間目標
41（2029）	9,410	
42（2030）	9,240	人口ビジョン 9,235 人
43（2031）	9,090	
44（2032）	8,940	
45（2033）	8,790	目標年度

＊．推計計画人口の平成 29 年度は住民基本台帳人口で、H32・37・42 は『赤平市人口ビジョン予測人口』を示し、その他の人口は赤平市人口ビジョンの予測値を年度按分比により推計している。

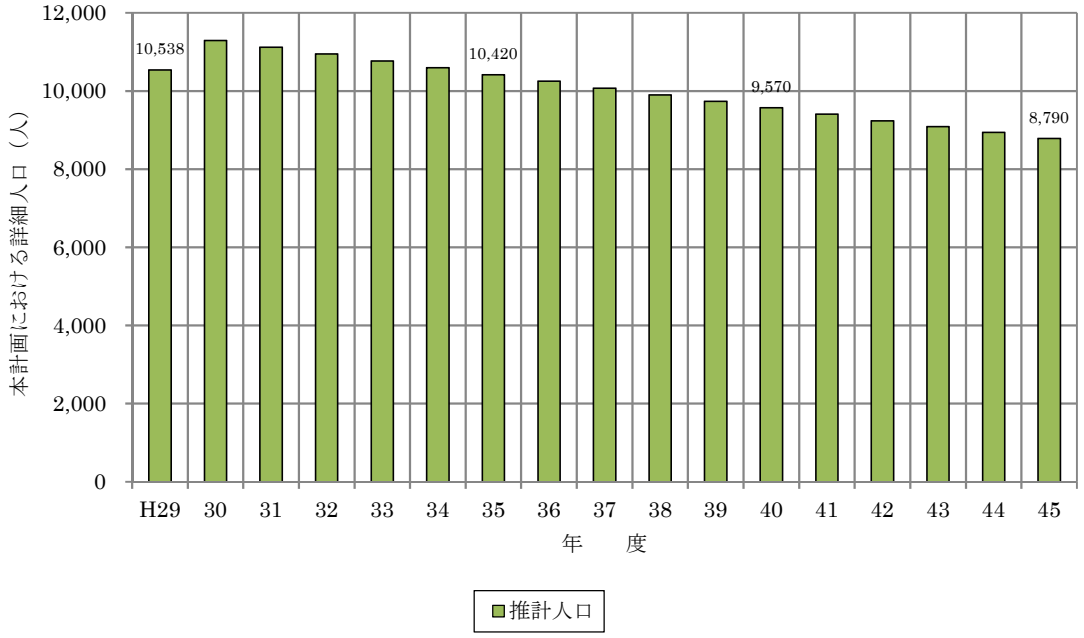

図 2.2.3.1　一般廃棄物処理基本計画における人口推計結果

以下に、人口推計の考え方を示す。

(1) 各種推計結果

下記に、各種推計結果を示す。

表 2.2.3.3　社人研と住民基本台帳などによる推計値の結果

（単位：人）

年　　度	社人研推計値 (H27Base)	住基実績推計値 （指数式による）	人口ビジョン （～2060(H72)）
平成 29 年度 《2017 実績値》	（10,538）	（10,538）	（10,538）
32（2020）	9,560	9,730	10,950
35（2023） 《中間年度》	〈8,690〉	8,970	－
37（2025）	8,110	8,500	10,070
40（2028） 《中間年度》	〈7,330〉	7,840	－
42（2030）	6,810	7,430	9,240
45（2033） 《目標年度》	〈6,140〉	6,850	－

＊．社人研推計値は、国勢調査結果に基づく社人研による将来人口推計値で、〈　〉内人口は、公表推計値の単純按分による人口推計値。
＊．住基実績推計値は、H20～29 の住民基本台帳（9 月 30 日）人口に基づく将来人口推計値で、人口推計式の内、最も相関係数が高い指数式による人口を 10 人単位で示す。
＊．赤平市人口ビジョンは、本ビジョン p34 人口を 10 人単位にして示す。
＊．総合計画の人口は H30 目標のため割愛する。

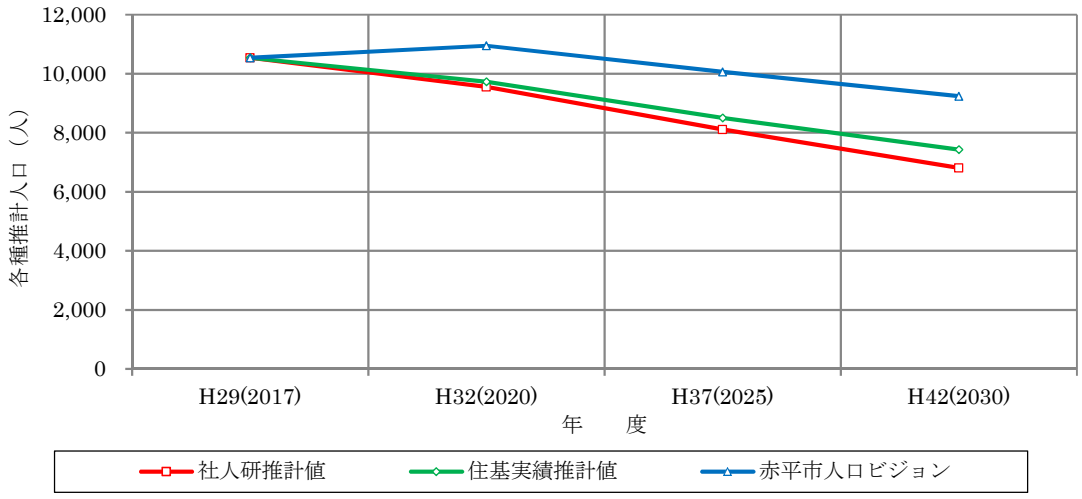

図 2.2.3.2　各推計値の人口推移

① 社人研による赤平市の将来推計人口

下表は、平成 30 年に社人研が推計した資料を示したものである。

表 2.2.3.4　人口の推移（年齢 3 区分）～各年 10 月 1 日現在

（単位：人）

区　　分	平成 7 年 (1995)		平成 12 年 (2000)		平成 17 年 (2005)		平成 22 年 (2010)		平成 27 年 (2015)	
総人口（実績）	17,351	構成比	15,753	構成比	14,401	構成比	12,637	構成比	11,105	構成比
年少人口 (15 歳未満)	2,003	11.5%	1,572	10.0%	1,390	9.7%	1,072	8.5%	835	7.5%
生産年齢人口 (15～64 歳)	11,158	64.3%	9,472	60.1%	8,023	55.7%	6,655	52.7%	5,306	47.8%
老齢人口 (65 歳以上)	4,190	24.1%	4,709	29.9%	4,988	34.6%	4,909	38.8%	4,964	44.7%

資料：国勢調査

区　　分	平成 32 年 (2020)		平成 37 年 (2025)		平成 42 年 (2030)		平成 47 年 (2035)		平成 52 年 (2040)	
総人口（推計）	9,555	構成比	8,114	構成比	6,812	構成比	5,685	構成比	4,690	構成比
年少人口 (15 歳未満)	605	6.3%	447	5.5%	347	5.1%	263	4.6%	201	4.3%
生産年齢人口 (15～64 歳)	4,298	45.0%	3,551	43.8%	2,846	41.8%	2,316	40.7%	1,804	38.5%
老齢人口 (65 歳以上)	4,652	48.7%	4,116	50.7%	3,619	53.1%	3,106	54.6%	2,685	57.2%

資料：社人研「日本の市区町村別将来推計人口」

＊．年齢区分ごとに推計値を合算しているため、総人口と各区分の合計値が合わないことがある。

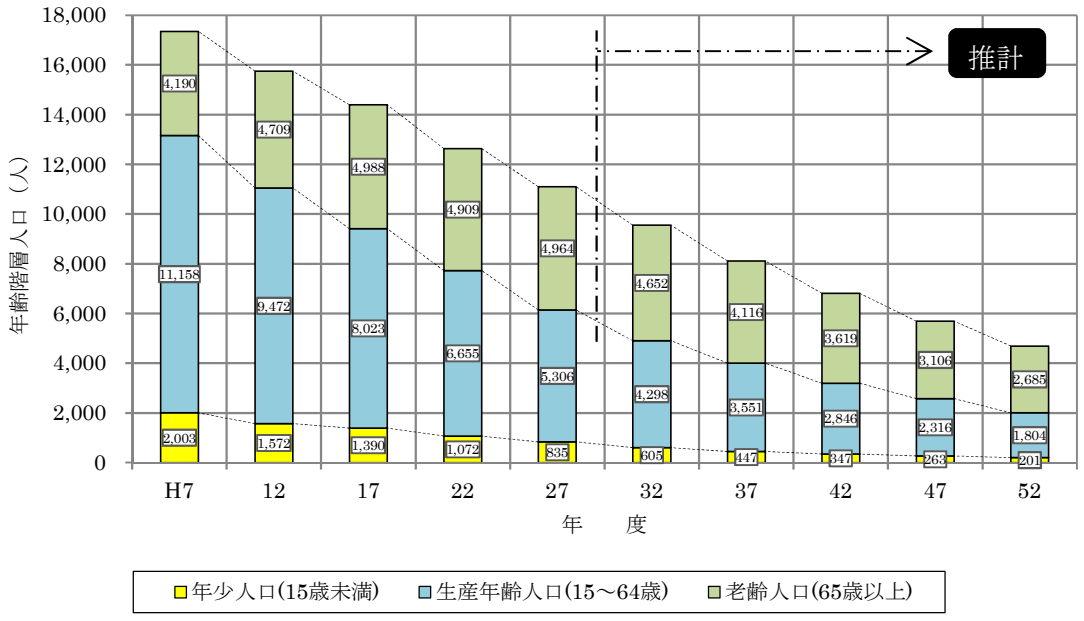

図 2.2.3.3　赤平市の推計人口の推移

② 住民基本台帳による赤平市の将来推計人口

住民基本台帳による人口推計は、平成 20～29 年における各年 9 月 30 日現在人口に基づき推計する。

表 2.2.3.5　住民基本台帳による各年人口

年　　度	行政人口（人）	年　　度	行政人口（人）
平成 20 年度	13,485	平成 25 年度	11,807
21	13,077	26	11,438
22	12,728	27	11,124
23	12,375	28	10,850
24	12,088	29	10,538

表 2.2.3.6　行政人口の推計結果

トレンド 推 計 式	回帰係数と式形	相関係数	推計値 (H45)
直 線 式	$y= -322.56969\chi +13725.1333$	0.9991	5,338
分 数 式	$y= 2926.95182(1/\chi)+11093.7051$	0.8302	11,206
ルート式	$y= -1371.0355\chi^{(1/2)}+15031.4807$	0.9937	8,041
対 数 式	$y= -1283.3707LN(\chi)+13889.4561$	0.9624	9,708
べき乗式	$y= 13992.2213\chi^{-0.1063924}$	0.9528	9,893
指 数 式	$y= 13824.5733\times 0.97333546^{\chi}$	0.9997	6,847
採　　用	指　数　式	0.9997	6,847

＊）最も相関係数の高い「指数式」における値を採用する。

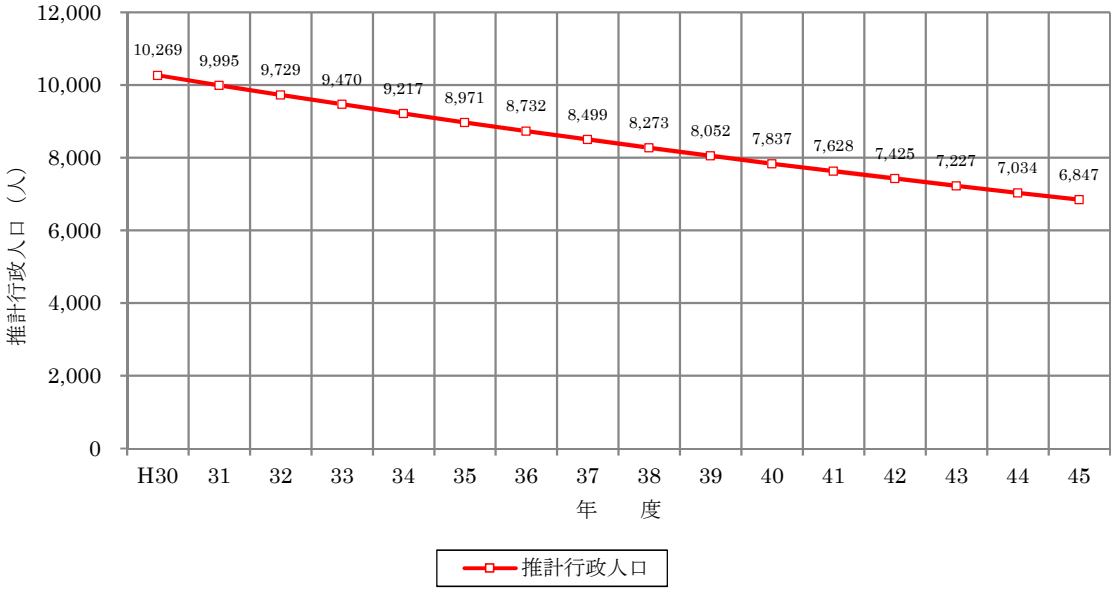

図 2.2.3.4　住民基本台帳に基づく赤平市の人口推移

③　赤平市人口ビジョンにおける将来人口推計

赤平市人口ビジョンは、本市における人口の現状を分析するとともに、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すために策定されている。

本ビジョンでは、国の長期ビジョン及び北海道の人口ビジョンにおける 2030 年及び 2040 年の合計特殊出生率の目標値 1.80 を勘案しつつ、目指すべき将来の方向を踏まえ次の考えの下、仮定値を設定し、将来人口を展望している。

◆合計特殊出生率

合計特殊出生率は、現状の 1.22 から、2040 年（平成 52 年）までに 2.07 まで上昇させ、維持させることを目指す。

◆純移動率

移動（純移動率）については、現状の転出超過から、2040 年（平成 52 年）以降均衡させることを目指す。

以上の将来展望の下で推計した本市の人口推移と長期的な見通しは、以下に示すとおりである。

・社人研の推計によると、2060 年の本市の人口は 2,762 人まで減少することが予想されている。

・赤平市独自推計の見通しでは、本市の施策による効果が着実に反映され、合計特殊出生率と純移動率が改善されれば、2060 年の人口は 6,075 人となり、社人研推計と比較し、約 3,300 人の施策効果が見込まれる。

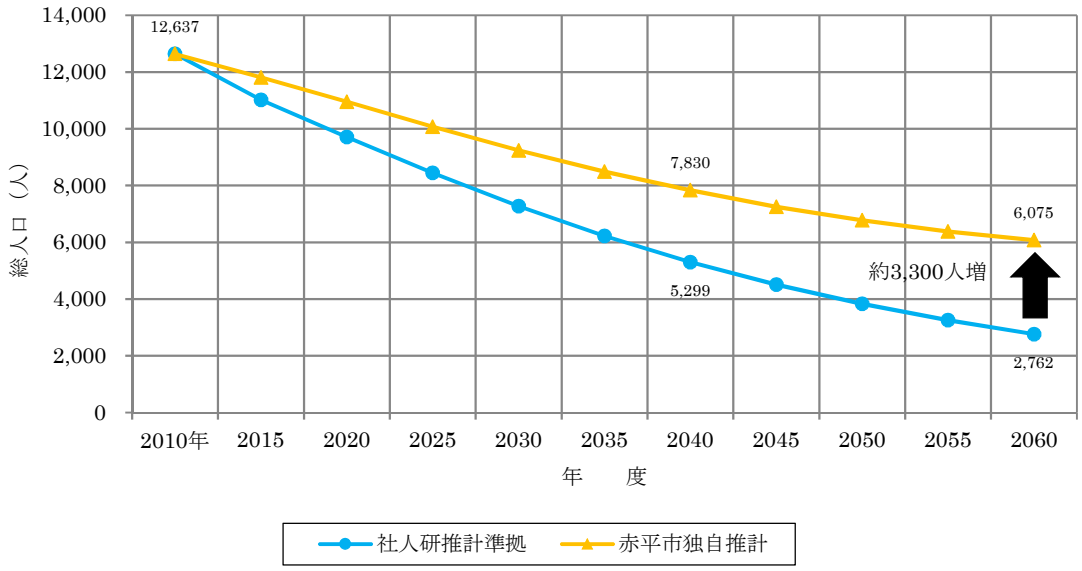

図 2.2.3.6　赤平市の将来人口の見通し

3.3　ごみ発生量の将来予測

一般廃棄物のごみ排出量の予測は、家庭から排出される家庭系ごみと事業所などから排出される事業系ごみに分けて行う。

3.3.1　家庭系一般廃棄物の将来予測

家庭系一般廃棄物は、年間収集量を収集人口で除した 1 人 1 日当たりの排出量（原単位）について、統計的手法を用いて推計する。

推計の結果としては、近年の横ばい傾向を示す実績が反映されて、家庭系ごみ量がほぼ横ばいの推計結果となり、また平成 26 年度に料金改定された後の直近 2 年間で原単位が減少・安定しているため、現状実績値を将来推計値として採用する。また、現時点で家庭系ごみの減量化はなされているものと考え、今後の削減目標は設定しないこととする。

表 2.2.3.7　家庭系ごみ量原単位の予測値

（単位：g/人・日）

区　　分	原単位の予測値				合　計	備　　考
	収集	直接搬入	資源回収			
			集団	拠点		
平成 29 年度 (2017)	(540)	(56)	(66)	(0)	662	実　　績
30 (2018)	530	65	64	0	659	現況年度
35 (2023)	530	65	64	0	659	中間目標
40 (2028)	530	65	64	0	659	中間目標
45 (2033)	530	65	64	0	659	最終目標
H45(2033)/H30(2018) （原単位比）	100.0%					合計の比

上記の「1 人 1 日当たり平均排出量（g/人・日）」（以下、「家庭系ごみ量原単位」という。）による計画目標年度の推計結果は、以下の通りとなる。

なお、家庭系ごみについては平成 22 年度以前の実績に処分場への搬入量が含まれていないため、平成 20～22 年度の 3 カ年については評価および推計から除外するものとする。

3.3.1.1 家庭系ごみ量原単位の予測

(1) 家庭系ごみ量原単位の実績

本市における集団回収量・拠点回収量を除く家庭系ごみ量原単位の実績は、下表に示すとおりである。

表 2.2.3.10 ごみ排出量の実績（家庭系）

年 度 （平 成）	計画収集人口 （人） ①	家庭系年間収集量 （t/年） ②	1人1日当たり平均排出量 （g/人・日） ③=（②÷①）÷365日
20	13,485	2,846	−
21	13,077	2,708	−
22	12,728	2,775	−
23	12,375	2,912	643
24	12,088	2,725	618
25	11,807	2,663	618
26	11,438	2,534	607
27	11,124	2,544	625
28	10,850	2,352	594
29	10,538	2,294	596

＊．計画収集人口は、外国人人口を含めている。
＊．平成 20～22 年度は処分場への直接搬入量不明のため評価対象外とする。
＊．家庭系年間収集量には小数が含まれているため、端数処理の都合上、上表単純計算と平均排出量に合致しない部分がある。
なお、平成 23・27 年度は 366 日で計算している。

(2) 家庭系ごみ量原単位の推計

本市における平成 23～29 年度（7 年間）の実績に基づいた推計から、本市の家庭系ごみ量原単位の推計値は、以下に示すとおりとなる。

表 2.2.3.11 家庭系ごみ排出量原単位の推計結果

推 計 式	回帰係数と式形	相関係数	推計値： H45(2033)
直 線 式	$y= -6.4450051\chi +659.454018$	0.8158	511
分 数 式	$y= 266.239586(1/\chi)+572.667355$	0.8345	584
ルート式	$y= -33.695678\chi^{(1/2)}+702.535079$	0.8233	541
対 数 式	$y= -43.165038LN(\chi)+696.43058$	0.8291	561
べき乗数式	$y= 701.575277\chi^{-0.0699914}$	0.8292	563
指 数 式	$y= 660.835431\times 0.98958504^{\chi}$	0.8174	519
採 用	分 数 式	0.8345	584

＊）最も相関係数が高くなるのは「分数式」となる。

本市における家庭系ごみ量原単位の実績は、594～643g/人・日の範囲にあり、平成23年度以降（平成27年度を除き）微減傾向にあった。将来推計でも、実績の傾向が反映されて横ばいの結果となる。

実績の微減傾向の理由としては、行政のごみ減量化政策と市民の意識向上によるものと考えられ、直近2カ年ではほぼ横ばいとなっている。

よって、本計画では家庭系ごみ量原単位が現状並みの『595g/人・日』で今後も推移するものと推測する。

表 2.2.3.12　家庭系ごみ量原単位の予測値

（単位：g/人・日）

年　　度	家庭系ごみ量原単位	備　　考
平成29(2017)年度	596	実　　績
30(2018)	595	現況年度
35(2023)	595	中間目標
40(2028)	595	中間目標
45(2033)	595	最終目標

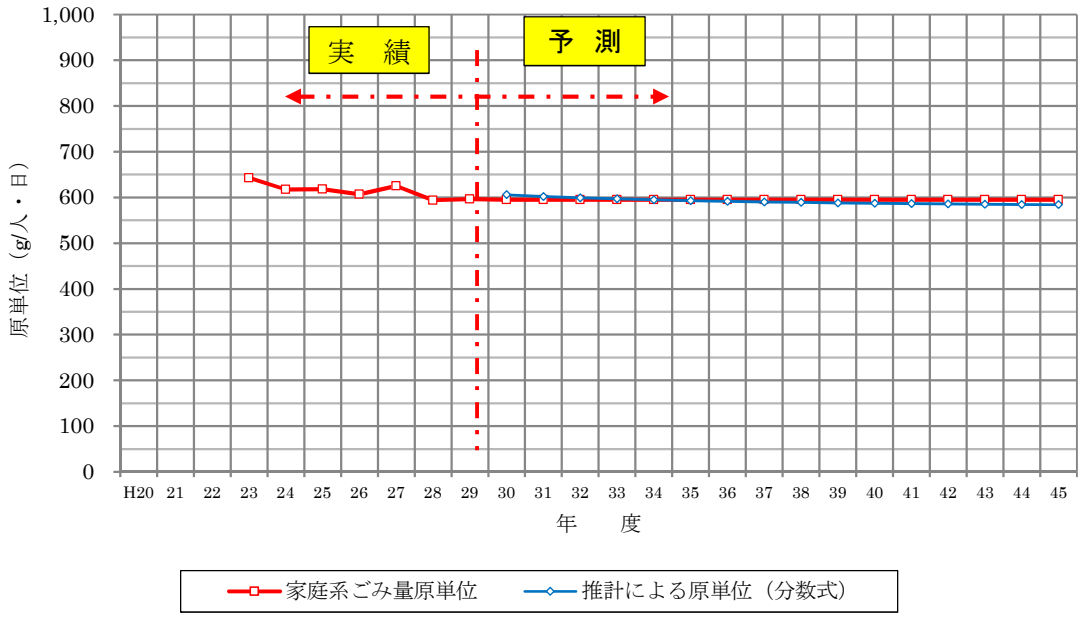

図 2.2.3.7　家庭系ごみ量原単位の予測

3.3.1.2　ごみ発生量の減量目標

本市では、平成 15 年 4 月から分別収集処理体制が確立し、ごみの減量化や再生利用に資する一方で、ごみの区分別に対する施策によって、ごみの発生抑制や再使用の推進を行ってきた。将来は、それぞれの施策をより効率的なものとし、更なるごみの減量化を推進することとする。

具体的な推進の内容は、次表に示すとおりである。

表 2.2.3.13　ごみの発生抑制の推進内容

項　　目	既　存　施　策	新　規　施　策
有 料 化	指定ごみ袋またはごみ処理券により、有料化を実施している。	分別収集体系を継続しつつ、必要に応じて料金の改定を行う。
環境教育	小中学生などを中心とした廃棄物関連施設の見学を通じた教育活動を実施している。	小中学生から一般住民までが参加できるように、施設見学の機会を増やし、ごみの減量化や資源化を促進するための環境教育をさらに充実させる。
普及啓発	町内会をはじめとする地域住民の協力による啓発活動を実施している。	ごみの減量化・リサイクルに関する事業・取り組み・イベントなどの促進を図るための意識啓発を継続して行う。
助　　成	集団回収団体として登録された団体に対して、回収した資源物重量に応じて奨励金を交付している。	集団回収による効率的なごみの減量化・リサイクルを推進するため、奨励金の交付制度を継続する。
マイバッグ運動 レジ袋対策	店舗や関連団体と協力し、買い物袋持参運動を実施している。	店舗及び消費者団体の協力によるレジ袋の削減を継続する。
再使用の推進	広報、町内会及びパンフレットなどを通じて啓発を行っているとともに、古紙・雑がみを資源ごみとして収集している。	古紙類などの資源回収による減量化をさらに推進する。また、容器包装リサイクル法に基づく分別収集による減量化対策を充実させる

3.3.1.3　家庭系ごみ量原単位の設定

本計画では、これらの減量化に係る施策の推進により、市民のごみ減量化に対する意識は向上しており、家庭系ごみ量原単位は近年では微減傾向で推移している。

また、直近 2 カ年ではほぼ横ばいとなっていることから、本市の家庭系ごみ量原単位はすでに減量化済みであると考え、本計画では家庭系ごみ量原単位に減量化目標設定せず、今後もこの値で推移するものと想定する。

表 2.2.3.14　家庭系ごみ量原単位の減量化目標値

（単位：g/人・日）

年　　度	家庭系ごみ量推計原単位(g/人・日)	減　量　化　目　標		備　　考
		減　少　率	目標原単位(g/人・日)	
平成 29 年度(2017)	596	－	596	実　　績
30(2018)	595	(0.00%)	595	現況年度
35(2023)	595	(0.00%)	595	中間目標
40(2028)	595	(0.00%)	595	中間目標
45(2033)	595	(0.00%)	595	最終目標

3.3.1.4　将来計画における収集・直接搬入ごみの割合と計画値

収集ごみ・直接搬入ごみの割合については、居住の転入転出や社会情勢などに影響するものであると想定される。本市では、ごみ処理手数料の改定を行った平成 26 年 4 月以降でごみ排出量が大きく減少しているが、その後平成 29 年度までの 4 カ年で収集ごみの割合が比較的横ばいとなっているため、本計画ではこれら 4 カ年の平均値を安定割合と考え、この数値割合で今後も推移するものとして計画する。

直接搬入ごみの割合については、全割合から収集ごみの割合を減じることで算出する。

なお、資源回収（集団・拠点）は別途計上として計画する。

表 2.2.3.15　収集ごみ・直接搬入ごみの計画割合

	収集ごみの割合	直接搬入ごみの割合
収集・直接搬入の計画割合	89% （平均値　89.1%）	11% （平均値　10.9%）

＊．上記の平均値は、直近 4 カ年（平成 26～29 年度）の単純平均による。

表 2.2.3.16　家庭系ごみの収集・直接搬入の原単位

（単位：g/人・日）

年　　度	収集ごみ (91%)	直接搬入ごみ (9%)	備　　考
平成 29(2017)年度 (596g/人・日)	(540)	(56)	実　　績
30(2018) (595g/人・日)	530	65	現況年度
35(2023) (595g/人・日)	530	65	中間目標
40(2028) (595g/人・日)	530	65	中間目標
45(2033) (595g/人・日)	530	65	最終目標

次ページに、上記の割合を推定した根拠となる実績値について整理する。

表 2.2.3.17　収集・直接搬入の排出量割合（資源回収除く）

区分＼年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
収集ごみ量（t/年）	2,710	2,585	2,643	2,492	2,541	2,476	2,268	2,203	2,108	2,078
直接搬入ごみ量（t/年）	136	123	132	420	185	187	266	341	244	216
排出ごみ量の総量（t/年）	2,846	2,708	2,775	2,912	2,725	2,663	2,534	2,544	2,352	2,294
収集ごみの割合（%）	95.2	95.5	95.2	85.6	93.2	93.0	89.5	86.6	89.6	90.6
直接搬入ごみの割合（%）	4.8	4.5	4.8	14.4	6.8	7.0	10.5	13.4	10.4	9.4

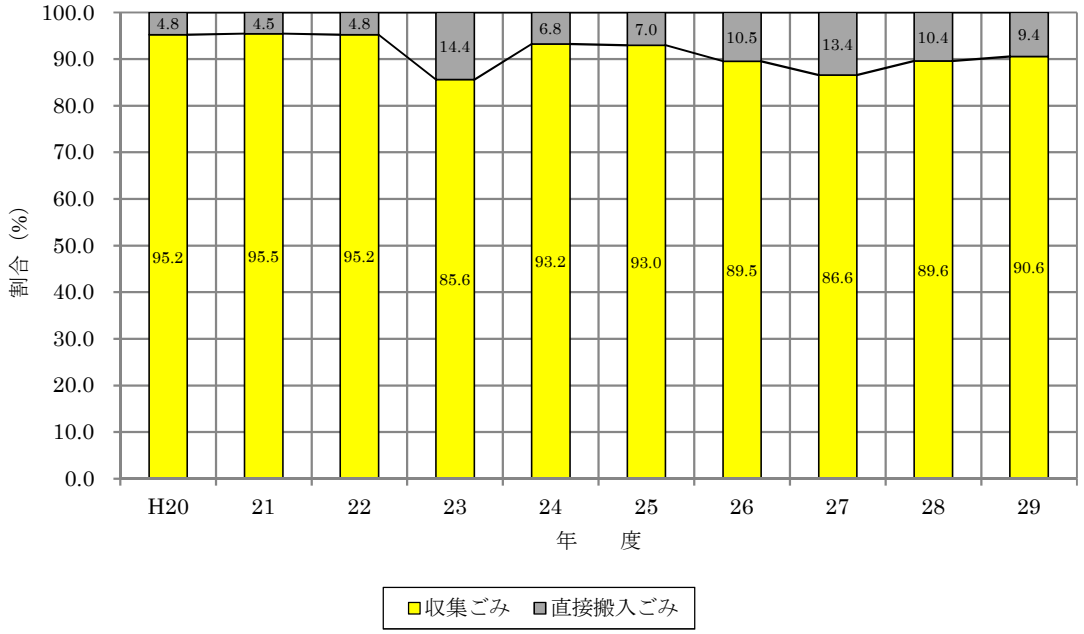

図 2.2.3.8　収集・直接搬入の排出量割合（資源回収除く）

3.3.1.5　家庭系ごみの分別区分の原単位

家庭系ごみの分別区分による原単位は、前項で収集ごみと直接搬入ごみの計画割合を設定したことから、ここではそれぞれの分別区分の割合を設定する。

(1) 家庭系収集ごみにおける分別区分の発生量原単位予測

①　分別区分発生量割合の実績と計画値の設定

家庭系収集ごみは、実績値で生ごみ量の割合が減少傾向で推移し、資源ごみ量の割合が微増傾向で推移している傾向である。

そのような中で、平成 26 年度に料金改定を行ってからの 4 年間では、分別区分の排出割合が安定していることから、本計画では直近 4 カ年（平成 26～29 年度）実績の単純平均割合で今後も推移するものと計画する。

表 2.2.3.18　家庭系収集ごみの分別区分発生割合と計画値の設定

ごみの区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	4 カ年の平均割合
生　ご　み	25.10%	24.92%	23.84%	23.45%	24.3%　(≒24.33)
燃やせるごみ	51.07%	51.03%	51.99%	52.45%	51.6%　(≒51.64)
燃やせないごみ	6.09%	5.73%	5.47%	5.77%	5.8%　(≒ 5.76)
特　定　品　目	0.00%	0.37%	0.38%	0.35%	0.3%　(≒ 0.28)
粗　大　ご　み	3.00%	2.90%	2.93%	2.75%	2.9%　(≒ 2.89)
資源ごみ(有価物)	7.23%	7.68%	7.92%	7.43%	7.6%　(≒ 7.56)
資　源　ご　み	7.51%	7.37%	7.47%	7.80%	7.5%　(≒ 7.54)

＊．各割合には小数第 3 位以下の数字が含まれているため、上表単純計算と平均割合に合致しない部分がある。

② 分別区分発生割合に基づく原単位予測値

前項の分別区分発生割合から、将来の発生量原単位を計画する。

表 2.2.3.19　家庭系収集ごみにおける分別区分の発生量原単位予測

（単位：g/人・日）

ごみの区分	計画割合(%)	平成 29 (2017)年度（実績）	平成 30 (2018)年度（現況）	平成 35 (2023)年度(中間目標)	平成 40 (2028)年度(中間目標)	平成 45 (2033)年度(目標年度)
家庭系収集ごみ原単位	−	(540)	530	530	530	530
生　ご　み	24.3	(127)	129	129	129	129
燃やせるごみ	51.6	(283)	274	274	274	274
燃やせないごみ	5.8	(31)	31	31	31	31
特　定　品　目	0.3	(1.89)	1.47	1.47	1.47	1.47
粗　大　ご　み	2.9	(15)	15	15	15	15
資源ごみ(有価物)	7.6	(40)	40	40	40	40
資　源　ご　み	7.5	(42)	40	40	40	40

＊. 家庭系直接搬入量の分別区分の発生量原単位は、特定品目が少量で整数処理すると『0』となってしまうことから、小数第 2 位の原単位とする。

(2) 家庭系直接搬入ごみにおける分別区分の発生原単位予測

① 分別区分発生量割合の実績と計画値の設定

家庭系直接搬入ごみは、処分場への直接搬入によって各年度での割合変動が大きくなっている。そのような中、平成 26 年度料金改定後の直近 2 カ年ではごみの種別排出量が比較的安定していることから、本計画では直近 4 カ年（平成 26～29 年度）実績の単純平均割合で今後も推移するものと計画する。

表 2.2.3.20　家庭系直接搬入ごみの分別区分発生割合と計画値の設定

ごみの区分	平成 28 年度	平成 29 年度	4 カ年の平均割合
生　ご　み	0.03%	0.06%	0.0%　(≒ 0.04)
燃やせるごみ	27.46%	33.91%	30.7%　(≒30.69)
燃やせないごみ	3.77%	2.40%	3.1%　(≒ 3.09)
燃やせないごみ(町)	27.78%	19.76%	23.8%　(≒23.77)
特 定 品 目	0.01%	0.00%	0.0%　(≒ 0.01)
粗 大 ご み	38.21%	41.17%	39.7%　(≒39.69)
資 源 ご み	2.74%	2.70%	2.7%　(≒ 2.72)

＊. 各割合には小数第 3 位以下の数字が含まれているため、上表単純計算と平均割合に合致しない部分がある。

② 分別区分発生割合に基づく原単位予測値

前項の分別区分発生割合から、将来の発生量原単位を計画する。

表 2.2.3.21　家庭系直接搬入ごみにおける分別区分の発生量原単位予測

（単位：g/人・日）

ごみの区分	計画割合(%)	平成 29 (2017)年度（実績）	平成 30 (2018)年度（現況）	平成 35 (2023)年度(中間目標)	平成 40 (2028)年度(中間目標)	平成 45 (2033)年度(目標年度)
家庭系直搬ごみ原単位	－	(56)	65	65	65	65
生　ご　み	0.0	(0.03)	0.03	0.03	0.03	0.03
燃やせるごみ	30.7	(19)	20	20	20	20
燃やせないごみ	3.1	(1)	2	2	2	2
燃やせないごみ(町)	23.8	(11)	15	15	15	15
特 定 品 目	0.0	(0.00)	0.01	0.01	0.01	0.01
粗 大 ご み	39.7	(23)	26	26	26	26
資 源 ご み	2.7	(2)	2	2	2	2

＊．家庭系直接搬入量の分別区分の発生量原単位は、生ごみ量・特定品目が少量で整数処理すると『0』となってしまうことから、小数第 2 位の原単位とする。

＊．小数処理の都合上、上表単純計算と表記原単位に合致しない部分がある。

3.3.1.6　資源回収量原単位の予測

(1) 資源回収量原単位の実績

本市における資源回収量（集団・拠点）原単位の実績は、下表に示すとおりである。

表 2.2.3.22　資源回収量の実績

年　度 （平　成）	計画収集人口 （人）	年間資源回収量 （t/年）	1人1日当たり平均回収量 （g/人・日）
	①	②	③=（②÷①）÷365 日
20	13,485	−	−
21	13,077	350	73
22	12,728	395	85
23	12,375	368	81
24	12,088	−	−
25	11,807	−	−
26	11,438	256	61
27	11,124	303	75
28	10,850	260	66
29	10,538	256	66

＊．計画収集人口は、外国人人口を含めている。
＊．平成 20・24・25 年度は実績不明である。
＊．資源回収量には小数が含まれているため、端数処理の都合上、上表単純計算と平均回収量に合致しない部分がある。
なお、平成 23・27 年度は 366 日で計算している。

(2) 家庭系ごみ量原単位の推計

本市における（平成 20～29 年度のうち平成 20・24・25 年度を除く）7 年間の実績に基づいた推計から、本市の資源回収量原単位の推計値は、以下に示すとおりとなる。

表 2.2.3.23　資源回収量原単位の推計結果

推 計 式	回帰係数と式形	相関係数	推計値： H45(2033)
直 線 式	$y= -1.8649956\chi +83.9426582$	0.6766	41
分 数 式	$y= 30.2552680(1/\chi)+65.7337061$	0.5224	67
ルート式	$y= -8.3883097\chi^{(1/2)}+92.5974934$	0.6594	52
対 数 式	$y= -8.7800584LN(\chi)+87.1655298$	0.6274	60
べき乗数式	$y= 88.1587881\chi^{-0.1207034}$	0.6265	60
指 数 式	$y= 84.2378029\times0.97487571^{\chi}$	0.6706	47
採　　用	直　線　式	0.6766	41

＊）最も相関係数が高くなるのは「直線式」となる。

本市における資源回収量原単位の実績量は一部年度での実績が欠けているが、実績前半から見ると近年の原単位は減少しているため、この実績値に基づく将来推計では更に減量される結果となる。

また、近年で見ると概ね横ばい傾向（平成 27 年度を除く）を示しており、人口一人あたりの原単位としては、すでに減量化がなされているものと考えられる。

よって本計画では、（平成 27 年度を除く）平成 26～29 年度実績平均の『64g/人・日』で今後も推移するものと推測する。

表 2.2.3.24　資源回収量（集団・拠点）原単位の予測値

（単位：g/人・日）

年　　度	資源回収量原単位	備　　考
平成29(2017)年度	66	実　　績
30(2018)	64	現況年度
35(2023)	64	中間目標
40(2028)	64	中間目標
45(2033)	64	最終目標

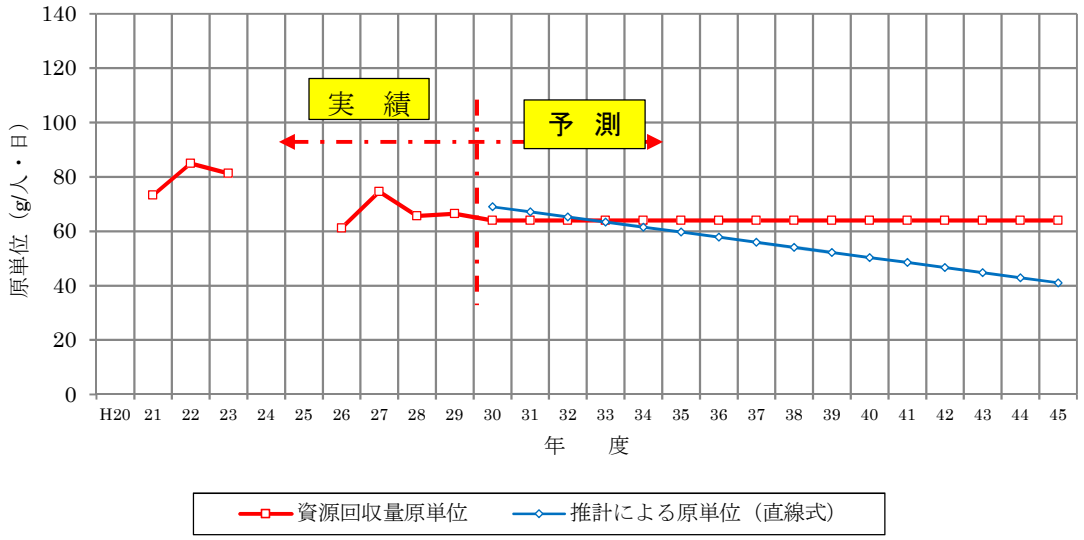

図 2.2.3.9　資源回収量原単位の予測

3.3.1.7　資源回収量原単位の設定

本市における資源回収量原単位の平成 28・29 年度実績『66g/人・日』は北海道の平均値『69g/人・日（H28 一般廃棄物処理実態調査）*1』を下回っており、また、燃やせるごみから古紙などの資源物が分別されて資源回収に回る可能性を考慮すると、資源回収量原単位をこれ以上減量化することは困難であると考えられる。

よって本計画では、資源回収量原単位に削減目標を設けず、目標年度の平成 45 年度まで、現状（平成 26・28・29 年度の 3 カ年平均である『64g/人・日』）のまま推移するものと想定する。

＊1　平成 28 年度一般廃棄物処理実態調査　北海道実績

資源回収量原単位＝集団回収量÷計画収集人口÷年日数

＝134,660（t/年）÷5,363,769（人）÷365（日）

＝68.8（g/人・日）

表 2.2.3.25　資源回収量原単位の減量化目標値

（単位：g/人・日）

年　　度	資源回収量推計原単位(g/人・日)	減　量　化　目　標		備　　考
		減　少　率	目標原単位(g/人・日)	
平成29(2017)年度	66	－	66	実　　績
30(2018)	64	(0.00%)	64	現況年度
35(2023)	64	(0.00%)	64	中間目標
40(2028)	64	(0.00%)	64	中間目標
45(2033)	64	0.0%	64	最終目標

3.3.1.8　将来計画における集団・拠点回収量の割合と計画値

本市では、拠点回収量実績は平成 29 年度から記録されており、またその量も 1t/年に満たず、総排出量と比較して微々たる量である。

また、その割合は集団回収 99.7%：拠点回収 0.3%となっており、集団回収の割合が圧倒的である。

よって本計画では、平成 29 年度実績の割合で今後も推移するものとして計画する。

表 2.2.3.26　資源回収における集団・拠点回収の計画割合

	集団回収の割合	拠点回収の割合
資源回収量の計画割合	100% （H29 実績　99.7%）	0% （H29 実績　0.3%）

表 2.2.3.27　資源回収量の集団・拠点回収の原単位

（単位：g/人・日）

年　　度	集団回収 （100%）	拠点回収 （0%）	備　　考
平成29(2017)年度 (66g/人・日)	(66)	(0)	実　　績
30(2018) (64g/人・日)	64	0	現況年度
35(2023) (64g/人・日)	64	0	中間目標
40(2028) (64g/人・日)	64	0	中間目標
45(2033) (64g/人・日)	64	0	最終目標

次ページに、上記の割合を推定した根拠となる実績値について整理する。

表 2.2.3.28　資源回収における集団・拠点回収量の割合

区分＼年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
集団回収量（t/年）	－	350	395	368	－	－	256	303	260	255
拠点回収量（t/年）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1
資源回収量の総量（t/年）	0	350	395	368	0	0	256	303	260	256
資源回収量の割合（%）	－	100.0	100.0	100.0	－	－	100.0	100.0	100.0	99.7
拠点回収量の割合（%）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0.3

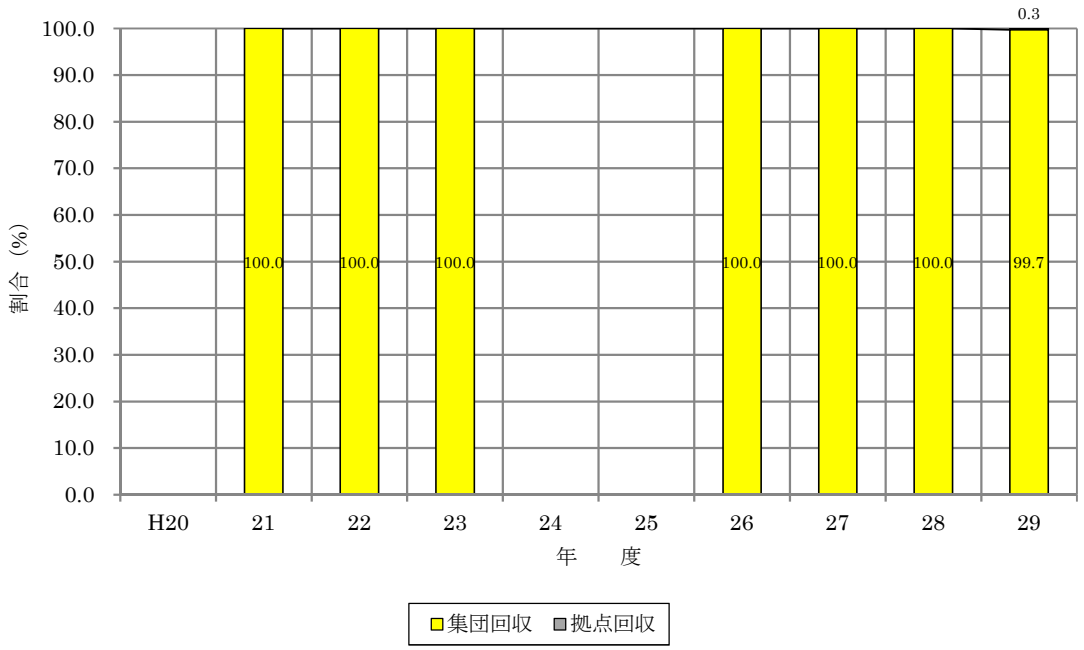

図 2.2.3.10　資源回収における集団・拠点回収量の割合

3.3.2　事業系一般廃棄物の将来予測

事業系一般廃棄物は、ごみの収集人口と相関しない場合があるため、年量を原単位として扱い統計的手法を用いて推計する。

推計の結果としては、実績 10 年間の微増傾向が反映されて、事業系一般廃棄物排出量が増加する推計結果となるが、平成 26 年度料金改定以後では概ね横ばい傾向となっている。料金改定にも関わらず排出量が減少しないことにより、本市の事業系排出量はすでに減量化済みであると考えられ、また、事業系排出量は経済動向のよって変動するものと考えられる。

よって本計画では、平成 26～29 年度の実績 4 カ年平均値である『1,055t/年』で今後も推移するものと想定し、近年の実績から、減量化目標は設けないこととする。

表 2.2.3.29　事業系一般廃棄物量の予測値

（単位：t/年）

区　　分	排出量の予測値	備　　考
平成29(2017)年度	1,091	実　　績
30(2018)	1,055	現況年度
35(2023)	1,055	中間目標
40(2028)	1,055	中間目標
45(2033)	1,055	最終目標
H45(2033)／H30(2018)	100.0%	排出量の比

3.3.2.1　事業系一般廃棄物量の予測

（1）事業系一般廃棄物量の実績

本市における事業系一般廃棄物量の排出量実績は、下表に示すとおりである。

表 2.2.3.30　事業系一般廃棄物量の推移

（単位：t/年）

年　　度	事業系年間排出量	年　　度	事業系年間排出量
平成 20 年度	993	平成 25 年度	1,053
21	1,013	26	1,025
22	1,023	27	1,069
23	977	28	1,036
24	1,008	29	1,091

(2) 事業系一般廃棄物量の推計

本市における平成 20~29 年度（10 年間）の実績に基づいた推計から、本市の事業系一般廃棄物排出量の推計値は、以下に示すとおりとなる。

表 2.2.3.31　事業系一般廃棄物排出量の推計結果

推 計 式	回帰係数と式形	相関係数	推計値：H45(2033)
直 線 式	$y= 8.81533333\chi +980.306666$	0.7728	1,210
分 数 式	$y= -67.697789(1/\chi)+1048.61946$	0.5435	1,046
ルート式	$y= 35.8730890\chi^{(1/2)}+948.190345$	0.7359	1,131
対 数 式	$y= 32.0709089LN(\chi)+980.349776$	0.6807	1,085
べき乗数式	$y= 981.202875\chi^{0.03102157}$	0.6804	1,086
指 数 式	$y= 981.240390\times1.00854870^{\chi}$	0.7712	1,224
採 用 値	直　線　式	0.7728	1,210

＊）最も相関係数が高くなるのは「直線式」となる。

本市における事業系一般廃棄物排出量の実績は、年度ごとに微増減しながら全体としては微増傾向を示している。そのため、将来推計においても増加傾向を示す結果となっているが、前述のように料金改定の影響も受けず、経済動向による影響を受ける事業系ごみについては将来予測が困難であるため、本計画では、直近 4 カ年平均値で今後も推移するものとして計画を行う。

表 2.2.3.32　事業系一般廃棄物排出量の計画値の設定

項　　目	排出量（t/年）	備　　考
平成 26 年度	1,025	
27	1,069	
28	1,036	
29	1,091	
平均排出量	1,055	
採用計画値	1,055	

表 2.2.3.33　事業系一般廃棄物排出量の予測値

（単位：t/年）

年　　度	事業系ごみ量原単位	備　　考
平成29(2017)年度	1,091	実　　績
30(2018)	1,055	現況年度
35(2023)	1,055	中間目標
40(2028)	1,055	中間目標
45(2033)	1,055	最終目標

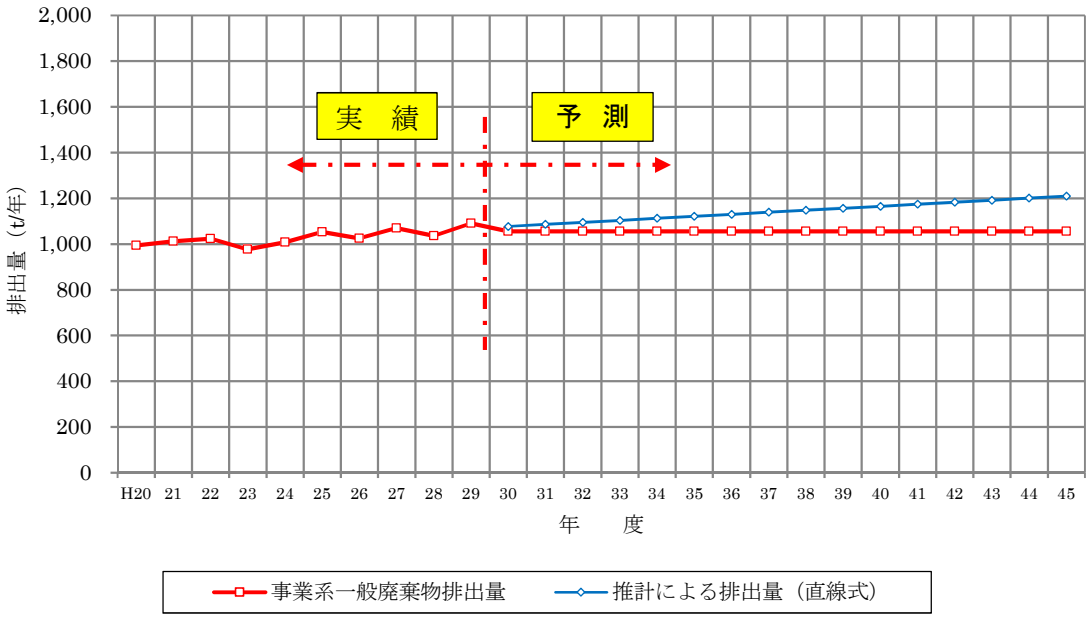

図 2.2.3.11　事業系一般廃棄物排出量の予測

3.3.2.2　事業系一般廃棄物排出量の設定

事業系一般廃棄物排出量の設定では、削減目標を設けず、実績 4 カ年（平成 26～29 年度）の平均値で今後も推移するものとする。

表 2.2.3.34　事業系一般廃棄物排出量の減量化目標値

（単位：t/年）

年　　度	事業系一般廃棄物推計排出量 (t/年)	減　量　化　目　標		備　　考
		減　少　率	目標排出量 (t/年)	
平成 29 年度 (2017)	1,091	－	1,091	実　　績
30 (2018)	1,055	(0.00%)	1,055	現況年度
35 (2023)	1,055	(0.00%)	1,055	中間目標
40 (2028)	1,055	(0.00%)	1,055	中間目標
45 (2033)	1,055	0.0%	1,055	最終目標

《参考；事業系一般廃棄物の原単位について》

家庭系原単位と合わせて国及び北海道の総排出量目標と比較するため、事業系一般廃棄物原単位の実績と推計を以下の図表に示す。

表 2.2.3.35　事業系一般廃棄物排出量の減量化目標値（参考）

（単位：排出量 t/年、(1 人当たり排出量 g/人・日)）

年　　度	事業系一般廃棄物推計排出量	減　量　化　目　標		備　　考
		減　少　率	目標排出量	
平成 29 年度(2017)	1,091（284）	－	1,091（284）	実　　績
30(2018)	1,055（256）	(0.00%)	1,055（256）	現況年度
35(2023)	1,055（277）	(0.00%)	1,055（277）	中間目標
40(2028)	1,055（302）	(0.00%)	1,055（302）	中間目標
45(2033)	1,055（329）	0.0%	1,055（329）	最終目標

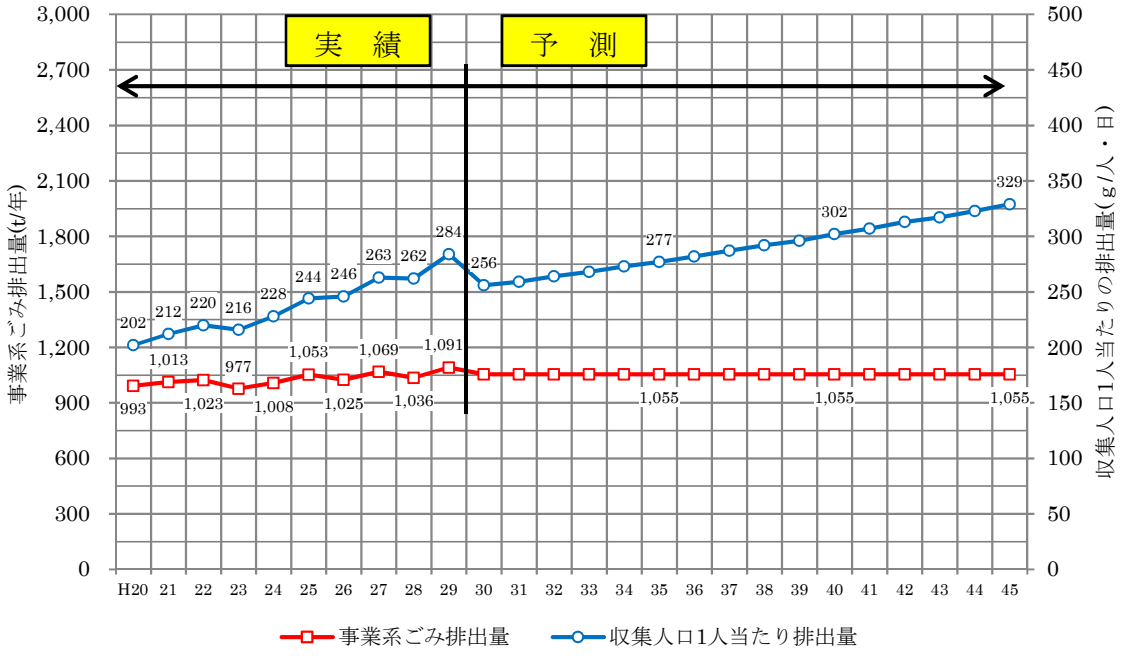

図 2.2.3.12　事業系一般廃棄物排出量の減量化目標値（参考）

人口の減少に伴い、１人１日当たりの排出量は相対的に増加（『284g/人・日』から『329g/人・日』に増加）するが、近年の実績から本町の事業系ごみ排出量は減量化済みであると判断し、現状の総排出量『1,055t/年』を超えないように努めることとする。

3.3.2.3　将来計画における許可・直接搬入ごみの割合と計画値

事業系における許可搬入ごみ・直接搬入ごみの割合については、経済や社会情勢などに影響するものであると想定される。実績 10 年間で実績当初と近年の割合の傾向は増減の幅が大きく、今後を推測することは難しいと考える。

そのような状況の中、料金改定後の直近 4 カ年（平成 26～29 年度）では概ね一定の割合となっていることから、本計画ではこの 4 カ年の平均数値割合で、今後も推移するものとして計画する。

表 2.2.3.35　許可搬入ごみ・直接搬入ごみの計画割合

	許可搬入ごみの割合	直接搬入ごみの割合
許可・直接搬入 の計画割合	93% （平均値　92.9%）	7% （平均値　7.1%）

＊．上記の平均値は、直近の平成 24～29 年度（4 カ年）の単純平均による。

＊．上記の割合を推定した根拠となる実績値は、「p2-29　図 2.1.2.19」に示すとおりである。

表 2.2.3.36　事業系ごみの許可・直接搬入の排出量

（単位：t/年）

年　　度	許可搬入ごみ (93%)	直接搬入ごみ (7%)	備　　考
平成 29(2017)年度 (1,091t/年)	(1,007)	(83)	実　　績
30(2018) (1,055t/年)	981	74	現況年度
35(2023) (1,055t/年)	981	74	中間目標
40(2028) (1,055t/年)	981	74	中間目標
45(2033) (1,055t/年)	981	74	最終目標

3.3.2.4　事業系ごみの分別区分の排出量

事業系ごみの分別区分による排出量は、前項で許可搬入ごみと直接搬入ごみの計画割合を設定したことから、ここではそれぞれの分別区分の割合を設定する。

(1) 事業系許可搬入ごみにおける分別区分の排出量予測

①　分別区分排出量の実績と計画値の設定

本計画では、排出量割合が比較的安定していると言える平成 26～29 年度の 4 カ年実績の単純割合で今後も推移するものと計画する。

表 2.2.3.37　事業系許可搬入ごみの分別区分排出割合と計画値の設定

ごみの区分	平　成 26 年度	平　成 27 年度	平　成 28 年度	平　成 29 年度	4 カ年の平均割合	
生　ご　み	24.13%	22.73%	21.48%	22.51%	22.7%	(≒22.71)
燃やせるごみ	69.68%	70.19%	72.05%	72.58%	71.1%	(≒71.13)
燃やせないごみ	0.09%	0.00%	0.01%	0.09%	0.1%	(≒ 0.05)
粗 大 ご み	6.10%	7.08%	6.46%	4.82%	6.1%	(≒ 6.11)
資 源 ご み	－	－	－	－	－	－

＊．各割合には小数第 3 位以下の数字が含まれているため、上表単純計算と平均割合に合致しない部分がある。

②　分別区分発生割合に基づく排出量予測値

前項の分別区分発生割合から、将来の排出量を計画する。

表 2.2.3.38　事業系許可搬入ごみにおける分別区分の排出量予測

（単位：t/年）

ごみの区分	計画 割合 (%)	平成 29 (2017)年度 (実績)	平成 30 (2018)年度 (現況)	平成 35 (2023)年度 (中間目標)	平成 40 (2028)年度 (中間目標)	平成 45 (2033)年度 (目標年度)
事業系許可 搬入ごみ量	－	(1,007)	981	981	981	981
生　ご　み	22.7	(227)	223	223	223	223
燃やせるごみ	71.1	(731)	698	698	698	698
燃やせないごみ	0.1	(1)	0	0	0	0
粗 大 ご み	6.1	(49)	60	60	60	60
資 源 ご み	－	－	－	－	－	－

＊．小数処理の都合上、上表単純計算と表記原単位に合致しない部分がある。

(2) 事業系直接搬入ごみにおける分別区分の排出量予測

① 分別区分排出量割合の実績と計画値の設定

事業系直接搬入ごみについても、平成 26 年度料金改定以後の直近 4 カ年で排出割合が安定しているため、許可搬入量割合の推計と同様に、平成 24～29 年度の 4 カ年実績の単純割合で今後も推移するものと計画する。

表 2.2.3.39　事業系直接搬入ごみの分別区分排出割合と計画値の設定

ごみの区分	平　成 26 年度	平　成 27 年度	平　成 28 年度	平　成 29 年度	4 カ年の平均割合	
生　ご　み	21.71%	21.23%	12.38%	7.77%	15.8%	(≒15.77)
燃やせるごみ	30.33%	26.32%	43.86%	37.76%	34.6%	(≒34.57)
燃やせないごみ	0.00%	0.57%	0.11%	0.95%	0.4%	(≒ 0.41)
粗 大 ご み	27.44%	31.56%	21.10%	26.11%	26.6%	(≒26.55)
資 源 ご み	20.52%	20.32%	22.55%	27.41%	22.7%	(≒22.70)

＊．各割合には小数第 3 位以下の数字が含まれているため、上表単純計算と平均割合に合致しない部分がある。

② 分別区分発生割合に基づく排出量予測値

前項の分別区分発生割合から、将来の排出量を計画する。

表 2.2.3.40　事業系直接搬入ごみにおける分別区分の排出量予測

（単位：t/年）

ごみの区分	計画 割合 (%)	平成 29 (2017)年度 (実績)	平成 30 (2018)年度 (現況)	平成 35 (2023)年度 (中間目標)	平成 40 (2028)年度 (中間目標)	平成 45 (2033)年度 (目標年度)
事業系直接 搬入ごみ量	－	(83)	74	74	74	74
生　ご　み	15.8	(6)	12	12	12	12
燃やせるごみ	34.6	(31)	25	25	25	25
燃やせないごみ	0.4	(1)	0	0	0	0
粗 大 ご み	26.6	(22)	20	20	20	20
資 源 ご み	15.8	(6)	17	17	17	17

＊．小数処理の都合上、上表単純計算と表記原単位に合致しない部分がある。

3.3.3　ごみ処理量の見通し

3.3.3.1　ごみの区分における処理・処分の見通し

(1) 生ごみ

① 生ごみの処理・処分形態別の実績割合

本市で発生する生ごみは、家庭系収集・直接搬入と事業系許可・直接搬入によりリサイクリーンに搬入されている。搬入された生ごみは、メタン発酵処理施設に投入する前段で堆肥化・残渣物・可燃物（袋）に分別されて、それぞれに処理・処分している。

搬入された生ごみにおける処理・処分方法のために分別されている割合は、年度ごとにわずかに微増減しているが、平成 26 年度料金改定以後では比較的安定した割合で推移している。

表 2.2.3.41　生ごみの処理・処分の実績

区分＼年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
生ごみ量（t/年）	1,067	1,028	981	901	932	922	815	791	718	721
ガス化	797	798	765	686	737	711	632	611	547	552
堆肥化→資源化	43	41	39	35	37	37	33	32	29	29
残渣物→最終処分場	36	32	28	23	17	16	14	15	14	13
可燃物(袋)→中継施設	191	156	149	156	141	158	136	133	129	126
ガス化	74.72%	77.71%	77.99%	76.19%	79.09%	77.13%	77.53%	77.23%	76.17%	76.62%
堆肥化→資源化	4.00%	4.00%	3.99%	3.92%	4.00%	4.01%	4.00%	4.00%	3.99%	4.00%
残渣物→最終処分場	3.39%	3.08%	2.88%	2.56%	1.81%	1.77%	1.77%	1.91%	1.93%	1.83%
可燃物(袋)→中継施設	17.89%	15.21%	15.14%	17.33%	15.10%	17.09%	16.70%	16.86%	17.91%	17.55%

＊．小数処理の都合上、各項目合計値とごみ量に合致しない部分がある。

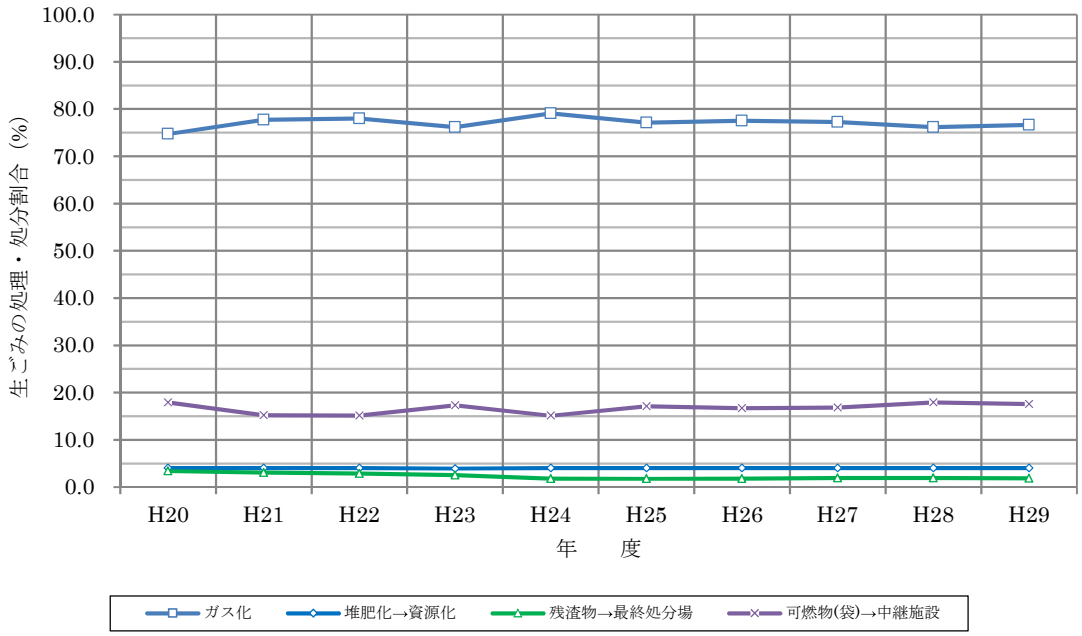

図 2.2.3.12　生ごみの処理・処分の実績

②　生ごみの処理・処分形態別の予測割合

実績値から、平成 26 年度料金改定以後では分別割合が横ばいで一定していることから、平成 26～29 年度の 4 年間実績の平均値を算定し、本計画ではその割合で将来とも推移するものと予測する。

表 2.2.3.42　生ごみの処理・処分種別ごとの予測割合の設定

（単位：%）

処理・処分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	4 カ年平均割合 【予測割合】
ガス化	77.53	77.23	76.17	76.62	76.9　(≒76.89)
堆肥化 →資源化	4.00	4.00	3.99	4.00	4.0　(≒ 4.00)
残渣物 →最終処分場	1.77	1.91	1.93	1.83	1.9　(≒ 1.86)
可燃物（袋） →中継施設	16.70	16.86	17.91	17.55	17.3　(≒17.25)

＊．各割合には小数第 3 位以下の数字が含まれているため、上表単純計算と平均割合に合致しない部分がある。

(2) 燃やせるごみ

本市で発生する燃やせるごみは、家庭系収集・直接搬入と事業系許可・直接搬入により中空知衛生施設組合の運搬中継施設に搬入されている。搬入された燃やせるごみは、組合構成市町から搬入された燃やせるごみと合わせて、全量がエネクリーンで焼却処理され、焼却残渣は連合の最終処分場に埋立処分されている。

よって、本市の燃やせるごみの処理・処分方法は、今後も全量が焼却処理されることになる。

(3) 燃やせないごみ・粗大ごみ・特定品目

① 燃やせないごみ・粗大ごみ・特定品目の処理・処分形態別の実績割合

本市で発生する燃やせないごみ・粗大ごみは、家庭系収集・直接搬入と事業系許可・直接搬入により中空知衛生施設組合の資源リサイクルプラザに搬入されており、特定品目については家庭系収集・直接搬入のみによる。搬入されたごみは、最終処分される前段で埋立物・可燃物・残渣物・資源化物に分別されて、それぞれに処理・処分しており、特定品目については資源化業者によってその大部分が資源化されている。

なお、これらの分別は燃やせないごみ・粗大ごみを混合して行っている。

表 2.2.3.43　燃やせないごみ・粗大ごみ・特定品目の処理・処分の実績

区分＼年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
総　量	433	412	473	396	408	429	365	368	365	350
(燃やせないごみ)	(196)	(189)	(202)	(190)	(199)	(197)	(151)	(135)	(125)	(127)
(粗 大 ご み)	(237)	(223)	(271)	(206)	(209)	(232)	(214)	(224)	(233)	(216)
(特 定 品 目)	(−)	(−)	(−)	(−)	(−)	(−)	(0)	(8)	(8)	(7)
(t/年)										
残渣物 →最終処分場	206	210	248	250	216	235	195	185	182	173
可燃物 →中継施設	120	86	82	4	54	75	71	67	51	50
資源化	108	115	143	142	139	119	98	116	133	127
残渣物 →最終処分場	47.51%	51.03%	52.57%	63.19%	52.79%	54.91%	53.59%	50.39%	49.69%	49.41%
可燃物 →中継施設	27.60%	20.98%	17.26%	0.93%	13.25%	17.40%	19.59%	18.13%	14.01%	14.19%
資源化	24.89%	27.99%	30.17%	35.88%	33.96%	27.69%	26.82%	31.48%	36.30%	36.40%

＊．小数処理の都合上、各項目合計値とごみ量に合致しない部分がある。

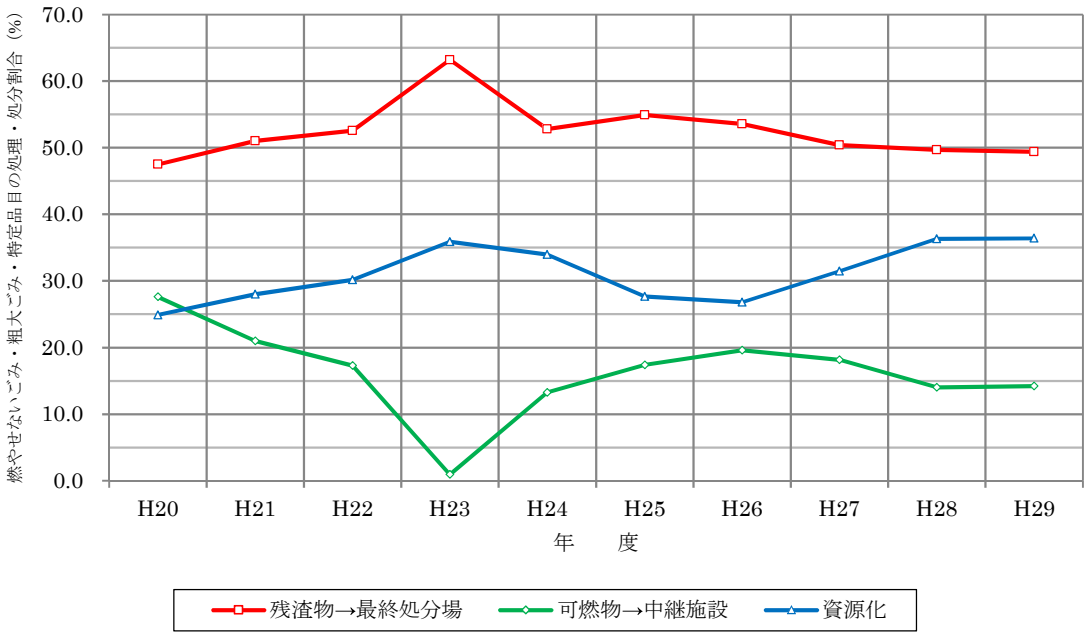

図 2.2.3.13　燃やせないごみ・粗大ごみ・特定品目の処理・処分の実績

②　燃やせないごみ・粗大ごみ・特定品目の処理・処分形態別の予測割合

実績値の割合では、10 年間で変動が大きくなっているが、平成 26 年 4 月の料金改定後には比較的安定してきている。また、平成 25 年度以前の実績には特定品目が含まれていないため、推計に用いることはできない。

よって本計画では、平成 26 年度の料金改定後に、市民・事業者による燃やせないごみ・粗大ごみ・特定品目の排出が安定して実行されつつある平成 28・29 年度の実績 2 カ年平均割合で、処理・処分の割合が将来とも推移するものと予測する。

表 2.2.3.44　燃やせないごみ・粗大ごみ・特定品目の処理・処分種別ごとの予測割合の設定

（単位：%）

処理・処分	平成 28 年度	平成 29 年度	2 カ年の平均割合 【予測割合】
残渣物→最終処分場	49.69	49.41	49.6　(≒49.55)
可燃物→中継施設	14.01	14.19	14.1　(≒14.10)
資　源　化	36.30	36.40	36.3　(≒36.35)

＊．各割合には小数第 3 位以下の数字が含まれているため、上表単純計算と平均割合に合致しない部分がある。

(4) 資源ごみ

① 資源ごみの処理・処分形態別の実績割合

本市で発生する資源ごみは、家庭系収集・直接搬入と事業系許可・直接搬入により中空知衛生施設組合の資源リサイクルプラザに搬入されている。搬入された資源ごみは、資源化（業者に売り払い、資源化、引き取り）に選別する前段で、可燃物・残渣物・資源化に分別されて、それぞれに処理・処分している。

搬入された資源ごみにおける処理・処分のために分別されている割合は、実績 10 年間で変動なく横ばいで推移している状況にある。

表 2.2.3.45　資源ごみの処理・処分の実績

区分＼年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
資源ごみ（t/年）	229	206	217	192	180	188	185	191	190	183
可燃物（袋）→中継施設	7	6	6	5	5	6	6	6	6	5
残渣物→最終処分場	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2
資源化	221	199	210	186	173	181	177	183	183	176
可燃物（袋）→中継施設	2.89%	2.88%	2.83%	2.80%	3.00%	3.00%	3.04%	2.99%	2.98%	3.01%
残渣物→最終処分場	0.34%	0.42%	0.42%	0.44%	0.97%	0.97%	0.99%	0.99%	0.96%	1.00%
資源化	96.77%	96.70%	96.75%	96.76%	96.03%	96.03%	95.97%	96.02%	96.06%	95.99%

＊．小数処理の都合上、各項目合計値とごみ量に合致しない部分がある。

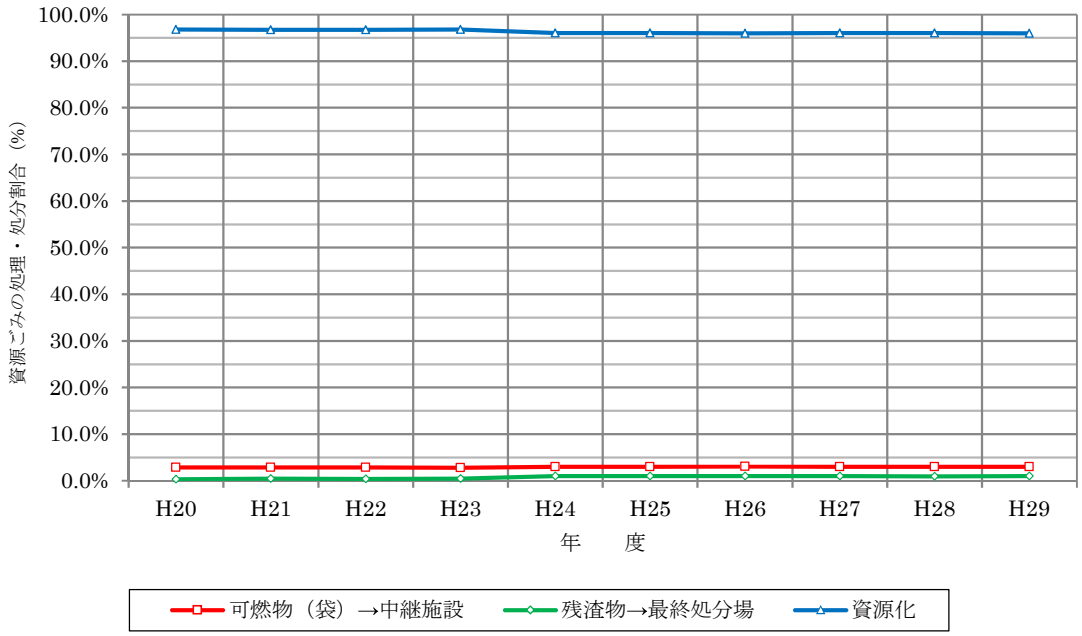

図 2.2.3.14　資源ごみの処理・処分の実績

②　資源ごみの処理・処分形態別の予測割合

実績値の割合では 10 年間横ばいで推移しているが、平成 26 年 4 月には料金改定を行っている。

よって本計画では、平成 26 年度の変更後も、市民・事業者による資源ごみの排出が安定して実行されつつある平成 26～29 年度の実績 4 カ年平均割合で、処理・処分の割合が将来とも推移するものと予測する。

表 2.2.3.46　資源ごみの処理・処分種別ごとの予測割合の設定

処理・処分	平　成 26 年度	平　成 27 年度	平　成 28 年度	平　成 29 年度	4 カ年の平均割合 【予測割合】
可燃物（袋）→中継施設	3.04	2.99	2.98	3.01	2.9　（≒ 2.94）
残渣物→最終処分場	0.99	0.99	0.96	1.00	0.8　（≒ 0.75）
資　源　化	95.97	96.02	96.06	95.99	96.3　（≒96.31）

＊．各割合には小数第 3 位以下の数字が含まれているため、上表単純計算と平均割合に合致しない部分がある。

3.3.3.2　ごみ処理量の見通し

前項までに整理した将来目標値に基づき、次ページ以降にごみ処理量の見通しを整理する。

表2.2.3.47　ごみ処理量の見通し

区分			計画割合	単位	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45
(1)	行政区域内人口			人	10,538	11,290	11,120	10,950	10,770	10,600	10,420	10,250	10,070	9,900	9,740	9,570	9,410	9,240	9,090	8,940	8,790
(2)	自家処理人口			人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3)	計画収集人口			人	10,538	11,290	11,120	10,950	10,770	10,600	10,420	10,250	10,070	9,900	9,740	9,570	9,410	9,240	9,090	8,940	8,790
原単位	(4) 家庭系収集ごみ排出量原単位		89%	g/人・日	540	530	530	530	530	530	530	530	530	530	530	530	530	530	530	530	530
原単位	(5) 家庭系直接搬入ごみ排出量原単位		11%	g/人・日	56	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65
原単位	(6)家庭系ごみ排出量原単位			g/人・日	596	595	595	595	595	595	595	595	595	595	595	595	595	595	595	595	595
原単位	(7) 集団回収量原単位		100.0%	g/人・日	66	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64
原単位	(8) 拠点回収量原単位		0.0%	g/人・日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原単位	(9)資源回収量原単位			g/人・日	66	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64
家庭系	収集	(10) 生ごみ	(17)×24.3%	t/年	487	531	525	515	507	499	492	482	474	466	459	450	443	434	429	421	414
家庭系	収集	(11) 燃やせるごみ	(17)×51.6%	t/年	1,090	1,128	1,114	1,094	1,076	1,059	1,044	1,024	1,006	990	976	955	940	923	910	892	878
家庭系	収集	(12) 燃やせないごみ	(17)×5.8%	t/年	120	126	124	122	120	118	117	115	112	110	109	107	105	103	102	100	98
家庭系	収集	(13) 特定品目	(17)×0.3%	t/年	7	6	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5
家庭系	収集	(14) 粗大ごみ	(17)×2.9%	t/年	57	63	62	61	60	59	58	57	56	55	55	54	53	52	51	50	49
家庭系	収集	(15) 資源ごみ	(17)×7.6%	t/年	154	165	163	160	158	155	152	150	147	145	143	140	137	135	133	131	129
家庭系	収集	(16) 資源ごみ（売却）	(17)×7.5%	t/年	162	165	163	160	156	155	152	149	147	144	142	140	137	135	133	130	127
家庭系	収集	(17) 収集ごみ　計	100%	t/年	2,078	2,184	2,157	2,118	2,083	2,051	2,021	1,983	1,948	1,915	1,889	1,851	1,820	1,787	1,763	1,729	1,700
家庭系	直接搬入	(18) 生ごみ	(25)×0.0%	t/年	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家庭系	直接搬入	(19) 燃やせるごみ	(25)×30.7%	t/年	73	82	81	80	78	77	76	75	73	72	71	70	69	67	66	65	64
家庭系	直接搬入	(20) 燃やせないごみ	(25)×3.1%	t/年	5	8	8	8	8	8	8	8	7	7	7	7	7	7	7	7	6
家庭系	直接搬入	(21) 燃やせないごみ（市）	(25)×23.8%	t/年	43	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	50
家庭系	直接搬入	(22) 特定品目	(25)×0.0%	t/年	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
家庭系	直接搬入	(23) 粗大ごみ	(25)×39.7%	t/年	89	106	105	103	101	100	98	97	95	93	92	90	89	87	86	84	83
家庭系	直接搬入	(24) 資源ごみ	(25)×2.7%	t/年	6	7	7	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6
家庭系	直接搬入	(25) 直接搬入ごみ　計	100%	t/年	216	267	264	260	255	252	248	245	238	234	231	227	224	219	216	212	209
家庭系	計	(26) 生ごみ	(10)＋(18)	t/年	487	531	525	515	507	499	492	482	474	466	459	450	443	434	429	421	414
家庭系	計	(27) 燃やせるごみ	(11)＋(19)	t/年	1,163	1,210	1,195	1,174	1,154	1,136	1,120	1,099	1,079	1,062	1,047	1,025	1,009	990	976	957	942
家庭系	計	(28) 燃やせないごみ	(12)＋(20)	t/年	125	134	132	130	128	126	125	123	119	117	116	114	112	110	109	107	104
家庭系	計	(29) 燃やせないごみ（市）	(21)	t/年	43	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	50
家庭系	計	(30) 特定品目	(13)＋(22)	t/年	7	6	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5
家庭系	計	(31) 粗大ごみ	(14)＋(23)	t/年	146	169	167	164	161	159	156	154	151	148	147	144	142	139	137	134	132
家庭系	計	(32) 資源ごみ	(15)＋(24)	t/年	160	172	170	167	165	162	159	157	153	151	149	146	143	141	139	137	135
家庭系	計	(33) 資源ごみ（売却）	(16)	t/年	162	165	163	160	156	155	152	149	147	144	142	140	137	135	133	130	127
家庭系	合　計	(34) 家庭系ごみ　総量	－	t/年	2,294	2,451	2,421	2,378	2,338	2,303	2,269	2,228	2,186	2,149	2,120	2,078	2,044	2,006	1,979	1,941	1,909
事業系	許可搬入	(35) 生ごみ	(40)×22.7%	t/年	227	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223
事業系	許可搬入	(36) 燃やせるごみ	(40)×71.1%	t/年	731	698	698	698	698	698	698	698	698	698	698	698	698	698	698	698	698
事業系	許可搬入	(37) 燃やせないごみ	(40)×0.1%	t/年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業系	許可搬入	(38) 粗大ごみ	(40)×6.1%	t/年	49	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
事業系	許可搬入	(39) 資源ごみ	－	t/年	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
事業系	許可搬入	(40) 許可搬入ごみ　計	100%	t/年	1,007	981	981	981	981	981	981	981	981	981	981	981	981	981	981	981	981
事業系	直接搬入	(41) 生ごみ	(46)×15.8%	t/年	6	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
事業系	直接搬入	(42) 燃やせるごみ	(46)×34.6%	t/年	31	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
事業系	直接搬入	(43) 燃やせないごみ	(46)×0.4%	t/年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業系	直接搬入	(44) 粗大ごみ	(46)×26.6%	t/年	22	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
事業系	直接搬入	(45) 資源ごみ	(46)×22.7%	t/年	23	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
事業系	直接搬入	(46) 直接搬入ごみ　計	100%	t/年	83	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74
事業系	計	(47) 生ごみ	(35)＋(41)	t/年	233	235	235	235	235	235	235	235	235	235	235	235	235	235	235	235	235
事業系	計	(48) 燃やせるごみ	(36)＋(42)	t/年	763	723	723	723	723	723	723	723	723	723	723	723	723	723	723	723	723
事業系	計	(49) 燃やせないごみ	(37)＋(43)	t/年	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業系	計	(50) 粗大ごみ	(38)＋(44)	t/年	70	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
事業系	計	(51) 資源ごみ	(39)＋(45)	t/年	23	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
事業系	合　計	(52) 事業系ごみ　総量	－	t/年	1,091	1,055	1,055	1,055	1,055	1,055	1,055	1,055	1,055	1,055	1,055	1,055	1,055	1,055	1,055	1,055	1,055
資源回収		(53) 集団回収量	(3)×(7)×年日数	t/年	255	264	260	256	252	248	244	239	235	231	228	224	220	216	213	209	205
資源回収		(54) 拠点回収量	(3)×(8)×年日数	t/年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資源回収		(55) 資源回収量　計	(53)＋(54)	t/年	256	264	260	256	252	248	244	239	235	231	228	224	220	216	213	209	205
ごみ量の総和	家庭＋事業系	(56) 生ごみ	(26)＋(47)	t/年	721	766	760	750	742	734	727	717	709	701	694	685	678	669	664	656	649
ごみ量の総和	家庭＋事業系	(57) 燃やせるごみ	(27)＋(48)	t/年	1,926	1,933	1,918	1,897	1,877	1,859	1,843	1,822	1,802	1,785	1,770	1,748	1,732	1,713	1,699	1,680	1,665
ごみ量の総和	家庭＋事業系	(58) 燃やせないごみ	(28)＋(49)	t/年	127	134	132	130	128	126	125	123	119	117	116	114	112	110	109	107	104
ごみ量の総和	家庭＋事業系	(59) 燃やせないごみ（市）	(29)	t/年	43	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	50
ごみ量の総和	家庭＋事業系	(60) 特定品目	(30)	t/年	7	6	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5
ごみ量の総和	家庭＋事業系	(61) 粗大ごみ	(31)＋(50)	t/年	216	249	247	244	241	239	236	234	231	228	227	224	222	219	217	214	212
ごみ量の総和	家庭＋事業系	(62) 資源ごみ	(32)＋(51)	t/年	183	189	187	184	182	179	176	174	170	168	166	163	160	158	156	154	152
ごみ量の総和	家庭＋事業系	(63) 資源ごみ（売却）	(33)	t/年	162	165	163	160	156	155	152	149	147	144	142	140	137	135	133	130	127
ごみ量の総和	家庭＋事業系	(64) 資源回収量	(55)	t/年	256	264	260	256	252	248	244	239	235	231	228	224	220	216	213	209	205
ごみ量の総和	家庭＋事業系	(65) ごみ　総量	－	t/年	3,640	3,770	3,736	3,689	3,645	3,606	3,568	3,522	3,476	3,435	3,403	3,357	3,319	3,277	3,247	3,205	3,169
ごみ処理施設（中間処理など）		(66) 資源化量	(67)＋(68)	t/年	1,302	1,372	1,358	1,339	1,320	1,304	1,287	1,268	1,250	1,232	1,218	1,200	1,182	1,166	1,153	1,136	1,121
ごみ処理施設（中間処理など）		(67) ガス化	(56)×76.9%	t/年	552	589	585	578	571	565	559	551	546	540	534	527	521	515	510	505	500
ごみ処理施設（中間処理など）		(68) ガス化除く資源化量	－	t/年	750	783	773	761	749	739	728	717	704	692	684	673	661	651	643	631	621
ごみ処理施設（中間処理など）		(69) 内、生ごみ（堆肥化）	(56)×4.0%	t/年	29	31	30	30	30	29	29	29	28	28	28	27	27	27	27	26	26
ごみ処理施設（中間処理など）		(70) 内、燃やせない・粗大ごみ・特定品目	(58＋60＋61)×36.3%	t/年	127	141	140	138	136	135	133	132	129	127	126	125	123	121	120	118	117
ごみ処理施設（中間処理など）		(71) 内、資源ごみ	(62)×96.3%	t/年	176	182	180	177	175	172	170	168	165	162	160	157	154	152	150	148	146
ごみ処理施設（中間処理など）		(72) 内、資源ごみ売却量	(63)	t/年	162	165	163	160	156	155	152	149	147	144	142	140	137	135	133	130	127
ごみ処理施設（中間処理など）		(73) 内、資源回収	(64)	t/年	256	264	260	256	252	248	244	239	235	231	228	224	220	216	213	209	205
ごみ処理施設（中間処理など）		(74) 中間処理施設（焼却処理）	－	t/年	2,107	2,126	2,109	2,085	2,063	2,043	2,025	2,002	1,979	1,960	1,944	1,919	1,902	1,880	1,866	1,844	1,826
ごみ処理施設（中間処理など）		(75) 内、生ごみ（可燃物袋）	(56)×17.3%	t/年	126	132	131	129	128	127	125	124	122	121	120	118	117	115	115	113	112
ごみ処理施設（中間処理など）		(76) 内、燃やせるごみ	(57)	t/年	1,926	1,933	1,918	1,897	1,877	1,859	1,843	1,822	1,802	1,785	1,770	1,748	1,732	1,713	1,699	1,680	1,665
ごみ処理施設（中間処理など）		(77) 内、燃やせない・粗大ごみ・特定品目	(58＋60＋61)×14.1%	t/年	50	55	54	54	53	52	52	51	50	49	49	48	48	47	47	46	45
ごみ処理施設（中間処理など）		(78) 内、資源ごみ	(62)×2.9%	t/年	5	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4
埋立処分場		(79) 直接最終処分量	(59)	t/年	43	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	50
埋立処分場		(80) 埋立残渣量	－	t/年	188	208	206	203	201	199	197	194	190	187	186	184	182	179	177	175	172
埋立処分場		(81) 内、生ごみ（残渣物）	(56)×1.9%	t/年	13	14	14	14	14	14	14	13	13	13	13	13	13	12	12	12	12
埋立処分場		(82) 内、燃やせない・粗大ごみ・特定品目（残渣物）	(70＋73＋74)×49.6%	t/年	173	193	191	188	186	184	182	180	176	173	172	170	168	166	164	162	159
埋立処分場		(83) 内、資源ごみ（残渣物）	(62)×0.8%	t/年	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

＊．小数処理の関係上、各項目と合計値が一致しない場合がある。

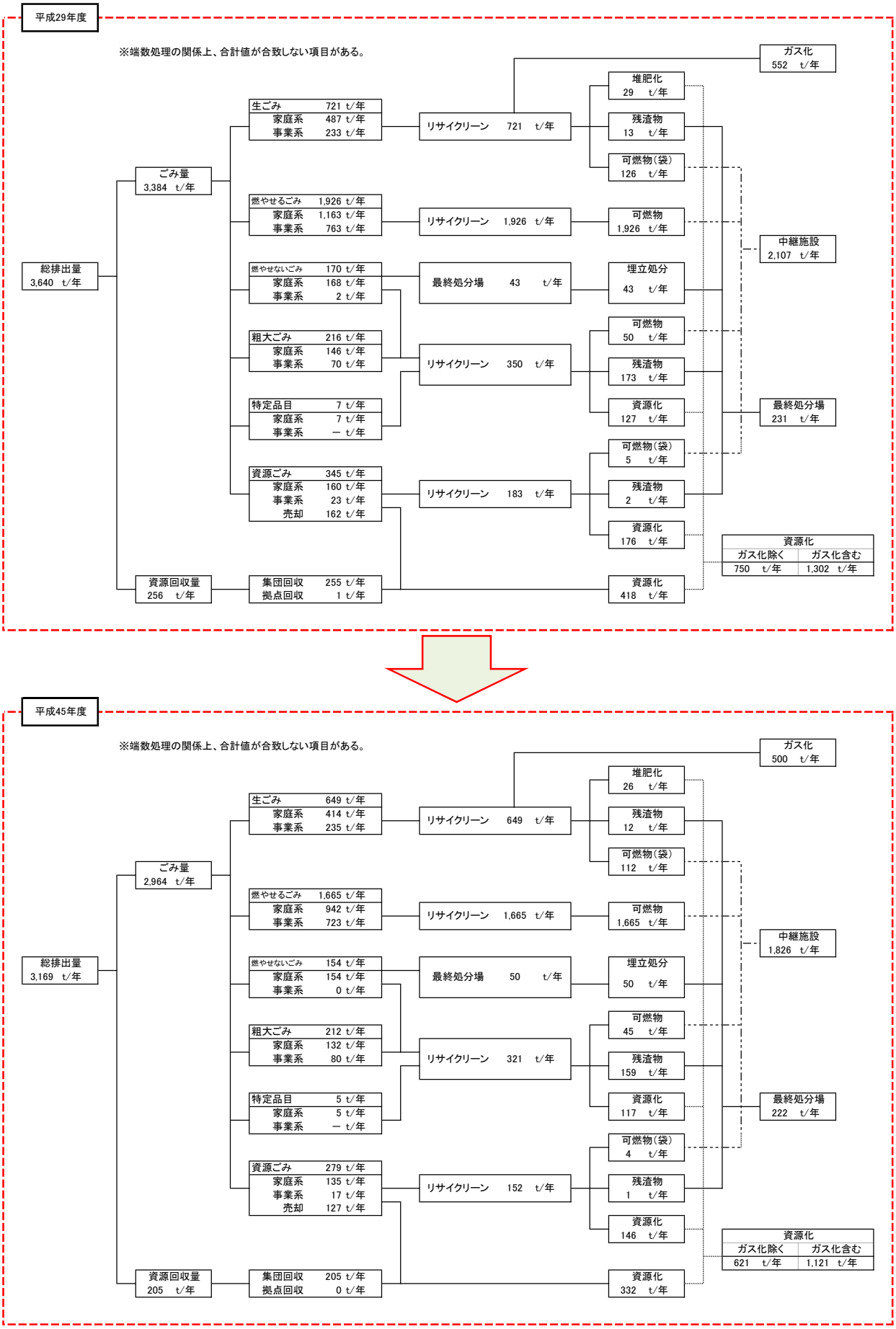

図2.2.3.14　マスバランス図

3.4　一般廃棄物の減量化目標

(1) 一般廃棄物の総量

平成 29 年度のごみ総排出量は 3,640t/年（10,538 人）で、1 人 1 日当たりのごみ総排出量は 946g/人・日（計画収集量+直接搬入量+資源回収量）となっている。

国及び北海道の目標値と本市を比較すると、国が循環型社会形成推進基本法に基づき策定した「第 4 次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）」における平成 37 年度目標は 1 人 1 日当たりのごみ排出量は約 850g/人･日となっており、平成 29 年度実績で未達成となっている。

【総排出量の 1 人 1 日当たりのごみ排出量】

【現在の目標達成状況】

（国）計画削減目標　平成 37 年度（2025 年度）　850g 以下 → 925g 未達成（平成 28 年）

（道）指標の目標値　平成 31 年度（2019 年度）　940ｇ以下 → 970g 未達成（平成 28 年）

（赤平市）　→ 946g 未達成（平成 29 年）

【赤平市の計画値】

計画目標値　平成 31（2019）年度　911ｇ/人・日に設定（未達成）

計画目標値　平成 37（2025）年度　946ｇ/人・日に設定（未達成）

（計画目標年度）

計画目標値　平成 45（2033）年度　988ｇ/人・日に設定（未達成）

＊．H31 ごみ排出量＝3,766÷11,290÷366 日＝911g/人・日

＊．H37 ごみ排出量＝3,476÷10,070÷365 日＝946g/人・日

＊．H45 ごみ排出量＝3,169÷ 8,790÷365 日＝988g/人・日

(2) 家庭系一般廃棄物

平成 29 年度の家庭系ごみ排出量は、資源回収量を除いて 2,294t/年で 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 596g/人・日となっており、さらに国との比較のため資源ごみ量（組合搬入分および有価物売却分）を除くと、1,972t/年（＝2,294－160－162）で 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 513g/人・日（＝1,972t/年÷10,538 人÷365 日）となる。この排出量は、国が目標とする 440 g/人・日（平成 37 年度）を達成できていない状況である。

【家庭系ごみ排出量の 1 人 1 日当たりのごみ排出量】

【現在の目標達成状況】

（資源回収・資源ごみを除く）

（国）計画削減目標　平成 37 年度　440g　→ 508ｇ未達成（平成 28 年度）
（2025 年度）

（赤平市）　→ 513ｇ未達成（平成 29 年度）

【赤平市の計画値】

計画目標値　平成 37（2025）年度　513ｇ/人・日に設定（未達成）
（計画目標年度）
計画目標値　平成 45（2033）年度　513ｇ/人・日に設定（未達成）

＊．H37 資源ごみ除く　513g/人・日＝（2,186－153－147）t÷10,070 人÷365 日
＊．H45 資源ごみ除く　513g/人・日＝（1,909－135－127）t÷8,790 人÷365 日

(3) 事業系一般廃棄物

平成 30 年 6 月 19 日に閣議決定された『第 4 次循環型社会形成推進基本計画』では事業系ごみに関する目標値を定めているが、この目標値について「事業所数の変動が大きいこと、事業所規模によってごみの排出量に顕著な差がみられることなどから、1 事業所当たりではなく、事業系ごみの「総量」について指標とする」としている。この第 4 次計画によると、平成 37 年度目標で全国事業系ごみ総排出量を「約 1,100 万トン」としているが、平成 28 年度の全国事業系ごみ総排出量実績は「約 1,300 万トン」（総務省「平成 28 年度一般廃棄物処理実態調査結果」より）となっており、現時点では国の減量化目標は未達成となっている。

本市としても、国全体の目標達成のためにもさらなる事業系ごみの減量化が必要となっている。

【事業系のごみ排出量（総量による評価）】

【現在の目標達成状況】

（国）計画目標値　平成 37 年度　約 1,100 万トン
（2025 年度）
⟶ 約 1,300 万トン未達成（平成 28 年度）

（4）最終処分量

最終処分量については、国の減量化目標は『第 4 次循環型社会形成推進基本計画』によると、平成 37 年度目標で一般廃棄物の最終処分量を「約 320 万 t/年」としているが、平成 28 年度の全国総最終処分量実績は「約 398 万 t/年」（総務省「平成 28 年度一般廃棄物処理実態調査結果」より）となっており、現時点では国の減量化目標は未達成となっている。

また、北海道の指標の目標値は、現状（平成 24 年度、402 千 t/年）に対して平成 31 年度の最終処分量を約 28%削減（290 千 t/年）するものとしている。

本市では、一般廃棄物のみの平成 24 年度最終処分量が 68t/年、平成 29 年度最終処分量が 43t/年となっており、約 37%の削減で北海道の削減目標を達成できている。

【一般廃棄物の最終処分量】

【現在の目標達成状況】

（国）計画削減目標　平成 37（2025）年度　約 320 万 t/年
→ 398 万 t/年（約 13%削減）未達成（平成 28 年度）

（道）計画目標値　平成 31（2019）年度　約 290 千 t/年
→ 348 千 t/年（約 13%削減）未達成（平成 28 年度）

（赤平市）　→ 43 t/年（約 37%削減）　達成（平成 29 年度）

(5) 一般廃棄物のリサイクル率

一般廃棄物のリサイクル率は、国が第 4 次循環型社会形成推進基本計画で平成 37 年度までに約 28%（出口側の循環利用率）と設定しており、北海道の指標の目標値は、平成 31 年度のリサイクル率を 30%以上にするものとしている。

北海道の目標値に対する本市のリサイクル率の状況は、平成 29 年度で約 34%となっており国の基本方針・北海道の目標値を達成している。

【一般廃棄物のリサイクル率】

【現在の目標達成状況（p2-97 参照）】

（国）基 本 計 画　平成 29 年度　26%以上 ⟶ 20%未達成（平成 28 年度）
（2017 年度）

（道）指標の目標値　平成 31 年度　30%以上 ⟶ 24%未達成（平成 28 年度）
（2019 年度）

（赤平市） ⟶ 34%　達成（平成 29 年度）

【赤平市の計画値】

実績リサイクル率　平成 29 年度　約 34%達成
計画リサイクル率　平成 31 年度　約 35%達成
（計画目標年度）
計画リサイクル率　平成 45 年度　約 34%達成

【一般廃棄物の減量化目標（数値根拠）】

(1) 一般廃棄物の総量

① 国の削減目標に係る数値

	発生量（g/人・日）	備　　考
国	925	H28 総務省実態調査より
赤平市	946	H29 実績より

② 北海道の指標の目標値に係る数値

	発生量（g/人・日）	備　　考
北海道	970	H28 総務省実態調査より
赤平市	946	H29 実績より

(2) 家庭系一般廃棄物

① 国の削減目標に係る数値

	発生量（g/人・日）	備　　考
国	508	H28 総務省実態調査より
赤平市	513	H29 実績より

＊．H28 国　＝（生活系ごみ量＋自家処理量）－（集団回収量＋資源回収ごみ）÷総人口÷365 日

＝（27,911,168+27,872）－（2,270,423+1,964,360）÷127,924,238÷365

＝508g/人・日

＊．H29 赤平市 ＝（生活系ごみ量－資源ごみ量－有価物売却量）÷総人口÷365 日

＝（2,294－160－162）÷10,538÷365

＝513g/人・日

(3) 事業系一般廃棄物

	発生量（t）	備　　考
国	12,988,057	H28 総務省実態調査より

(4) 最終処分量

	年度	発生量（t）	備　　考
国	H24	4,647,671	H24 総務省実態調査より
	H28	3,980,250	H28 総務省実態調査より
北海道	H24	401,577	H24 総務省実態調査より
	H28	348,347	H28 総務省実態調査より
赤平市	H24	68	H24 実績より（一般廃棄物のみ）
	H29	43	H29 実績より（一般廃棄物のみ）

（国）削減率　＝1－3,980,250÷4,647,671　＝14%

（道）削減率　＝1－348,347÷401,577 ＝13%

（赤平市）削減率　＝1－43÷68　＝37%

(5) 一般廃棄物のリサイクル率

		H29	H31	H45
資源化量合計	①	884	930	784
集団回収量	②	256	260	205
有価物売却量	③	162	163	127
ごみ処理量	④	3,384	3,476	2,964
リサイクル率	(①+②+③) ÷(②+③+④)	34.245	34.701	33.859

〈赤平市の資源化量算出値（単位：t/年)〉

区　分	現状 H29	計　　画	
		H31	H45
ガス化	552	589	496
堆肥化	29	31	26
不燃資源	127	130	116
資源ごみ	176	180	146
資源化計	884	930	784

【国及び北海道と本町の排出量目標値の比較】

表 2.2.3.47　国及び北海道と本町の排出量目標値の比較

（単位：原単位 g/人・日）

目標設定主体	目標値（g/人・日）		赤平市のごみ排出量							
			H30(2018)推計値				H45(2033)推計値【目標値】			
			計	内訳			計	内訳		
				家庭系	事業系	資源回収		家庭系	事業系	資源回収
国	総排出量	850	915	595	256	64	988	595	329	64
	家庭系(資源除く)	440	513	513	－	－	513	513	－	－
北海道	総排出量	940	915	595	256	64	988	595	329	64
	家庭系	590	595	595	－	－	595	595	－	－
	家庭系(資源除く)	450	513	513	－	－	513	513	－	－

平成 29 年度のごみ排出量から推計した平成 30 年度のごみ量原単位は、総排出量では 915 g/人・日、家庭系ごみでは『595 g/人・日（資源ごみを除いた場合は 513 g/人・日）』となっており、国の減量化目標（第 4 次循環型社会形成推進基本計画による）と比較すると、総排出量での比較では国の基準を大きく上回っており、資源ごみを除いた家庭系ごみ量での比較でも上回っている。また、北海道の減量化目標（北海道廃棄物処理計画（第 4 次）平成 27 年 3 月による）との比較では、総排出量で目標値を下回っているものの、家庭系ごみ量ではやや上回り、資源ごみを除いた家庭系ごみ量では目標値を大きく上回っている。

本計画では、家庭系ごみ量原単位を平成 45 年度までに『595 g/人・日』（資源ごみを除いた場合、『513 g/人・日』）、資源回収原単位を『64 g/人・日』、事業系排出量を『1,055 t/年』に維持することとする。

これらにより、将来人口の推移に伴って、ごみの総排出量が減量化されていくものとする。

3.5　今後のごみ処理体制

本市における一般廃棄物の処理体制は、以下の施策・施設整備により確立されており、ごみの発生抑制及び再使用の推進を図り安定したごみ処理が遂行されている。

・平成元年 6 月：赤平市じん芥処理場
・平成 15 年 7 月：リサイクリーン
　（生ごみ処理、リサイクルプラザ、可燃ごみ中継施設）
・平成 16 年 4 月：ごみ処理手数料の全面有料化（平成 26 年 4 月改正）
・平成 16 年 10 月：中空知衛生施設組合　動物用小型焼却炉施設
・平成 25 年 4 月：エネクリーン（焼却施設）

以上のことから、今後も現体制を維持し、適正かつ効率的な処理を進めるとともに、更なる改善を目指し、適正かつ効率的な処理を継続するとともに、更なる効率化に向けた改善に努めていくものとする。

(1) 処理体制の改善

現状では、燃えないごみ・粗大ごみの一部などを最終処分場に埋立処分しているが、施設を維持するために必要な処理単価（円/人、円/t）は横ばいとなっている。

今後は、平成 32 年度末で産業廃棄物の受け入れを終了する予定としているが、引き続き一般廃棄物の受け入れを継続しながら、安定した最終処分の体制を維持・継続するものとする。

表 2.2.3.48　最終処分場に係る経費（p2-75,76 より）

（単位：千円）

歳　　出	平　成 24 年度	平　成 25 年度	平　成 26 年度	平　成 27 年度	平　成 28 年度
最終処分場　工事費	210	210	540	3,441	396
最終処分場　処理費	0	0	0	0	0
最終処分場　委託費	8,678	8,432	8,607	8,644	8,405
合　　計	8,888	8,642	9,147	12,085	8,801

収集人口（人）	12,088	11,807	11,438	11,124	10,850
処理単価(円/人)	24,629	14,492	15,632	14,794	15,731
ごみ処理量（t/年）	3,515	3,514	3,264	3,246	3,162
処理単価(円/t)	84,700	48,694	54,780	50,697	53,980

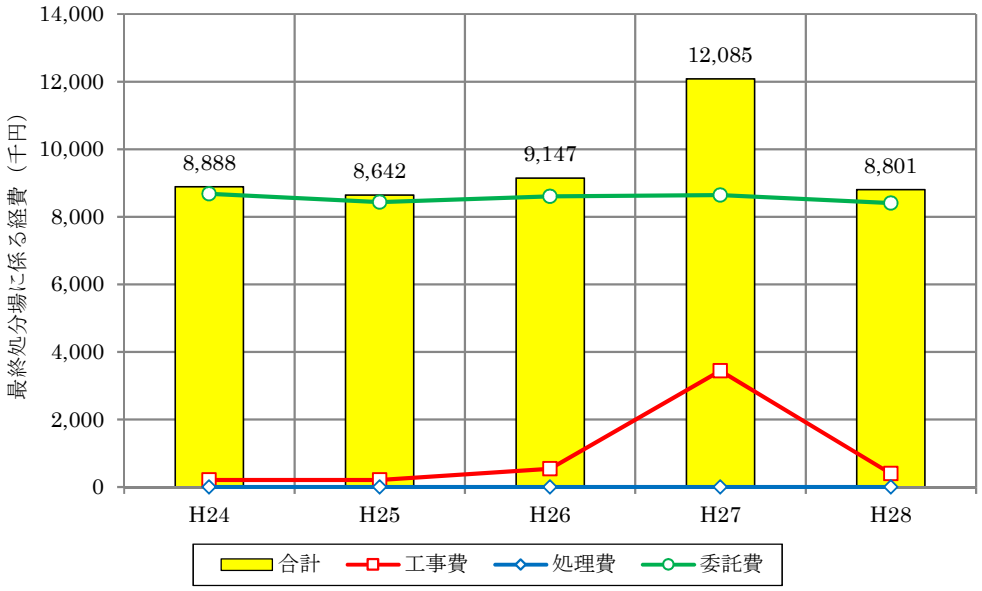

図 2.2.3.16　最終処分場に係る経費

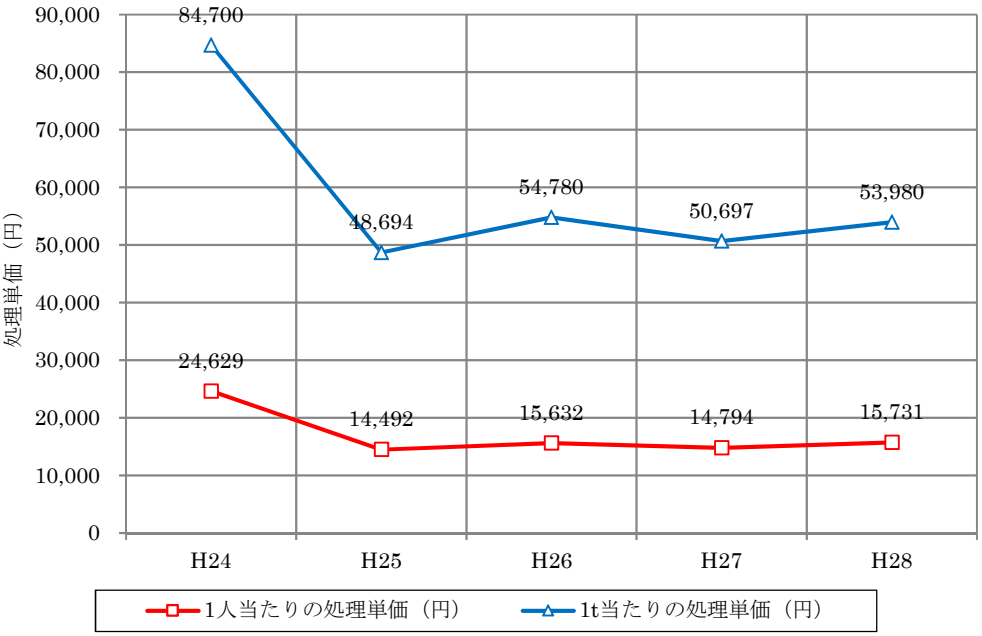

図 2.2.3.17　最終処分場に係る経費による処理単価

(2) 燃やせるごみの処理

現状では、エネクリーンで燃やせるごみを焼却処理しており、本市から排出されたごみを特定できないが、ごみ組成の乾ベース（平成 29 年度の平均比率）で『紙類 約 47%』、『布類 約 10%』が含まれている。

これらの中には、古紙リサイクルや衣類くずのリサイクル（ウエスなど）にすることができるごみが含まれているものと想定される。

これらの処理は、中継施設であるリサイクリーンの『可燃ごみ中継施設』で分別することは難しい（手選別作業体制の確立など）が、各家庭でできるリサイクル作業であることから、リサイクルの推進に係る啓蒙啓発及び、焼却施設への負荷（焼却処理費の微増）等を、広く市民に周知していくことが必要である。

表 2.2.3.47　ごみ組成分析比率（乾ベース）

（単位：%）

分析項目	H29.5.8	H29.8.3	H29.11.2	H30.2.1	平均
紙	51.84	52.18	41.85	40.94	46.70
布	11.66	11.76	14.67	3.82	10.48
ﾋﾞﾆｰﾙ・ｺﾞﾑ・合成樹脂・皮革類	28.10	21.24	25.11	38.04	28.12
木・竹・わら類	5.62	9.34	13.36	1.53	7.46
厨 芥 類	1.88	4.12	2.73	9.72	4.61
不燃物類	0.13	1.18	1.09	5.35	1.94
そ の 他	0.77	0.18	1.20	0.60	0.69

資料：「平成 29 年度　広域連合の概要」（中・北空知廃棄物処理広域連合）

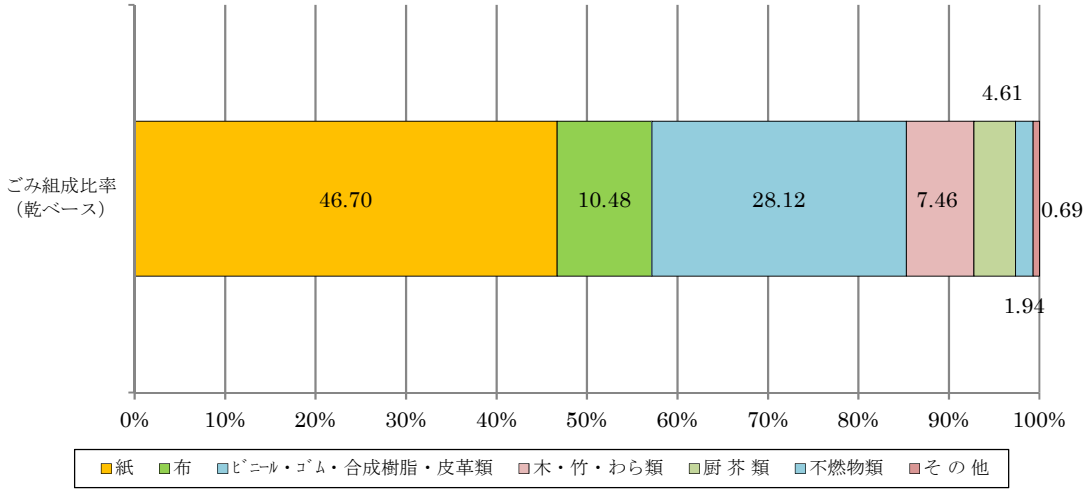

図 2.2.3.16　ごみ組成分析比率（乾ベース）

第 4 節　ごみの排出抑制のための方策に関する事項

ごみの発生及び排出抑制のための方策として、廃棄物行政における市民、事業者、行政がそれぞれの果たすべき役割と各主体間の協働及び連携により、目標とする循環型社会形成を目指していくものとする。

また、排出者責任に基づく取り組みだけでは、根本的な解決が難しいことから、生産者による拡大生産者責任の遂行の強化に努める。

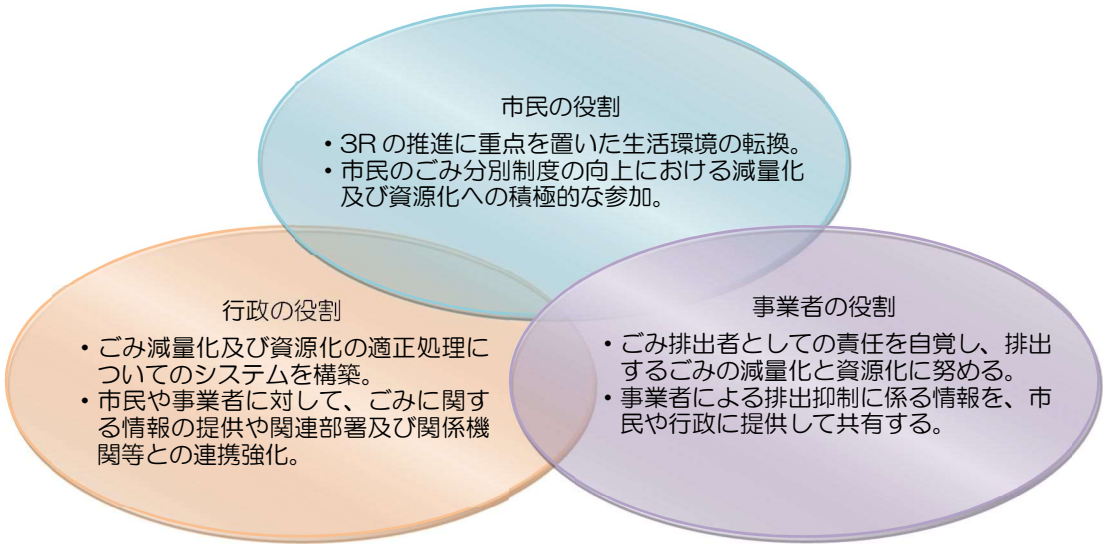

図 2.2.4.1　三者による役割分担

4.1　市民の役割

①家庭や地域において、3R 活動に対する理解を深めるとともに、自発的な研修会や学習会などの実施に努める。

②買い物袋の持参、不必要な梱包の自粛、リターナブル容器(*1)の利用、使い捨て商品の使用削減に努める。

③家庭から分別の徹底を図り、資源物を回収拠点などへ積極的に排出する。

④容器包装の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品及び再生品の選択に努める。

⑤市民や団体による古新聞などの集団回収や衣類、家庭用品などの不用品受け渡しは、ごみの減量化に有効であるばかりでなく、地域コミュニティの育成にも役立つものであることから積極的な実施に努める。

(*1) リターナブル容器

中身を消費した後の容器を、販売店を通じて回収し、飲料メーカーが洗浄して再び使用する容器

4.2　事業者の役割

①事業活動に伴って発生する一般廃棄物は、事業所内で排出抑制に努めるほか、再生利用で循環させるよう努める。

②発生源における排出抑制については、原材料の選択や製造工程を工夫するなどにより、事業者自ら排出するごみの抑制に努める。

③過剰包装の抑制については、製造・加工・販売などに際し、その他製品や容器などがごみとなった場合の排出抑制や、適正な循環的利用及び処分の円滑な実施ができるよう努める。

　また、容器包装の簡易化や繰り返し使用できる商品及び耐久性に優れた商品の製造、販売に努める。

④廃棄物となる食品を排出する小売業者においては、消費期限前に商品を撤去及び廃棄する等の商慣行を見直し、食品が廃棄物とならないよう販売方法を工夫する。

⑤販売事業者は、拠点回収店としての役割を意識し、白色トレイなどの事業者が再資源化を図ることが効率的なものについては、自主回収ルートを確立するよう努める。

⑥ごみ処理方法の改善や循環型社会の形成に関わる情報を市民や行政に提供し、情報の共有化に努める。

4.3　ごみ処理行政の役割

①本市におけるごみの減量化及び再生利用を図るため、行政、市民、事業者の役割分担を明確にしつつ、排出抑制策も含めた減量化に関する総合的かつ計画的な施策の推進に努める。

②市民及び事業者に対して、ごみの減量化、再生利用、ごみの適正な分別に関する啓発や情報提供を引き続き行う。

　また、ごみの減量化に関する社会意識を育むため、学校や地域社会において、書籍の活用やごみ処理施設の見学などを通じた環境教育に努める。

③最終処分場、リサイクリーンや環境関連施設等を活用して、市民や事業者が環境問題について学習及び実践できる場所を提供する。

④市民や事業者の環境問題に取り組む場所を提供し、人材派遣や情報及び資料の提供などを行い、支援や教育の促進に努める。

⑤マイバッグ運動(*1)などの 3R 運動の普及・啓発と、市民・事業者が 3R を実践しやすい仕組みの構築に努める。また、店頭回収を実施している店舗を広く市民に知らせるとともに、事業者に対して店頭回収の協力を要請する。

⑥市民や事業者が、リサイクル関連法(*2)の規制を正しく理解し、運用できるよう普及・啓発に努める。

⑦一般廃棄物の減量化と再利用を促進するため、「廃棄物減量等推進会議」(*3)を設置して関連する事項について話し合いを行っているが、今後とも、積極的に協議を行い取り組んでいく必要がある。

(*1)マイバッグ運動

　小売店が渡すレジ袋を使わず、消費者が持参した袋やバッグを使用しようという運動である。一人ひとりが実行できる、最も身近な環境保護運動の一つであるとも言える。いわゆるレジ袋に対し、買い物客が持参するマイバッグは「エコバッグ」とも呼ばれる。

(*2)リサイクル関連法

　リサイクル関連法には、「容器包装リサイクル法（H12.4 完全施行）」・「家電リサイクル法（H13.4 完全施行）」・「食品リサイクル法（H13.5 施行）」・「建設リサイクル法（H14.5 施行）」・「自動車リサイクル法（H17.1 完全施行）」・「グリーン購入法（H13.4 施行）」などがある。

(*3) 廃棄物減量等推進会議

　廃棄物の減量を推進するため，市における資源化・再利用等による廃棄物の減量及び適正な処理に関心を有する市民の参加を得て，赤平市廃棄物減量等推進会議を設置することができる。（条例第 6 条第 1 項）

第 5 節　環境方針に基づく今後の取り組み

循環型社会形成への転換をより推進していくためには、適正な循環的利用の徹底を図り、さらに循環利用が行われていない物の適正な処理・処分について促進する必要がある。

また、多様な廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないよう適正に処理するためには、事業者自らが製品の製造過程において、製品の長寿命化や素材別に分離が容易な構造とする。その他、残渣物の発生量が少ない製造技術の開発等を一層推進するとともに、多様な性状を有し多種類の化学物質を含む廃棄物を、適正に再生及び処分するための処理技術の開発等を推進することが重要である。

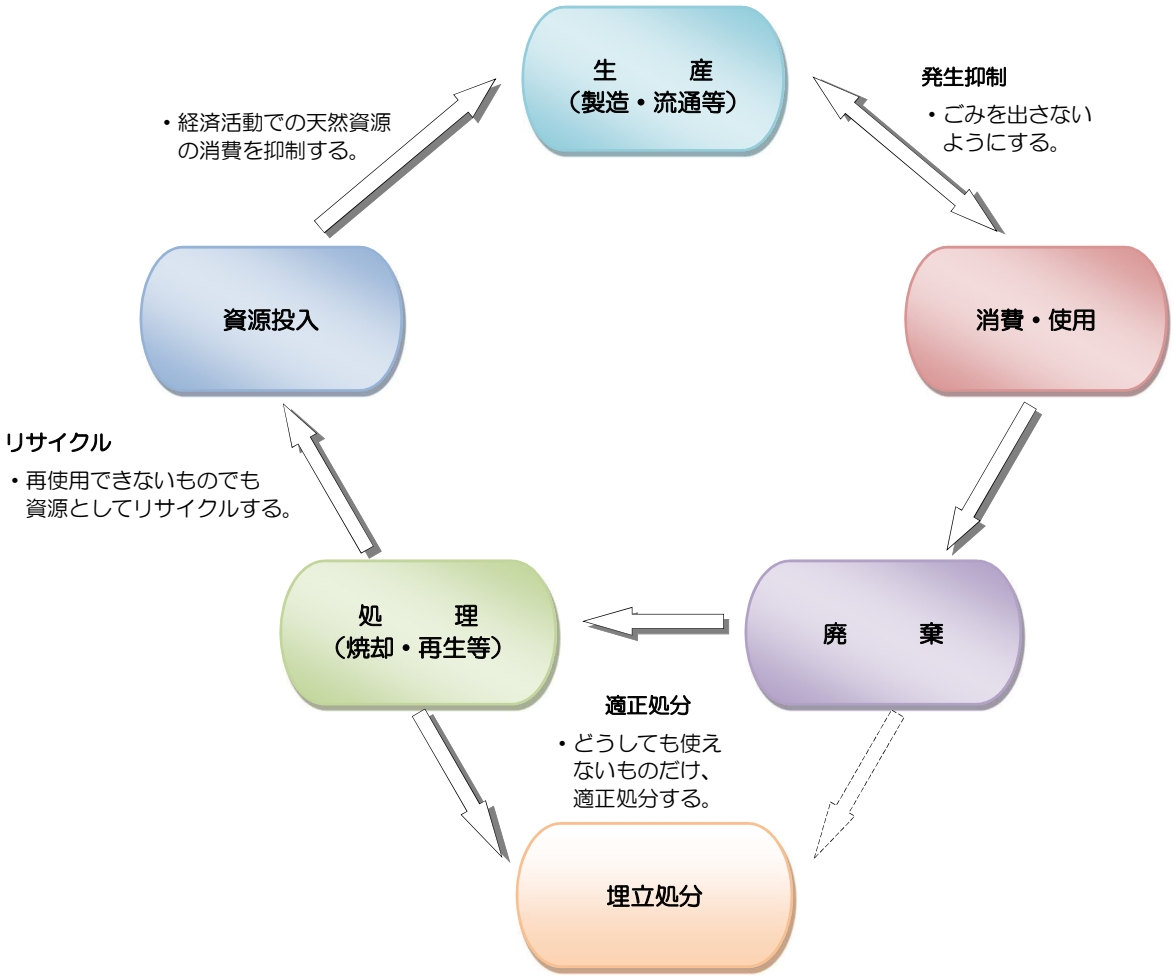

図 2.2.5.1　循環型社会形成図

5.1　発生抑制（リデュース）の推進

(1) 市民の取り組み

食べ物を残して生ごみとしないようにすることや､使用できる日用品や電気製品及び家具製造品をごみとして排出しないようにすることで、ごみの排出量が軽減できる。

(2) 事業者の取り組み

それぞれの事業活動において、ごみを外に出さない方法を検討・実践し、ごみの排出を抑制した事業所内処理を行う。

(3) 行政の取り組み

情報提供を行うとともに適切な指導と処理技術の方法を提示するなど､市民や事業者に対し、協働体制を維持しながら積極的な支援を行う。

ごみの減量に向けた施策

◆買　い　物

マイバッグの持参、再生品及びリサイクル商品の選定、過剰包装の抑制

◆家 庭 生 活

詰め替え商品の使用、調理法を工夫し生ごみを軽減

◆使用済みの物

フリーマーケットへの参加、集団回収及び拠点回収の積極的利用

◆排 出 対 策

生ごみの水きり、適正な分別強化

5.2　再使用（リユース）の推進

(1) 市民の取り組み

再使用できるものを積極的に使ったり、いらなくなってもまだ使えるものをフリーマーケット等へ出展、リサイクルショップの活用などにより、繰り返し使用することを心掛ける。

(2) 事業者の取り組み

事業活動において、使い捨て商品を避け、再利用できる商品を極力利用することで、繰り返し使用するというシステムを構築する。

(3) 行政の取り組み

リターナブル容器の再使用を徹底するためのシステム構築を検討し、リターナブル容器の優れたところや利用の必要性などを、環境負荷の低減やごみの減量化などの視点から幅広く理解を求める。

再使用への施策

◆フリーマーケットへの参加

フリーマーケットによる再使用、インターネット情報による開催会場の周知

◆リサイクルショップの活用

不要になった物を必要とする人が再活用

◆商品購入時の見直し

長く使える商品を使用、再使用できる商品の購入、修理可能な商品を選定

5.3　再生利用（リサイクル）の推進

(1) 市民の取り組み

空き缶及び容器包装紙パックなどを資源として、再び使用できる物は徹底した分別を行い、資源物として回収業者に提供する。

(2) 事業者の取り組み

それぞれの事業活動によって、資源として再び利用できるものは徹底した分別を行い、資源物として回収業者に提供する。また、資源の徹底した分別や行政の資源回収に対して自ら努力する。

(3) 行政の取り組み

資源物の分別収集及び集団資源回収、並びに拠点回収を継続・強化していく。

また、市民や事業者が分別して出しやすい仕組みを検討し実践していく。

さらに、情報提供などを行うことにより市民や事業者を支援し、積極的にリサイクルが行えるような社会づくりをする。

リサイクルの施策

◆資源化の徹底

資源の分別を徹底、事業系ごみの分別義務化、剪定枝などの資源化

◆資源物の拠点回収の強化

資源物回収拠点の拡充、リサイクル推進店認定制度の推進、容器包装資源化の独自ルートの検討

第 6 節　分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

本市は、ごみの減量や資源化について市民・事業者・行政が一体となって取り組んでいるところであり、循環型社会形成推進基本法の理念である「発生抑制・再使用・再生利用」の 3R を推進する。

生ごみは中空知衛生施設組合のメタン発酵処理施設（3 市 2 町共同処理施設）の供用開始に合わせ、広域化による処理を行っている。また、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律第 8 条(*1)に基づいて、容器包装の分別収集を行っている。更には紙パック・紙類・ビン類・金属などの集団資源回収を行っている。

(*1)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律　第 8 条関係

平成 7 年 6 月 16 日　法律第 112 号

改正　平成 18 年 6 月 15 日　法律第 76 号

第 5 章　分別収集

（市町村分別収集計画）

第 8 条

市町村は、容器包装廃棄物の分別収集をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、3 年ごとに、5 年を一期とする当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関する計画（「市町村分別収集計画」）を定めなければならない。

＊．本市では、『コレで安心！！ごみ分別辞典（平成 30 年改訂版)』を策定し、これを市のホームページ上に掲載することで、市民にごみの分別と出し方を周知している。

6.1 分別収集計画

(1) 家庭系及び事業系

家庭系ごみは、分別収集及び直接搬入に区分され、この体制は今後も維持していくが、関連リサイクル法の改定や社会情勢の変化などにより、必要に応じてごみの分別区分などの見直しを検討していく。

また、事業系ごみについては、収集許可業者による搬入及び直接搬入とし、排出される分別区分は現状で（特定品目を除き）家庭ごみと同様である。

表 2.2.6.1　分別収集区分（家庭系・事業系）

<table>
<tr><th colspan="2">項　　目</th><th>種　　類</th><th>収集・運搬体制</th><th>処理施設名</th><th>受入先</th></tr>
<tr><td rowspan="8">家庭系</td><td rowspan="7">・収集
・直接搬入</td><td>生ごみ</td><td rowspan="7">（収集）
市による定期回収
（直接）
直接組合に持ち込み</td><td>高速メタン
発酵処理施設</td><td>中空知衛生
施設組合</td></tr>
<tr><td>燃やせるごみ</td><td>運搬中継施設</td><td>中空知衛生
施設組合</td></tr>
<tr><td>粗大ごみ</td><td rowspan="3">資源リサイクル
プラザ</td><td rowspan="3">中空知衛生
施設組合</td></tr>
<tr><td>特定品目</td></tr>
<tr><td rowspan="2">資源ごみ</td></tr>
<tr><td>民間業者</td></tr>
<tr><td>・直接搬入</td><td>燃やせないごみ</td><td>（直接）
直接処分場に持ち込み</td><td colspan="2">赤平市じん芥処理場</td></tr>
<tr><td rowspan="6">事業系</td><td rowspan="6">・収集許可
・直接搬入</td><td>生ごみ</td><td rowspan="6">（収集許可）
許可業者による回収
（直接）
直接組合に持ち込み</td><td>高速メタン
発酵処理施設</td><td>中空知衛生
施設組合</td></tr>
<tr><td>燃やせるごみ</td><td>運搬中継施設</td><td>中空知衛生
施設組合</td></tr>
<tr><td>燃やせないごみ</td><td rowspan="3">資源リサイクル
プラザ</td><td rowspan="3">中空知衛生
施設組合</td></tr>
<tr><td>粗大ごみ</td></tr>
<tr><td>資源ごみ</td></tr>
</table>

(2) 資源回収

本市では、既に古紙の回収が行われているが、埋立ごみの中には、一部資源として再利用できる古紙類などが混在している場合があり、今後は更なる分別収集について取り組んでいく。

表 2.2.6.2　分別収集区分（資源物）

資源物の種類		分　別 区　分	収集・ 運搬体制	受　入　先
金属	アルミ	缶	市による定期回収 市民団体による集団回収	市 中空知衛生施設組合 民間業者
	スチール			
ガラス	無色	びん	市による定期回収 市民団体による集団回収	市 中空知衛生施設組合 民間業者
	茶色			
	その他の色			
紙	紙パック (*2)	紙パック	市による定期回収 市民団体による集団回収	市 民間業者
	段ボール	段ボール	市による定期回収 市民団体による集団回収	
	その他の 紙製容器包装	雑がみ (*5)	市による定期回収 市民団体による集団回収	市 民間業者
プラスチック	ペットボトル (*3)	ペット ボトル	市による定期回収 市民団体による集団回収	市 中空知衛生施設組合 民間業者
	その他の プラスチック製 容器包装 (*4)	燃やせる ごみ	市による定期回収	中空知衛生施設組合

第 7 節　ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

ごみの性状に対して区分毎にごみ排出量を算出し、処理方法を具体的に定め、適正な処理方法を確立する。

また、処理方法については、

① 収集・運搬計画
② 中間処理計画
③ 再生利用計画
④ 最終処分計画

について、それぞれ定める。

7.1 収集・運搬計画

廃棄物の収集・運搬については、周辺環境の配慮から衛生・安全・快適な維持管理体制などを保持することに努める。

また、廃棄物全般に渡って循環型社会形成を構築させていくために、一層の 3R 推進に対応できる分別区分とそれに応じた収集・運搬計画の体制づくりを推進していく。

(1) 家庭ごみ

① 収集・運搬の処理主体

処理主体は赤平市とする。

また、収集・運搬については、民間業者に委託する。

② 収集対象の区域

収集区域は、行政区域全域とする。

③ 収集・運搬の方法

本市は、平成 15 年度に 3 市 2 町の広域化による共同処理を行っており、分別区分の見直しについて現段階での検討は行わない。

【分別区分】

分別区分とその対象品目は、以下のように計画している。

表 2.2.7.1　計画分別の主な区分

区　分		対　象　品　目
生ごみ		野菜、果物のくず、食べ残し、お茶がら、ペットのふん、ティーバッグ、直径 3 センチ未満の骨、コーヒーの粉、生花　など
燃やせるごみ		紙類、小枝、布類、吸い殻、大量の草、プラスチック類、ひも、縄、貝殻類、食用油（紙か布に吸わせる）、革類、紙おむつ（汚物は捨てる）、厚さ 5 センチ以下の板類、ビデオテープ、カセットテープ　など
燃やせないごみ		包丁や鍋などの金属類、小型の電器製品、陶器、電球、ガラス類、びんのふた、ペットの砂、汚れたかんやびん、大きな角缶、園芸用の土、厚さ 5 センチを超える板　など
粗大ごみ		家具、剪定した枝、ゴルフ用品、煙突（円筒）、タイヤホイール、スキー、布団、パイプ、はしご、戸、畳、衣装ケース、発泡スチロール箱　など
資源ごみ	びん	ジュース、酒類、栄養剤などの飲料びん、佃煮などの食品のびん、しょうゆ・こしょうなどの調味料びん、リターナブルびん、風邪薬や胃腸薬などのびん、化粧品のびん（乳白色のびんを除く）　など
	缶	ジュース、ビールなどの飲料かん、のり、お菓子、缶詰類などの食品かん、油、わさびなどの調味料かん、ペットフードのかん　など
	ペットボトル	飲料用ペットボトル、しょうゆなどの調味料ペットボトル　など
	古紙	以下の 4 品目に分けて排出する。 1　新聞類 新聞紙、新聞の折り込み広告、チラシ、 ピンで留められた雑誌（のり付けされていないもの） 2　雑誌類 のり付けされている雑誌、封筒、ハガキ、 紙袋、模造紙や包装紙、カレンダー、ポスター、 パンフレット、和紙、西洋紙 3　ダンボール類 ダンボール、ティッシュボックスや お菓子の箱などの厚紙 4　紙パック 牛乳パックなどの紙パック （紙パックマークがあるものが対象）
特定品目		電池類、水銀体温計、水銀血圧計、蛍光管、ライター、ガス缶（スプレー缶・カセットボンベ）

④　収集方式

現在の収集方式により、現段階での見直しは行わない。

⑤ 収集体制

ごみの収集は委託で行っており、下表に示す計画収集を実施している。

表 2.2.7.2　収集体制

<table>
<tr><th colspan="2">ごみの種類</th><th>収集回数</th><th>費　　用</th><th>収集方式</th></tr>
<tr><td>生 ご み</td><td>野菜、果物のくず、食べ残し、
お茶がら、ペットのふん、
ティーバッグ、
直径 3 センチ未満の骨、
コーヒーの粉、生花　など</td><td rowspan="2">週 2 回</td><td>有　　料
(指定ごみ袋)</td><td rowspan="7">ごみステーション</td></tr>
<tr><td>燃やせるごみ</td><td>紙類、小枝、布類、吸い殻、
大量の草、プラスチック類、
ひも、縄、貝殻類、食用油、
革類、紙おむつ、
厚さ 5 センチ以下の板類、
ビデオテープ、カセットテープ
など</td><td>有　　料
(指定ごみ袋)</td></tr>
<tr><td>燃やせないごみ</td><td>包丁や鍋などの金属類、
小型の電器製品、陶器、電球、
ガラス類、びんのふた、
ペットの砂、汚れたかんやびん、
大きな角缶、園芸用の土、
厚さ 5 センチを超える板　など</td><td rowspan="4">月 2 回</td><td>有　　料
(指定ごみ袋)</td></tr>
<tr><td>粗大ごみ</td><td>家具、剪定した枝、ゴルフ用品、
煙突（円筒）、タイヤホイール、
スキー、布団、パイプ、はしご、
戸、畳、衣装ケース、
発泡スチロール箱　など</td><td>有　　料
(指定ごみ袋)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">資源ごみ</td><td>びん、缶、ペットボトル</td><td>有　　料
(指定ごみ袋)</td></tr>
<tr><td>古紙類</td><td rowspan="2">無　　料</td></tr>
<tr><td>特定品目</td><td>乾電池、ボタン電池、
水銀体温計、水銀血圧計、
蛍光管、使い捨てライター、
ガス缶　など</td><td>月 2 回</td><td>ごみステーション</td></tr>
</table>

(2) 事業系ごみ

① 事業系ごみとは

事業系ごみ（事業系一般廃棄物）とは、産業廃棄物に該当しないすべての事業系廃棄物を指し、廃棄物処理法の規定により、事業者は自らの責任において適正に処理しなければならないとされている。

［事業所の種類］

商店、飲食店、工場、事務所、銀行、学校、寺院、病院、旅館、精錬所、鉱山、発電所、老人福祉施設※1　など

（※1）養護老人ホーム、ケアハウス、老人デイサービスセンター、老人福祉センター、老人介護支援センター、認知症対応型共同介護（グループホーム）　など

② 受け入れ方針

事業活動によって排出される事業系一般廃棄物は、排出業者責任に基づき事業者自らの責任において適正処理することを原則とする。

本計画では、事業者が本市に対して協力するものとし、本市の処理において市民の日常生活から排出される家庭系一般廃棄物の処理に支障を来す場合は、その処理などについて事業者に協力を求めていく。また、多量の事業系一般廃棄物を排出する事業者については、運搬すべき場所や方法などについて具体的に指示していく。

なお、事業系一般廃棄物の排出に際し、発生抑制・排出抑制・資源化などの推進を図るため、事業者に対して徹底した分別を指導していく。

③ 受け入れ方法

分別基準は、原則として市民の日常生活から排出される家庭系一般廃棄物と同様とする。ただし、事業系一般廃棄物の中では燃やせるごみの割合が多いことから、紙類の分別及びリサイクルする方法について、事業者との相互協力を進めていく。

(3) 収集運搬業者及び一般廃棄物収集運搬業の許可

本市における一般廃棄物の収集運搬に係る業の許可については、家庭及び事業所などから排出される一般廃棄物の収集運搬に係る業の許可と、その他の一般廃棄物のうち道路維持作業などで発生した剪定枝などについての収集運搬に係る限定的な業の許可とに分けることができる。

本計画における収集運搬業者及び一般廃棄物収集運搬業の許可については、計画期間における一般廃棄物の排出量の推計から、収集運搬体制については充足している状況であり、今後も安定的な状況で推移していくよう、当面は現行の体制を維持していくものとする。

なお、今後は社会・経済情勢などの変化を勘案し、将来において分別収集の細分化や拡大・収集需要など、現行の収集体制に比して負荷が生じた場合には、事業者の参入や収集体制の新たな枠組みの構築などについて検討していくこととする。

7.2 中間処理計画

ごみとして排出される前に 3R によるごみの減量及び資源化を推進し、それでもなお排出されるごみに対しては、エネルギー回収や資源化可能物の回収を進め、最終処分場への負担をできるだけ軽減する。

(1) 中間処理方法

① 生ごみ

本市では生ごみについて、中空知衛生施設組合（3 市 2 町）による高速メタン発酵処理を広域共同で行っており、今後も処理対象ごみの性状及び分別区分に配慮した処理を行っていく。

② 燃やせるごみ

本市では、中空知衛生施設組合の中継施設に集積される燃やせるごみと、『生ごみ、燃やせないごみ・粗大ごみ・特定品目、資源ごみの選別による可燃物』を中・北空知廃棄物処理広域連合（5 市 9 町）のエネクリーンで、平成 25 年 4 月から焼却処理を行っている。この広域共同処理については、今後も継続するものであるが、焼却されているごみに含まれる紙類や布類について、排出者における分別や資源への意識向上を図っていく。

(2) 中間処理量

高速メタン発酵処理施設、エネクリーンで受け入れるごみは、現状の分別区分ごとに計画排出量が設定される。

7.3　再生利用計画

再使用及び再生利用によるごみの減量化を進めるため、今後も資源物の処理方法について継続的に検討を進めていく計画とする。

(1) 資源化の処理方法

本市では、処理対象ごみを分別区分毎にリサイクリーンへ搬入しており、資源化対象物は大別して缶・ペットボトル・プラスチック製の容器包装・びん・古紙等を処理している。

(2) 集団回収及び拠点回収

定期回収された資源対象物については、資源として再生利用を推進しているとともに、直接回収しない拠点回収及び市民団体・学校等による集団回収についても、適正かつ積極的に行っているところである。

7.4　最終処分場計画

最終処分場は、一般廃棄物処理の最終処理段階であることから、廃棄物処理行政を円滑かつ適正に進めるにあたって重要な施設である。そのため 3R の推進により最終処分量を削減し、適正に埋立処分する計画とする。

(1) 最終処分の方法

本市が所有する一般廃棄物処分場への埋立処分は、市内全域から発生する（家庭系・事業系）燃やせないごみと粗大ごみが大部分を占めている。その他、リサイクリーン（中間処理施設）から生ごみを可能な限り減量化・減容化した後に発生する残渣物や、資源ごみ残渣などを埋立処分している。

7.5　適正処理困難物等

適正処理困難物には、家庭系や事業系から排出される様々な廃棄物があり、大きすぎて運搬や破砕が難しいものがある。また、処分の過程で引火や感染、有害物質の発生などの危険が伴うものがある。こうした廃棄物は、現在、本市が持つ処理技術や設備では適正に処理を行うことが困難であるため、特定指定民間業者への委託による処理方法を取っている。

表 2.2.7.3　適正処理困難物一覧表

区　　分	品　　目	処　　理　　先
収集できない廃棄物	・一般廃棄物の事業系廃棄物 ・一般廃棄物以外のすべて	自己運搬若しくは収集運搬許可業者
処理できない廃棄物	産業廃棄物、家電リサイクル法対象品、廃タイヤ（自動車用）、消火器、LP ガスボンベ、オートバイ、ピアノ、農薬、劇薬、90L 超の石油タンク、ドラム缶	小売店、販売店等に問い合わせ ドラム缶はリサイクリーンにて直接搬入可

第 8 節　その他ごみの処理に関し必要な事項

8.1　災害廃棄物に関する事項

環境省では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法に基づく災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を確保・実現するため、大規模災害時において関係者が担うべき役割や責務を明確化するとともに、大規模災害時に備えた地域ブロックでの行動計画や国として行うべき事項について整理を行い、平成 27 年 11 月に「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」を策定している。

これに対応して、赤平市では「赤平市地域防災計画」で災害廃棄物に対する考えを整理している（以下、「8.1.1」に示す)。また、北海道においては、平成 30 年 3 月に「北海道災害廃棄物処理計画」を策定しており、より具体的な処理の方策を計画している。

今後は、本市においても北海道の計画と同様に、より具体的な計画の策定に向けた検討が必要になると考える。

8.1.1　赤平市地域防災計画

本市では、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、住民の生命、身体および財産を災害などから守るため、防災に関する業務や対策などの方向性を定めた総合的な計画である「赤平市地域防災計画（赤平市防災会議作成　平成 24 年 11 月修正)」を策定している。

赤平市地域防災計画は「本編」、「別表編」、「様式編」、「別図・資料編」、「新旧対照表」によって構成されており、赤平市の地域に係る防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関が、その機能のすべてをあげて住民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から保護し、本市防災の万全を期することを目的としているが、これらのうち廃棄物処理に係る部分を以下に抜粋して記載する。

第 11 節 廃棄物等処理計画（本編第 5 章　p56）

災害時における被災地のごみ収集、し尿の汲取り、死亡獣畜の処理等の業務については、この計画の定めるところによる。

１ 実施責任者

（１）ごみ及びし尿処理

被災地におけるごみ及びし尿処理は、地域住民の協力を得て、市長（市民対策部市民生活班）が実施するものとするが、被害が甚大で市単独では処理することが困難な場合は、北海道又は近隣市町村に応援を要請するものとする。

（２）死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときは、市長（市民対策部市民生活班）が実施するものとする。

（３）放浪犬等の対応

放浪犬の対応は、市長（市民対策部市民生活班）が行うものとする。

２ 清掃の方法

（１）清掃作業班の編成等

ア 清掃作業を効果的に実施するため、ごみ処理班及びし尿処理班等清掃作業班を必要に応じ編成し、処理にあたるものとする。

イ 作業にあたっては、速やかに被災地の現状把握を行い、収集計画を作成し、出動体制を整えるものとする。

（２）ごみ収集及び処理

被災地のごみ収集は、住民に協力を要請し、食物の残廃物及び伝染病の原因となるものから収集し、必要に応じて一般車両の出動を要請し、収集に万全を期するものとする。なお、処理については、市の廃棄物処理施設又は中空知衛生施設組合の処理施設を使用するほか、災害の状況により空地等を利用し埋立て又は一時集積し、後日焼却する等環境衛生上支障のない方法で処理するものとする。

（３）し尿収集及び処理

被災地の完全収集に努めるものとするが、処理能力が及ばない場合は、一時的に便槽内量２～３割程度の収集を行い、各戸のトイレの使用を早急に可能にするとともに、災害の状況により野外に仮設トイレを設置するものとする。

なお、処理は浄化センターを使用して完全処理に努めるものとするが、災害の状況により不可能な場合は、一時貯留して後日処理するものとする。

（４）死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場において行うものとする。ただし、交通路の損壊等により死亡獣畜取扱場への運搬が困難な場合には、保健所の指導のもとに埋却又は焼却等の方法で処理する。

なお、埋却する場合は１メートル以上覆土するものとする。

（５）放浪犬等の処理

災害により飼い主の元に戻ることができなくなったと思われる犬等を発見したときは、捕獲して収容し、住民に対してその旨周知するものとする。

8.1.2　北海道災害廃棄物処理計画

災害復旧の際には、粗大ごみや生活ごみなど、多くの廃棄物が一時に発生して順次排出されるほか、災害時はごみ処理施設の被害も想定されることから、広域的な協力及び支援が必要になる。また、被災家屋の処理などが行われ、多量のがれき類が長期に渡り発生する場合もあることから、仮置き場を含む処理体制の構築が必要となる。

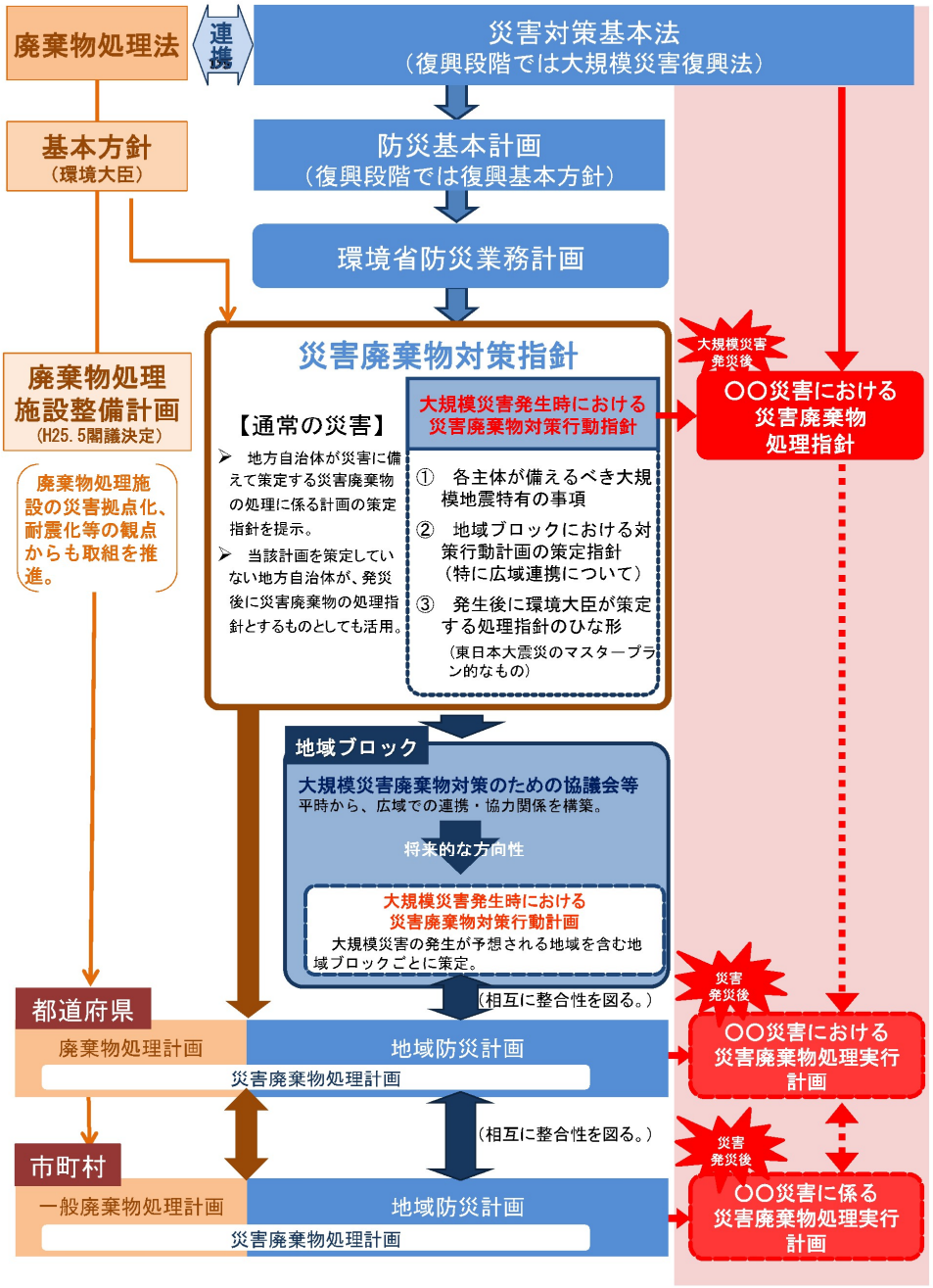

図 2.2.8.1　災害時の廃棄物対策に係る計画・指針等関係図

(1) 災害廃棄物の処理

災害などで発生した廃棄物を、適正処理するために必要な人員や予防設備等は、状況に応じて国や北海道及び組合関係市町などと連携を図る。

(2) 災害廃棄物処理計画の策定

災害時における応急体制の確保を目的に、災害によって生じた廃棄物などの一時保管場所及び仮置き場の配置、し尿処理及び避難生活から発生するごみの処理など、災害によって生じた廃棄物の広域的な処理・処分計画(災害廃棄物処理計画)の検討を進める。

〈災害廃棄物処理計画とは〉

北海道災害廃棄物処理計画に示される基本的事項を以下に整理する。

a. 基本的事項

イ　計画の目的

本計画は、災害からの早期の復旧復興に向けて、災害に伴い発生した廃棄物(以下「災害廃棄物」という。)の迅速かつ適正な処理を推進するため、発災時に道が対応すべき事項や、被災した市町村が、災害廃棄物を処理するために必要となる事項や関係機関の役割、備えておくべき事項等を取りまとめている。

ロ　計画の位置付け

本計画は、環境省が作成した「災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月改定)」や「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（平成 27 年 11 月)」に基づき、北海道地方環境事務所が策定した「大規模災害時における北海道ブロック災害廃棄物対策行動計画（第 1 版）（平成 29 年 3 月。以下「ブロック計画」という。)」を踏まえて、本道において大規模災害が発生した際に、市町村に対する災害廃棄物処理に係る技術的助言や広域処理の調整及び道全体の処理に係る進行を管理するため作成するものであり、道や市町村の役割や行うべき処理の方策等について定めるものである。

ハ　対象とする災害

本計画で対象とする災害は、地震災害及び水害その他の災害とする。

ニ　対象とする業務と災害廃棄物

本計画の対象とする業務は、一般的な廃棄物処理業務である収集・運搬、再資源化、中間処理、最終処分だけでなく、二次災害の防止や作業の一貫性・迅速性の観点から、「個人及び中小企業の損壊家屋・事業所等の解体・撤去」等も含むものとする。

また、対象とする廃棄物は、地震や津波、大雨等の災害によって発生する廃棄物等のほか、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物を対象とする。

なお、放射性物質及びこれによって汚染された廃棄物については、本計画の対象とはしていない。

表 2.2.8.1　対象とする災害廃棄物の一覧

区　　分	種　　類	内　　容
災害によって発生する廃棄物	木くず	柱・梁・壁材、水害または津波などによる流木など
	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
	不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず､プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック､アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	有害廃棄物	石綿含有廃棄物、ＰＣＢ使用機器、感染性廃棄物、化学物質、ＣＣＡ・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物等
	廃家電製品等	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	自動車	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
	船舶	災害により被害を受け使用できなくなった船舶
	腐敗性廃棄物	畳や被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	その他の適正処理困難物	消火器、ボンベ類などの危険物や、ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの(レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む)、漁網、石膏ボードなど
	津波堆積物	海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど
	し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からの汲取りし尿

ホ　役割分担（市町村部分のみ抜粋）

2　市町村の役割

災害廃棄物はそのほとんどが一般廃棄物と考えられることから、災害廃棄物の処理は基本的に市町村が行う。

発災後は、災害廃棄物の処理はもとより、平常時と同様に生活ごみの回収・処理を行うのと並行して、避難所ごみの回収・処理を迅速に開始するほか、仮設トイレの設置とし尿の回収･処理を行い、被災地域の衛生確保を図る。

災害廃棄物の処理にあたっては、適正かつ円滑、迅速な処理を行うとともに、可能な限り再生利用に努めて減量化を図る。

被災状況を踏まえて、道及び事業者等に対する支援要請を検討する。

(3) 災害廃棄物に対する対策の推進

表 2.2.8.2　三者による取り組み

役割分担	内　　容
市　民	災害廃棄物の発生に関する情報を行政に提供するとともに、回収や適正処理に協力する。
事業者	災害廃棄物の発生に関する情報を行政に提供するとともに、回収や適正処理に協力する。
行　政	災害廃棄物のごみについては、交付金制度の拡充を国及び北海道に働きかけ、その制度などを利用し適正処理に努める。

(4) 災害時における廃棄物処理などの特性

表 2.2.8.3　災害時の特性

状　　況	震　災　時
ごみの排出	順次、多量に排出
分別の排出	比較的分別可能
ごみの収集	順次収集
廃棄物処理施設	稼働停止により、処理体制に支障が発生
解体家屋の処理	大量に発生するため、長期的処理
ごみ処理	中間処理及び再資源化の徹底を図り、埋め立ての減量
仮設トイレ	避難者が多く、多数設置が必要
し尿の収集	長期間の仮設トイレ設置

8.2　不適正処理及び不法投棄対策

(1) 不適正処理

廃棄物処理法第 18 条（報告の徴収）及び 19 条（立入検査）に基づき、廃棄物が適正処理されていない疑いがある場合、行政は事実関係を確認するために報告聴取や立入検査を行う権限が与えられているため、速やかに不適正処理の確認について着手する。

（不適正処理対策）

- 廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策強化
- 廃棄物処理施設の維持管理対策強化
- 廃棄物処理業の優良化の推進など
- 排出抑制の徹底
- 適正な循環的利用の確保

(2) 不法投棄対策

不法投棄については、地域と一体となった普及啓発により、分別区分の徹底を進めるとともに、担当職員によるパトロールの強化を実施するなど美化に努め、警告板などの設置を行い、不法投棄の防止を図り環境保全に努める。

また、不法投棄の対象とされる民有地については、土地の所有者・管理者へ防止対策の指導及び要請を行うとともに、市民による通報制度の整備についても検討を行うこととする。

（不法投棄未然防止対策事業の事例）

- 不法投棄 110 番の設置
- 関係機関による不法投棄情報の提供と連携
- 民間警備会社への監視業務の委託
- 不法投棄監視カメラの設置
- 不法投棄防止警告看板の設置
- 不法投棄防止週間の実施
- 広報・啓発活動